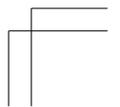
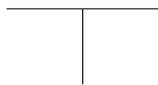
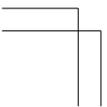
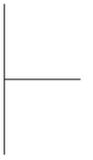
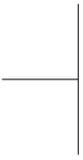
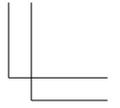
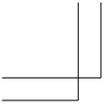


広島県立文書館資料集  
6

村上家乗  
明治二年—四年

広島県立文書館



## i 凡例

## 凡例

- 一 本書は、広島県立文書館資料集6として、広島大学文学部日本史研究室が所蔵する「家乗 続編巻之廿六 明治二年」、「家乗 続編巻廿七 明治三年」、「家乗 続編巻廿八 明治四年」を、「村上家乗 明治二年―四年」として刊行するものである。
- 一 本文の表記法は、原文の形に沿うようにつとめたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。
- 1 原本には本文のほかに頭書があり、本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行なったが、都合上、頭書の位置を変更した部分もある。
  - 2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するようにつとめた。明らかな誤字は訂正したが、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は必ずしも改めなかった。また、并(ならびに)は小字で示した。
  - 3 変体かなは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と、而(已)のみは、小字で示した。また、合体字方(より)・コト(コト)・シテ(シテ)はそのまま用いた。
  - 4 漢字の反覆に「々」「々々」を用いているものは「々」に統一した。「く」「く」は原文のままとした。
  - 5 原本の振りがなはそのまま残した。
  - 6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には(ママ)、推定できるものには( )、なお疑問が残るものには(カ)、脱字があると判断される部分には(脱カ)、誤って重複したと判断され

- る箇所には(衍カ)などと、それぞれ傍注を付した。
- 7 原文の虫損などで読めない部分は あるいは「□」とした。その場合(虫損)などと傍注を付した。
  - 8 適宜、読点(、)および並列点(・)を付した。
  - 9 平出・闕字は省略した。
  - 10 著者自身が文字を抹消または訂正した部分は、抹消文字の左傍に「、」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。また、抹消した文字が不明な部分はとした。なお、著者が返り点や線を加えて誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、とくに注記しなかった。
  - 11 著者が転記した部分には転記確認したという趣旨の「スミ」と朱書した貼紙があるが、これは省略した。
  - 12 内容上、補足説明を要する部分に\*を付し、注として巻末にまとめた。
  - 13 その他必要に応じて( )で傍注を付した。
- 読者の便宜のため、巻末に村上家乗関係系図、関係地図および人名・寺社名索引を付した。
- 本書のうち「村上家乗 明治二年」は平成二十一年四月から広島県立文書館古文書解読同好会第一グループのテキストに利用し、解読を進めている。なお、本巻の解読にあたっては、第一・第二グループ会員、校正では第二グループの奥本均・河内昭一・角保ますみ・下寺和男・関根玲子・高岡逸子・八田哲彦・湯川昇一各氏にお世話になった。
- 本書の解題・注は西村晃(主任研究員)が、組版は長沢洋(総括研究員)が担当した。

iii 目次

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	.....	明治二年	.....	村上家乘	明治二年—四年	.....	解題	凡例	目次
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
九	八	七	六	六	五	四	三	二	七	八	二	四	三	一						



v 目次

村上乘関係系図	注	十二月	十一月	十一月	八月	七月	六月	五月
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
(19)	三三	三〇	二七	二六	二六	〇七	〇三	一九
安芸国山県郡地図								
.....								
(17)								
安芸国佐伯郡地図								
.....								
(16)								
人名・寺社名索引								
.....								
(1)								

## 解題

広島県立文書館では、平成十五年度から隔年で、広島藩家老東城浅野家の家中、村上彦右衛門邦裕の日記「村上家乗 続編」を、「広島県立文書館資料集」として三冊刊行した。これまで刊行したのは元治元年（一八六四）から明治元年（一八六八）までの五年分である。今回の資料集6では明治二年（一八六九）から四年までの三年分を刊行する。

東城浅野家とその家中である村上家、そしてその三代にわたる日記「村上家乗」、作者などについては資料集3ですでに記したので省略し、ここでは資料集4と同様、本書が対象とする三年間の政治的経過を概観するし、作者とその周囲の動向について記すことにする。なお、作者は明治元年十月十九日に「彦右衛門」という通称を廃し、諱を「邦裕」から「裕」（ゆたか）と替えて名乗りとしたが、同三年五月十八日に通称を「三郎次」にしてそれを名乗り、諱も「邦裕」に復した。この解説では作者を「邦裕」に統一する。

### 一 政治・社会情勢と村上邦裕

本集が取扱う三年間は、欧米列強の軍事的・経済的圧力に対抗するため、明治政府が天皇を中心とした中央集権国家の構築を目指し、そのために大きな政治的変革を行った年である。王政復古が実現したとはいえ、実情は中央政府が徳川幕府から朝廷へ移っただけに過ぎず、各地では幕藩時代の諸侯による統治が存続していた。

## vii 解題

これを統治下に置いたため、政府は明治二年七月に諸侯に対して版籍奉還を許可し、引続いて同四年七月には廃藩置県を断行した。これにより、本書の主人公である村上邦裕も大きな時代のうねりを体験することになる。

広島藩では、明治初年の数次の藩政改革により行政機構は大きく変化した。慶応四年四月十二日の最初の改革、同年七月二十一日の二度目の改革についてはすでに資料集4で触れた。明治二年一月、浅野長勲は長訓から家督を継ぎ最後の広島藩主となるが、その直前の一月十三日に三度目の改正を行った。その第一は副総督を副総管と呼ぶなどの職名の変更、第二に評定・裁判の両職を設け、ともに政事堂に出仕させること（政事堂においては議政と行政を区別）、第三は試事寮の開設である。試事寮では、家中はもとより農商までに門戸を開き、才識技能を有する者を採用して「議事」を立てさせることにした。第四は職制の階級改定である。この改定では、上は副総管から下は御料理人に至るまで藩庁の全職制を七級に区分し、各級をさらに上・中・下の三等に区分した。これらの改革により、広島藩は従来のような藩士の家格・役職・禄高が統一された門閥制度を打破して人材登庸を図ろうとしたのである（七・八頁）。

同年四月十一日には、さきに設置した試事寮を廃止して城内鎖之間に公議所を開設、公議所定則を制定し、毎月二、七の日を会議の定日にした。これは、新政府から議事の制を立て公論を興し、世論を採用するよう指示され、その際には政府の公議所の体裁に基づくよう再三にわたり要求されたためであった。

同年八月二十四日の改革では藩庁の職制を大規模に改定した。これは前年十月に政府が諸藩の職制統一を図り定めた「藩治職制」を参考に、藩が調査研究した結果であった。まず藩政と家政とを分立し、家政局では浅野家の家政を処理することになった。次に藩庁職制の従来の等級を全廃、藩庁・家政局の職制をすべて第一級より第一五級までに統一された等級に位置づけた。従来在職していた各職員は同日をもって自然解任となり、新たな職員が任命されたが、元和五年（一六一九）に浅野家が広島に移封されて以来、家臣団の頂点にあり、代々

世襲により任じられてきた三人の家老職も例外ではなかった。ここに家老職は廃止されることになり、浅野忠英・上田重美・浅野道敏（東城浅野家では七月十一日に道興から道敏への家督相続が認められた）の旧家老三人は准一級に置かれることになった（六七頁）。新しい職制では、藩政を統括する政事堂のもと、郡政局（旧知郡局）・会計局・軍事局・市制局（旧町奉行）の四局を置き、別に政事堂が直轄するものとして祭祀・学校・公議所を置いた。公議所については十二月に「広島藩議事規則」と「議員組織法」を制定して、三ヶ月交替の議員を一局・一隊から数名ずつ出すことにした。明治三年三月二十一日、邦裕は当時在職していた郡政局の四月から六月の議員を命じられ、二十三日に定員外議員として議事に参加したが、四月以降は佐伯郡府へ出張することになったため、正式な議員として出席することはなかった。

家老職廃止の約半年前の明治二年二月十九日、広島藩主浅野長勲は薩長土肥の四藩主より約一ヶ月遅れて政府に対し版籍奉還の建白を行った。六月十七日に政府は版籍奉還の願い出を許し、各藩主を華族に列し、新たに藩知事に任じて藩内の行政を司らせた。これにより広島藩主浅野長勲も広島藩知事に任じられ、政府の地方官として扱われることになった（五一頁）。

藩主が版籍奉還の請願書を政府に提出したことにより、藩士もその家禄返還を藩主に願い出るようになった。上田家・三原浅野家に続き、東城浅野家も四月十八日に知行所と与力返還の請願書を副総管の浅野忠に宛てて提出した（三六頁）。版籍奉還後の七月十六日、藩知事浅野長勲は藩士卒を城中に集めてそれを許可し、全藩士卒の俸禄を一旦返上させ、九月には藩士へ給米を納入していた知行所も全廃し、すべて蔵米取りにした。これをもって家老以下、一〇〇石以上藩士による給知支配は解体された。十月二十七日、広島藩は士族・卒族の身分整備を行うとともに、秩禄制度の大幅な改定を発表した。この改定では「上薄下厚」の原則による大幅な秩禄高の削減が行われ、三万石の浅野忠英には現米一五〇〇石、一万七〇〇〇石の上田重美には八五〇石、一万

## ix 解題

石の浅野道敏は五〇〇石となった(八四・八五頁)。旧来の知行地からの年貢米に小物成を加えて石高の五割と考えると、旧家老の新禄高は一〇分の一に削減されたことになる。

旧家老の家禄削減にともない、家老とその家臣の周辺では環境が一変することになる。家臣団は家老家から離れて広島藩直屬とするなどの処置がとられることになった。これに当たり、家老家臣団は広島藩からすると陪臣に当たするため、その処遇が危惧された。十月五日、邦裕は用人佐藤友儀・堀尾誠意と連名で、参政石井正敏・神田直養からの諮問に答える形式で、東城浅野家元祖高勝以来の主従の絆の厚さを披歴して、五〇〇名に及ぶ家臣団の藩士への登庸について、格式を下げることなく、士分は士分として、歩行も同様に本藩へ登庸されるよう懇願するという趣旨の建言書を提出した。その翌日、東城浅野家では上屋敷焼火の間へ歩行以上の家中を集合し、邦裕からその経緯を説明した。邦裕の目からは思わず涙が流れ、一同も顔を上げることができなかった(七九頁)。十一月十三日、上屋敷で東城浅野家臣のうち、家司・用人、知行取・知行格の者が召されて饗別会が催され、主家から盃が下されるとともに、御前で刀を拝領し、肴料として五〇両を賜った。邦裕は「切々御懇之御義、不堪感涙頂戴」(九〇・九一頁)したと記している。父祖以来、長年にわたって仕えてきた主家が変わるといふのは、時代の趨勢とはいえ感慨深いものがあったであろう。

版籍奉還が行われると政府は七月に「職員令」を発し、それに基づき広島藩でも、十一月二十日に藩庁の職制を改定した。維新以後六度目の改革である。この改定では、藩知事のもとに大参事・権大参事・少参事・権少参事を置き、二十九日には各部課の実務を担当する大属・権大属・少属・権少属・筆生などを任命した。翌日、禄五〇〇石以上の上士は一〇級、五〇石から二五石までの中士は一一級、一五石または一〇石五斗の下士は一二級と定められたが、政府が諸侯の一門へは追って叙位があると通知していたため、広島藩では旧三家老の姓名を政府へ申報し、旧三家老を一門として特別に待遇することにして当面五級の扱いとした。この知事一

x

門への叙位については翌年九月十日に取り消されて、十月二十九日に旧三家老は一般士族と同様に士族大隊長の部下へ編入されることになった。旧家臣からすると忍びない処遇であり、邦裕は「実二何とも奉申上様も無之、恐縮至極之義也」(一五四頁)と記している。明治二年十二月二十一日、家老家臣のうち士分以上が登城し、藩知事名代の権大参事西村正倫より広島藩登庸の書付が手渡された。邦裕は広島藩下土に置かれ、現米一五石を給されることになった。翌明治三年三月八日には、三階級昇進して九級、郡政権大属を任じられ、佐伯・山県郡の担当となった。以後、廃藩置県まで民政担当吏員として郡政局へ出仕する。邦裕は十二月の任用は不本意であったが、三月の任用については「斯結構ニ被命候段者、御旧主様へ奉対候而も本意之次第也」(一一九頁)とその喜びを素直に記している。東城浅野家の旧家臣からは、平川静一郎が明治三年三月に権少属に挙げられ、その後には史生を経て、邦裕を飛び越して権大属(刑律係)へと異例の大抜擢を受けたほかは目立つた任用はなかった。

さて、郡政権大属に任じられた邦裕は、明治三年になると、担当郡である佐伯郡庁(佐伯郡佐方村)と山県郡庁(山県郡志見村)へ長期にわたり出張する。佐伯郡へは一度(四月五日～七月二十三日)、山県郡へは一度(八月二十七日～閏十月二十四日、十二月十日～年末)入郡し、郡庁で執務したほか、二度とも郡内を回村している。その目的は、第一回(佐伯郡、四月二十一日～五月四日、十三日間)が「条目」の読み渡しと、「変年手当所置振之義等」の演説、山県郡での第二回(九月十二日～二十一日、十日間)が毛上見分と免状下渡し、山県郡での第三回(山県郡、十二月十七日～二十二日、六日間)は「当度御改革之御趣意説論」のためであった。第一回回村の直後、邦裕は「諸村惣体表作者近年之豊熟ニ窮民食ニ着、一統人氣平穩、窃ニ恐悦を唱る也」(二二八頁)と、この年の麦の豊作を喜んでいるが、この背景には前年のいわゆる「巳年がしん」による農村の窮乏がある。

明治二年は、邦裕が何度も「不順氣」と形容するような肌寒い天候が続き、長雨や大雨によって河川が氾濫

## xi 解題

し、田畑が流出するなど大きな被害が出た。土用になっても気温が上がらず、邦裕が「暑」と記す日は数日に留まる。領内は天保飢饉以来の大凶作となったが、とくに山県・高田・三次・恵蘇の領内北部四郡では収穫が皆無となる村もあるなど、被害は甚大であった。明治元年九月にはすでに一石あたり一貫二〇〇匁に高騰していた米価は、同二年になっても高騰を続け、十一月には二貫一八〇匁に達し、三年八月初めに二貫七、八〇〇匁になったところでもようやく沈静化した。廃藩置県が行われた明治四年六月においても一貫六〇匁の高値をつけている。貧民の生活は困窮したが、財政難の広島藩では藩士の俸禄等を削減するなどのほか、十分な救恤を行うことができず、後述する廃藩置県直後に全領で発生した「武一騒動」の要因にもなっていた。山県郡を回村した邦裕は、農民の生活状況に関する見聞を本書には具体的に記述していないが、同郡では農民の窮状を幾度となく目にしたはずである。

明治三年十一月十五日、広島藩は九月に政府が交付した「藩制」に基づき、職制および事務分掌の最後の改定を行った。この改定では、藩庁の中心であった政事堂を廃して、学校・軍務・庶務・刑律・監察の五部とし、少参事・権少参事が各部を督し、知事・大参事が全体の藩政を統括する体制となった。この改定により、同月十七日に邦裕は権少属（農務係）、沼田・安芸・佐伯・山県四郡担当を任じられた（一六四頁）。

農務係権少属に着任した邦裕が明治四年に行った主要な職務は、四郡の神社調査であった。政府は、天皇の宗教的権威の復活をめざして神道国教化政策を進めた。その過程でそれまでの神社の仏教的色彩を排除しようとしたのが神仏分離政策であった。さらに政府は将来の社格決定に備えて全国の神社由緒等の調査を命じた。広島藩では明治三年十二月に神社調査を行ったところ、藩庁の神社帳簿とは大きな数の開きがあることが判明した。これは領内で江戸時代に多くの神社や小祠が勧請されたためであった。これら神社の由緒調査と整理とが農務係の大きな課題となっていたことが窺われる。同四年三月、農務係では各郡に役人を回村させて神社

併の推進を命じている。邦裕自身も三月二十九日に沼田郡江波村に出張し、長門島明神の神主渋谷(渋谷の誤りか)中興を呼び出して調査を行っている。五月十二日には四郡の調査結果を取りまとめて提出して、自らも「大ニ安心」するとともに、武井権少参事からもその仕事振りを誉められた。六月五日には、さらに同人から「当分神祇係且朝廷御調事一式」を担当するよう申し付けられた(二〇三頁)。このような矢先に突然廃藩置県が断行される。

明治四年七月十四日の朝、皇居に呼び出された在京の知藩事五六人を前に、右大臣三条実美が廃藩置県の詔書を読み上げた。版籍奉還によって府藩県の三治体制を実施し知藩事を命じたが、実が拳がらないので、国民の安全を保障し、諸外国と対峙するため知藩事を罷免、藩を廃して県を置くという宣言であった。

廃藩置県は多くの人にとっては覆耳に水であった。しかし予想された諸藩からの反発はほとんどなく、むしろ諸藩からは歓迎された。当時は窮乏する藩財政に頭を悩ませる藩が多く、廃藩置県により借金を政府が肩代わりするとなると、一部の藩を除いて反発は起こらなかったのである。

それは広島藩でも例外ではなかった。広島藩は、幕末期に有効な藩政改革を行うことができずに維新の動乱を迎えた。海岸防備や征長出兵で出費はかさみ、特に戊辰戦争後の広島藩財政は破局的な状態であった。このため藩は領内外を問わずできる限り借金を重ねたため、嘉永初年に約七二万両であった借財が明治二年には三七四万両へと、約二十年間で五倍以上に膨らんだ。また、藩は比較的手軽に発行できる藩札や米札を乱発した結果、天保十三年(一八四二)末に二万七六〇貫であった銀札が、廃藩置県時には銀札・米札合計一七万九四八二貫(世上流布分)と、三十年間で約一五倍にも達していた。

戊辰戦争に莫大な戦費を支出したのはどの藩も同じであった。このため多くの藩が贖金を製造して急場を凌いだ。だが、広島藩も同様に贖金の製造によって莫大な戦費の支出を図った。明治二年に贖金が外交問題にまで発

## xiii 解題

展し、政府の摘発が進行する中で、広島藩の公用人熊谷直彦は同年十月十一日に自訴状を中央政府に提出した。その後政府は明治二年五月の箱館平定以前の贋金製造関係者を赦免したが、広島藩ではそれで降も製造していることが発覚し、明治三年十月頃から元総管浅野忠、旧家老浅野忠英や、元勘定奉行伴資健らが政府の取り調べのため上坂を命じられた。藩庁だけでなく民間の贋金製造もこの時機に多数摘発されており、本書にもその検挙事例が多く見える。

さて、本書は明治四年八月四日、「今日竹館様之御発駕諸民大ニ慨、是非共御留り被遊候様ニ与」と記されたところで突然断絶する(二一六頁)。廃藩置県により広島藩知事の浅野長勲は罷免されて東京永住を命じられ、八月四日にその家族と前藩主の浅野長訓が東京へ出船することになった。しかし、その当日、城内竹之丸館から長訓一行の駕籠が門を出ようとするやいなや、別離を惜しみ、出発を引き留めようとする領内の民衆数千人(数万とも)が門前に集結してそれを阻止したのである。七日に長訓から県庁へ人民の説諭を依頼する親書が出されたため、広島県はただちに説諭書を下し、二四名の官員を八部隊に編成して県下各郡を巡回させようとした。本書に記されることはなかったが、邦裕も少属の堀禎二郎、権少属の松尾清太郎とともに高田・高宮郡へと向かっている。しかし、その後も城下へ集合する領民は増し続け、説諭が難しいと判断した県当局は、八日に官員を呼び戻した。九日には山県郡壬生村で説諭中の官員が、竹槍を持って乱入した多数の農民に襲撃されるという事件が起き、それを契機に城下の豪商や官員、領内各地で割庄屋や豪農宅がうちこわしを受けるといふ一大揆(武一騒動)へと発展する。本書が断絶している期間、邦裕は八月十五日には山県郡農民暴動鎮撫、九月十八日には佐伯郡農民鎮撫のためそれぞれ出張している。

本書は九月二十四日に再開されるが十月末までは草稿に留まり、清書されていない。本格的に再開するのは十一月一日からである。邦裕は新たに成立した広島県から、そのまま権少属農務係の事務取扱いを命じられた

が、武一騒動が鎮圧された九月二十四日に改めて県権大属（農務係）となり、続いて十月十日に民事勸業係に任じられた。以後、明治五年四月に鉄山業取約めとして租税課出勤となり（年給二五石）、同七年一月に少属に昇進（庶務課）、十二月に国史編修主任に任じられているが、その翌年六月に六十二歳で依願免職となった。

## 二 村上邦裕とその周辺の動向

村上邦裕は明治二年（一八六九）正月で五十六才となった。村上邦裕自身を取り巻く環境の大きな変化もさることながら、この三年間の村上家における最も大きなニュースは、明治元年に正式に邦裕の養嗣子となった敬次郎の英国留学である。明治二年一月二十日、敬次郎は田口太郎・遠野寅亮・西川虎之助の三名とともに洋学修行のため上坂し、晦日には大坂でさらに欧州留学を命じられた。同年七月十七日に写真二葉と一緒に邦裕のもとに届いた五月九日付けの敬次郎の第一報によると、四名と私費留學生中村孟を加えた一行は二月二十六日に長崎を出港、「六千余里之波濤」を越える「実ニ愉快之旅行」を経て、四月二十五日に無事英国の首府ロンドンに到着、「ロングス」という英国人のもとに入塾した。その後五人は分かれ、敬次郎は「フリキストム」へ移転、三年春には海軍へ入塾した。これ以外にも近況や、普仏戦争の戦況など、英国で見聞した事件も刻々と邦裕に伝えている。邦裕も田口太郎の父牛之助を通じて手紙を英国の敬次郎へ送るほか、西洋文明にも関心を抱き、牛太郎へ届いた太郎の日記の写しを借用して「忘眠一覽」し、「何分繁華文明実想像不堪、恍然其地ニ遊ぶか如く」と記している（一〇八頁）。

家老が廃止になると、三家老とも広大な上屋敷を維持できず、藩へ返還することになり、明治三年二月十一日、浅野道興・道敏父子は城内三之丸の上屋敷から下屋敷であった六丁目屋敷へ住居を移した。上屋敷にあった村上家も屋敷を明け渡し、五月十五日、場所柄が最良の表小姓町上、小鷹狩景の元屋敷へ引越した。このほ

## xv 解題

か、村上家では明治二年四月十日に、主家にならって、先祖祭祀を仏教から神道へ改め、遷座式を行った。また、四月十三日には、継母「慈君」の八十歳年賀を親類その他の関係者を招いて祝式を行っている。敬次郎の嫁として、辻家へ嫁いだ妹の娘である「たけ」を迎える段取りも進行する。

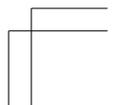
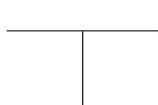
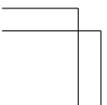
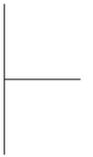
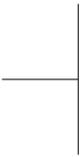
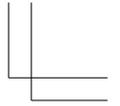
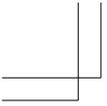
このように村上家一家の三年間はとりあえず順風満帆であったが、一方親類では種々の問題を抱え、邦裕の心配は絶えない。慶応四年二月六日に死去した邦裕の実弟である万之進の養家、森岡家では男子信太郎がまだ幼かったため、娘の「ます」の婿養子として高木来助の次男時太郎を迎えたが、経済的な問題も抱えているためか、その後も「内輪不締」(家内の混乱)状態が続いた。時太郎が主張するように未亡人「たつ」の心得違いが原因なのかはわからないが、「たつ」の再縁話や時太郎の離縁話が本書にも記される。この問題の仲介に立った邦裕もはなはだ苦々しい感情を抱いている。この森岡家の問題はとりあえず明治四年末までに具体的な動きはない。さらに万之進の遺児、信太郎(明治二年で八歳)も虚言癖などがあり、邦裕を悩ませる。邦裕は信太郎を「厄介」として引き取り、文武稽古などの教育を行うことにした(五三・五四頁)。邦裕の妻の実家、木野家では当主の謙蔵が慶応四年六月二十六日に無断で出奔し、大坂の妻鹿友樵の許へ向かって以来、行方不明の状態が続いている。東京へ移ったという情報を得て、人を立てて呼び戻そうとしたが、「又々身を隠、何れも今一際学事修業之上二而可帰」(一四二頁)という書状を残すというありさまであった。水谷伯母から木野家の姪「しづ」と水谷貢の縁談話を持ちかけられ、木野家へ話を進めかけたところ、貢からの内諾を得ていなかったため結局破談となり、木野家へ詫言を入れることになった。岡島平之進へ嫁いだ敬次郎の姉の「ちか」は出産したが、健康が勝れず離縁となり、実家の堀尾家に戻った。かわって平之進の後妻になったのは、邦裕の姪に当たる木野しづであった。

## 参考文献

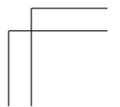
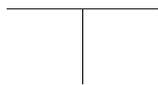
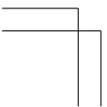
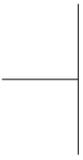
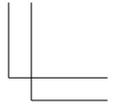
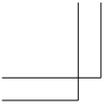
- 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九～九七年)  
『日本史大事典』(平凡社、一九九二～九四年)  
『芸藩通志』(一九一〇年)  
『広島県の地名』(平凡社、一九八二年)  
『角川日本地名大辞典』広島県(角川書店、一九八七年)  
『広島城下町絵図集成』(広島市立中央図書館、一九九〇年)  
『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)  
『三百藩藩主人名事典』(新人物往来社、一九八六年)  
『三百藩家臣人名事典』6(新人物往来社、一九八九年)  
『平成新修旧華族家系大成』(吉川弘文館、一九九六年)  
『広島県人名事典 芸備先哲伝』(歴史図書館社、一九七六年)  
『新訂増補 海を越えた日本人名事典』(日外アソシエーツ、二〇〇五年)  
林保登『芸藩輯要』(芸備風土研究会、一九七〇年復刊)  
高橋新一編『芸藩輯要人名索引』増訂版(一九九〇年)  
『維新史』(吉川弘文館、一九八三年復刊)
- 『維新史料綱要』(東京大学出版会、一九八三年覆刻)  
『芸藩志』(一九七七年、文献出版)  
『明治年間法令全書』二丁四(原書房、一九七四年)  
『明治天皇紀』二(吉川弘文館、一九六九年)  
『広島県史』(広島県、一九七二～八四年)  
『新北海道史』二 通説二(北海道、一九七一年)  
『東京百年史』二(東京都、一九七九年)  
『新潟県史』通史編六 近代一(新潟県、一九八七年)  
『兵庫県史』五(兵庫県、一九七五年)  
『尼崎市立地域研究史料館編』『尼崎地域史事典』(尼崎市、一九九六年)  
『新修広島市史』(広島市、一九五八～五九年)  
『三原市史』二 通史編二・四 資料編一(三原市、二〇〇六年・一九七〇年)  
『大竹市史』本編一(大竹市役所、一九六一年)  
『廿日市町史』通史編上(廿日市町、一九八八年)  
『安芸府中町史』一(府中町、一九七九年)  
『加計町史』通史編(安芸太田町、二〇〇六年)  
『八幡村史』(広島県山県郡芸北町役場、一九七六年)

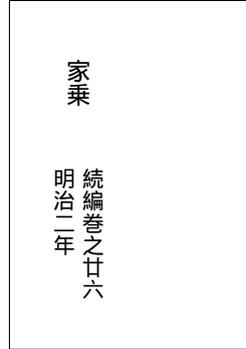
## xvii 解題

- 『美和村史』(広島県山県郡芸北町役場、一九七〇年)  
 『東城町史』一～六(東城町、一九九一～一九九九年)  
 小鷹狩元凱『元凱十著』(弘洲雨屋、一九三〇年)  
 小鷹狩元凱『坤山公八十八年事蹟』(林保登、一九三三年)  
 『広島県神社誌』(広島県神社庁、一九九四年)  
 『広島県の文化財』(広島県教育委員会ホームページ)  
 『幕末維新の芸藩と国老上田家展』(広島市文化振興事業団(広島城管理事務所)、一九八九年)  
 政治史・茶道史研究協議会編『上田家文書調査報告書』  
 上田家家政史料集成』(広島市教育委員会、二〇〇五年)  
 『日本刀大百科事典』(雄山閣出版、一九九三年)  
 松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)  
 寺田芳徳『日本英学発達史の基礎研究』上(溪水社、一九九九年)  
 小山 騰『破天荒(明治留学生)列伝』(講談社、一九九九年)  
 小松 裕『田中正造の近代』(現代企画室、二〇〇一年)  
 『宮本愚翁日記抜粋・恩ほうし』(広島県立文書館資料集2(広島県立文書館、一九九五年))  
 上田家文書(三原市立中央図書館蔵)
- 「公文録」：「広島県史料」(国立公文書館蔵)



村上家乗  
明治二年—四年





(表紙)

人皇百廿三代

御諱<sup>\*</sup>睦仁

明治元年戊辰御即位、從

神武元年辛酉二千五百廿

九年

今上皇帝御宇二年

明治二年龍次己巳

治國十二年

源<sup>\*</sup>長訓公<sup>才力</sup> 淺野長政公十三代、從安政戊午御壽五十八

齊家廿二年

紀道興公<sup>\*</sup> 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申御壽五十五

村上家乗 明治二年 4

家乗統編卷之廿六

明治二年己巳 村上七世裕君緯謹記

正月 大

元日、癸酉、晴、寒、慈君奉始皆々平安加寿、晡寅鼓後興、若水、神拜、廟拜、蓬萊、祝詞、大福、屠蘇、齒固、読書始、吉書始、右如恒規礼服二而行之、敬次郎同断、朝七字後、麻上下着出仕、於御居間御兩殿様御目見、益御機嫌能御重歳、御身祝御規式無御滞被為濟候恐悦申上、夫方御奥江出、御宇衛様江御目見、御祝詞申上、御蓬萊被下之、今年も干鯛者不差上候也、十字前退、旦那様今朝者二葉山并三之御丸稻荷社江殿様御名代御勤被遊也、夕二字後、為年頭御礼出仕、如例於御書院御兩殿様御列坐二而御(礼被力)為請、予御礼之節、奏者御用人堀尾誠意御礼錢鳥目五十足差上之、御熨斗御手自被下之、夫方総而之御礼相濟、席詰致し入夜退、今日者外向之賀客者西三人二不過、御家来中者一緒内之外者総而申置也、敬次郎昨年之通一緒内之外、師家并向兩家江回礼いたす也

二日、甲戌、雨、寒、朝忠宣様(英淺野)・重美様(上田)江為御祝詞罷出、序二左之通致回礼也

深町躬近 崎田勝文 久野 覚 久留杏造 山村静遠 丹羽 正

中川 央 坪内 操 木野氏

右久留之外者不残被留、致献酬、今日者西向寺・妙慶院江も參候積之处、雨甚二付右限二而帰候也、御城表御家中之御礼例年三ヶ日之分、今日午後二相成候之由也

5 正月

六日夜  
御手付熨斗  
御多葉粉盆  
御茶  
御菓子  
白羊羹  
巻せんへい  
御吸物  
すめ  
こち  
ふきのとふ  
御銚子  
御盃  
巻すし  
石焼かまぼこ  
平鉢  
れんこん  
くわゐ  
九年母

三日、乙亥、晴、暄、山村静遠・丹羽正・坪内操一時二祝詞二入来、致祝盃、折柄  
 旧臘御上ケ米一条之義二付申談候義有之也、夕方御用向之義二付忠宣様衆脇本尚雅  
 旅宿を訪、不遇、依而杉岡文碩江祝詞旁々寄、同人旧臘年頭御目見を被仰付候由二  
 而達而留、酒を饗、酒闌二して脇本尚雅も被来、深更二帰ル  
 四日、丙子、晴、両御用人始裏御多門要用之分へ平服二而祝詞二行、堀尾二而致祝  
 盃、二字後方夜前之約二依而脇本旅亭を第四街二訪、崎田勝文も被参、又山村静遠  
 も被来、御用向咄合、後酒出、久野秀太郎も被参、割奉行桑原熊太郎も会、入夜帰宅  
 五日、丁丑、晴又曇、暖、夕岩崎良之進へ祝詞二行、致祝盃  
 六日、戊寅、晴、暖、例時方出勤、一字退、夕方奥付佐久間藤之丞方今晚御方々様  
 毘沙門天江御参被遊、被為人掛を直二当家江被為成候御様子之旨紙面二而申越、兼  
 而老女喜久方も内々耳を吹くれ候故、何角屹与なく其仕構を致置也、夜六字後、御  
 方々様南露地門方当家裏通り毘沙門江御参被遊、夫方直二勝手座敷江被成御坐、頭  
 書之通至而輕干酒肴を差上ル也、女中皆々御供二而参ル、御取持二者佐藤友儀を頼、  
 岩崎およしをも頼、料理者田中実五郎也、土屋篤三郎何角を見合せ呉ル、御三方様  
 共殊之外御機嫌御麗わ敷、十二字後御立坐被遊、御土産与して鯛一尾、鱈二尾拜領  
 被仰付、御跡方中居・半下を呼、別之間二而酒肴給スル也、万端無滞相濟、忝安心  
 仕候也、御送迎二者露地門外へ出ル、当年者と力中年頭御礼来ル八日午後被為請候  
 二付、今夕皆々当到着、尤宮崎者居残也、当年者久振二揃而出府被仰付候也、深江  
 静衛者当家表江被来候二付、夕卒与見舞也、夜中御成之節者被為召而被出也

村上家乗 明治二年 6

八寸 きぬいか  
 井 わけき  
 井 あけ身  
 からしわへ  
 提重箱  
 一かすの子  
 二きんひら牛房  
 三煮まめ  
 和泉川  
 鉢 差身  
 御次用  
 井 酢かき  
 にしめ  
 鉢 牛ぼう  
 石やきかまほこ  
 あらいも  
 鉢 こんぶ  
 鉢 はらすし  
 鉢 かれぬ  
 そうめん  
 以上

七日、己卯、晴、暖、早朝御輿御次迄夜前之為御礼罷出ル、例時出勤、夕一字退、夕深江静衛・吉田与九郎入来、与九郎者留而酒を饗入ル也、静衛者重威与被名乗、与九郎者正勝与名乗也、与力出府之旅宿へ使を以見舞申遣入也、夜小鷹狩介之丞殿を訪、深更迄咄入、酒出ル、内密御用向有之也

八日、庚辰、雪降、風烈、余寒殊強、朝東城与力出府二付為伺御機嫌被出候付、如例出仕、致心对、又午前方出仕、与力御礼与して登城二付如例挨拶二及也、夕又与力御礼被為請候二付出仕、致席詰、与力御礼、引続隠居・倅組之御礼も有之、敬次郎始而御礼無滞申上候也、一昨日拜領之残肴も有之、敬次郎始而御礼申上候祝意相含、且昨年来之含事も有之、堀尾嘉善其外家内不残、矢野・大島家内、三宅内外夫婦を呼饗入

九日、辛巳、晴、余寒少甘、例時出勤、夕三字退、吉田与九郎御手洗宇津神社へ宿願之義有之、参詣被致候由二而入来之由也、退出後深江静衛を呼、御用向承ル、示談役三人共会、跡二而酒を出入、其節渡辺寛も折柄招く也、昨日午後崎田勝文入来、内用向也、御両殿様御名乗左之通御改被遊候二付、名乗・通称共右文字并唱同様之分致用捨候様二与被仰出也

殿様  
 長訓公  
 若殿様  
 長勲公

## 7 正月

十日、壬午、晴、寒、例時出勤、四字退、山村靜遠用事有之、入来、夕方堀尾へ被招行、深江重威・佐藤友儀・大島正雄会、有饗、近江守様（浅野長厚）今日御出府、南御門外御屋敷二被成御坐候由也、若殿様来ル十五日御出船、御上京被遊、近江守様御同船二而御上京被遊候旨被仰出候由也

十一日、癸未、晴、寒、朝久野覚祝詞入来、酒吞、敬次郎日曜日二付帰ル、夕一字出火二付出ル、白鳥高野土井町家五軒焼失之由、無程及鎮火

十二日、甲申、晴、又余寒、例時出勤、五字退、同時八丁馬場出火二付直三出ル、田中正夫殿屋敷一軒焼失、類焼無之由、入夜鎮、旦那様御出馬被遊也、森岡弟婦来宿、夜深江座敷江被招行、慈君・家小毛同断、有饗、示談役三人、渡辺寛会又、若殿様十五日御出船御延引、十七日御出船被仰出候由也

十三日、乙酉、晴、寒、例時出勤、四字前退、御馬場江出、調練致見物也、今日此御方様・重美様御登城被遊、其外も登城有之、左之通被仰出、職制階級七級廿一等二相成、御家老并副總管第一級上等、御中老同中等、大寄合同下等、第二級以下夫々有等、第四級以上馬持之御役格、第五級百石以上之御役格、第六級御中小姓以上都而土分、外様御馬回り者大禄二而も第六級中等之由、第七級者御書翰方以下御料理人迄、每級都而三等二定候由也

## 御直筆写

人才登用、遺賢無之義即今之急務二候得者、爾後総而家中者勿論、農商二至ル迄才識技能有之輩者試事察江可差出事

右之趣いつれも江可申聞候

正月

浅野忠殿\*

先般朝廷御一新之折柄、於御国も御政令御改革被遊、旧来之御年寄役并御用達所御廃止相成、一国之諸務四局二分而是を管ラシメ、政事堂ニテ是を総括裁定被遊、全拳国巨細之事件淹滞無之様トノ御趣意八兼而被仰出候通ニ候処、暇々御実効モ不相攀ヨリシテ八深ク御痛心被遊、弥以人材ヲ進メ、共ニ御更張被遊度思召有之、付テ八今般更ニ評定・裁判之兩職并ニ試事寮及官制階級被為立、格禄八其職任ニ附シ、其人ニ歸セスシテ、広ク内外之人材御擢用被遊度候義ニ候得者、銘々御趣意之程堅ク致体認、其職掌ヲ尽候義可為肝要事

正月 別ニ職制・階級者略之

辻おたけ・吉弥泊掛ニ来ル也\*

十四日、丙戌、雪降烈、寒、今日御吉例之通御門前ニ而御爆竹有之候得共、一昨冬方之御厳省ニ付予等出ルニ不及、慈君武内保之進方物見へ御見物ニ御出被成也、夕方辻政徳入来、酒を饗、子供等も返ル、森岡おたつも歸ル也、慈君夜御奥江御祝詞ニ御上り被成、御酒御戴キ被成也、山村方明日四時御用召之旨為知来、深江重威暇乞入来

(静遠)

十五日、丁亥、晴、余寒猛烈、深江今晝出立ニ付聊酒肴を饗、例時出勤、五字後退、慈君・家小堀尾江祝詞ニ參ル、祝酒出候由

9 正月

十六日、戊子、快晴、例時出勤、五字退、吉田与九郎夜前御手洗宇津之神社方帰着之由二而入来、酒を饗、旦那様・道敏様御発駕前為伺御機嫌今日御登城被遊也（浅野）  
 十七日、己丑、曇、夕雨、暖、吉田正勝旅宿へ暇乞使遣又也与九郎事也、殿様今日午前御発駕、水主町より御乗船、宇品方豊安丸江被為召候由也、夕山村江此間為知之趣二付歎二行、被留有饗、入夜帰、敬次郎帰り、今日田口太郎殿方御用向二而呼二来参候処、為洋学修行大坂江被遣候間、来ル廿日出船候様、委細者手許江被承合候様、此段従手元相達候様二との事二候旨被申聞、尤全体者御尊父江何れ方可被相達筈二候得共、先例等も無之義二付右之通二手許方（浅野）

（挿入文書表）

御手付のし  
 御多葉粉盆  
 御茶  
 御菓子  
 よつかむ  
 巻せんへい  
 すめ  
 御吸物（うを）  
 まくり  
 平鉢 巻すし  
 御銚子

（挿入文書裏）

十六日、快晴、例出、五字退、与九郎入来、  
 山、御登城、御暇乞御登城也  
 十七日、御発艦之事、曇、夕雨、暖、吉田へ使遣入、夕山村江歎二行、田口江敬次郎被呼、洋行之達有之  
 十八日、晴、寒、静（平山）一郎を田口へ遣入、敬次郎暇乞二行、例時出、夕五字退、夜岡田（湯川忠義）安御用召有之、小川倫郷殿方云々申来、為洋学修行大坂へ被遣、来る廿日出船候様、委細之義田

三ツ組 御盃  
 かすの子  
 さんひら牛房  
 煮まめ  
 石焼かまほこ  
 れんこん  
 くわぬ  
 ひしき  
 九年母  
 八寸 あぬ子  
 井 かすの子  
 引替 ねぎ  
 井 あけ身  
 からしわへ  
 魚  
 後鉢 鯛めん  
 前鉢 さし身  
 ほら  
 御次用  
 井 酢かき  
 せり  
 鉢 にしめ  
 にんしん  
 牛ほう  
 石やき  
 あらいも  
 こんぶ

口太郎承合候様二との義二候、此段御受仕候  
 十九日、晴、寒、朝田口へ行、同方へ酒肴贈  
 儿、御仕向五両、上方も金子御贈、例出、一字  
 退、山村入来、敬次郎洋学所其外へ行、短刀  
 廿日、晴、暖、敬次郎午後出船、案内事、夜佐  
 藤へ皆々被招  
 廿一日、雨、暖、二葉山御祭礼、穩便  
 廿二日、雨、暖甚、休日、夕渡辺・堀尾佐藤  
 家内  
 廿三日、晴、暖、例出、五時退、妹帰ル、夕  
 慈君家へ、三宅へ被招、辞入、啓蟄、節宣様  
 御誕生  
 廿四日、曇、又寒、朝貞之助来、森岡取替米之  
 談、例出、夕四字退、御祠堂御祭、忠様へ御  
 出、明日渡辺江案内、辞入  
 廿五日、晴、寒、例出、五字退、岡島安産  
 廿六日、晴、暖、朝三人来、山村静遠入来、神  
 田・白鳥  
 廿七日、雨、暖、例出、四字前退、三人来

11 二月

三日、今朝足助九一郎殿  
從京都<sup>(衍カ)</sup>御使者与して被  
出、先月廿四日殿様御隠  
居、若殿様御家督被為蒙  
仰候二付、若殿様之御意  
被申上候由也

二月 大

朔日、癸卯、晴、寒、例時出勤、夕六字前退、附足輕春御貸米渡ル、米価世羅米  
石壹貫百五拾匁之由也、虎次郎<sup>(田川)</sup>下宿致入也、旦那今日二葉山江御両殿様御名代御  
勤被遊候由也、今朝辻政徳人来、吉弥今日方素読所へ出候由也、上之御趣意二准  
先靈を神位二勸請致候含有之ニ付、神鏡注文大坂江申遣候義大島正雄へ囑也  
二日、甲辰、雨、余寒聊甘、朝方午時迄佐藤・堀尾<sup>(誠意)</sup>・大島正雄来、御用向取計也  
三日、乙巳、晴、午後風烈、折々雨飛、朝大島正雄へ挨拶、岡島平之進江挨拶并安  
産之歡二行也、素読所講釈へ出席、夫方直ニ出勤、夕三字退、森岡之方来ル六日  
浄誓院一周忌ニ付、五日ニ慈君御出被成候様ニ与時太郎申来候由也、夕示談役来、

鉢 はらすし  
吸物 蛤  
鉢むし 蛤  
鉢 魚めんかけ

廿八日、時々雨、寒  
廿九日、晴、寒、朝三人来、信太郎<sup>(森岡)</sup>来、当月  
廿四日<sup>(ママ)</sup>、様御願之通御隠居、様御家督無  
相違御相続被仰出、直ニ右御礼被仰上候段申来  
候、尤其段足助九一郎<sup>(久カ)</sup>を以被仰下候得共先此段  
為相知候事  
卅日、晴、朝寒、例時出掛、佐藤・渡辺・堀尾  
へ行、夕御用談、先祖以来歴代之通称相用候輩  
も有之候得共、向後用捨可仕旨被仰出候

村上家乗 明治二年 12

八日、予此間以来腹裏不  
 旋二而致服薬候二付、文  
 碩来診、今少不和之处有  
 之旨申聞也

同日

春分

夜四時一分

御用向申談

四日、丙午、晴、朝寒、午後少暖、朝山村・丹羽・木野へ先達而之挨拶二行、山村  
 二而八聊御用向毛含参候也、坪内操へ毛先日御用人次席・御勘定奉行頭取・御知行  
 所奉行兼帯被仰付候由二付、歡二参儿也、十一字前出勤、三字退、夕示談役来、御  
 用向申談、今日者稻荷祭之神酒有之候故跡二而饗入

五日、丁未、晴又曇、寒、朝之内示談役来、夕英法調練見物二御裏へ出儿、森岡  
 へ慈君者御出不被成二付虎次郎を手伝旁々遣、内仏代拝為勤也、左之通御移檄出儿  
 自今殿様を前少将様与御唱被遊、尤於御内輪八御家中二而未々迄竹之丸様与奉唱、  
 若殿様を殿様与奉唱候事

六日、戊申、晴、暖、朝森岡法事二付西蓮寺江代参虎次郎遣入、例時出勤、夕二字  
 後退、宅二而御用向申談、夜家小興徳寺江参、妙慶院・西向寺・西蓮寺等へ参候也  
 七日、己酉、曇、寒、夕雨、朝山村静遠入来、無屹御用向也、例時出勤、夕三字  
 退、宅二而御用向申談、今日浅野忠様御出、御乘馬被成候由也

八日、庚戌、夜来風雨烈、朝晴、又時々過雨、終日風烈、又寒、朝示談役被来、御  
 用向申談、夕西蓮寺江参、夫方水谷江祝詞旁々行、河瀬尚・堀田正員江毛行、浄念  
 寺江挨拶二行、水主町迄回り候積之处、出水二而渡舟止り居候二付直二帰儿、途暴  
 風雨二逢、大腰掛江避儿

九日、辛亥、曇時々微雨、寒、例時出勤、夕二字後退、宅二而御用向申談

十日、壬子、晴、余寒強、例時出勤、夕二字退、宅二而御用向申談

13 二月

十三日

為洋学修行大坂江被遣  
旨被仰出

\* 三宅八太郎

為洋学修行於大坂佐藤  
鱗太郎殿江罷越度、当  
年中御暇願之通被仰出

渡辺吉太郎

同日記之星出平八郎殿

御屋敷番二者無之、御目  
付也、近頃御屋敷番者相  
止、御目付被詰候由也

十一日、癸丑、快晴、朝寒、午後稍暖、朝之内宅御用向申談、先今日二而一応相約、  
午時何れも退也、酒井雅楽頭様二而晴光院様御卒去被成候処、泰宋院様御妹、寿操  
院様御叔母之御続二付、從昨日方諸事穩便二付、火之元別而念入候様、尤普請作事者  
昨日一日用捨可致之旨夜前被仰出也、殿様当月四日於御所参与職被為蒙仰候二付、  
為御使者小島貞固殿被帰、明後十三日朝御並様方江御意被申参候筈之由也、祠堂建  
立之場所座敷庭生垣之西外浄地を定、今日地固メを為致、兵蔵手（森島）伝呉る也  
十二日、甲寅、晴、寒、朝宅二而御用向有之、十二字方出勤、夕五字退、敬次郎出  
船後様子も不相聞候二付、今朝田口江尋二遣候処、去ル九日二同方へ書状相達、何  
れも先月廿七日二大坂着、翌廿八日二上京致、揃而無事之趣、当朔日出を以申来候  
之由也、其後遠野繪郷殿方も、得井満四郎へ伝言を以皆々廿六日着坂、無事之趣、此  
間辻維岳殿帰着二而被承候趣為知被呉也  
十三日、乙卯、曇、午後雨、少温、朝素読所講釈二付出席、相濟十二字出勤、夕五  
字退、敬次郎方当月六日出之書状達入、船中無滞去月廿七日着坂、夫方田口太郎殿  
京師江御用向二而被登候二付屬し而登京、廿九日京着、当月四日下坂、同六日同所  
御屋敷番星出平八郎殿方被相達候旨二而、田口太郎殿左之通被相達、忝奉存候旨申  
越也

為洋学修行

大坂江被遣候処、

為学事修行

御名家来

村上敬次郎

外衛\*  
 実者覚道院様御四男、  
 後浅野之御称号を被  
 下、又其後上江御引  
 揚二而、長訓公御舍  
 弟二被為成當時之戀昭公也、  
 室八讚岐娘  
 長勲公  
 長訓公御養子  
 惟聡  
 浅野家相統  
 於龜  
 此度御内約之御方也

歐羅巴江被遣  
候旨被仰出

右者遠野寅亮殿・西川理三郎も同様、外二中村孟も同様二被仰付候由也  
 十四日、丙辰、雨時々零、寒意依然、朝素読所へ課試見聞二出ル、午後道敏様御  
 素読二出ル、一昨日方洋学御退塾被遊也、近江守様浅野長厚今日吉田表江御発駕被成候由、  
 從京師者此間被為人候趣也、昨記二有之敬次郎於大坂被仰付之趣者、今朝御用人中  
 江紙面を以及案内也、夕重美様御用談として御出被為在候由也  
 十五日、丁巳、曇或晴、寒意不退、例時出勤、夕五時退、於京師薩・長・肥前・土  
 之四侯、王政御復古二付而版籍返上之建白有之、因州・肥後・佐土原も右二同意之  
 建白二相成、当御藩二も御同意之御建白二相成候歟之由内密承之、又四海一家之御  
 大議を以管根始諸所之関所御破却二相成候由也  
 十六日、戊午、曇、春寒強、例時出勤、夕五時退、妙慶院江代参申付  
 十七日、己未、晴或曇、時雨之氣あり、寒、渡辺寛倅吉太郎洋学修行志願、速二御聴  
 届二相成候挨拶并暇乞使遣候挨拶として朝之内被来也、右吉太郎并八太郎共夜前出  
 船也、右兩人共昨日此方へ為暇乞来候由也、浅野惟聡殿妹於龜殿を御引取被置、追  
 而道敏様江御縁組被遊度旨堀江直規殿を以今日御内約被遊候二付、十字前方出仕、  
 直規殿江及挨拶、御内約被為済候後、御表・御奥共御次迄恐悦二罷出ル、素方平服  
 也、今晚御奥江予并慈君・家小共被為召候御様子之旨佐藤友儀方被申聞、御受申置  
 也、夕道敏様御部屋江罷出、御素読御訓導申上候也、夜中御奥江被為召、何れも

15 二月

長懋公  
齊賢公御舍弟覺道院  
様

浅野主鈴\*

浅野左門江被下、後別

家

関尚之丞\*

右同人江被下、後関蔵

人養子、又后御上江御

引拳二而長訓公御舍弟

二被成、当時之懋績公

也

沢外衛

浅野権大夫江被下、後

沢讚岐婿養子、余八前

二詳也

浅野出雲\*

右同人江被下、後浅野

内膳養子

罷出、御酒・御吸物段々御着頂戴仕、堀尾誠意夫婦・老室被出、今日御祝之御趣意二

者不被為在候得共、御残肴も被為在候二依而召候御様子也、家小始而罷出候故、紅

魚一尾御内々差上候也、十字後退、田口太郎殿方去ル七日大坂発之書状達、九日・

十日比之内二者横浜江向被參、同所方航海之積二有之、敬次郎、其外共無事二付安

心致候様二与申来、横浜方欧羅巴江者月々飛脚船往来有之由也

十八日、庚申、曇、朝之内少々雪飛、午後者時々過雨、風烈、寒、道敏様今晚七時、

御供揃二而石内村江御出被遊二付、為御供罷越、九字二点比同所御着、御出宅者五

字比也、夕練兵場江御出、御見物被遊

十九日、辛酉、晴、少暄、朝水晶山江御探蕨二御出、御供仕儿、蕨者未多生、纒二

出地位也、殿様参与職被為蒙仰候御歎、明廿日惣出仕、御両殿様へ御帖附之旨昨夕

從広島申来候付、今夕被為入、五字後石内村御立、八時後御機嫌好御帰館被遊、御

供二而帰宅、今日者榎木谷通被為入也、今日左之通遠野繪郷殿方予江申来候由也

別紙之通御手元迄為心得無屹度相知せ置可申との事二御座候、以上 二月十

九日

九日

村上敬次郎

右洋字為修行大坂江被遣候処、欧羅巴江三ヶ年之間被遣候事

但、本文之通二付此先入用金仕送、且又書状往返之儀八大坂御屋敷二而引受

世話有之筈二候事

二月十八日

村上家乗 明治二年 16

廿日、此度御注文通出来  
 之御銃器左之通  
 一 スペンセル七発銃也  
 拾五挺  
 一 スタール  
 元込之  
 騎銃也  
 拾挺  
 一 ショルトエンヒール  
 百拾挺  
 右之内スタール二挺不足  
 外ニエンヒール五十挺  
 新ニ増御買入、都合百  
 八十三挺也

右敬次郎方申越候与者文言不同候得共、敬次郎江之達者由達ニ而有之たる故、右様之詳略異同モ有之しなるへし、慈君今日辻江御出被遊候由也

廿日、壬戌、雨、終日霖々、寒、朝丹羽正入来、当月集会同方江引受申度旨ニ付而也、夕道敏様御素読ニ罷出、遠野編郷殿方紙面を以敬次郎無事、去八日・九日之内二者必大坂解纜之様子ニ相聞、且同行之面々言人江年々俸金千円ツ、上方御仕向被下候趣ニ相聞候旨為知被呉也、一昨冬於崎陽英商オールト江注文申付置候御銃器、全体昨年六月二者相調候筈ニ有之候処、段々と延引ニ相成居候処、去冬来中川吉兵衛中島屋事心配ニ而、此度不残来着致、一昨日予留守中ニ皆々御取入ニ相成候処、器も至而宜敷有之候由、大ニ致安心也、今日御奥江先夜之御受ニ出候也  
 廿一日、癸亥、晴、聊暖、例時出勤、夕五字後退、丹羽正方来ル廿三日集会治定之旨申来也、左之通被仰出也  
 先般御祭奠御改、御歴代様等御忌日御謹慎被遊候内、年々左之御日次者別而重キ御謹慎日ニ付、御家中始末々迄鳴物停止、諸事穩便ニ仕、火之元別而念入候様更ニ被仰出

但、是迄毎月之御忌日八御用捨不被遊候事

饒津大明神 御忌日 四月七日

齊肅公 御忌日 正月十二日

慶熾公 御忌日 九月十日

廿二日、甲子、晴、夕曇、少暖、朝十一字後出勤、夕四字前退、退出後西向寺江

17 二月

廿四日

清明

今曉八時七分

參、夫方田口太郎殿留守并遠野繪郷殿を訪、敬次郎江書通之便宜等委細二相頼置也  
廿三日、乙丑、雨、寒、朝素読所講積江出席、夕四字後丹羽正方集会へ參、崎田  
勝文被參、安井元哉・小野秀平会、夜八字比歸毛、堀尾方今夕何れも參候様申來候  
得共辞入

廿四日、丙寅、雨霖々、寒、朝例時出勤、夕四字退

廿五日、丁卯、晴、暖、夕曇、例時出勤、夕五字退、中津屋後家來泊

廿六日、戊辰、晴、暖、品本保次郎來、祠堂柱立致し呉ル、東城徳了寺用向二而  
出府致居候由二而來、酒飯を饗、二字後迄話し歸ル、夕御教授二罷出ル

廿七日、己巳、晴、暖、例時出勤、夕五字前退、夕徳了寺又來、夜深更迄話入、

出勤中夕方方おみね不快二而氣遣候旨吉本子供を以為知來候付、不取敢家來を  
見舞二遣置候由之処、退後歸來、昨日迄至極無事二有之候処、昨午後方風与機嫌悪

敷、腹痛之趣二而啼不罷、早速松本謙造二見せ、葉を為服、啼者居合候得共、何分熱

甚敷、夜半頃方嘔吐二成、一切下ル之通氣無之、健造灌腸等も致し色々療養を尽呉

候得共、其効無之、夕八半時前終二没候由、甚驚愕残念致入也、右二付猶又悔二寅

次郎を遣し、勘助も手伝二遣入、予者徳了寺來、内話事も有之候二付不能訪也、今

日一日遠慮致候段御用人中江以紙面及案内、おみね当正月誕生二而二歳也

廿八日、庚午、朝曇後晴、暖、大島正雄為悔入來、朝素読所講積江出席、相濟出

勤、夕六字前退、今夕亦徳了寺來、酒を饗、夜迄話入

廿九日、辛未、朝雨後晴、暖甚、朝辻江悔・見舞二行、酒出ル、吉弥昨日方少々風

麗也

花覺童女  
桜花満開、海棠、梨花亦  
開、残桃未全散、春色尤

邪之氣味ニ而咳有之候由之、今朝以來熱強く、渴も有之、致難義候様子ニ付、松本健造をを呼(符男)、診を乞、何分熱大分有之、此節此類流行之由、何卒発汗ニ成候得者宜敷旨申、午前迄見合帰、夕掛三宅鶴翁を訪、近頃者手足共弥増不叶、言語も六ヶ敷困候由也、夕道敏様御稽古へ罷出也

卅日、壬申、曇、夕雨、暖、例時出勤、夕五字後退、敬次郎方浪花廿一日出之書状達、其後も愈無事ニ滞坂、渡辺吉太郎・三宅八太郎去ル十九日着坂ニ而、爰元之様子も致詳悉候之由、洋行も弥相約り、去ル廿四日神戸方発艦、飛脚船ニ而一応崎陽へ赴、夫方上海江向航海、同所方香港、々々方シンカポール、夫方西紅海、夫方蒸気車ニ而四、五百里を陸行、地中海へ出、仏蘭西シブラルタル辺へ着、直ニ英国最近之地江着、夫方英国都倫敦へ相越候積り、尤様子ニ寄崎陽へ不向、直ニ上海へ向可申哉も難計、当度者万端英商オートルト周旋ニ而、俸金之差送、疾病等之介抱、倫敦学校入塾等之手続迄皆同人受込、大ニ致安心、就而八去ル十五日オートルト宅江被招、段々饗ニも逢候由申来、オートルト者一昨冬予崎陽ニ於而銃器致注文度々心接懇意之仁也、兼而田口方申来振合与大ニ様子変ル也、慈君今日從辻御歸り被成、吉弥昨夕方者少々快方之由也

三月 大

朔日、癸卯、晴、寒、朝之内雨降、例時出勤、五時退、旦那様今日急ニ二葉山江殿様御名代被為蒙仰候由、全政事堂前以之御達落ニ而火急ニ相成候趣也、森島兵蔵

19 三月

〔四日、去月廿四日撰州神部菟艦、歐羅巴江航海之五士

田口太郎

遠野寅亮

村上敬次郎

\*西川寅之助(虎方)

中村 孟

〔六日、浅野惟驗殿御妹御引取被置、追而道敏様江御縁組被遊度旨被及御所望候処、被任御其意候二付、御囉受被遊度段御内伺書、今日浅野忠様へ佐藤友儀を以御差出二相成也

方夜前安産、男子生候由也、〔辻吉弥今日者余程快方之由、杉岡文碩今日見舞呉候様二頼置候処、今日者見舞不申候由也

二日、甲辰戌、晴、暄、〔例者今日諸役所廃休之処、当年方当月廃休無之事二相成候二

付、例時出勤、五字前退、〔兵蔵児名を命呉候様内々願候二付、米次与付遣又也、〔夕

文碩来、今日辻江見舞、篤斗診しくれ候処、全軽牛疫症二而些症不善熱与相見へ候

得共、既程能発表致候故、最早氣遣候事者有之間敷与申聞ル、酒を饗入、〔夜中辻江

見舞、吉弥案内惣体宜見ゆる也、酒出ル、〔今夕大御目付石原篤殿・浅野秀殿御招二

而被出候由、堀尾誠意御取持二被出也

三日、乙巳亥、晴、暄、〔朝為御祝詞罷出、御表・御輿共如例申上、御輿二而八一昨年

迄之通、御離之御酒御宇衛様御側二而頂戴仕候也、十一字比退、〔夕(友藤)佐藤・堀尾并大

島正雄棋を争二来、渡辺廉之助毛来、極夕酒を饗、夜有諷

四日、丙午子、晴、寒、〔例時出勤、夕五字退、〔浪華去月廿六日出二而、敬次郎方兼而

持参之荷物類戻入、愈廿二日浪華方神戸江渡海、廿四日二神戸出船之筈二付、荷物

類者三宅八太郎江頼置、同人配意致し差下し呉候由、此度者真之身二着候物之外一

切持参不致由二而、短刀一腰与衣類少々留置候計二而、余者悉皆戻入、今般渡海之

五士併居之写真圖一葉差越也

五日、丁未丑、雨、〔丹羽正入来、類役集会江自今安井元哉相加り度旨相談也、〔夕二

字後御教授二罷出ル、〔夜又申上事有之、御部屋江出ル

六日、戊申寅、晴、暖、〔朝九字前出勤、今日者御祠堂御出来二付、御山木祭・手斧初

村上家乗 明治二年 20

九日

穀雨

朝四時三分

八日、辻政徳此間之挨拶  
 入来、其後吉弥益快方之  
 由、明夕慈君二御出被遊  
 候様申候由、花覚二七日  
 逮夜也

之御神事有之二付、右御神事中仮小屋江相詰、而御神事済、御西殿様御拜被為在候  
 御跡へ引続拜仕、毎度御神酒毛頂戴仕候也、今日神職者池田加賀守御師二而、三宅  
 出雲守・木村河内守弟并加賀守倅麓之助出ル、右御祭神相濟後、御奥御鎮守天満宮・  
 御裏御鎮守稻荷大明神・厳島大明神・熊野大神、唯一神道を以御勸請替二相成也、其  
 節者予等不及出会、夕五字退、風邪之気味二而微熱有之、夜早臥  
 七日、己酉、雨、風氣不快二付、今日者出勤不致、御用人江及案内、西向寺江代  
 参申付、熊谷喜平次殿方、今夕佐藤友儀伴、話二参候様二与昨日被申越候得共、右  
 之紙面を以断遣又也、森仙太郎入来、内用也  
 八日、庚戌、晴、暖、今日者快方二候得共、致用心不出、夕杉岡文碩来診、真之微  
 邪、最早熱与云程之事も無之旨申也、今夕浅野智妙院殿於龜様を被連、始而御奥へ  
 被出候由、惟聡殿も被出、熊谷喜平次殿御取持二御招之由、兼而八堀江直規殿も被  
 出筈之処、前少将様厳島御社参御供二而不被出候由、御見合へ者佐藤友儀被出、予  
 等江者御沙汰無之也、夜木野おしつ、丹羽おひさを連宿掛二来也  
 九日、辛亥、晴、寒、朝九字後地震、稍強し、例時方快出、夕五字前退、夕堀尾  
 江被招行、皆々被招候へ共、今晚差間候二付予計参、佐藤家内・大島正雄家内不残、  
 矢野清家内も参候也、有饗、夜木野留守家内不残、丹羽おしけ子供不残連入来也、  
 酒鮓を饗、おしつ者今晚も泊る也  
 十日、壬子、朝雨一過、午後晴、暄、例時出勤、夕五字退、今朝辻当座法事二付、  
 誓願寺江代参遣入

21 三月

十一日、癸丑<sup>未</sup>、晴、朝寒後暖、当年頭海藏寺江之拜參早々者痛所、其後者色々<sup>未</sup>与差湊、又天氣合等彼是二而怠居候二付、今日良暇を得、早朝拜參仕ル、和尚留而酒を被出、十二字後帰宅、今日者神武天皇御忌日二付、御素読者不被遊候也、森岡おたつ昨日方来り、今夕歸ル、酒鮓を饗入、折柄堀尾嘉善被来、共二饗入

十二日、甲寅<sup>申</sup>、晴、暖、例時出勤、夕五字後退、殿様去ル六日御參朝被遊候処、参与御免、議定被為蒙仰、権中納言從二位宣下被為在候旨、中御門大納言殿被仰渡候旨、昨夕忠様方被仰進候由、殿様兼而御療養御願二而御下坂被遊候処、御快被為在、去ル四日御上京被遊候由也、其義者今日心得之御達有之也、山村静遠入来之由  
十三日、乙卯<sup>酉</sup>、雨、復寒、朝九字前出勤、夕三字退、今日者菅野正諱殿御館入始而被出、杉岡文碩<sup>(虫損)</sup>同様二付、夫々謁入、今日も於梅様御奥江御出被成、始而御目通仕ル也

十四日、丙辰<sup>戌</sup>、晴、朝池田麓之助入来、夕御稽古二出、今朝伴千大夫殿為上使被出、一昨記二有之殿様御昇進之義二付、御意被申上候由、尤旦那様二者御痛所二付、道敏様御名代二而御拜聴被遊候由也、道敏様今日從朝廷之御沙汰・御建白御書付等為御拜見御登城被遊、左之通御拜見被遊候由也

殿様当月七日於御所別紙之通被為蒙仰候、此段為心得申聞置候様二との御沙汰二候

相組支配方受引江も可被申聞候

朝廷方御達御書付写

村上家乗 明治二年 22

今般<sup>度</sup>御東幸御留守之儀尤大切之事、苦勞ニ被思食候得共、別而勉勵奉職可有之旨  
御沙汰候<sup>(衍力)</sup>事

但、今日被仰渡候儀、於御前親敷御沙汰可被為在思召之処、段々御多事、御間  
合も無之二付、不被為及其義候、猶兼而御設之酒肴下賜候事

三月

御建白写

方今皇国平均ニ至リ、予奪ノ大権全ク朝廷ニ歸スト雖トモ、海内一家ノ御宏謨、実  
事不被相行候テ八到底聖化四方ニ施ク時ナシ、是ニ於テ力長薩肥土ノ四藩先ツツ  
テ各其版籍ヲ拳テ之ヲ朝廷ニ奉收還度段建言之趣、臣長勲ニ於テモ至極同意仕候  
ニ付、四藩同様版籍奉收還度、何分御一般ノ天裁ヲ奉仰望懇願候、誠恐誠惶頓首  
再拝敬白

二月十九日

御名

弁事

御中

朝廷ヨリ御達御書付写

御名

今般<sup>度</sup>土地人民版籍奉還可致之旨及建言候条、全忠誠之志深ク歡感被思食候、尚東  
京御再幸之上、会議ヲ経、公論ヲ被為竭、何分之御沙汰可被為在候得共、版籍之  
儀八一応取調可差出之旨被仰出候事

23 三月

十六日早晨  
 酢わへ  
 油あけ  
 こんにやく  
 御皿  
 うと  
 木くらけ  
 すたれふ  
 けむ  
 白みそ  
 苞豆ふ  
 御汁  
 粒しる苺  
 青み  
 御飯  
 御香物  
 薄くつ  
 さや豆  
 御坪  
 ふき  
 玉蕨  
 おろし生か  
 竹の子  
 飛龍頭  
 わらび  
 御平  
 しる苺  
 三ツ葉  
 花山椒  
 御菓子

二月

行政官

今般土地人民ヲ朝廷江奉還之儀二付、長薩肥土より建白之趣御同意被遊、就而八  
御建言書并朝廷御沙汰之趣共、別紙拝写為心得致拝見候様御沙汰候

夕御稽古方歸掛、調練見物二出候也、木野おしつ今晚歸候付、家来・下女を付送  
候也

十五日、丁巳、快晴、寒、朝河瀬尚極人事入来、久振二見へ、且寒く候故、有合之  
酒を饗、例時出勤、夕四字前退、諸用方原庄太郎祖母当年九十七歳、昨年九六百

之年賀を延祝候由二而、先達而賀餅を惠候二付、御用人中申合、白砂糖一箱を無屹  
今日遣又也

十六日、戊午、晴、暖、先考御祥月二付、早晨祭祀如恒規行之、先妃君毛配祀仕候  
也、朝妙慶院江參、例時出勤、夕二字退、練兵見物二出、又御素読江出ル、今日

御城表者惣出仕二而、今般御昇進御歡之御帳付候由也  
十七日、己未、晴、暖甚、夕御教授二罷出、今日祠堂作事皆出来二相成、品本保

次郎・左官伊三来、夕祝酒を遣又也、桑原吉郎二入来、酒を出入、折柄長武左衛門  
毛来

十八日、庚申、雨、夕霽、少寒、朝素読所会読へ出、直二出勤、夕五字退、小川元  
調老来儀、内々頼事有之、被来、三原町人奈良崎屋忠兵衛与云者、此御方御用聞

候由二而其口次也、十八九ヶ年振二被来也  
十九日、辛酉、晴、早朝小鷹狩勸解由殿へ行謁入、内密御用向有之、此節不快二而

焼まん頭  
卷せんへい  
流羊羹  
以上

十九日、小鷹狩方帰途田  
口牛之助を訪謁、歐羅巴  
文通之義を頼置、牛之助  
者御歩行組二而、太郎殿  
父也

廿二日、妣廟江献菓  
夕

御茶  
豇豆飯

廿四日  
立夏  
夜五時二分

引籠被居候得共、褥上二而謁スル也、十字後出勤、夕五字前退、今日鉄炮組・小  
筒組東辺江長運動出稽古有之由、旧冬以来英法直伝習、出稽古者此御方始也、畢竟  
昨冬三原表江御差向二相成候面々皆会得厚、早其要領を熟得致候二付、御本手并御  
両家様方も大ニ早く銃卒一応熟練ニ至候者、皆々規模之事也

廿日、壬戌<sup>辰</sup>、晴、暖和、今日月次集会引受候二付、夕方安井元哉被来、崎田勝文者  
風邪二而、今日者頭痛強、押而難被来由二而急ニ断申来、此方二而佐藤友儀被会、取  
持二岩崎良之進来儿、然儿処予も今夕以来些腹中不常、時々瀉之気味も有之、極夕  
方頻ニ悪心催、吐之気味有之、酒饗中ながら退而療養いたす、酉鼓皆々退出、其後  
文碩を迎、診を乞、全気候ニ感、腹中不化方之事二而、何も根指たる事<sup>(ママ)</sup>二者、一両  
日食を大ニ減候様ニ与申、菓を恵、終ニ吐二者不至し而居也

廿一日、癸亥<sup>巳</sup>、晴、暖和、夜来兎角心下不快候二付今日者出勤不致、御用人中江及  
案内、大島正雄為見舞入来

廿二日、甲子<sup>午</sup>、雨、暖、先妣君御忌日、西向寺江代参虎次郎申付、祭祀者十六日二  
濟也、堀尾嘉善見舞入来、夕文碩来診、今少心下不和二付、猶減食可然旨申聞

廿三日、乙丑<sup>未</sup>、晴、寒、今日者大ニ快方也、夕堀尾誠意被来、褥上ながら算術之  
稽古致又也

廿四日、丙寅<sup>申</sup>、晴、寒、頗不順気也、夕俄然作雨、朝西向寺江代参申付、来月三日  
\*実応七回忌二付、今日墓所磨二家来遣又也、夕藤川甚吉郎入来、同人弟又三郎、村  
井直馬江婿養子願之通今日被仰出、来儿廿六日先内分為引越候筈之由申也、直馬者

25 三月

〔上由〕  
重美様御家中、給人格之由、右者先達而下地内相談者有之也、今日も愈快候得共、  
いまた平食二不復、惣体も何となく不全快候故、用心致居候也、山村方見舞使来、  
大島正雄見舞入来

廿五日、丁酉、晴復曇寒、今日方快出、例刻出、二字前退、夕又御教授二出ル也、從  
朝廷御預り之朝彦殿江左之通從朝廷御達有之、近日御家内方御下り有之筈之由也

朝彦\*

昨年八月徳川慶喜江密使差遣し、内応隠謀之企有之趣被聞食、不届二付官職等被  
召放、御名江御預ケ被仰付、後尚御取調有之候処、前頭之密使者近侍浦野兵庫与  
申者、全ク一己之詐偽二出、其方二於而不存事之旨更ニ申頭候、然ルニ其以前七  
月卑賤之者偽名を唱、慶喜密使之由ヲ以申欺候処、忽是ニ応し親書ヲ与へ候始末、  
不軌ヲ懷候意中ニ於而八、孰れ難遁罪蹟二候得とも、兵庫申立之廉も有之、且別  
段之思食モ被為在候二付、今一等を被宥、安芸国ニ住居謹慎可罷在旨更ニ被仰出  
候事

三月

行政官

〔竹之御丸様御退隠二付、御辞官之義并事官江被為仰込候処、御聞届ニ相成、殿様去  
ル十日安芸守様ニ御遷任宣下被為在候之由也、夜雨降、夜半尤暴  
廿六日、戊戌、雨、温、朝有雷鳴、辻政徳入来、夕御教授二出ル、終日時々雷鳴、  
時々雨降、夕雷声稍震、夕文碩来診、少々薬加減いたし呉る、今朝以来者兎角惣体  
不佳様ニ覺候得共、何も為指事二者無之旨申也

廿九日  
 \*<sup>(応方)</sup>  
 実山七回忌二付寺納物  
 一作善料 金貳百疋  
 一靈供米 精三升  
 一塔婆料 銀八匁  
 但、三回忌之節八作善料銀三兩之処、物價格別之高貴二付、右之通二増、塔婆料も右二准也

廿七日、己亥、快晴、暖、朝西向寺江參、去ル廿二日妣廟御祥月忌候二付而也、折柄先靈神位勸請之義上方被仰出之振合二准、不遠取計候含二有之、尤何れ墳墓者相托候義二付、年々聊之寺納物者致候得共、最早靈二位牌者不用二候間、寺法通如何様共取計呉候様二との義、住持留守之由二付、弟子江得斗申置也、歸掛崎田勝文を訪、無屹御用向申談、久野秀太郎をも訪也、十字後出勤、二字退、又御教授与して出ル、夜星野貞之助姪を連来ル

廿八日、庚子、晴、暄、朝素読所会読江出席、夫方直二出勤、二字前退、辻政徳入来、吉弥愈全快二付、来ル卅日近所世話二成候方角へ祝酒を饗候二付、慈君二も其節御出被成候様二与申也、森仙太郎方へ囲棋二参候様兼々申、諾置候付退出後参ル、堀尾誠意二行、跡二而酒酢を饗、入夜歸ル、夕星野貞之助来、おさよ伴歸候之由、酒肴を饗也

廿九日、辛丑、晴、暖、午後曇、夕俄然作雨、復寒、一字後御教授二罷出、今日も政徳来、慈君へ必御出被成候様申候由、夕方同方江御出被成

晦日、壬寅、雨、寒、例時出勤、夕直二御教授江残、五字後退、昨日岩崎およし来、武内保之進妻二渡辺寛二女を外方段々勸二預、先方二も懇望之様子二付、相談二可及与存候旨予か存旨為聞呉候様二与申聞、全体者相当之事共難申候得共、小内之様子承候処二而八可然事与存候付、其段及答置也、来月三日<sup>(応方)</sup>実山七回忌二付、昨日備物為持遣し、同日朝軽法事執行致し被呉候様妙慶院江頼遣又也

27 四月

## 四月 小

朔日、癸卯、晴、暖、例時出勤、夕二字後退、夕掛御作事江行、御祀堂之切組を致見分、今夕御両殿様共南御門外御屋敷江被為召、御出被遊也、夕堀尾誠意被來、相談事有之也、極夕御宇衛様被為召候旨二而御奥江罷出候処、今夕南御門外御重組御拝領被遊、御披被遊候由二而、御相伴二而頂戴被仰付、戌鼓頃退、御差身、御狹肴、御鮓、御菓子等也、外二少々御留守事之御肴有之、御酒頂戴候也、於龜様モ此間方御逗留之処、今日者川下へ御出被成也、今朝出勤後、田口牛之助入來之由、來ル六日・十一日之内二歐羅巴江之書状大坂迄登候含之由、尤此後同人方二而何方之モ一緒ニして出し可申由申置候之由也

二日、甲辰、晴、暖、今朝伊勢御被始諸社之御札、御守護類皆祀堂中之左右扉内へ遷入也、夕御教授二出、御奥江モ夜前之御受ニ出候也、実山七回忌<sup>(念)</sup>遠夜二候得共小僧モ不招、辻・木野・森岡辺江モ案内モ不致也

三日、乙巳、晴、朝寒、朝妙慶院江參、回向中詰ル、跡二而所化指玄江去月西向寺二而申述置候通、先靈神位二勸請致候含之義噂致置、尤和尚此節上京留守之由也、素読所講釈江出席、跡二而長束龜太郎・松井<sup>(2)</sup>初等之課試を聴也、十二字出勤、五字後退、夜慈君辻方御帰被成、家小者妙慶院江參也、辻おたけ、慈君江付來ル也  
 四日、丙午、晴、寒、頗不順氣也、例時出勤、夕二時二点後退、今日者竹之丸様<sup>\*</sup>御泉水江此御方御父子様・重美様を無屹被為召候由二而、御両殿様共御出被遊候由也、右二付御素読二者不能出

七日

一神鏡 一面

徑三寸八步、裏面江左之通鑄着

源姓村上

遠祖靈神

先祖代々靈神

親族靈神

但銅製、鑄工杉岡大和

直金一円也

八日、慈君江左之通差上ル

一紅白饅 一重

但三升取

一御小袖料 金一千五百疋

一西洋布 一端

一御茵 一ツ

一御頭巾 一ツ

以上

五日、丁未、朝曇後晴、又曇、寒き方也、今日者御西殿様川下江御出被遊候由也、

近江守様東京江御出府被成候二付、昨夕当地江御出府被為在、来ル八日比御出船、

蒸氣船二而御航海被成候由也、杉岡文碩来診、今少心下不復候故其儘致服薬候様二

与申也、夕方堀尾へ皆々参候様被申越行、軽丰饗有之也

六日、戊申、晴、暖、例時出勤、夕二字三点退、后又御教授二出ル、浅野惟聡殿妹

於龜様御引被置、追而道敏様江御縁組被遊度旨御頼書、今日大御目付石原篤殿を以

忠様江被為仰込也、夕辻政徳人来、酒飯を饗

七日、己酉、晴、例時出勤、夕三字退、西向寺江代参申付、兼而大坂江注文申遣

置候靈社用神鏡言面調来、是御靈を託候鏡也

八日、庚戌、朝曇後雨、来ル十三日、慈君八十之御年賀御祝申上候積二付、今日内

祝之饅を製、田中実五郎・永野武八郎を頼、製し呉る、利三郎も昨夕来也、朝素

読所会読江出席、夕御教授二出ル、今日御祠社柱建之御祭有之候由也、当家祀堂

并祭器等何も相調、鏡も昨日来候故、来ル十日夜、靈神勧請致度存候付、今日池田

加賀守江紙面を以頼遣候処、承知之返答申越也

九日、辛亥、晴、例時出勤、夕二字退、夕又為御教授出ル、慈君当年八十二被為

成、平日誠二御壯健二付、今日饅一重ネ并御小袖料、其外如頭御祝申上る也、右二

付御奥江も紅白饅一重ネ、小キ紅魚一尾相添、御内々差上ル也、森岡信太郎日々能

来候付、西洋布单羽織一ツ遣又也、兼而堀尾通り噂有之、今夕深町完江躬近改名被

招行、堀尾家内不残、岡島同断、山村静遠、久野良秀太郎改名・森仙太郎杯会、有饗

29 四月

御上江左之通差上

一紅白餅 一重

但三升取

一紅魚 一尾

但直銀貳拾匁

以上

十日

小満

朝四時四分

十一日

一緒内其外江昨今賀餅を

贈る也

一式升取 一重ツ、

〔渡辺 兼合 佐藤〕

堀尾

藤川

辻

水谷

木野

蔵田\*

処事局

也、入夜歸ル

十日、壬子、雨、涼、例時出勤、夕五字前退、前記之通今晚御先靈方御神位二奉

招齋候故、其段御靈々様江敬而申上、今朝方潔齋、神号者兼而相極置候通、神号版

二枚江相認、但御名乗御名有之者、直二夫を神号二致し、不遷廟之如御名乗無之者、

御俗名を反切して臧温※ミシハル与神号を奉、御夫人方者御男子之御名乗之下ノ字訓二因ル、

親族者俗称を其儘用、俗名無之者法名之一字二因も有之也、夜十字比、池田加賀守

来、直二神鏡封、作幣・供物等之用意二取掛具、徹明二招齋之式無滞相濟也、招齋

之式八勝手座敷之床之上二而修行スル也

十一日、癸丑、晴、今朝味爽、靈神祀堂江遷坐之式相濟、夫方加賀守江神酒膳出入、

已鼓後二鎮座祭之式を行、其後昼飯、又酒を出入、今晚者大島正雄方招齋被頼候由

二而夕方方へ参ル也、夕御教授与して罷出、夕辻妹来、子供も皆々来也

十二日、甲寅、晴、薄暑、朝御教授二出、直二相詰、夕三字退、今日者日曜日二而

御廃業二候得共、明夕与御差替之義奉願、今朝罷出候也、夕方丹羽正御用向二付入

来、謁入、為待置出勤致し、帰宅之上御返答申述、重美様御一己之御決断を以、御

先祖重安君以来御大祿御頂戴被成、御世襲を以当重美様二及候処、当時専人才御登

庸之御場合、御調劣之御身分二而其儘二被成御坐者甚御恐全御素餐二属し、甚御恐

縮被成候二付、御知行御奉還被成度段御願被成候旨之御知せ也、尤御職掌之義者何

共被仰建者無之由、予窃二案スルに、当時諸藩共版籍奉還之儀朝廷江御建言有之、

当御藩二も先達而御達も有之通二付、其義二御准被成候而之義二候得者、今少何与

村上家乗 明治二年 30

制用局  
 中津屋  
 家来四人へ  
 兼合  
 一吉升五合取 一重ツ、  
 岩崎  
 松田  
 波多野  
 桑原  
 小林  
 森岡  
 向  
 長束  
 此分外也  
 周五郎  
 一吉升取 一重ツ、  
 田中実五郎  
 森島兵蔵  
 岡野新五  
 小使  
 国蔵  
 小人  
 岩吉  
 外二  
 永野武八郎  
 右之外者遠親、懇意中、

歎被仰込方モ可被為在筈、当時人才專御登庸、諸政御改革御一新之秋ニ当、乍恐御三家様共御職掌二者不被為堪候ニ付、責而者御大祿御素餐者不被遊候様ニとの思召ニ而、此御方様ニ而八御分限不相心ニ御軍備筋へ御力被入、外御両家様迎茂略御同様之事ニ而、其故を以こそ、一昨年・昨年共半知之御上ケ米御断をも被仰上候訳ニ有之候之処、只今ニ至御戸位之御論者無之、御素餐之御趣意を以御知行御奉還被成度との御歎願者、是迄御上ケ米御断之御趣意与者大ニ唐突之事ニ而、所詮愚案ニ難能、定而深キ御意味被為在事二者可有之候得共、此御方様兼而之御見込与者大ニ相違也、夜森岡家内不残来宿  
 十三日、乙卯、曇、朝素読所講積江出席、一応帰毛、直ニ出勤、夕四時前退、遠野繪郷殿方紙面ニ而、田口太郎殿方崎陽出帆之期ニ臨而之鴻書到来、航海五生皆々康健ニ而、二月廿六日ニ愈崎港出帆之趣申来候由為知被呉也、慈君江御奥方御内々ニ而結城縞言反、御肴言鉢年賀を御祝し御拝領被成也、今日兼而之通御年賀之祝致上ケ候ニ付、夕方相招候面々左之通、尤家内并辻・森岡之家内者昼祝ひ相済ス也  
 堀尾不残 辻不残 森岡不残 木野不残  
 藤川父子 水谷姨氏\* 山村静遠 深町 完  
 岡島夫婦 蔵田母子 岩崎母子 桑原吉郎二  
 星野貞之助夫婦 後家 地御前(中津屋) 周五郎  
 右之内木野おきよ・藤川舅氏・蔵田母子不来、其余者皆来ル、尤中津屋并周五郎共不来也、辻妹并子供・水谷伯母氏・木野おしつ者宿也、今日勝手者星野貞之助・森

31 四月

出入之者等者切餅二而、  
来候節配分致入積也

十三日

家内祝盃

手付熨斗

吸物 鯛  
ひれ

銚子

三ツ組盃

取肴 のし鮑  
こんぶ  
梅干

岡時太郎專見合せ呉、料理者田中実五郎・永野武八郎、其外出入之者彼是二而調呉  
る、通者久母順之助母・三次女房等雇ふ也、献立凡左之通

前酒

吸物 すめ  
魚まくり

苞蒲鉾  
みの烏賊  
よせひしき  
くわゐ  
れんこん

碗蓋

大盆 三而

三杯漬  
れん根・大根・魚・しめ苺・三ツ葉

八寸 竹筍  
つみ入 半平ふ  
ふき しゐ竹

井 烏賊  
うと  
すわへ

膳

鱈  
うを  
大根

汁 竹輪かま絆  
青味

赤小豆飯  
香物から漬

四寸 半へい  
くつ

おろし生姜

後段

鉢 紅魚  
ほら 差身

鉢 紅魚焼而

右之外台所取合せ二而到来之品を以少々増也

十四日、丙辰、雨後晴、御宇衛様御産母夜前病死二付、麻上下着、為御機嫌御奥御  
次江罷出ル、夕為御教授罷出、夕昨日之残酒を以近隣并役所内等左之通招、饗又  
ル也、并出入之者毛呼遣入也

渡辺 寛 佐藤友儀 大島正雄 矢野 清

\* 石井 穆 森 仙太郎 平野伝右衛門 三宅内外

\* 沢崎雄三郎 高木来助 長 武左衛門 長束良左衛門

\* 長束清次郎 上野吉次郎 杉岡文碩

右之外二

\* 佐藤友直 武内保之進 渡辺廉之助 矢野幹太郎

\* 大島松太郎 森 喜久二 小島左源太 野口金兵衛

\* 佐々木猶馬 平川静一郎 岡田七五三槌 高木平太郎

長 喜三太 伊田千之進 山本円之助 岩崎瀬平

出入之者

田中美五郎家内共 森岡兵蔵(馬力)家内共 木原徳蔵 同 清次郎

岡野新五 同 徳七 冲村条蔵 冲村弥三

永野武八郎 田川権右衛門 林 三郎平 島本清蔵(馬力)

\* 森島米蔵母共 久保順之助 吉田久次郎 河原代吉

33 四月

小便 国蔵  
御手回 源吉  
御馬捕 岩吉  
小回り 直蔵  
小人 庄助  
新助 利三郎  
元家来 三次妻共  
小人

右之内差問二而不来も少々有之、三宅内外室者取持旁二招、酒肴者凡昨日之振二而少々略入、膳者鱸・吸物蛤・小付飯限二而、四寸者不付、下方者膳前之通二而酒肴者二種限也

左之通御移檄出ル

先般試事寮御開創二付而者、兼而御布告之趣も有之処、其後思召之儀も有之、今般試事寮御廢止、更ニ公議所御開創相成、内外トナク広く至論公議を尽サシメ、且能不能を撰ヒ而後御登庸被遊候、依而別紙之通り公議所定則御決定、近々之内より御手始メ相成候付、此段相達置候様御沙汰ニ候事

但、追而相当之御場所可被仰出候得共、当分八御鎖之間公議所ニ被成置候事

四月十一日

公議所定則者長文故略之

從京都表御直筆御下ケ被遊候付、為御拜見御登城被遊候様、昨日忠様方被仰進、御代様二者御痛所ニ而御不參、道敬様御登城被遊、左之通被仰出候由也

口達

別紙兩通之通、於京都宮田正經江御直筆御下ケ被遊、此元之義も追々可被仰出候得共、写相達候間拜見被仕、厚御趣意之程一統体認有之、組支配請引有之面々者夫々可被申聞候

村上家乗 明治二年 34

## 御直筆写

今般版籍奉還之儀、何分之天裁可有之候得共、奉返上候上八万端此儘ニ而八不相濟義、殊ニ勝手向疲弊相究、蔵元始メ借財返并モ相断候程之儀、彼是以屹度覚悟不致而者名義不相立、仍而断然新制度相立候得共、先此元暮向其外共凡五分一之積ニ而相濟候様致手始候間、旧格ニ不抱直子ニ可被相行、右之趣いつれ江も可申聞候

四月二日

宮田正経とのへ

今度暮向を始メ、先五分一之見込ニ而相行候様申付候上者、手元之義さし当り左之通り相改メ候間、側用人・側用達へも申談、急相行可申候(速脱力)

- 一 此後参内之外、内外共総而木綿着用いたし候事
- 一 下着納戸色、絹秩父等之内相用候事
- 一 袴類右ニ准し下品相用候事
- 一 夜具類木綿之事
- 一 側用道具類、仕成(来カ)ニ不抱改革可致候事
- 一 食物膳具も此上手輕致、台所向作略可致候事
- 一 広式向総而仕成相止メ、格別作略可致候事

四月七日

宮田正経とのへ

口達

別紙写之通京都表より御直筆御下ケ被遊候付拝見有之、御趣意得斗被相心得、相

35 四月

組支配請引有之面々者夫々可被申聞候

御直筆写

今般当職被仰付本意至極ニ候、乍不及尽力いたし候心得ニ候、且東京御出鞆御留守被仰付、急ニ帰国難致、就而八昨年来国政令改革、いまた手締ニ不至場合、隔地ニ滞在殊更苦心此事ニ候、猶追々此地方申付候品も可有之候得共、各職掌を尽し、一新之趣意不取失弥以相励、文武之道偏廢怠惰有之間敷、此段いつれへも可申聞候也

三月廿九日

浅野忠殿へ

十五日、丁巳、晴、寒、例時出勤、夕五字退、猶昨日之残酒も有之候ニ付、今夕左之通相招、当節三日続而客を招候者些超過之様ニ者有之候得共、慈君之思召を汲候而右之通取計也、尤肴者昨日方も亦一段相略也

藤川伯母氏 大島正雄室 吉本恒之丞母 矢野 清室

菅 義人母 岩崎良之進室 長束良左衛門家内不残

右之内恒之丞母・清室差間ニ而不来、其余者皆来也、此晚水谷嬢君御帰り被成也十六日、戊午、晴、寒、夕曇、例時出勤、夕五字後退、妙慶院へ虎次郎(田川)為參、此後者都而御靈々御忌日之外者參詣不致候得共、毎月一日ツ、者御桃域掃除旁ニ為參也、朝崎田勝文入来、謁入、御用向也、忠英様(浅野)ニ毛版籍御奉還之御建言被為在候ニ被対候而、御知行御判物並三原城御返上之義御願出被為在候由、重美様(上西)之被仰立与者御趣意も替り御尤之事ニ被考也、夜木野於しつ・辻おたけ共皆々歸ル也

十七日、己未、曇、頗寒也、朝御用向有之、出勤、十二字後  
 又出、夕五字退、今日藤川江村井直馬方家内被招候由二而、夕方被招候得共右之通  
 出勤致候二付辞スル也

十八日、庚申、曇、涼、中川央入来、渡辺寛・佐藤友儀此間之礼二入来、朝素読  
 所へ出席、夫方出勤、夕三字退、今朝左之通大御目付石原篤殿を以被為仰込候也

版籍御奉還之義御建言之御旨趣先達而奉拝承候上者、代々無相違被下置候私知行  
 所并与力知共、何時も御沙汰次第速二奉収還候義兼々覚悟罷在候処、此度浅野忠  
 英方名分不相立之主意を以、原邑等奉還之義奉歎願候趣尤之義二御坐候付、於私  
 毛右之素志申上置候間、何分共御一般之御裁断被成下候様仕度奉願候、以上

右之通浅野忠様へ御宛出被遊候也

十九日、辛酉、晴、晝暴雷雨鳴、後晴、朝御多門内先日之返礼二行、例時出勤、夕三  
 字退、森岡時太郎昨日日本務之方御宿、自今御馬屋江罷出、馬術心掛候様二との義被  
 仰付、為吹聴来候由、使を以歡申遣又也、席書興行二付素読所へ出席、道敬様御臨  
 坐被遊也、今朝一席一人ツ、御呼出二而、於小書二之間昨日御知行御奉還之義御願  
 被為仰込候御趣意演説被仰付也、夜慈君辻へ御出被成也、御用向有之、夜中御奥  
 へ出ル

廿日、壬戌、晴、薄曇、家小早朝方辻江行、御奥方竹筭七根拝領仕、極夕方辻江  
 行、竹筭之響有之、長束吉之進も參、夜家小も帰、慈君者其儘御泊被成也、今日者  
 兄マストル之分講武所隊を引而大芝江出稽古有之、殊之外賑敷有之候由也

廿一日、癸亥、曇又晴、薄曇、朝崎田勝文被来、御用向也、例時出勤、夕五字退、去ル六日御願被為仰込候浅野惟聡殿妹於龜様御引取被為置、追而道敏様へ御縁組被遊度段、御願之通今日被仰出、大御目付石原篤殿被出、忠様方御達之御口上被申上候由、右二付御表・御奥共御次迄罷出、御方々様江恐悦申上、尤麻上下着二者不及也

廿二日、甲子、雨、例時出勤、夕四字退、崎田勝文集会二付例時方参、山村静遠被参、喜多村成孝・岡田十次郎会、来月方集会常日<sup>定</sup>を定、毎月八日を本日<sup>定</sup>として、自然同日差問候得者十八日与申事二申値相極、前以之案内差問さへ無之候得者互二不致答二約し置也、如例饗心有之也

廿三日、乙丑、曇、朝素読所講积江出席、夕山村・丹羽・木野・蔵田・桑原等へ過日之挨拶二行、丹羽・桑原二而酒出ル、木野二而此間水谷嬢君御咄之おしつを同方嫁二被囉度由之義晰し置也、波多野権祐方書状二而先達而慈君之御年賀を祝、紅魚塩物一ツ恵来也

廿四日、丙寅、晴、例時出勤、夕五字退、木原慎一郎先生来儀、先哲叢談無心之義被申聞、儒林伝之如キものを被編候含之由、且本藩御家譜をも漢文二而被編候御内命を被承居候二付、此御方之御家譜等も追々御尋も可被為在候間、何漢文<sup>卒脱</sup>二而綴置候様二与被申也、今日御宇衛様江御忌中之御慰二精進酢食二重内々差上ル、永野武八郎二為製也、慈君今夕辻方御帰リ被成、渡辺寛江到来物有之由二而夕方被招行、家小も同断、慈君二者少々御腹合悪敷、御断二而御出不被成

村上家乗 明治二年 38

此御願書之御文段者何  
も御先蹤之通り也、御口  
上書之御意味、御先例与  
者大ニ御相違也、御家名  
又者如何様共云々之あた  
り殊更御先例ニ者無之事  
也

廿五日、丁卯、晴、暑、例時出勤、夕五字退、今日旦那様御退隱被遊度段御願書、  
大御目付石原篤殿を以忠様江御差出被遊、当度者御趣意合毛右御願書之写於御目付  
席一同拜見被仰付、且全体之御意味合者一席一人ツ、江於御座敷予方演達被仰付也

御願書

覚

一私儀病身罷成、職分難相勤御座候、依之隱居仕度奉存候、家名之義(浅野道敏)  
被仰付被下度奉存候、此段相叶候様奉願候、以上

四月廿五日

(浅野道興)  
御名

御宛 但忠様御殿付也

御口上書

即今御政体御一新、専人才御登庸之御時節ニ当り、菲才之私祖先之陰襲を以恬然  
鴻恩ニ浴、重職を汚し罷在候義、何共奉恐縮候之間、職掌御宥被下、私分材相応  
之勤向被仰付被下候様奉願度本意ニ御坐候処、近年兎角多病、且不絶痛所等も御  
座候而、一通り之勤向者仮成ニ相勤罷在候得共、甲斐々々敷相勤候儀者心底ニ任  
せ不申、当時勢柄頻戦慄之至ニ不堪、依之甚恐入候儀ニ者御座候得共、不得止別  
紙之通奉願候、尤家名之義者前頭之意味御含蓄被成下、同姓御名江如何様共被仰  
付被下候様仕度、是等之趣宜様御執成之程御頼申候、以上

四月廿五日

(浅野道興)  
御名

右ニ付御家来中万端相慎、火之元猶更念入候様ニとの御示御先例之振を以被仰出、

39 五月

朔日  
入梅

尤当度者諸稽古事者其儘被相行也、武内保之進方江慈君を御招申度岩崎之方伝言有之候得共、御出不被成候也

廿六日、丙寅戊辰、晴又曇、暑、夕涼、朝御稽古ニ出ル、夕藤川甚吉郎を呼、木野之方

おしつ水谷へ縁談之義ニ付内々尋候義有之、同人ニ於而も何も子細者無之様相考候旨也

廿七日、丁卯己巳、曇後晴、涼、祖妣君御忌日ニ付早晨祭祀修行、当度方神祭也、祖考君も御同様ニ奉祭也、朝西向寺江參、例時出勤、夕五字退

廿八日、庚午、曇、朝素読所会誦江出席、直ニ出勤、夕五字後退、御知行御奉還之義被仰建候義ニ付而八、御家来中ニ於而も何時も御沙汰次第、知行・御扶持・切米等差上候義者何れも覚悟之事ニ可有之候得者、存異無之面々者改而奉還之義願出候ニ不及旨被仰出也

廿九日、辛未、朝雨後晴、朝喜多村成孝就御用向入来、謁ス、夕御教授ニ出ル、南庭之枇杷此節熟候付、初穂例歳之通御奥へ内々差上候也、夕堀尾誠意算術稽古ニ被来

五月 小

朔日、壬申、朝曇、微雨、後俄然快晴、薄曇、朝喜多村成孝御用向ニ付入来、謁ス、例時出勤、夕五字后退

二日、癸酉、曇、涼、今夕者御字事御延引ニ付不罷出、少々御腹合御不快ニ被為入

候由、今日忠様先日御縁組御願下之為御歡御出被成候由、御送迎御用人被出候故、予者不出也

三日、甲戌、夜来雨、午前方罷、不順氣二寒、朝素読所講釈江出席、夫方出勤、三字前退、復御教授二出ル

四日、乙亥、陰晴相半入、氣候者寒し、例時出勤、夕三字三点頃退、今日者道敏様日曜日御廃業二被為在候得共、去ル二日之御補闕二而御素読被遊也、此間（神力）新機隊式百人余急二京師江被召呼候由、上方辺何与なく騒々敷趣二相聞ゆ、主上者東京二被成御坐、京師之空虚二乘、旧幕府之殘党諸所二潜伏、窃二恢復を謀候哉之風評有之趣二候得共、何こそ取認候事二者無之、且蝦夷地之賊徒も兎角猖獗之様子二相聞る也

五日、丙子、晴、涼、尤時服者可也用ゆへし、七字比為御祝詞出仕、御代様二者今日者御登城も、御不參二付御祝詞不被為請、於御次御用達迄申上、道敏様江者如恒申上、御宇衛様二者御臆中二付御輿江者不出、九字後退、夕方森仙太郎・渡辺廉之助・高木来助困棋二来、跡二而酒を饗、森岡時太郎・土屋篤三郎も来也

六日、丁丑、晴、涼、朝例時出勤、夕三字前退、道敏様今日者少々御不例被為入候而御学事御廃業也、懋續様御上京被成候様被仰出、来ル十日御出艦、コロンパエンにて被成御座候筈之旨被仰出也

七日、戊寅、晴、夕曇、涼、信志靈神御忌日二付西向寺墳墓江拝詣、靈社江者今朝者御酒・洗米・塩・堅魚を供也、例時出勤、夕三字退、道敏様南御門外江御上り被

41 五月

成候二付、今日も御学事不被為在

八日、己卯、朝微雨、後晴、薄暑、朝素読所会読江出席、午後誠意算術研究二被  
来、今日者道敏様少々御申分被為在候旨二而御学事不被遊、今夕重美様衆安并元  
哉集会之筈二候処、同方差問出来二而、山村静遠被引受候由、此度者佐藤友儀被出  
筈二申置、此後者毎月八日を定日、十八日を替日与相極置候筈二先会二而申値相  
約、且此御方者御用人も交合出席之筈二約置也、懋續様来儿十日御上京之処御延  
引被仰出、追而俄急二御上京被遊候義も可被成御坐与之旨被仰出也、泰栄院様去月  
廿五日伏見御発輿、来儿十一日爰元江御帰輿被為在候筈之旨忠様方被仰進候由也  
九日、庚辰、曇、薄暑、昨日以来少々風邪之気味二而、腰脚を痛、悪寒も有之候二  
付今日者出勤不致、其段御用人中江及案内也、夕杉岡文碩来診、全微邪二有之、尤  
発汗等二者不及旨申也

十日、辛巳、晴、薄暑、悪寒者未全去候得共、今日者致出勤、例刻方夕三字迄詰儿、  
今日も御学事者不被為在候也、妙信院様重御崇敬被遊、様唱二被成進候得共、不  
一応御辞退被遊候趣も被為在候二付、被任思召外上々様方御同様之御取扱二被成進候  
間、自今様唱二仕候様二との義被仰出也、夕丹羽正入来、酒を饗、去月廿三日之内  
答也

十一日、壬午、晴、薄暑、今日泰栄院様御帰輿、夜前海田市駅御泊、重立御供者  
野村景璉殿之由、慈君・家小大腰掛前へ拝見二參、三之御丸江被為入候由也、夕方  
水谷江去月之挨拶二行、且昨夕丹羽正入来、兼而之木野おしつ水谷江被囉受度義丹

十二日

夏至

夕七時七歩

十三日

一願之通隠居

\*村井虎次郎

御切米四石

貳人扶持

御歩行組

虎次郎跡目

村井直次郎

右虎次郎者未壯年二候

得共、不検束二而困窮

二迫、奉公難出来、依

之婿養子を取而家督を

譲、致退身也

羽・木野共同意、所望も有之候得者、其意二可応与の趣及噂、尤姨氏久留江御出、御留守二付帰掛同方へ参、猶姨君へも委細二御咄申置、杉岡文碩江も返礼二参候也、夕雷鳴、雨も一霎過る也、懋績様来ル十五日御出船、御上京被仰出候由也、山村静遠来儀之由

十二日、癸未、晴、薄暑、例時出勤、夕三字退、池田加賀守入来、今夕も御字事不被遊也

十三日、甲申、晴、薄暑、例時出勤、夕三字退

十四日、乙酉、晴、朝者曇、薄暑、朝大島正雄来、内談事有之、藤川江又三郎村井引越之歎、且過日之挨拶、吉本恒之丞へ挨拶、且一男庫槌御雇之歎旁二行、辻江も寄、藤川・辻二而酒出ル、午時過帰ル

十五日、丙戌、晴、薄暑、朝東城徳了寺来、本山御用二付出府之由、例時出勤、夕三字退、当年も今日夏御貸米渡、予も附足輕御貸米切手受取、米価諸郡米二而壹貫六百五匁之由也、夕亦徳了寺来、酒を饗又

十六日、丁亥、晴或曇、夕北方雷鳴、薄暑、例時出勤、夕三字退、妙慶院江家来を墳墓掃除二為参也

十七日、戊子、曇、夕微雨、薄暑、朝佐藤嫁之病氣を訪、些者居合候由、何分全虚勞証之由也、夕中川吉兵衛此間大坂より帰候由二而来ル、酒を饗、緩々話し帰ル也、徳了寺旅宿江見舞使遣入、既二昨日引取候由也、於京師宮田正經殿方御奉状を以、版籍御奉還二付御知行并力知共御返上被遊度段被達御聴候処、名分御弁

43 五月

全御至厚之御志、御感悦不浅思召候、尤御奉還之義未天裁無之二付、追而何分之可被及御沙汰之旨御意之趣被申上候由也

十八日、己丑、晴、薄暑、朝例時素読所会読二付出席、十二字後出勤、夕三字後退

十九日、庚寅、晴、薄暑、例時出勤、夕三字後退

廿日、辛卯、曇、夕方微雨、涼、慈君夕方御宇衛様江為窺御機嫌御奥江御上り被成、卷せんへいを一重箱御内々御上被成也

廿一日、壬辰、雨、涼、入梅後始而之快雨也、例時出勤、夕四字前退、慈君夜前以來少々御風氣二而御平臥被成也、夕長束良左衛門來話

廿二日、癸巳、晴、薄暑、例時出勤、夕三字前退、又御教授二罷出、五時前退、此間中暫御廢業之處、今日方又御始被遊也、夕桑吉郎(原脱カ)二入來、酒を出入、家小夜木野江行宿、当年者始而參也

廿三日、甲午、曇又晴、薄暑、些涼、朝辻政徳入來、酒を饗、夕御教授二罷出

廿四日、乙未、晴、薄暑、十二字前出勤、夕四字後退、夜家小木野方歸、夜森岡時太郎來、内々家内尙之義二付申聞候義有之、先極密二承置也、今日御祠社皆出來、致見分、八畳一間二而至而御仮成之事二者候得共、立派二相調也

廿五日、丙申、雨、涼、今日者御屋祈祷二付麻上下衣着、例時出勤、御祈祷中御書院三之御間江相詰、相濟候後神拜並神酒頂戴も被仰付也、御両殿様二も御詰被遊也、夕四時後相濟退

廿六日、丁酉、晴、薄暑、朝高木來助入來、此間時太郎内密申聞候内輪不締之一件

廿八日  
小暑  
昼九時二分

二付内談有之、何分おたつ心得甚不宜方右様之義ニモ至候事与来助モ深憤候様子也、就而者星野貞之助を呼寄、俱々に申談、尤予者御役柄之義承候与申而八其儘ニ難成置、甚苦々敷義モ立至候故、兩人場合ニ而如何様共行々締合屹度相立、家之為ニ成候様ニ計ヒ吳候様ニ与申談、予者不聞分ニ消し置也、午後堀尾誠意算術稽古ニ被来、今日者道敏様御稽古不被遊

廿七日、戊戌、曇、朝涼、午後モ同、今夜半後方御先靈様方を神位ニ御勸請被遊候筈ニ付、其義御靈々様江被仰上候ニ付御名代被仰付、朝五字出宅、(衍カ)出宅、海蔵寺江罷越、麻上下着ニ候得共駕籠ニ而參候故、家来者若党・小者計列る也、十二字罷帰其儘相詰、夕五字退、今日モ御稽古不被為在也、今晚御先靈様方を御神位ニ御勸請被為在候付、丑刻後麻上下着出勤、御祭事中御書院三之間江相詰、御兩殿様ニモ御詰被遊、御勸請相濟候後神拝仕ル、其時者既ニ及黎明、齋主者池田加賀守・同麓之助兩人也

廿八日、己亥、雨、涼、朝素読所会読ニ付出席、十二字後相濟、直ニ出勤、夕五字退、今日者御殿祭有之候由、予等席詰ニ不及、上田重美様御用有之、急速京都江被為召候ニ付、来月三日御出船被成候様被仰出候由也、今晚丑刻後御書院方御祠堂江御遷宮ニ付麻上下着出勤、御殿番相勤、徹明迄ニ諸事相濟、神拝奉幣、御神酒頂戴、日出頃退

廿九日、庚子、雨、涼、今朝引続御鎮坐祭有之筈之處、夕方ニ相成其節亦為御社詰罷出、何モ無御滞相濟、諸事如今暁、尤御湯立有之也、御次江罷出、御用達迄御祭

45 六月

二日、左之通被仰出也

海蔵寺

右寺領十石其儘御寄附

道智和尚

右御寺納物減少二付而者、

迷惑可致与被思召、在寺

中米三十石年々被下之

右之余御齋米并弟子料・

小者料共被差止也

但御齋米五石、弟子料

四人扶持、小者料銀五

拾匁、壹人扶持也

事万端無御滞相濟恐悅申上、池田加賀守父子并三宅出雲守・木村主殿・池田采女等江及挨拶、五字頃退也、丹羽正方御上京御供被仰付候段為知来也

六月 大

朔日、辛丑、曇、薄曇、例時出勤、夕三字退、其後又為御教授罷出、山村靜遠方御上京御供被仰付候旨堀尾へ伝言二而為知有之、以使挨拶・歎申遣入、丹羽江も同断、殿様先月十七日於東京議定御免被為蒙仰候由、尤御制度御改二付、猶被仰付義も可有之候得共、一先御免被仰付候との御趣意之由也、今日者国主祭、町方例年方も賑敷候由也

二日、壬寅、晴又曇、薄曇、尤朝者涼、朝重美様へ御上京被為蒙仰候二付恐悅并御機嫌伺旁二罷出、山村・丹羽江も歎・暇之旁二行、両家二而酒出ル、木野江も見舞歸ル、吉槌先達而水痘致、其跡兎角不快二而氣遣候由、何分形容甚不佳也、夕御教授罷出ル

三日、癸卯、晴、薄曇、朝素読所講釈二付出席、相濟而出勤、夕三時退、又御教授二罷出ル、今日御茶被仰付候由二而、御宇衛様方牡丹餅一重頂戴被仰付、慈君も御同様二御頂戴被成也、来ル六日御忌明也、重美様今夕七時比御出宅、神崎迄御出、同所方小越二而コロンパン蒸氣船名也江御乘船、御供方者上下三十五人、当度者至而御手輕之御事之由也

四日、甲辰、晴、朝涼、後薄曇、夕方雨、例時出勤、夕三字退、又為御教授出ル、

八日夕

吸物 すめ  
ゆは

猪口 蛸魚小口  
たて酢

角鉢 巻玉子  
海老かんでん寄  
江戸まめ  
ひしき  
花鮓

以上

外二家来へ

井 きつり  
魚の身

夕堀尾江先日到来物之挨拶、先靈勸請濟之歎旁二行、被留酒出儿、昨日重美様方此間罷出候御挨拶御使被成下、御請御用人中江紙面二而申出儿也

五日、乙巳、朝曇、微雨、後降雨、至夕益甚、夕為御教授罷出、夜星野貞之助来、去月記二有之森岡一件何も程能締合二至可申趣二付、内々申聞候義有之、於予者遮而之存旨者無之間、何も宜相約候様二与申置也、夜雨暴降

六日、丙午、暁来雨罷、薄曇、例時出勤、夕二字後退、又為御教授出儿、水谷姨君方先達而之同方縁談一件之義二付、貢方返答之文見せに被差越候処、兼而姨君御頼之趣与者齟齬之返答振二而些不審之義、其儘二木野江之返答も難申二付、今日之便二貢方へ書状を以一応様子尋遣又也

七日、丁未、曇、有蒸気、暑し、夕微雨、午前出勤、夕三字退、沢崎四十九日法事之由、寺江代参遣又

八日、戊申、曇、時々有雨、伊藤成美入来、沢崎雄三郎無人二付成美方へ同居之義願相濟、明日引移候旨之旨二而、是迄近所二而世話二成候挨拶厚申聞、叮嚀之事也、夕為御教授罷出、今日者集会定日、当月者予引受二付、夕方崎田勝文・福山均入来、此方二而者堀尾誠意被会、大島正雄取持二出儿、如例之酒出し緩々被話也

九日、己酉、晴復曇、涼、十二字出勤、三字後退、此節者出勤迄者宅二而御用向取約候也、弟マストル少々病氣二付一応帰阪、今日出船二付、直伝組九中隊水主町迄運動二而見立二参、殊之外脈敷有之候由也、殿様御脚氣等二付御国石風呂へ御入治被遊度、五十日御暇之義朝廷江御願被候二付、御許容被為在次第速二京都御参駕

47 六月

十一日

土用

今曉八時八分

十五日

大暑

明六時(六分脱力)

同日夜

月蝕

五分半

大坂より蒸氣御艦二而御帰国被遊候旨被仰出候由也

十日、庚戌、晴、向暑、相応之候也、十二字出勤、夕三字退、今日者御稽不被遊候(古脱力)

也、朝辻政徳入来、銀子之無心也、酒を饗入、堀尾誠意中暑之由、出勤無之、見舞使遣入

十一日、辛亥、晴又曇、暑し、朝神田社江参詣、加賀守方二而酒出入、十二字前帰(池田)

ル、小使国蔵久々病氣之処養生不叶、今朝死候由為知越入、全肺勞症二而有之由也、祖父庄助方祖考以来之出入也、年全五十内外、可憐事也、夕御教授二出、退掛練兵見物致入也

十二日、壬子、曇、暑、土用二入、十二字前出勤、夕三字前退、今朝勘助を遣而邦蔵死を吊せしむ

十三日、癸丑、曇、朝之内雨降、暑、朝七字後出、今日方早出也、九字後退、素読所講江出ル、佐藤友直室今朝病死之由吉本恒之丞方為知来、使を以悔申遣入、早朝二も見舞使遣入也、夜半佐藤葬式二付興禅寺江使者遣、葬二会せしむ、今夕御教授二出ル也

十四日、甲寅、晴、暑し、朝貞之助来、森岡之方兼而之一件何も穩二相濟候由申聞、朝佐藤を吊、辻政徳入来、夕為御教授罷出ル、夕曇

十五日、乙卯、晴、暑し、朝九字出勤、十二字後退、昨日左之通忠様方被仰進候由

由 当月二日於東京殿様御用之義被為在候間、御参朝被遊候様二との御達有之、近江(浅野)

十六日、泰栄院様今日水主町御屋敷江被為成、<sup>\*</sup><sup>\*</sup>殿島御供船御覽有之候二付、例年方も御供船一人賑候由也

殿様去ル六日於東京御願之通御暇被為蒙仰、十三日京都御発駕被遊、来ル十八日御帰城被遊候筈之旨被仰出有之也

前段之趣二付、重美様於京地御惣括被蒙仰、御上二御拝借之干本屋敷江御住居被成候由也

十七日、忠英様昨日三原御出立、今日御出府被成候由也

同日

堀尾児名左之通与之

竹槌

守様御參朝被成候処、丁卯以来大政復古之御盛業ヲ御賛ケ、戊辰春伏水一戦、続而大兵ヲ東北ニ御出シ、各所戦争御勉勵御尽力、御藩屏之任ヲ御遂被遊候段叡感不淺、依而為其御賞壹万五千石下賜候段坊城侍（後致）御書付御渡被成候旨云々

右者諸藩共同様之義、出兵之多少ニ付石高之多少者、御金御下賜之分有之、薩長抔者拾万石之由、尤右者御禄高之御増ニ成候趣二者候得共、其義者今少し不確由也  
午後誠意算術ニ被来、夕御教授ニ罷出、夜堀尾室安産、男子出生之旨為知来、歡使を以申遣又也、今午後時々雨降

十六日、丙辰、朝曇後晴、暑、九字出勤、十二字前退、夕堀尾江歛・見舞二行、児江名を命呉候様被頼、諾し置也、今朝永田高潔殿從京師殿様御意為御達被出、昨記之趣忝思召候云々之御意被申述、且左之通詔書之写御達被申候由、今朝者道敏様御名代ニ而御出会被遊也

詔書写

朕惟復皇道之衰濟天下之溺一資、汝有衆之力而其建節嚴疆、宣威遠方艱苦尽瘁無所不至、朕切嘉獎之、乃頒賜以酬有功、顧前途甚遠矣、厥克翼賛大成、朕益有望、汝有衆汝有衆其懋哉

明治二己巳六月二日 裕謹案彙恐疆誤写

夜、家小堀尾へ見舞二行、酒出候由也

十七日、丁巳、晴或曇、暑、予屋敷預之毘沙門天、神道を以御祭替ニ相成、今日池田加賀守・同麓之助父子今日御裏御鎮守之殿島社御祭事濟方来、改祭之義修行致也、

49 六月

十九日、佐藤氏当座法事  
之由、寺江代参申付

諸事予之方二引受取計、尤星野武平次御趣法方掛り二而朝方来儿、何歟見合入、毘沙門天者則神道之鹿島明神武甕槌命・香取明神経津主命両神之由也、右二息栖神岐神を加而東三社与唱候由二付、岐神を祭添相成也、祭事濟酒を出入、今日八御上二而出候酒も遅刻二相成、当家江回し一緒二出入也、今日八殿島祭礼之酒二付、大島正雄も呼而來、入夜加賀守退去也、昨記之通、堀尾之兒名を竹槌卜与ふ、未広二本添遣入、跡二而考候得者、今日改祭二相成候鹿島神宮武甕槌神之御名中略二相当、偶然之際奇与云へし

十八日、戊午、曇、暑、朝七字後出勤、後出勤(衍カ)、十字方素読所会読へ出席、十二字前歸儿、殿様愈今日御帰城被遊候旨、午後二大御目付衆方申来、御両殿様共急二為御迎水主町江御出被遊、忠英様二も御同様、今日者御家督御始而之御帰城故、為伺御機嫌登城之面々者麻上下着、御家老様者於御居間御盃事被為在候由也、入夜御下城被遊、今日者御帰城掛竹之丸江御出、夫方直二二葉山江御参詣被遊、其後御帰城被為在候由也、夜雨零

十九日、己未、曇、午後暴雨、涼、朝九字出勤、十二字退、夕御教授罷出儿、夜亦豪雨

廿日、庚申、晴曇、涼、今日御城表惣出仕、殿様御勲功之御褒賞被為蒙仰、并御帰国御歎之御帖附候由也、今夕者御稽古不被遊、武内保之進暑氣問安入来

廿一日、辛酉、晴或曇、朝涼、午後暑、九字出勤、十二字退、夕御教授二出儿、堀尾七夜之由、慈君被招御出被成

廿二日、壬戌、朝雨、後晴、暑、有蒸気、朝九字後出勤、十二字退、夕又御教授二出ル、<sup>\*</sup>菅復三菅復三隻殿暑氣問安来儀、夜亦雨、蒸熱

廿三日、癸亥、雨、朝雷鳴、有電光、蒸熱、朝素読所へ講釈二付出席、午後纒霽、復霽、今夕者道敏様南御門外江被為召、御出被遊候由、御稽古不被遊

廿四日、甲子、雨降、涼、甚不順氣也、朝七字後出勤、十二字退、(浅野)今朝忠英様御用向被為在、御出被成候之由也、夕御頭痛被遊候由二而御稽古不被遊、森岡信太郎近頃者大概日々来、素読所戻り方夕方迄八遊而帰り候処、段々虚言を吐、且先達比兩度程も些与手之悪キ事も有之、何分教育方不行届して八、先々之処甚被案思候二付当家江引取、予か厄介ニして徐々与教導を加、成立致させ遣度与存、此間星野貞之助へ段々示教筋之義頼置候処、早速二能々相約くれ、信太郎も大ニ誤り入、乍幼年もとふ歟合点も行候様子二有之由二而、今日信太郎を連、断ニ来候二付、猶信太郎へも得斗申聞候上、向後を戒、断之趣承届候也、但此間之処二而信太郎改心、弟婦等も実心方其不善ニ心付不申候得者、当家へ来候義者向後差留候与表向申置候也、夕堀尾へおふさ不快見舞二行、未暇々不宜趣也

廿五日、乙丑、雨、終日滴々、甚涼、朝九字後出勤、十二字後退、夕御教授二罷出

廿六日、丙寅、雨尽日霖々、涼甚、夕御教授二出、堀尾誠意産之返礼二被来候由、星野武平次暑氣問安入来

廿七日、丁卯、晴復霽、聊有暑気、向寺江墳墓掃除二虎次郎(田川)為参也、妙慶院江者先

51 七月

卅日  
立秋  
夜五時九歩

七月 小

達而指玄へ咄置候高謙院様御筆並二穗波左京大夫経度朝臣御筆之弥陀名号二幅を納る、金百疋添遣又也、九字出勤、十二字後退、夕御教授二出ル、崎田勝文暑気問安入来之由、夜復雨

廿八日、戊辰、雨終日蕭々、涼、朝素読所講<sup>会読</sup>江出席、相濟出勤、十二字後退、夕御教授二出ル

廿九日、己巳、晴、炎暑、今夕御稽古御休被遊候付不罷出、夜辻妹来宿、吉弥も来ル也

卅日、庚午、晴又曇、朝涼後暑、九字後出勤、十二字後退、夕於神社夏越之大被致修行也、堀田礪之助殿暑問安来儀有之也

朔日、辛未、朝雨、午後霽、纒熱、朝九字出勤、一字前退、夕御教授二出ル、今日如例年御役米半方五厘引米代二而渡ル、謹領仕ル、米価壹貫四百四拾匁替也

二日、壬申、晴、熱、早朝村井又三郎来、水谷貢方之書状を届来ル也、去月六日之返書也、尋遣候齟齬之趣意委細二申来、全姨君深キ謀計二而、表を美敷、右様之義を被申候二而、其節之被申振者皆虚偽二而有之もの相見、今更甚驚人、大二致案外候得共、畢竟予か輕卒二而、迂闊二姨君之言を信シ、一心貢江之内談を不遂して直二木野之方へ移合候、大二思慮之薄二当、木野并二丹羽正江对実二赤面之至也、屹度向後を可謹事也、道敏様夜前者御腹痛二而大二御難義被遊候由二付、朝為何罷

出儿、真之御一時之御事ニ而、今朝者最早御宜敷被為在候由也、〔今日朝五半時御麻上下着御登城被遊候様昨日忠様方被仰進、道敏様二者御不快ニ而御不參、旦那様御登城被遊、然処左之通御意之趣、殿様御所旁被成御坐候ニ付忠様方御拜聴、御書付御拜見被遊候由也

御意

先月十七日於東京御用之儀有之、弁事御役所へ御名代重臣御呼出ニ付、石井正敏〔罷出候処、大広間へ補相御出坐ニ而、版籍御奉還之義、御政令歸一之思食を以テ言上之通被聞食、并広島藩知事被為蒙仰候御書付五辻少将様御渡被成候、此段申聞候様御意

別紙御書付式通拜見可被仕候

御官名

広島藩知事被仰付候事

明治二年己巳六月

御官名

今般版籍奉還之儀ニ付深ク時勢ヲ被為察、広ク公議ヲ被為採、政令歸一之思食ヲ以テ言上之通被聞食候事

六月

行政官

三日、癸酉、曇、蒸、尤朝者甚涼、〔朝九字前出勤、十二字三步退、〔夕水谷江行、去月六日之記ニ有之一件、貢方此間返書之趣者不相咄候得共、何分姨君之所為甚以熟

与無之二付、充分存寄申候処、色々御言訳も有之候得共、約儿所御誤二而、其御詫も有之候得共、素方御心底者洞察罷在候二付一応之御詫言迄承候而、其余者深く押合者不致、何れ之道此縁談者は切二、予者御外し被下候様二断然申置也、達而酒を被出、少々給歸儿也

四日、甲戌、曇、涼、夕方雨、朝八字前出勤、一字比退、一昨冬以来敷敷御借米二付而八、昨春以来者附足輕三人之内言人并槍持料差上居候処、去暮之処者一ツ半成之御上ケ米此節迄も御差上二不相成し而被為濟候二付、当春以来之処者足輕言人、槍持料共其儘御下ケ被下候旨今日被仰出候付、御用人中江一応之御請申述、尤当御時勢柄二付而槍持杯者不断召連候二も無之、入用之節人を御貸被下候得者宜敷候二付、槍持料者先其儘差上度旨申出、其分二御間届被下候段堀尾誠意被申達也

五日、乙亥、終日雨豪也、朝之内雷鳴甚、時々有震声、休日二候得共、兼而之御願込之義近々御披け二も可相成哉之御様子二付、御用向有之、九字後出勤、夕五字後退、夜九字後出水至、備防二付出勤、余程之出水之趣二者候得共、御出馬之御定書丈五尺之水漲二者不至して相濟、曉四字二步比追々退水二付退出、夜半後雨竭六日、丙子、晴又曇、蒸暑、朝八字前出勤、夕五字後退、今朝左之通覚之書付出勤之上於御座敷御用人佐藤友儀江差出入

覚

一森岡時太郎養家之弟信太郎義、当年八歳罷成候所、私甥之儀二も御座候付、私方江厄介二仕置、文武稽古筋等厚力入遣申度、時太郎へも申聞候処、同人二於而も

同意仕候付引取申度奉存候、此段可然様被仰上置可被下候、以上

七月六日

村上 裕

右諸口横紙江認宛も上包も無之、是近年之御改也、後刻堀尾誠意方右口上書之趣申上候処、何も思召等不被成御坐候間、其段相心得候様被申聞、御請申述ル、森岡方も同様覚書差出、聞届相済也、夜森岡へ右之為知、互之安慶申述秀虎次郎を遣入也、七日、丁丑、晴、残暑烈然、頗愉快也、六字三点比麻上下着出仕、道敬様御登城前御祝詞申上、御前二者御不参二付、於御次石井穆迄御祝詞申上、御宇衛様江も如仰御祝詞申上、御目見仕ル、今日者於龜様二も御出被成、御列坐被為在也、森岡時太郎祝詞並二昨日之挨拶二来、祝膳を饗入、午後森喜久二囲棋二来、星野貞之助も来、同人者今日・昨日之義二付先達而以来心配之挨拶旁家来二付而来ル也、共二囲棋、夕節句之酒を饗入、折柄岩崎良之進も来ル也、御家中肩衣着之義先年御廃止相成候処、此後者式日御礼并御城詰之輩共肩衣着用仕候様二との被仰出、此御方も御同様二相成也

八日、戊寅、晴、残暑烈也、朝素読所会読江出席、相済而出勤、十二字後退、当夏以来氣候不順、晴雨時を失、作物生立不宜、秋成之程無覚束、諸民憂愁致し候趣達御聴、厚思召を以諸作豊熟、万民安楽之御祈願之為、明九日方一昼一夜、三之御丸稻荷社江殿様御保養中ながら御勉強被遊候而御詰被成、親しく御祈誓被遊、於敵島も来ル十一日御祈禱被仰付、為御名代懋昭様御渡海、御詰被成筈二候間、御趣意之程何れも相心得候様二との義、且其節火之元別而念入候様二との義被仰出、誠二

55 七月

難有御趣意也

九日、己卯、晴又曇、時々雨降、雷鳴、熱、朝七字後出勤、十二字退、夕御教授  
二罷出

十日、庚辰、曇後雨、熱、朝七字出仕、御用多也、夕三字頃、旦那様御用之義有  
之候ニ付明十一日朝五半時道敏様御同道、御登城被遊候様忠様方之御奉書御到来被  
遊、夕五字後退、左之通御移達有之

\*別紙之通從朝廷被仰出候間、為心得相達候、御内輪ニおひても從來之御規則八  
有之候得共、此後朝廷被仰出候通ニ御改メ可被遊旨被仰出候

一右ニ付同姓并血縁之者を聞キ、他より養子八不相成候、尤自然同姓并血縁之者  
養子ニ可仕男子無之候ハ、其訳申出可受差図事

一当主先祖之血統ナレハ身近キ血統を可求、当主他家より之養子ナレハ其血統者  
差置、先祖之血統を求メ、次ニ当主之血統を求、次ニ他家より之養子ニ而モ歴  
代之内之血統を求メ、次ニ外戚之血統を求メテ後、更ニ他家ニ及フヘシ、妻族  
八他家ニヒトシキト相心得可申事

一養子内伺書差出候節、続キ書相添差出可申事

一五拾歳以下養子八容易ニ御聞届不相成候事

一五拾歳ニ至男子無之、養子承合候得共相応之者無之、無余儀訳合モ有候ハ、其  
段相届候事

一実子幼弱ニ依而年長之者養子之儀、末期養子ニ限格別ニ御聞届可被下候、尤右

十一日、御座順者御先例  
之通、<sup>(由)</sup>重美様御次与被仰  
出候由也

実子者必順養子ニ可相願事

但、御步行組以下家財相統養子ニ相願候事ニ候得共、本文順養子ニ限り名跡  
相統養子御聞届可被下候事

一 嫡子・嫡孫御目見願候儀八是迄之通ニ候事

右之御趣以下例文 七月七日

從朝廷被仰出写

堂上諸侯・中下太夫

一年五十歳ニ至リ実子男子無之八、本姓血統相撰養子可相願事

一 但、<sup>(種カ)</sup>痲疾及事故ニ羅候輩八年齡不拘可願出事

一 父年五十歳ニ至リ嫡子年十七歳ニ及ヒ、所勞等ニ而隱居之義願出候八、家督  
相統御評議可有之事

一 嫡子・嫡孫自今年拾五歳ニ至リ元服可致、右年齡ニ不至トモ願ニ仍、時宜之御  
詮議可有之候事

但、武家ニ而八從來乗出シト唱候得共、今般官武一途ニ被仰出候ニ付而者、凡  
テ元服ト可相唱事

一 出陣之義八右年序ニ不拘、各其器量次第御指揮可有之事

但、六拾歳以上八出陣可為勝手事

右之通被仰出候事

十一月

行政官

十一日、辛巳、晴、熱、朝五字後出勤、夜八字後退、終日麻上下着也、且那樣ニ

者御痛所二付今日御登城不被遊、(淺野)忠英様江御名代御頼二而、道敏様御同道御登城被遊、旦那様御願之通御隱居、御家督道敏様江御首尾克被為蒙仰、今日者殿様御所勞被為在、急二忠様御名代二而御意被仰達候由、尤当度者御先規之通之被仰出二者無之、左之通被仰出候由也

道興様御願之通御隱居、道敏様江御家督被仰付候、尤御版籍御奉還被聞食候付而八、御俸祿之義者被応朝旨尚可被仰付との御意

右之通二而、御用番御寄合者御勤被遊候様二との御振合也、

右之通道敏様御下城之上、御居間被為召候而御意被遊、奉恐悅候旨申上也、忠様御出之上道興様御応对被遊、御意御拜聴被為在、夫方御居間へ召候而、被為蒙仰候御趣意御意被遊拜聴、恐悅申上、直二忠様御機嫌相伺、今日之御挨拶申上ル、其後御奥二而御膳被進、御酒被進候節罷出、御挨拶申上ル、御座敷江少々御客衆も有之、度々挨拶二出ル、今日道興様御請者家知事堀江直道規殿御頼也、夜中於御書院御先規之通御家来中二御意事有之、知行格以上へ御意之節予御取合仕ル、其外万端無御滞相濟、奉恐悅也

十二日、壬午、晴、熱、早朝出勤、午後退、今朝御隱居、御家督御歎之御帖并先達而於龜様御引取之義御願之通被仰出候御歎之御帖附候二付、御次并御奥へ罷出、御両殿様・御宇衛様江之御歎御用達・老女迄申上ル也、今朝両寺江家来為參候処、先考御墓所此間之長雨、地陥而傾覆致候由二付、午後復兩人を遣し而直させる也、夕御奥方御到来之紅魚一尾拜領被仰付也

十六日  
処暑  
昼九時三分

十三日、癸未、晴、熱、朝重美様江御留主中之伺御機嫌ニ罷出、福山良之進謁、山村・丹羽・木野へ見舞、帰ル、丹羽・木野ニ而八去ル三日之記ニ有之縁談之一件、全予が輕卒之所致方手違之義出来、甚以致氣毒候得共、不得已断ニ及候段相咄置也、丹羽ニ而酒出ル、木野吉槌兎角不宜由也、午前帰宅、御奥へ昨日之御受ニ出ル、今日方御役所者廢事ニ候得共、夕方御教授ニ出ル、当年方者当家之墓墳江者于蘭盆会ニ付而之点燈者勿論不致候得共、一緒内並ニ知音家之墓所へ八常年之如燈籠を備、今夕家来遣又也

十四日、甲申、晴又曇、辻政徳入来、夕御教授ニ出ル、今朝モ一緒内等之寺江家来遣又、大坂ニ而三宅八太郎方大島五兵衛江申越候趣ニ而八、洋行之五生無滞英国安着之様子相聞候由ニ付、田口牛之助方へ尋ニ遣候處、未此元江者為何義モ不相聞候由也

十五日、乙酉、雨、不熱、尤少有蒸氣、忠英様・忠様方御進物之御使者御直答被遊候ニ付、為席詰朝九字後方出勤致候處、大ニ隙入候ニ付一応退、午後第一字後復出勤、二字後相濟退也、森喜久二・高木来助夕困棋ニ来、仙太郎モ亦来、夕中元之酒を饗、森岡時太郎モ祝詞与して来候由也、御家老様方御家来官禄御取約、早急被差出候様ニ与被仰出、右ニ付御用向有之、夜堀尾誠意・大島真雄来、夜半比迄申談也、信太郎今朝方森岡へ行也

十六日、丙戌、雨、熱、宅ニ而御用向有之、夜前之兩人終日来、今日御意事有之由ニ而旦那様御登城被遊、御家中モ惣出仕之由、於御書院此御方様江者左之通御直

59 七月

二御意被為蒙候由也

御版籍御奉還之義被聞食候二付、御知行并与力(知力)地共、道興様御願之通御聞届被為在候、尚被仰付御品も可被為在与之旨

信太郎今午後歸ル

十七日、丁亥、雨、熱、宅二而終日御用向申談、昨日之兩人来、敬次郎方五月九日英国発之書状田口方届来ル、早速拆覽致候処、兼而之通去ル二月廿六日夕崎陽港解纜後、船陸共聊滞無之、六千余里之波濤超越、四月廿四日二英国着、翌廿五日名二負倫敦江至、ロングス与云師匠之方へ入塾、一同無事二罷在候旨申越、大二安心いたす也、写真二枚差越、田口太郎殿方も書札来、敬次郎船中も至而無事二有之し由被申越、凡発船以来凡五十九昼夜之内、十一昼夜許碇泊留宿等を引、全四十八昼夜之直行二あたる、実二愉快之旅行也、三宅正敬養父鶴翁今朝病死之由、由良清彝方為知差越、使遣入、当年七十六歳、先年以来中氣二而長病也、予幼年之比者至而世話二成候仁也、夜家来を本覺寺二遣し葬二会せしむ、来月朔日方殿様御家督之御礼被為請候旨被仰出候由、与力之御礼も被仰出也

十八日、戊子、雨、涼、後晴、少熱、朝方宅二而御用向申談、尤被仰付事有之、卒与出勤、速二退、兩人も来、矢野清二男岡田七五三槌、今夕岡田へ引越候旨二而暇乞二来候由、此方方も使遣入也、三原小林彦左衛門先達而以来御供二而出府致候由二而来、酒を出入、慈君夜江江御出被成、信太郎も參、十六日方今日迄者御用向有之二付御教授御断申上也

十九日、己丑、雨、冷氣、朝出勤、十二字後退、夕御教授罷出ル、今日御家来官  
 祿高等今日大御目付衆へ御達二相成、尤士分以上者官祿・姓名各人別ニ御認、御歩  
 行組以下者格々ニ而惣祿高・惣人数高丈書分ケテ御差出ニ相成、予者本知百三拾石、  
 御足知廿石、附足輕三人、槍持料、御役料之処、右足輕・槍持・御役料共併而知行  
 之御役料ニ被成下、御役料共知行高三百石与して御書出ニ相成、御用人中も右ニ准  
 貳百石之高ニ御書出、其以下も兼々御先代様以来厚キ御含被為在候御意味を以品能  
 被成下候而御書出しニ相成也、左之通從朝廷之被仰出御移達有之也

官武一途、上下協同之思召を以、自今公卿・諸侯之稱被廢、改而華族与可稱旨被  
 仰出候事

但、官位八可為是迄之通候事

廿日、庚寅、雨、後歇、涼甚、休日ニ候得共、一席一人宛御呼、申達義有之、巳鼓  
 頃出勤、午時退、去ル十六日之被仰蒙事并昨御家来中官祿・姓名等御達しニ相成候  
 二付而之心得申達也、今日者御稽古不被遊、杉岡文碩来、家小少々消渴氣ニ付葉  
 を乞

廿一日、辛卯、晴、涼、朝早出、午後退、今日も御稽古不被遊、夕矢野清江盆前  
 贈物之謝并七五三樞引越之歎旁ニ行、佐藤友儀不快を訪、堀尾へ盆前到来物之謝ニ  
 行、同方ニ而被留、酒出、極夕迄話入、<sup>\*</sup>敵島弥山号以来旧字ニ御復し御山卜御改メ、  
 并三鬼神社も御山ノ神社与御改メ相成候之旨御移檄出ル也  
 廿二日、壬辰、快晴、涼、早朝出仕、午後退、夕御教授ニ罷出

61 七月

廿三日、癸巳、曇、夕雨、涼、朝素読所講釈へ出、藤川甚吉郎来、水谷嬢君方先達而之縁談一件二就而之挨拶御伝言申来

廿四日、甲午、雨、朝星野貞之助入来、森岡之方兼而之婚姻之義彼は延引二相成来ル廿六日二取結致候筈二申値、尤真内輪限二而一円何方江も案内等者不致、養父幸次郎孟を為致吳候筈二候旨申聞ル、何之存旨も無之、至極可然段答置也、例時出一字後退、夕御教授二罷出

廿五日、乙未、晴、夕曇、少有暑意、例時出、午後退、夕御教授二出ル、森岡へ取結二付櫛笄料并酒一樽贈也、慈君夕方辻方御歸り被成、敬次郎并田口太郎殿江書状相認、今日午之助方迄届方頼遣し置也

廿六日、丙申、雨、涼、信太郎午後森岡へ行、森岡方今日祝ひ之品贈来也、小林彦左衛門来ル、明日三原へ引取候之由、此方方も暇乞使遣又也、夕御教授二出ル廿七日、丁酉、晴、涼、例時出勤、一字後退、二字后復出勤、家知事堀江直規殿被出、致応対、植田久誠殿も一緒二被出、御内命事有之、御屋形回り御多門内共、兩人殿同道二而不残被致見分、予、堀尾誠意も属行二而何角致驅引、大島真雄(正)致案内、此御屋敷御用二相成可申哉之御様子二而、切々致案内候事共也、右就而黄昏前退、今朝時太郎来、昨日祝用無滞濟候由、歎二家来遣又也、夕信太郎從森岡歸ル

廿八日、戊戌、晴、秋暑、昨記之義二付早朝方出、終日相詰、極夕退、今日者御表・御奥向・御多門内共惣函面取調有之也、惣御抱内之坪数古函面之上六千四百(72)

廿九日、己亥、晴、秋暑、尤朝夕者大二涼、朝十字後出勤、一字後退、今日者休日

二候得共、昨日之通二而御用向有之也、朝之内者宅へ渡辺廉之助を呼、申談義有之也、夕為御教授罷出、夜堀江直規殿御館江被出、致応対、一昨記之御一条先御事止二相成候趣被申参、実二夜之明たる如く安心、奉恐悦也、其実者不容易御事柄と君命を被重、即坐御内御請を被仰上、并予等か応対振惣而実意を主として君命を重し駆引候あたり、且御屋敷回り文武稽古場等何角御手之届居候あたり、具二達御内聴、深御満足被思召候方、猶又種々御判断之上、御評議変り二相成候趣直規殿密話有之、実二以感戴二不堪次第也

八月 小

朔日、庚子、晴、涼気、朝九字前麻上下着出仕、旦那様二者就御家督御礼極朝御登城被遊、御祝詞不被為受候二付、於御次御用達江御祝詞申上、御隠居様へ於御居間御祝詞申上、御宇衛様江御祝詞御奥二而申上、如恒御目見被仰付、御手付熨斗被下之也、大島真雄<sup>(正)</sup>・森喜久次午後囲棋二来、辻政徳・森岡時太郎為祝詞入来、祝酒を饗、長束良左衛門も申遣来、信太郎今朝方森岡へ往、夜帰ル、其節おたつ・おますも伴来、時太郎跡方来ル、右者婚姻二付始而來也、吸物・酒・飯を饗、おたつ者宿也

二日、辛丑、雨、涼甚、当年方者今日之休日昨日与御振替二相成候二付九字頃出勤、一字後退也、今日も御家中御家礼二付為御席詰御登城被遊也、泰宋院様御不例、急二御容体御勝不被遊候由、下評有之也

63 八月

三〇  
白露  
今曉九時四分

三日、壬寅、晴、涼、朝素読所講釈江出席、夫方出勤、午後一字退、旦那樣今日  
 毛為御席詰御登城被遊、当年八御礼揃時刻早く、日夕已鼓前二者御下城被遊候御様  
 子也、昨今共夕方之御稽古無之、今般官位御改正二付、從來之百官并受領被廢候  
 旨從朝廷被仰出候旨二而、此後外向二而八殿様ヲ二位様、竹之丸様ヲ四位様、近江  
 守様ヲ五位様\*与可奉称旨、尤於御内輪八其儘是迄之通殿様、竹之丸様与奉唱、近江  
 守様を五位様与可奉称之旨被仰出也、全文を別二記候故略之

四日、癸卯、晴、涼、朝八字後出勤、夕二字前退、今日者社寺御礼二付早朝御登  
 城被遊也、夕宮崎勝正出府、到着之由二而為案内被来、深江重威者不快二而居残  
 也、其外八皆出府之由也、勝正者当度御用多門二相成候当家長屋二而沢崎雄三郎跡  
 御多門二被居也、夜前以来暑邪之氣二而悪風之意有之、夕致脚湯、発汗也、依而早  
 く臥、他邦江罷越候節差札等、自今広島藩何野某与相認候様二との義被仰出也  
 五日、甲辰、晴、涼、朝示談役三人共被来、風邪中ながら勉強して御用向申談、宮  
 崎勝正入来、予者御用談中二付不調、夕又同人被来、跡二而囲棋、酒を出入、土産  
 物被惠、吉田正勝方毛使来、土産物を被惠也

六日、乙巳、曇、夕有暴過雨、涼、風邪未快、悪寒強候二付出勤不致、如例御用人  
 中江及案内、午後如昨日三人共来、御用向申談、牧野徳隣・水上貴徳・吉田正勝  
 入来、此方方毛昨今使遣又也、夜勝正被来、跡二而囲棋、泰栄院様今朝以来御不  
 例被為重候之由也

七日、丙午、晴、暑、夜来悪寒之気味除候付致出勤、尤今朝与力中御礼二付御登城

之節罷出候筈ニ候得共、極早朝之義故其義者不致、例時方致出勤、夕三字後退、  
 栄院様御不例先御居合之趣ニ者候得共、旦那様為伺御機嫌夕方急三三之御丸へ御上  
 り被遊也

八日、丁未、快晴、応節有秋暑、朝素読所会読江出ル、夕御教授ニ出ル、吉田正  
 勝昨日之礼并明日東城江引取候由ニ而暇乞旁人来、此方方も使を以暇乞申遣也、宮  
 崎勝正就御用向入来

九日、戊申、快晴、秋暑、朝九時前出勤、夕二字後退、東京町人泉屋市郎右衛門弟  
 覚之丞罷出、於御書院御目見被仰付、致席話、其後於十式疊逢也、退出後於宅宮崎  
 勝正御用向之示談を承、友儀・誠意・正雄会也、今日者臧温靈神御忌日ニ付、早朝  
 祭式を執行、春比女靈神も奉配祭、其序松之助靈神・幾三郎靈神も配し祭ル也、夜  
 辻おたけ来宿

十日、庚酉、曇、朝之内有雨、涼、朝平川静一郎来、此間頼置候坂谷喜八郎先生江  
 逢度義今朝申通くれ、承知ニ付いつニ而も参候様申聞、十字前出勤、夕二字前退、  
 其後為御教授出ル、夕堀尾へ宮崎勝正囲棋ニ被参候由ニ而、予も同被請参ル、極夕  
 酒出ル、夜八時後帰ル、岩崎およし入来、藤川甚吉郎来、水谷嬢君兎角申分ニ而、  
 此節者浮腫ニ而御困之由ニ付、真遊学を最早止而帰候様ニ予も駈合具候様ニ与之  
 御頼之趣申聞也

十一日、庚戌、曇、時々微熱、朝宮崎勝正被来、同嫁之義ニ付有伺談、朝坂谷喜  
 八郎先生を訪、被謁、緩々及談話、有合之菓子箱致持参贈ル、兼而承及ニ不違温良

65 八月

恭俟之君子と見ゆる人也、夕為御教授出ル、今朝辻政徳入来  
 十二日、辛亥、曇、蒸熱、朝九字出勤、夕二字退、又為御教授出ル、極夕宮崎氏  
 を訪、酒出ル、囲棋を致入、泰栄院様御不例少々御快方ニ被為居候由也  
 十三日、壬子、曇又晴、蒸熱強、朝素読所講釈江出、直ニ出勤、夕二字前退、重  
 美様方御進物之御使者有之、於御書院御直答被遊候二付、其節麻上下着ニ而席詰仕  
 ル、夕皆々宮崎旅宿江被招、参ル、大島正雄父子参、有饗也、近江守様但當時者  
 五位様与奉唱也從東京昨日爰元江御帰着被為在、南御門外御屋敷ニ被成御坐候由也、  
 夜半後暴雨、雷鳴稍迅也  
 十四日、癸丑、曇、蒸熱、夕少涼、宮崎明日被引取候由ニ而、為暇乞何角之挨拶被  
 来、此方方も行也、今日旦那様御登城被遊、殿様御在職中御勉勵被遊候為御賞、先  
 月廿二日於東京御直垂一領、御馬・御鞍籠御拝領被遊候旨、且御版籍御奉還被聞食、  
 更ニ藩知事被為蒙仰候二付而八、一統自然氣取違之義有之候而八不相濟との思召ニ  
 而、御直筆御下ケ被遊候旨御意之御達し有之候由也、夜無月  
 十五日、甲寅、曇、時雨はらつく、蒸熱、宮崎勝正今朝被引取掛相見、台所ニ而見  
 立ル也、例時出勤、夕三字退、又為御教罷出ル、殿様藩知事被為蒙仰候二付、是  
 迄之御領地・人民其儘御支配可被成哉之旨朝廷江御伺被遊候處、其儘御支配被成候  
 様被仰出候与の旨御移達有之也、夜無月  
 十六日、乙卯、曇、秋暑強、朝九時後出勤、夕二字前退、後復御教授ニ出ル、妙  
 慶院江虎次郎為参也、夕辻政徳入来、酒を饗、おたけも伴帰ル也、夜半後快晴、

十八日

秋分

朝四時

同日、大坂高三喜兵衛<sup>方</sup>今般御家督之為御祝義献上物仕、予江毛左之通贈越也

扇子五本入一箱

肴料 金百疋

右者御用人中并制用局御役方へも夫々差越候由先例也

月光清妍也

十七日、丙辰、快晴、午暑、朝夕涼、朝忠英様江御出府中為伺御機嫌罷出、崎田勝文・久野良・深町完を訪、水谷伯母君御不快を訪、妙慶院へ參、帰、夕又三宅正敬養父之喪を吊、鶴翁者予幼年中格別懇切ニ遇候仁故、靈前へ菓子壺箱持參備ル也、辻江寄、酒出、入夜帰ル、旦那樣今夕南御門外江被為召、御出被遊候ニ付、御字事者御休也

十八日、丁巳、晴、涼、午暑、夕曇、朝素読所会談ニ付出席、夫方出勤、夕二字前退、又為御教授出ル、信太郎昨朝方森岡へ行、今朝歸

十九日、戊午、晴、涼、例時出勤、夕二字退、今日八御城表惣出仕ニ而、今般御拝領物之御歎御帳付候由也、旦那樣御下城掛直二六丁目御館江御出被遊候ニ付、御字事者御休被遊、御隱居様・御宇衛様共一昨日方同所へ御出、御逗留被遊由也

廿日、己未、晴復曇、涼、朝木野を訪、吉槌此間以來残暑之障ニ而前症再発、殊之外困り氣遣候様子也、全驚風之内搖症与見ゆる也、謙造方方消息有之、六月朔日京師出立、同十三日東京着之旨申来候由也、今日者ソソニテニ而、御字事不被遊候也、辻吉弥来遊也

廿一日、庚申、晴又曇、涼、例時出勤、夕二字後退、昨日御奥方白菊酒少々御取分、頂戴被仰付也、右者此間高三方差上候酒之由、今朝御奥へ御請ニ出ル、御教授ニ出ル、御二所様今晚從六丁目被為入候由也

廿二日、辛酉、曇、夕細雨、朝西向寺へ代參申付ル、例時出勤、夕二字後退、夕

67 八月

廿三日、木野方使を以、  
吉槌義夜前終二死去致し  
候趣為知来、悔・見舞使  
を以申遣入

御教授二出ル、夜家小木野へ見舞二行、吉槌何分氣遣敷容体之由也

廿三日、壬戌、晴、午暑、朝素読所講釈江出席、旦那樣明廿四日御用召之御奉書  
御到来被遊、夫二付夕方出仕、及暮退、夜中、大御目付石原篤殿被出、此御方様御  
俸祿御返上之義御聞届二相成、当年方御知行所御蔵入二相成候付、当分可成に御世  
話可被成下旨被仰出候段御達被申上候由也

廿四日、癸亥、曇、涼、昨記之趣二付早朝出勤、夕日没後退、旦那樣夕八時過御  
下城被遊、於御前左之通被為蒙仰候由

此度広島藩知事被為蒙仰、御藩政・御家務御引分ケ、御職制可被立旨被仰出之趣  
も有之、従前之級等ヲ被廢、更ニ御編制被遊候付御家老職御廢シ、准一級二被差  
置候

右之通二付御用番御寄合者御勤被遊二不及、御名代者は迄之通、出火之節御出張是  
迄之通、尤御人数番二不及、出水之節御受場所者先是迄之通、年礼之外諸回勤者相  
止候との旨も被仰出候由也、右之趣御下城之上於御居間御意被為在、御家来中江者  
於焼火之間手許方相達スル也、右之趣者忠英様・重美様二も御同様、尤忠様二者一  
心御役御免二而、更ニ第一級副總管被為蒙仰、其外御家中惣出仕二而、御役之面々  
不残一応御役者御免二而、更ニ夫々之御役被仰付、御役名者悉御改二相成候之由也、  
今日重美様御名代者此方様御勤被遊、能称君御忌日二付早曉祭祀執行、何も去ル  
九日之通也、今朝西向寺江者前記之趣二付代参申付ル

廿五日、甲子、曇又晴、涼、例時出勤、夕二字后退、今夕者御学事御延引被仰出也

廿六日、乙丑、晴、涼、左之通被仰出也

今般殿様藩知事被為蒙仰候付、御城御住居被差止、三之御丸江御転移、日々御登城被遊候事

但、御転移御日限之義者追而可被仰出候事

一三之御丸江家政局御構二相成、藩政与御家政御引分ケ二相成候事 右之趣

八月廿四日

夕御教授罷出

廿七日、丙寅、晴又曇、涼、夕細雨零、朝例時出勤、夕三字前後退、旦那様今日者忠英様方御誘二付東辺江御遠馬、一貫田辺迄御出被遊候由也、御腰付御弁当、御供方毛只御要用而已二而、御道具御箱者素方、御手回りの者毛不参、至而御甲斐々敷御事之由也、極夕方木野へ悔・見舞二行、酒出ル

廿八日、丁卯、晴、涼、朝素読所会読二付出席、夫方出勤、夕四時前退、旦那様今日御用向二而御登城被遊候処、忠英様御同様於御居間出火之節火事場御惣督被為蒙仰候由也、今朝素読所出席前村井又三郎来、水谷嬢君先刻已来不出来之様子為知呉候二付、早速為見舞家来遣候処、其後無程事切二被至候由申帰候由、出勤二而早速宅方不申越候二付遅く承之、直二母方伯母定式之服忌受候段御用人中江申達、致退出、無程忌中御構無之、勝手二出勤候様思召之旨御用人方申来也、夜水谷葬式二付家来を代香二遣、途中之供毛為致、兼而明晩葬式之趣今日家来承帰り候故、予毛極夕方見舞旁二出掛候処、途二而藤川甚吉郎二出会、今晚六時之葬式送二相成候由

69 九月

四日  
寒露  
昼八時(七)四歩

廿九日  
庭中之八王子柿三拾壹顆  
慈君方御奥江御上ケ被成也

承、直ニ參候而八家來を遣候都合不宜候ニ付、途方歸ル也  
廿九日、戊辰、雨、涼、宅ニ而御用向有之、朝方佐藤友儀・堀尾誠意・大島正雄・矢野清・渡辺廉之助來ル、夕御教授ニ罷出ル、去ル十四日大坂江英國王子渡來、坂城井市中巡覽、速ニ退帆致候由、其前ニ東京へ渡來、登城ニ而、主上御逢モ被為在、旅館江者親王方御尋モ有之、其歸國掛之由也

九月 大

朔日、己巳、晴、涼、今日モ宅ニ而御用向相勤、友儀・清・廉之助來、今日於大芝講武所伝習隊之業前殿様御覽被遊、從五位様・御両方様ニモ御出、忠様・忠英様此御方様ニモ御手馬ニ而御供被為蒙仰候由ニ而、事柄之義ニ付乍差合中見物ニ參候様大島正雄あたり勸ニ預リ、午後方友儀同道ニ而見物ニ參、惣員凡六大隊位与相見マストル教師ニ而、誠ニ壯觀与いふへし、就中騎馬隊之業見物事也、黄昏歸宅  
二日、庚午、晴、涼、早朝水谷へ悔ニ行、伝福寺姨君御墓所參、今日モ宅ニ而御用、誠意・清・廉之助來、夕御教授ニ出ル、信太郎昨日方森岡へ行、今晚歸ル也  
三日、辛未、晴、涼、今日モ宅ニ而御用申談、正雄・清・廉之助來、夕方御字事者右ニ付而御断申上、三宅内外出候様ニ申談ル也、堀尾誠意吊慰入來  
四日、壬申、晴、涼、宅ニ而御用向相務、午後出勤、夕直ニ御教授ニ出、夜七字比輕地震有之  
五日、癸酉、晴、涼、休日ニ候得共宅ニ而御用向有之、示談役三人終日來、夕藤

川甚吉郎吊慰二入来

六日、甲戌、曇復晴、夕又曇、作雨、涼冷、朝例時少遲出勤、三字後退、示談役三人入来、御用向申談入、水谷眞夜前従大坂帰着之旨為知来、使を以見舞申遣入也  
 七日、乙亥、雨罷、後晴、暖、朝例時出勤、夕四字前退、池田直温加賀守事也母去  
 八日、丙子、晴、暖、朝素読所講釈二付出席、直二出勤、夕日没前退  
 九日、丁丑、朝曇後晴、暖、朝七字比麻上下着出勤、御両殿様御登城前於御居間御祝詞申上、御奥二而御宇衛様江も同断、今日者兼而之通御隠居、御家督之御礼被仰上候二付、御両殿様方御先例之御振を以御方々様江御差上物有之、尤当御時合之事故何角御作略二而、御酒・御時服等無之、御隠居様方御上ケ之御刀者有之候得共、棒鞘二而御上ケ二相成也、午時後御両殿様共御礼御首尾克被仰上、副惣管江之御回勤并御方々様御屋敷江為御礼御出等被為濟、御帰館被遊、其節出仕、於御次御用達迄恐悦申上、為御祝義干鯛一折三枚差上之也、今日者此節御扶助米御頂戴之御場合故、御出入之衆へ御噂等も不被為在候二付、一円御客事も無之、予等御奥江召候義も無之也、夕御用人兩人并渡辺寛・大島正雄・堀尾嘉膳等囲棋二会、祝酒を饗入、今日者御上御礼御首尾被為濟候二付、心中恐悦之意を合、右之通也、岩崎良之進・森喜

## 71 九月

十四日、先達淺野惟聰殿方屋敷替之御知せ有之、早速処事局へ為持出候積り二而、外二忠英様衆方来候書類与一緒二文箱へ入候得共、如何之間違二哉、其儘二而手入二納有之、昨夕見当候二付直二出し候得共、彼是間も有之、御不都合之廉も有之候二付、今日恐入之義申出置候処、極夕不及其義旨被仰出也

久二も来ル、予今日より忌明二付今曉入湯いたす也  
 十日、戊寅、晴、暖、朝例時出勤、夕三字退、水谷貢方明後十二日永照院殿二七日二付、於伝福寺当座法事致修行候間、明十一日夕速夜二参候様二与案内紙面来也、夕何れも堀尾へ被招行、大島正雄会、有饗  
 十一日、己卯、曇、風吹、暖、御用向二而示談役三人朝方入来、二字迄申談也、夕御教授二罷出ル也、虎次郎不快二付下宿願出、夕方下ケ遣入也、今夕水谷へ被招候へ共無抛辞又也  
 十二日、庚辰、晴、暖、例時出勤、御教授申上、直二相詰、夕三字退、星野貞之助来、来ル十五日舟行之義を約し置、同人方之舟を貸呉ル筈也、今朝水谷之法事二付、伝福寺へ代参兵蔵を頼遣入也  
 十三日、辛巳、朝曇後晴、冷氣、朝安井元哉就御用向入来、謁、素読所講釈江出席、直二出勤、夕三字退  
 十四日、壬午、晴、冷氣、当月者御役所休日明日与替り候二付例時出勤、夕直二御教授申上、四字後退、明十五日二葉山御祭事二付御両殿様今夕七ツ時方明日御祭事済迄御謹慎被遊候間、一統謹慎、火之元別而念入候様二与被仰出也、当年方者一日之御祭礼二相成候由也  
 十五日、癸未、晴、暖、休日也、夕為御教授罷出、信太郎夕方二葉山江参ル、夜慈君二葉山江御参被成、家小も参ル  
 十六日、甲申、晴、朝寒後暖、例時出勤、夕四字退、御教授江も出候也、東照宮\*

十九日

霜降

暮六時一分

廿日、御隱居・御家督之御祝義左之通拝領仕ル

干鯛 一折三

但、料二而銀札拾五

御樽代金貳百疋

但、三倍渡

今日御家来中御祠堂拜被仰付候得共、予者未服中故、今日者拜不仕候也

御祭礼、当年方者御祭典御改二付、今日一日之御祭二相成、御並様方御拜参も止候由、尤昨日二葉山へ者忠英様御社詰被成候由、夜半雨

十七日、乙酉、朝曇後晴、暖、朝十字前方信太郎を伴川下へ舟遊す、兼而星野貞之助を頼置候処、幸次郎も参、網を打、潑尾魚・茅渟子大分捕護、大ニ鬱散いたす也、夜八時前帰ル、佐藤友儀父子も別船ニ而被行、伴スル也、慈君留守中ニ辻江御出被成候由也

十八日、丙戌、曇、冷氣、朝素読所会読二付出席、午後出勤、夕直御教授申上、極夕退、夕晴

十九日、丁亥、晴、午後少々時雨之気色あり、不寒、当月者今日御役所休日也、夕御教授急ニ御延引被仰出也、御用達石井穆方手紙ニ而、明廿日御祝儀物被下候付、四ツ時頃麻上下用意仕致候様ニ与申来、承知之返書出又

廿日、戊子、晴又曇、寒し、今日者御隱居・御家督之御礼被為濟候御歡之御帳付候二付、如例御帖始ル前御次江出、御西殿様江之御歡申上ル、御目見等者無之也、御帖相濟、御奥江も出、御宇衛様江御歡申上、是又御次ニ而相濟也、其後御用達永井正操御祝物被下候付、御次江出候様申聞、同所ニ於而同人執達ニ而、干鯛一折、御樽代御目録を以頂戴仕ル也、三字前退出掛佐藤友儀宅江御請ニ参ル也、夕御教授ニ罷出ル

廿一日、己丑、晴、寒後暖、朝御奥方御庭之栗州余頼拝領仕ル、藤川甚吉郎先達而悔使遣し、並ニ見舞之品遣候為返礼入来、十一字前出勤、夕御教授も申上、四字

## 73 九月

廿五日  
 去ル廿二日竹屋町新蔵ニ於而正金引替之切符相渡候処、大造ニ群集致、多人數ニ被圧、怪我致し候者甚衆、即死も段々有之、惣怪我人凡九十人許、其内即死并追々に死候者都合十六人ニ至候由、畢竟此節正金内取引者壹両三百匁近キ相場之処、御定之七拾式匁を以御引替被下候事故、人々争而赴之、如是混雜を致候もの相見候得共、乍去全有用之所置不得宜之所致ニ而、死候者甚以不愍之至也、況偶主上之御誕辰ニ当候おや

後退、慈君夜從辻御帰被成也、来ル廿三日竹之丸御屋敷御祠堂御祭礼ニ付、御兩殿様共前夕七時方廿三日御神事済迄御斎戒被遊候ニ付、一統謹慎、火之元別而念入候様被仰出也

廿二日、庚寅、晴、寒後暖、朝山村・丹羽留守を訪、水谷貢を訪、妙慶院・西向寺江參、今日者忠政御霊之御忌日ニ付味爽方祭祀執行致入、政姫御霊も奉配祭也、今日者主上御誕辰ニ付、去年以来之振合を以小豆飯・鱈・吸物ニ而祝心也、夜御輿江召、參出、右御誕辰並今日御祠堂秋御祭事被為済候御祝旁ニ而、御酒・御吸物・御小豆飯頂戴仕ル、慈君も召而御上り被成、御用人并正雄も出ル也、今日御祭事之節予者服中故不出也

廿三日、辛卯、晴、朝寒後暖、例時出勤、夕直ニ御教授申上、四字三步退、当月者昨今休日替ル也、今日者竹之丸御屋敷御祠堂御祭事ニ付、去ル十五日之通謹慎之御布告有之也、此方様御社詰被遊、上田重美様去ル十八日於京都爰元江御差戻之命を御蒙り被成候之由也

廿四日、壬辰、晴、暖、朝呼矢野清、申談義有之、其後出勤、夕御教授申上、四字後退、於三原忠英様御妾腹御出生、六郎様与御名被付候由之処、御病氣ニ而今曉御卒去被成候由也

廿五日、癸巳、晴、暖、今日者御家祈祷ニ而御館廻り総御清めニ付、予者未服掛中故不及出仕、朝宅ニ而星野武平次・佐々木猶馬を呼、製蠟場御用向申談、鹿島社御祭事も今日有之、三宅玉枝・池田出雲御家祈祷済參り被祈念致入、諸事星野武平次

取計也、夕御学事御延引也

廿六日、甲午、晴、暖、夕御教授二出、渡辺吉太郎先頃以来脚氣二而困り、旅中二而養生方不便之義毛有、一昨夜一応帰り候由、今日見舞使遣入、小島佐十郎此節水氣二而致難義候由、見舞使遣入、夜御奥方松茸拝領仕ル也  
廿七日、乙未、晴、暖、例時出勤、夕御教授申上、四字後退、重美様今日從京都被為入候由也、去ル六月從朝廷被仰出候御書付写、左之通為心得御布告有之也、尤風説書二而八疾承及居候義也

一從來支配地總高并現米總高取調可申出事

但、免八五ヶ年平均ヲ以取調可申出事

一諸産物・諸稅數取調可申事

一公廨一ヶ年之費用取調可申出事

一職制・職員取調可申出事

但、重立候職員八人撰可相伺事

一藩士・兵卒員數取調可申出事

一但、從前之祿并扶持米遣居候高取調可申出事

一現石十分之一を以家祿可被相定事

但、石高外諸雜稅毛可準之事

一支配地惣繪圖可差出事

一支配地人口・戸數取調可申出事

一印之処補闕

一社寺領其外從前祿扶持

米等遣居候人員并高取

調可申出事

75 九月

一一門以下士族卜可称事

但、家禄御定之振合ニ基キ給禄適宜改革可致候、且一門之輩八追而位階を可賜事

一家禄相応家令・家扶・家従以下召仕候人員可伺出事

但、従前之知家事八家令与唱可申事

右之趣被仰出候付而八、諸務变革来ル十月中取調可申出事 六月

廿八日、丙申、晴、暖、例時出勤、夕三字退、今日者御学事御延引被遊也、御隠居様昨日方六丁目御館江御出、御宇衛様ニモ夜前方御出、暫御逗留被遊候由也、朝廷被仰出之振合彼是を以、来月方者諸向御定銀凡只今迄之十分一之御積を以御立替ニ相成、以前之如く向々江月々御定銀渡切ニ而、御買入物等都而其向之存旨一杯ニ取計、御縮合筋專ニ仕候様ニ与被仰出也、丹羽・山村江昨日歸着之歎使を以申遣也、夜慈君・家小其外白神社へ参

廿九日、丁酉、晴、暖、朝山村静遠入来、九字頃方重美様江御帰館之御歎ニ参出、御出頭忠摩某謁、山村・丹羽江モ歎ニ参、丹羽ニ而被留、酒出ル、木野へモ寄歸ル、今日者氏神祭礼ニ候得共、御上モ御扶助米之御場合故、相互ニ一緒内同土之家来モ無之、静謐也、信太郎午前森岡へ行、夕長武左衛門・長束良左衛門来話入、酒を饗入

晦日、戊戌、晴、暄、例時出勤、夕御教授申上、五字後退、堀尾妹、岡島平之進妻兎角病身ニ而困り候ニ付、和談之上取戻ニ相成候由、今日双方届出有之也、丹羽正

村上家乗 明治二年 76

入来之由也

十月 小

朔日、己亥、晴、夕曇、暖、例時出勤、夕四時前退、旦那様今朝二葉山江御名代御勤被成、夫方直二六丁目御館江御出被遊、依而御学事者御廢し也、夕方山村静遠を訪、木野謙造義二付厚及内談、酒出、緩々相話し、入夜帰ル

二日、庚子、晴又曇、夕雨西三点、今日者少々御不例二被為入候由二而、御学事御延引也、依而極夕御次迄参出、御機嫌相伺、且明日石内村製蠟場へ見分事二参候二付、御教授御断之義御用達迄申上置、御不例者為指御義二者不被為在候由也、信太郎今夕從森岡歸る也

三日、辛丑、曇、寒、昨記之通今朝未明方石内村製蠟場へ参、星野武平次・佐々木猶馬・田宮政之進も参、何角申談、今晚者直二宿入、家来者虎次郎(田川)人召連る也

四日、壬寅、曇、午前方雨降、寒、夕二字後石内を発、冒雨而帰、古江村新宮鼻辺二而憩居候処へ、大島正雄方手紙を以、今夕大監察衆方御用向有之候二付御家司吉兩人御城江罷出候様二与申来、続而旦那様二も御同様御登城之義、忠様方重美様御連名御手紙二而被仰進、旦那様二者今日者川下江御出二付、御出先江御迎出、御家司代二者友儀・誠意兩人登城被致候趣申越候二付、同所方者速二歩帰、直二御館へ出候処、未御下城も不被為在二付一応致帰宅、時薄暮也、夜西鼓後御下城被遊、兩人毛被帰候二付致出勤、御城金之御間御椽側二而忠様・石井正敏殿・神田直養殿へ

四日

立冬

暮六時

77 十月

座、重美様・此御方様御列坐被成、御両家様之類役も兩人ツ、被出、御一緒二御用談有之候由、全御並様方御家祿御減削、御家来上江被召抱候義二付而之御会談之旨也、十字前退

五日、癸卯、雨、寒、後罷、午時方友儀・誠意・正雄入来、御用向申談、三字比方友儀同道御城江出、参政衆へ謁を請、石井正敏殿・神田直養殿御書院竹之御間二於而被謁、昨日御諮詢有之義二付何角及質問、且愚意を不差扣申談、尚書取二して相渡置也、四字比下城、直二御館江出、夜復宅二而会谈致入也、田口牛之助方明日英国江書状相送候旨為知くれ候二付、今日敬次郎江之書状同方迄頼遣し置也、今日持参之書付左之通

私共謹而奉申上候、方今天運之循環二而、不量毛王政復古之御盛業被為立、諸藩版籍奉還、卒浜王臣之時勢与相成、乍恐殿様二毛先般藩知事被為蒙仰、従前之十一を以御家祿被相定、御藩政・御家務御引分、諸御変換被遊、就而八三家之家祿御取捨、家来共之御所置振御裁断被為在候一議二付、卑賤之私共へ御諮詢被為在候御意味銘肝奉畏、承候処、右者畢竟家来共御趣意柄取違、自然混雜等相醸候而者、第一朝廷江被為対深ク被為恐入候御訳柄故、其辺專御斟酌被為在候より之御事与奉恐察候、左候時者御採用者兎毛角毛、存寄辺臈置候而八御主意二不応、却而恐入候儀二御座候間、不顧憚具二奉申上候、抑三家之儀者、御元祖様以来格別之御鴻恩を被蒙、代々結構御備被下候、中二毛御名方元祖御名御名乘義者、浅野高勝清光公御幼少ヨリ奉守護、年来無疎意御奉公仕候功勞段々厚御憐賞被成下、遂二御称号毛

賜、乍恐御親類へ御加へ被下、後代迄之為御契約孫六之御刀を被下置、老年二およひ候而者、跡々之義迄も御懇之御意も被為在候儀二付、病氣不相勝候時二臨三没後之義等厚遺言被申置候内二も、家来共重立候者之義、殿様思召を以被召仕候義二候八、外聞能被仰付被下候得者、如何計歟忝可被奉存、左も無之時者御名(高)乗日比見立被召仕候詮も無之二付、無用二候との旨被申置、誠二主従之因三厚、心を被用候事与相見、其以来も家来共ヲ八厚被取扱、分限丈者恩義を被与候而被召仕来候処、豈計哉、此度時運之所變方家来御引分、御上江被召仕可被下候哉之段何とも難有奉感戴候訳柄二御座候得共、又一方二而者慨歎泣血之至情二難堪仕合二御坐候而、且喜且歎、心緒紛然たる次第二御坐候、乍去只管主従意義而已主張仕候而八却而私情二相渉、遂二朝命二も相背候義二御座候間、家来一統之処二おひても、素御上二於而八朝旨御遵奉不被為得止御次第二被為基候方之御意味合者深可奉恐察候得者、決而混雜等二立至候儀者有之間敷候へとも、乍去甚憚多き申上二者御座候得共、自然も右様相成候得者、御取扱方二おもて八是迄士分として被召仕来候者とも八藩士之級末江被差加、歩行之者八徒班之級末二被差加候様被成下度、自然も士分之者を准士以下、歩行之者を足輕以下へ被列候様之儀共二御坐候而者、元祖御名乗遺言之旨趣二対候而も不相濟義、深恐懼仕、且者其辺方自然家来共之機動へ相係り、混雜筋相生候而八、兼而御諮詢被為在候御主意へも相背、御名二於而も如何計歟辛痛可被仕、其実從來之処士分者士分丈、歩行者歩行丈、夫々格式相当二名分不相辱様平生義氣を励シ相育被置候義も、全国家之御為

79 十月

を被存、不私義二御座候間、其当り之義者深御憐恤被下候様仕度、勿論道御名家  
 来二おゐて如何様之御所置被為在候共万々可奉背様者無御坐、殊二私共義者乍不  
 及御名を輔助仕候而、寡与も五百人許二も及候家来共を引回し、指揮仕候者之儀  
 二御坐候得者、仮令一同不服を抱候事柄二而も平穩二周旋仕候義者奉公之要務与  
 相心得罷在候間、私共方不服之意を抱奉歎願候儀二而八曾而無御座候得共、畢竟  
 御主意二心、心底を不残吐露仕候而一応申上候義二御座候間、余者宜御汲取被下  
 候様奉懇願候、以上

十月五日

村上 裕

佐藤友儀

堀尾誠意

六日、甲辰、晴、寒、例時出勤、於焼火之御間御家来御歩行列加以上一同江昨記  
 之一件二付御趣意合一同篤斗相心得、不所存之義無之様二との義、予方及演説義有  
 之、不覺及落涙、一同も不能揚顔候様子二見ゆる也、今夕旦那様御登城被遊、忠様  
 へ御逢被遊、一昨日之御返答、此御方様之処者御家来御引分御残被成候義彼是御心  
 痛之御訳柄も被為在、御自分之処八如何様共御所置も可被為在二付、兼而被差出候  
 御家来中官禄書記之通不残御差出可被成与の御趣意被仰述候由也、夕四時後退  
 七日、乙巳、晴、暄、朝御用人兩人、正雄来、例時出勤、夕五字退、夜復今朝之三  
 人来、此間以来皆々続而御用向勉強二付申値、献酬を催也、桑原吉郎二入来、今  
 日矢野清以下彼是被仰付事有之、御家禄御定被仰出候上者御当家江御奉公仕候様二

村上家乗 明治二年 80

与被仰付、清者全隱居之姿二而、家督者其儘倅幹太郎へ被仰付也

八日、丙午、晴、寒冷、休日二候得共例時出勤、四字退、重美様方先達而從京都御歸館之御歡罷出候御挨拶御使被下、御請如例御用人中江申出候也、小島佐十郎久々病氣之处養生不相叶、夜前死候由為知越、使を以吊之、夜家来をして葬二会せしむ、山梟虎之丞今夕於佐藤友儀宅御見小姓御免、御小姓組並二御引下ケ、差扣被仰付、右者思召有之旨を以之被仰付二候得共、内実者小人岩蔵妻へ密通之風聞高く有之候二依而之趣也

九日、丁未、晴、寒冷、例時出勤、五字退、夕矢野清方へ到来物有之旨二而被招参ル、佐藤・堀尾会、又伴準助七会、大島正雄取持也、夜家小寺参致久、今夕重美様何角之為御挨拶御出被成、友儀御挨拶二被出、予等も御尋被成候由二付、如例執事申出也、彼方様御用人御役名於京都執事与御改被成候由也

十日、戊申、時雨之氣あり、寒、衾炉を開、例時出勤、夕御教授申上、日没前退、左之通御移達有之也

広島藩

\*蝦夷地之事也

北海道開拓之義八、兼而被仰出候通即今之急務二付、追々御手を被為着候処、何分全国之力を用スン八成功無覺束、依之今般別紙之地所其藩江支配開拓被仰付候間、拮据経営、実効相立候様可致候事

八月

太政官

広島藩

81 十月

北見国之内

常呂郡  
網走郡

右二郡其藩江支配被仰付候事

八月

太政官

去ル四日・五日之記ニ有之一件ニ付、三原藩中大二人氣動キ、五十人計モ当所江出候由、右者御用人井上誠当所方罷越、御趣意演達ニ及候処、些行違之義モ、右様騷動ニ至候得とも、忠様御直之御説得ニ而何れモ速ニ引取候由也

十一日、己酉、晴、寒冷

十二日、庚戌、晴、暄、例時出勤、夕五字退、小島初太郎方当座法事之由、寺江代参申付

十三日、辛亥、晴、暄、朝者冷強、今早暁方旦那様志和村練兵所御見物、地理御心得之為加茂郡江御出被遊、御隠居様ニモ御同伴被遊、御供者極御手輕、御上下

例時出勤、夕五字後退

十四日、壬子、朝寒冷、後晴、暄、御用人兩人、正雄朝方来、終日御用向申談也、懋昭様・懋績様是迄御藩政為御補助日々御登城被成候処、御補助御断被仰上候由御移達有之也、并此場合公借不及上納、追而御沙汰有之との旨モ御移達有之也

十五日、癸丑、晴、暄、矢野清此間之為挨拶入来、同人此度姓名共改、津留見久衛与称候由也、朝之内宅ニ而御用向取計、午時出勤、夕三字前退、宅ニ而御用向申談、

昨日之三人来也、跡二而酒を饗入、続而勉強故也、夜丹羽正入来、先達脱走者申出候様二との被仰出之趣二付、木野謙造其以来之有掛り方して、当時江戸東京二滞留罷在ル之旨吉田豊方申出候処、早々呼戻、為相慎重候様二と豊江被仰出、依之呼戻方之義態々人を毛可遣答二候得共、幸来ル北保次郎任中士族二而録事補也御用向二而蒸気艦二而東京江被参候由、右者至而懇意中之事故、同人江囑候八、却而家来等遣し候方も慥二而可然哉与被存候得共、予存旨者有之間敷哉之旨相談有之、至極可然旨同意之返答致し、何角厚頼置也、酒を出入、今晚御両方様從志和村被為人候由也、格別二御機嫌伺二者不参出、明朝出勤之上御機嫌伺候積也、尤今日御奥江者御留主中之御機嫌二御次迄出候也、夜雨

十六日、甲寅、晴、暄、妙慶院へ墓掃除二虎次郎(田山)為参也、朝友儀・誠意被来、御用向申談、殿様明十七日三之御丸江御移被遊、此後日々御登城被遊、右同日方御家政局三之御丸へ被開候との旨御移達有之也  
十七日、乙卯、晴、暖、庭前紅葉尤麗也、水谷四十九日之由二付伝福寺江代参申付、終日三人来、御用向申談、京師方来状、去ル五日中宮東京江御発輦二相成候由、右二付八西京辺大二人氣動、色々浮説・貼紙等有之、又多人数北野聖廟江群参、太政官江出訴等致し、御駐輦之義只管懇願之趣二有之候得共、一円御取合無之、右之通御発輦二相成候由、何分下方二而八東京御遷都二可相成与全相歎居候趣之由也、夜佐藤友儀同伴、本多寛殿を訪、此節之一義二付内談事有之、酒出、深更迄話し歸ル也

83 十月

十八日、丙辰、晴、朝始有霜、冷強、朝三人来、午前出勤、夕五字頃退、今日浅野忠様御内願ニ依而副総管御免、御懇之御意ニ而御帶之御刀・脇指、御召小袖・御羽織御拝領被成候由也、跡者石井正敏殿・神田直養殿兩人參政其儘、副総管之勤向被仰付候由

十九日、丁巳、晴、暄、例時出勤、極夕退、御家来中被仰付事彼是有之也

廿日、戊午、晴、暄、御用多二付、休日ニ候得共例時方出勤、大島正雄今日徹事被仰付、諸事津留見久衛同様之御趣意也、今日准一級様御一人御登城之義參政衆方被申上、御輪番ニ而重美様御登城被成候処、公議所御規則御改革被仰出、一席一人ツ、御呼出ニ而数条御下問有之、来月二日各答議有之筈之由也、夕四字後退、退後、久野良秀<sup>ハヌ</sup>太郎事醉中ニ而入来、酒を出入、兼而今晩者大島へ參候約束致置候ニ付同人も伴して行、御用人辺其外少々一類内參居、酒出ル、然ル処本多寬殿予を尋同方へ被来、暫被話、其後宅へ伴し帰、酒を出入、此間内談ニ及置候義ニ付心付を被申吳、深更迄被話、寬殿被去候跡へ復良酌訂ニ而倅準助を伴被来、暫醉談有之、良者今午後予留守中ニも見へ候由、奇之人也、家来勸助小人ニ被召抱也

廿一日、己未、晴、朝冷、後暄、例之三人朝之内来、御用談、十一字出勤、夕四時後退

廿二日、庚申、晴、朝冷、後暄、十字出勤、四字前退、朝夕・夜中共誠意被来、御用取計也

廿三日、辛酉、晴、暄、朝、忠英様御屋敷へ此間忠様当御役御免、御拝領物被成候

廿七日、竹之丸様始御方々様御資  
 賄左之通御定被進候由  
 竹之丸様  
 見米 二千石  
 泰栄院様  
 同 千石  
 妙信院様  
 同 四百石  
 懋績様  
 懋昭様  
 同 七百石ツ、  
 懋照<sup>(昭)</sup>様之御輿様  
 同 三百石  
 於菊殿<sup>\*</sup>  
 同 百石  
 從五位様  
 同 七百石  
 但此分者其後御治定ニ  
 相成候二付、追而記候  
 也

恐悦として罷出、西向寺へ参、夫方山村・丹羽江京師土産物之謝二行、丹羽二而八  
 先夜来儀之謝毛述、木野江毛見舞、帰儿、今夕方御学事被遊罷出儿  
 廿四日、壬戌、晴、朝冷、後暗、春比女御靈御忌日二付、朝酒・飯米・肴を献、蜜柑  
 を献、例時出勤、夕四字退、御隠居様・御宇衛様今日重美様へ御招二而御出被遊、  
 旦那様二者御風氣未御透与御快不被成御坐二付御断之由也、夕池田直温加賀事也忌  
 明返礼二来、酒を饗入  
 廿五日、癸亥、晴、朝寒、後暖、例時出勤、夕御教授仕、四字後退  
 廿六日、甲子、暁来時雨、後晴、寒冷増、朝本多寛殿来儀、森仙太郎馬術練達当時  
 無双二付、調騎二推拏可被致含之由二而内談有之也、三上<sup>\*</sup>介石殿同来儀、今朝御館  
 江被出、御頼事被為在候由、其義二付而被来也、介石殿者和多理殿事也、夕御教授  
 二出儿、准一級様方此後御登城之節御誘引被差止、諸御往来人押被差止、且惣而御  
 尋合事は迄大監察通之処、参政衆へ御直宛二而御尋合被成候様二と被仰出候由、夜  
 中参政衆方奉文を以此方様御用之義有之候間、明廿七日四ツ時御登城被成候様御意  
 之旨被申上、依之明日御步行列加以上惣出仕被仰出也  
 廿七日、乙丑、晴或曇、寒冷弥加、例時出勤、夜七字比退、昨記之通此御方様今  
 日御用召之処、御風氣今以透与不被遊候二付、重美様江御名代御頼被遊、今日者外  
 御両家様も御同様御用召之由、極夕重美様御下城掛を此御方江御出被成、左之通被  
 為蒙仰、奉恐悦也

大奉書紙暨

85 十月

祿五百石

右見米永世充行之者也

御姓名

明治二年己巳十月

廣島藩知事

此處御朱也

今般奉朝旨秩祿相定、別紙之通永世充行候、愈忠孝之道を守、廉恥を磨、文武可致勉勵者也

十月

此後上士之級ニ被差置候事

上士之級者追而被仰出候迄ハ是迄之通可被相心得候事

以上三紙共奉書紙

横切也

赤紙卷ニ而

先般天下之御制度御改革、追々從朝廷被仰出候義者御触示有之、一統承知之通二候、就中祿制之儀第一於知事様從前之御高現石之十分一を以御家祿与被仰出士族以下俸祿も准一級三家を始メ、士族・徒班并其以下共、夫々三等ツ、二御改革、今日より追々被仰出候、尤累代高祿格外減少之輩も不少、其段甚御忍難被成候得共、朝政一致、富国強兵之基礎被為建候深御趣意御遵奉被為在、天下一般之儀右之通御改相成候間、其段可被相心得、尤右等事件ニ付不審異存有之

## 輩八無伏臆可申出候事

十月廿七日

参政

右夫々於御居間御意被為<sup>(在脱カ)</sup>御書付拝見仕、其後御家来中出仕之面々江者於焼火之間予方申達也、右兼而者此方様者勿論、外御両家様共御一様二千俵ツ、二可被為成哉之趣二有之候処、見米五百石二被為成候者奉恐悦候義也、忠英様者千五百石、重美様八百五十石二被仰出、諸士族中者千石以上、惣而見米五拾石、六百石以上同三拾石、其以下御切米取御扶持方之衆迄押概し廿五石二被仰出、依之極下祿之衆者余程渡物相増、被悦候由、尤上士者准一級様二限、右之三等者皆中士之由也、殿様を自今御内外共知事様与相唱候様被仰出也

廿八日、丙寅、曇、寒冷強、例時出勤、薄暮退、藤川甚吉郎入来、御用向也、去月廿日御家来中御祠堂拜被仰付候節、予服掛中二而拜不仕候二付、来月朔日参拝奉願度段今日佐藤友儀江相願置候処、勝手二拝仕候様二与被仰出也、昨日之被仰付者九級以上二而、今日者其以下御用召、明日・明後日も続而被行候由也、信太郎今日森岡へ参、宿、勘助此間御抱二成候謝与して酒肴を恵む也、夜雨

廿九日、丁卯、曇、温、大島松太郎先日之謝入来、夕御教授二出ル、極夕御用達四人方連名奉文を以今般御家督・御隠居為御祝儀、於御居間御吸物御相伴被仰付、御盃被下候条、明朔日昼九ツ時罷出候様二与思召候、此段申遣候様御意御坐候旨、并別段紙面二而同前為御祝義於御座敷吸物・御酒被下候間、明朔日九ツ時御出候様思召二御坐候との旨申来、夫々返書二御請申出、即刻麻上下着出仕、於御次御用達迄

87 十一月

御請申上ル、何モ先例之通也

十一月 大

朔日、戊辰、曇、温、〔昨記之通、今朝御祠堂拝参相願置候二付、十字後麻上下着出仕、無程拝参仕り、御初穂鳥目三拾匹相備ル也、〕此間御俸祿被為蒙仰候御歡御帖附候二付、如例御次江出、御用達迄御西方様江之御歡申上、御帖謁し相濟而御輿江出御宇衛様・於龜様江之御歡老女迄申上ル、〔夕方於御居間御吸物御相伴被仰付、御盃・御肴モ被下、上盃モ仕、御肴モ差上ル、御取合御用人堀尾誠意、徹剣二而罷出、作前者去ル慶応二年寅極月御引越之節之通也、〕其後於御座敷吸物・御酒頂戴仕、御用人兩人、渡辺寛モ同様也、其節旦那様御臨座、緩々戴候様御意被為在、御用人中モ挨拶有之、御用達奥田隆敬度々挨拶二出ル、御間所者当度者御書院三之間也、以前於御居間御料理御相伴被仰付候節者此義者無之趣二候得共、文化度御家統之節方御大俵二付而御料理相止、御吸物二相成候二付、思召を以御座敷二而吸物・御酒頂戴始り候由也、今日者一同頂戴二付、御小姓組並以上江者挨拶二出ル、頂戴相濟、御次江出、御用達迄御礼申上ル、退出之節御用人筆上之毛へ御礼二參ル也、〔夜御輿江被為召、御用人モ同様御酒肴頂戴仕也、〕夜雨降、温

二日、己巳、晴又曇、寒し、堀田儀之助殿來儀、謁、〔慈君此間以來少々御熱氣有之、脇背御疼痛被成候所、夜前以來者只様御鼻被成候二付、文碩を迎、診を乞、只全火毒之事与相見候得共、最火瘡相発候二付、三兩日中二者痛モ治可申由申、薬加

減致し呉ル也、今夕御学事御廢被遊、御奥へ昨日之御請ニ出ル、今日御奥へ庭前之蜜柑三拾顆差上候処、裏些兩顆、柚香五顆頂戴仕ル也、夜辻妹来、宿入

三日、庚午、曇、寒、朝素読所講釈江出席、直ニ出勤、夕五字後退、今日も被仰付事少々有之也、懋績様・懋昭様此後切棒御駕籠ニ而御往来被成候義も可被為在二付、下座振等は迄本御駕籠・御馬等之節之通り相心得候様ニとの義御移達有之也、

慈君今日も粗御同様也

四日、辛未、晴、寒、朝素読所ニ等級之課試有之、致出席、相濟出勤、夕五字後退、

慈君今日も兎角時々御痛被成也、忠様方先日御拜領物被成候御歎罷出候御挨拶御使被下、御請達事中迄申出ル也、但此義一昨之事也、誤而爰ニ記

五日、壬申、晴、寒冷俄強、休日ニ候得共御用向有之、出勤、例時方二字後迄詰退、

日那樣今午後御登城被遊候ニ付御学事者御廢也、此度御俸祿御定被仰出候ニ付而八、唯今迄之御居屋敷格外御手広ニ而、御取統御普請等難被為出来ニ付、六丁目御下屋敷江御住居被成、御上屋敷者地面・御建物共御差上被成度段今日被仰込候由也、

夕水谷眞忌明ニ付何角返礼入来、酒を出、夜迄話入、慈君今日者大ニ御疼痛和らき御快方也、依而辻妹今晚帰ル、今夕杉岡文碩来診

六日、癸酉、晴、寒冷強、例時出勤、夕御教授申上、四字後退、慈君今日者益御快方也

七日、甲戌、晴、寒冷弥増、朝初見薄氷、例時出勤、夕四字前退、今朝御教授ニ参出ル也、夜長武左衛門来話、今夕文碩来診、慈君最早盛者御過被成候由申也、

酒を出

八日、乙亥、晴或曇、寒、朝素読所講<sup>会読</sup>御用向有之、不致出席、夕御教授参出、辻政徳・藤川甚吉郎・森岡おたつ、慈君為御見舞来、今日徒班<sup>\*</sup>辺家禄之被仰付有之候由、未聞詳説

九日、丙子、晴、寒冷強、例時出勤、夕四字後退、今日者諸品御礼有之、致席詰、夕者御教授申上ル也、森岡時太郎、御多門御用ニ付差上候様此間被仰付、尤仮成之御場所拜借相願候得御貸可被下与の義ニ付願置候処、今日牛田御山屋敷御建物之内、只今迄中根栄蔵居候場所御貸可被下旨被仰出也、今夕文碩来診候由、慈君今日者余程御快方也、昨日准士徒班之被仰付、禄等拾五石・拾貳石・拾石五斗ニ而、都而下士与被仰付候由也

十日、丁丑、晴、寒冷強、例時出勤、夕黄昏前退、御教授も申上ル也、高木来助入来、森岡御多門之義ニ付内談有之也、丹羽正急御用向ニ而今朝出立、京都へ参候旨為知来

十一日、戊寅、晴、朝有霜、冷後暄、夕御教授ニ参出、堀尾老室今曉流産被致候由、極夕ニ為知来、使を以見舞申遣又也、慈君夜中御脇側御疼強クニ付、文碩を申遣、其内ニ御治し被成、今夕風呂ニ而腰湯を被成候由、全其御動し与文碩申也、左之通今日被仰出、忝御趣意也

当冬者未夕御切米も不被下、一統難法可仕与御察被成、且彼是与思召之御旨も有之、左之通ニ被成下候間、其段承知可有之、委細之義者制用局より承知可有

村上家乗 明治二年 90

十三日拝領之品  
 一 御刀 一腰  
 若州物スリ上ケ  
 代金貳枚之下ケ札有之  
 上鑷金無垢  
 (鑷金)  
 下鉏金着  
 長サ貳尺貳寸五歩  
 棒鞘入袋純子  
 一 御肴料金五拾兩  
 御用人中江者  
 一 御小脇指 一腰  
 棒鞘入  
 一 御肴料 金三拾兩ツ、  
 知行取・知行格之面々、  
 御老年之輩江者  
 一具足 一領  
 一 御肴料 金拾五兩  
 同壯年之輩江者  
 一小銃 一挺  
 一 御肴料 右同 ツ、

## 之候事

一年賦之上納銀并公借一円御捨被下候事  
 一不幸銀・御多門替上納銀唯今迄一円不受取、并受取不足二相成候分共、夫々割合を以御戻被下候事  
 一旧臘之御扶助并鼻紙代・御役料当七月渡之分共引方御甘メ被下候事  
 一御扶持方当七月渡、御切米方当夏渡迄之御扶助、当暮渡之御役料類とモ無引二而相渡候事  
 一知行取之輩、其外八月已来之御取替米御扶持類、都而不及返上候事  
 十二日、己卯、雨、寒、十一字頃出勤、夕薄暮退、今朝堀尾へ見舞、老室跡之居合者宜敷由也、明十三日四ツ時麻上下用意出仕候様思召之旨、於席御用達方申聞、御受申置也、今日日比新於御前御役料五拾俵、津留見久衛同四拾俵被下候旨被仰付、尤若党料・小者料等者上り、御手当米者其儘被下之也、慈君今日者大二御快方也、今午文碩来候由、自今御城櫓御門・中御門共夜中名乗通之旨被仰出、此度御家政御引分二相成候二付而八、家令者従前之御年寄之勤向、家扶者従前之御用人之勤向、家従者従前之大御小姓頭・御騎馬頭之勤向二准し相勤候様被仰出候旨為心得御移達有之也  
 十三日、庚辰、雨、温、例時麻上下用意出勤、午後御居間江被為召、今般何れモ上江被差出候二付、御餞別之御趣意を以御盃被下、御肴モ御手親被下、上盃被仰付、御肴をモ差上ル、其後復御前江召候而御刀一腰、御肴料金五拾兩被下置、切々御懇之

右着具者当時長物二属候器二者有之候得共、御代々様深丰思召を以御手厚二御用意被為置候品故、其御志を空敷不被遊思召、且従前者武士二不可欠要器二而、聊家之節共可相成物柄故、旁以老年之輩江八被下之候与の御趣意也

今日拝領之御刀、先年本阿弥光円鑑定二而八末宇多国次与申候趣也

御義、不堪感涙頂戴、御請申上ル、両度共徹事日比新御取合、帯剣二而出ル、夕薄暮退出掛日比新宅江御受二參ル、素方御次江出、御隠居様江御礼御用達迄申上、御奥二而御宇衛様江之御礼老女迄申上ル也、御用人中も同様御盃被下、拝領物も有之、其外知行取・知行格之面々江者於御書院御盃御流れ被下、夫々拝領物も有之、其節も諸事徹事之計ひ二而、予等席詰等二も不及也、右其際二成候而八事混雜二も相成候二付、前広二被成下候御趣意也

十四日、辛巳、雨罷後晴、寒冷舒、休日二候得とも例時方出勤、夕薄暮退、今日者御小姓組之面々江昨日同様之御趣意二而御盃被下、并拝領物有之、何も昨日之通、尤御肴料者金八両ツ、也、杉岡文碩来診候由、慈君今日者大二御快方也

十五日、壬午、雨、寒、夕晴、例時出勤、夕薄暮退、今日者御歩行中江大流れ之式二而御盃被下、拝領物も有之、尤御肴料者金七両也、慈君今日者大二御快方之処、夜中者又少々御疼痛有之、御困被成也、今日昨年御扶助之引御戻し米切手并附足輕当春夏御貸米二属候御扶助米共渡ル、米価石貳貫百八拾匁之由也

十六日、己未、晴、寒、例時出勤、夕五字前退、今日者足輕以下へ被下物有之、足輕へ銀札三百匁ツ、一刀之者へ同百貳拾匁ツ、尤半被・股引・脚半を被下也、今朝妙慶院へ虎次郎為參也、慈君先御快方也

十七日、庚申、晴、寒冷、朝矢野久衛入来、御用向也、昨年来東北へ出張之面々、軍功之御賞典昨日被行候由、未詳義者不聞之、大島松太郎入来、同人妹明晚佐藤友直後妻二遣候筈之処、為方除今晚当家表座敷江一宿為致くれ候様申聞、容易之義与

廿日

冬至

今曉八時七分

諾し置也、文碩来診、慈君何も追々御快方ニ候得共、御疼痛兎角御治し不被成候付、蒸葉を調くれる也、今日者御字事御延引被仰出、夜大島娘表之間へ来宿、三宅内  
外室・松本建造母付来、夫婦共被招候而饗ニ達、三宅内外も来、取持也

十八日、辛酉、晴、朝霜如雪、寒冷強、朝辻政徳入来、又吉本恒之丞・藤川甚吉郎  
入来、何れも用事也、素読所講釈江会読ニ付出席、午後方出勤、御教授仕、四字後  
退、夜辻妹慈君御見舞ニ来、宿又

十九日、壬戌、曇、寒、朝一井嘉内殿来儀、内々ニ而御用向也、緩々被話、余り寒  
候故卒与酒を出入、例時出勤、夕御教授済、四字後退、慈君夜前以来者大ニ御快  
也、辻妹夜帰ル、当八月下旬信州浅間嶽明動、沙石飛散、頗大変之由也、安井多  
嘉祐方申越又

廿日、癸亥、晴、寒、午後暄、冬至也、日比新此間之謝入来、折柄辻政徳方姪を  
矢野幹太郎妻ニ所望ニ及度、何卒下地を移合試呉候様ニ与申聞、先一応承込置也、  
夕御教授ニ出、左之通御移達有之

\* 山内從四位様ニ而、綱姫様御義知事様江御縁組之義御内約被為有候処、去ル十  
一日就吉辰、表立御所望之御使者御取遣被為濟候段從京都申来候

一右ニ付此後山内様御両敬御取結相成、以来様ニ相認候事 右之趣云々例文

十一月十九日

又別、<sup>(紙方)</sup>  
左之通

93 十一月

右之通被仰付候二付、追々相達義も可有之候得共、差寄御取扱振左之通被仰出候

第一級 大参事

第二級 権大参事

第三級 小参事(少カ)

第四級 権小参事(少カ)

右之趣為心得云々例文 十一月十九日

廿一日、甲子(戌カ)、晴、寒、例時出勤、夕四時後退、左之通御移達有之也

別紙之通宣下之御書付今日知事様方御達被成候間、為心得相達候事

十一月廿日

大参事\* 石井正敏

権大参事 神田直養

小参事(少カ) 西村正倫\*

権小参事(少カ) 久保田秀雄\*

伴 資健\*

寺川行従\*

寺田高德\*

小川忠順\*

谷口直卿(真カ)\*

武井 澄\*

村上家乗 明治二年 94

<ul style="list-style-type: none"> <li>一 大参事相当 正五位</li> <li>一 権大参事相当 従五位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>十一月</li> <li>正権大参事即子執参<sup>(政方)</sup>二相当候事</li> <li>大政官</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>右宣下候事</li> <li>任広島藩権少参事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任広島藩少参事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任広島藩権大参事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任広島藩大参事</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>武井 澄</li> <li>谷口真卿</li> <li>小川忠順</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>寺田高德</li> <li>寺川行従</li> <li>伴 資健</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>久保田秀雄</li> <li>西村正倫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石井正敏</li> <li>神田直養</li> </ul>

95 十一月

一 少参事相当 正六位  
 一 権少参事相当 従六位  
 職事

大参事  
 一 藩内ノ事務ヲ参判ス  
 権大参事

一 大参事ニ副テ掌准之  
 少参事

一 藩内之小事ヲ参判ス  
 権少参事

一 少参事ニ副テ掌准之  
 右ニ付勤向者是迄之通ニ可被相心得候事

一 当九月廿五日、於東京知事様御用之義候間、重役之内吉人参朝候様并官御役所  
 方御通達有之、同廿六日賀屋就邸罷出候处、大広間へ徳大寺<sup>\*(美則)</sup>大納言殿御立座ニ  
 而、別紙之通詔書<sup>(坊城俊政)</sup>防城大弁殿方被仰渡、畢而知事様叙正二位被為蒙宣下候段、土<sup>\*(久)</sup>  
 方中弁殿方被仰渡候、御朱印御書付今日到着、御頂戴相濟候事

詔書写

朕惟皇道復古朝憲維新一資汝有衆之力朕切嘉獎之乃頒賜以酬有功汝有衆勛哉  
 明治二年己巳九月廿六日

浅野従二位御名(長勲)

大政復古之際ニ当リ勅ヲ奉シテ力ヲ皇室ニ尽シ、以テ今日之績ヲ賛成候段叡感不斜、仍賞其功勞、位階一級ヲ被進候事

己巳九月

大政官

廿二日、乙丑(己方)晴、寒、朝御用向ニ付大參事神田直養殿江行、謁入、従前之執政衆杯与者替リ、甚簡易真卒之事ニ而、病褥上ニ而被謁、応対振モ聊辺幅を被脩気味モ無之、感心之至也、午時前出勤、夕三子頃退、一昨記ニ有之辻姪之義内輪ニ而申值候処、家小何分当家之嫁ニ致度与申聞、予ニ於而モ素方其志無之二者あらず候得共、深く慮候訳モ有之、是迄何とモ決心モ不致居候所、右様他方所望ニ違候事ニ成候而八等閑ニモ難成置ニ付、慈君へモ御相談申上候処、勿論何之御異存不被成御坐依而今朝謹而御靈神江奉伺候処、御許容被下候趣ニ相伺候ニ付、夕方辻江行、たけを当家へ所望ニ及度旨を及相談候処、政徳夫婦共至極同意ニ付、尚たけ心中を得斗被承候上吉左右為聞被呉様ニ与申置也、酒出、入夜帰、知事様御軍賞被為蒙仰、并御位階御昇進之為御請東京江御出、十日程之御逗留ニ而御速ニ被為人候旨被仰出、来月朔日御発船被遊筈(虫撰)仰出也

廿三日、丙寅(庚方)晴、暄、朝素読所講积江出席、日比新へ此娘婚姻之歎ニ行、且一昨々日之辻姪之義何分当家へ囉候含ニ有之候間、矢野之方者断ニ及度旨申述置也、夕御教授ニ出ル、夕佐藤江被招行、堀尾誠意其外近隣会、有饗、嫁娶之祝酒也、今朝辻政徳入来、昨夕致相談置候義、其後たけへモ被申聞候処、同人モ至極忝狩候ニ付、

97 十一月

廿六日、從五位様御家祿  
 左之通御定二相成候由  
 見米  
 七百石

廿七日、藤川伯母氏今朝  
 安産 女子出生之由也

速三心所望可申旨申聞、致安心也

廿四日、丁卯、晴、暖甚、終日在宿、御用向相勤也、堀尾誠意、慈君為御見舞入  
 来、且此間之返礼も有之也

廿五日、戊辰、晴、寒、今日も終日宅二而御用向相勤也、慈君夜前者又少々御痛  
 被成候得共、今日者御快候也

廿六日、己巳、晴、寒、蝦夷御支配地相違之義も有之由二而、更二北見国之内常呂  
 郡、釧路国之内網走郡二郡御支配二被仰出候旨御移達有之也、下地北見国之内常呂・  
 網走二郡之処、網走与網走与替り候也

廿七日、己巳、時々曇、寒冷強、時比女御靈御忌日二付供物仕、光女靈も昨日御忌  
 日之処、今日御一緒二供物仕也、例時出勤、夕御教授仕、四字後退、朝  
 廿八日、辛未、時々曇、寒冷強、朝雪飛、朝素読所会読二付出席、夕御教二参出、  
 追々予等引受之御用向も方付候付、今日方者定通之出仕二不及、何そ御用有之節  
 二出勤候様被仰出也、知事様御昇進之御歡御帖附、此度方御振合御改二而、今日方  
 明日迄下士以上三之御丸江罷出、大少参事・准一級様者御広間二而家扶衆被謁、家  
 令以下者御玄關二而御玄關詰受引、各手札持参、尤今日者中士以上、明日者下士之  
 由也

廿九日、壬申、暁来時雨、風吹、寒冷強、朝山田多喜登来、六斤炮之薬量、照準径  
 度之術を乞候二付、鈴林必携中之表を写し遣シ、尚予か心得居候処を口授致也、夕  
 御教授二参出ル

卅日、癸酉、晴又曇、寒冷大ニ加、夕御教授ニ出ル、大参事衆方此御方様准一級ニ被差置候処、今般職制御改定ニ付只今迄之階級御廢止、上士之級十級ニ被定候、尤格別之御家柄ニ付、先達而被仰出之趣も有之、位階賜候様御申出被置、夫々之処五級之御取扱ニ可被成置旨被命候との旨紙面を御達被申上候由也、左之通御移達有之也

上士 十級 中士 十一級 但、從前知行取之振ニ相心得候事

下士 十二級 但、從前御切米取之振合ニ相心得候事

右之通家格被相定候、任職ニおゐて八上中下士之差別無之候事

浅野忠英 上田重美 此御方

右今般職制改定、准一級被廢候ニ付十級相当之処、格別別之家柄(衍力)ニ候間、先般被仰出候趣も有之、位階賜候様申出被置候ニ付、御沙汰有之迄八五級之扱ニ被成置候事

左之通大参事衆方紙面ヲ以御達被申上候由也

御自分家来兼而御引上ケ之御含被為在、此節御取しらへ中候処、總而御藩政御改革筋御差湊之折柄御手難届ニ付、差向処御米御自分へ御渡し被下候間、可然扶助可被致、受取方委細之儀者會計可被示合候

本文之通ニ候得共、倅厄介等江禄扶持被遣置候輩并雇等之者者禄扶持不被下候間、其段可被相含候

99 十二月

朔日、知事様今朝四ツ時  
比御発駕、宇品方蒸気船  
二而東京江御出被成、御  
供連極御手輕之御事、大  
参事者神田直養殿御同行  
被仕候由也

十二月 大

朔日、戊戌、晴、寒冷、氷凍、後曇、夕方雨、温、長武左衛門入来、用事也、先  
達而拝領之若州物刀、其後右江合候柄鞘御武具方御払二出候を代上二而囉置候二付  
有合之鐔を添、今日河本屋恒右衛門へ仕はめ二為持遣し置也

二日、己亥、朝霧深、後晴、又曇、寒冷少緩、藤田敬次郎殿方於御城第八級二被差  
置、軍務教授被命候段去月廿九日付二而為知来、朝同方へ歡二行、久留俊蔵江先達  
而杏造隠居、家督俊造江結構二被仰付候歡二行、久野良を訪、酒出、午後迄話入、夕  
御教授参出、明三日方御家付之外、諸向共不及出勤旨被仰出也、右二付表御門・御  
玄關共御切、御勝手之方御構二相成也

三日、庚子、曇、寒冷強、今日者制用局金銀之引渡有之候付、為立会十字後方出勤、  
極夕二何も無滞相濟退、右二付今日者御学事者不被遊候也、一井嘉内殿方昨日於御  
城政事堂権大属被命候段為知来也

四日  
小寒  
夜五時四分

四日、辛丑、曇、午後寒、夕復曇、雪降、朝一井嘉内殿江過日転宅并昨日為知之挨  
拶・歡旁二行、達而被留、酒出、夫方水谷貢江其以來無沙汰二付挨拶・見舞旁二行、  
同方二而も酒出、河瀬尚江も先達而退隠之為知有之、歡二行、倅虎次郎当年十一  
歳、十五歳之申出二而家督被仰付候由、夕御教授二出、森岡時太郎妻夜前安産、  
男子出生之由為知来、歡・見舞使遣入、母子共滞無之候由也、此間之記二有之御扶  
助米四百八十俵相渡候由也

五日、壬寅、曉来雪積、凝最甚、終日雪不消、寒威頓厳也、夕為御教授出、京都芝

村上家乗 明治二年 100

六日、森岡小児名、昨日  
左之通命候由

新太郎

七日、御奥江左之通差上  
ル

御踏皮 十二足

紅魚 一尾

山様方中元之為御祝義如例年扇子五本、風呂敷一、御奥通拜領仕也

六日、癸卯、晴、寒氣強、朝重美様へ寒氣之為伺御機嫌罷出、丹羽留守を訪、木野へ見舞、山村江も寒氣問安二行、木野二而酒出ル、未謙造方為何様子も不相聞候由也、夕御教授二出ル、信太郎昨日方森岡へ行、今晚帰ル、母子とも無滞日立候由、名を新太郎と命候由也、夜堀尾老室慈君御見舞二被来、今朝佐藤友直先日之返礼二来

七日、甲辰、晴、寒威嚴、朝御教授二罷出、此度予御上江御差出二相成候二付而者、先達而者品々拜領物も仕、殊二積年之御高恩二奉対、一統之事与者乍申、心中甚悲憾二不堪訳も有之、彼是を以何ぞ寸悩を表候迄二差上物仕度、兼而相含居候得共、宜考も付不申候二付、御方々様へ御足袋三足ツ、差上候方二相決、此間方調置候処、最早何時御引上可被仰出も難計二付、今日老女菊迄文二而為持差出、尤熨斗鮑代り二小キ紅魚一尾相添差出又也、夕御用人中俱々御多門内御入地之繩張下見分致又也、森岡安産二付染地一切、赤小豆飯・紅魚祝ひ遣入也

八日、乙巳、晴、朝寒威嚴、後暄、午後下瀨篤<sup>(徳方)</sup>之助殿へ此間少承事御免之由二付見舞且時氣問安旁二行、神田社へ参詣、日没後帰宅、池田直温方二而如例神酒を出又也、今日者御学事御休日也、今朝久留俊造入来

九日、丙午、晴、朝寒威強、後暄、雖然屋上宿雪未解、朝奥田隆敬入来、内用向也、

久留俊造祖母病死之旨湯浅勝<sup>\*</sup>之助方為知来、太切之為知も一併二来、使を以悔・見舞申遣入、夕御教授二出ル

十日、丁未、曇、寒威緩、午後雨、夕午後放逸来話岩崎潜龍事也、夕御学事不被遊、極夕堀尾誠意来話、今般被仰出候藩士俸禄渡り方之義二付御移檄出ル、別に扣有之也、元知行取之面々者当年分俸禄丸渡之趣也

十一日、戊申、曇、寒氣少緩、夕寒威増、雪飛、朝長束良左衛門・藤川甚吉郎・岡島平之進入来、甚吉郎者米借用之義頼也、式儀取替之儀諾し置也、午後御用向有之、出仕直ニ御教授申上、四字前退、夜星野貞之助夫婦為見舞入来、酒飯出入、さよ義あい与名を改候由也

十二日、己酉、朝雪降、嚴寒、後晴、夕益寒威加、午後御用向有之、出仕、四字退、今日者御学事無之

十三日、庚戌、晴、嚴寒、凍凝強、夕御教授罷出ル、当月分御扶助米被下候旨、去月晦日記之如く大参事石井正敏殿方紙面ニ而被申上候由也

十四日、辛亥、晴或曇、時々雪飛、寒氣強、凝甚、朝崎田勝文寒氣問安入来、原田為太郎来、昨年以來東京へ御警衛として参居、帰候而も暫湿瘡ニ而困り候由ニ而、如斯久闊ニ成候由、小鴨を恵、同人渡物下地者八石ニ式人扶持之處、此度足輕組一列見米六石ニ相成候由也、此度裏稽古場御解取ニ相成、其跡九間ニ入式間半御入地被下、困二者御裏御射前跡之植込を被下、昨日方掘取せる也、尤元御趣法役所跡森岡時太郎江御貸被下、其方へ当家庭内を凡<sup>(マ)</sup>坪許御入ニ相成也

十五日、壬子、晴、寒威纔甘、朝津留見久衛入来、御扶助米配分方取約之義頼談申聞、諾する也、今夕御学事者御休也、夕堀尾誠意被来

村上家乗 明治二年 102

十六日

月蝕

皆既

十七日拝領

西洋布 二反

扇七本入 一箱

外二

小硯箱 一

唐桑木地 硯赤間石、水

入銀桜花形

十八日、来ル廿一日御用

召人員

与力 十二人

御家来 六十一人

知行取 七人

内知行格 八人

御小姓組 四十六人

合七十三人

十六日、癸丑、朝雪纒積、終日紛々、寒威軋嚴也、今日者昨記之御用向有之、夕方御教授二も不出、妙慶院へ虎次郎(由山)為參也、森岡明日此方へ引移候由、昨今共手伝二家来遣入也

十七日、甲寅、晴又曇、時々雪飛、寒威軋酷、朝御教授二罷出、相濟、御宇衛様御側江被為召、段々御懇之御意二而御餞別之御趣意を以西洋布二反、七本入扇子箱被下、又別二極御内々として生涯所持候様二与之御事二而、唐桑小硯箱一ツ拝領被仰付、誠に御懇厚之御意振、実二感戴二不堪、厚御礼申上候也、森岡時太郎今日御趣法所跡へ引移、皆々參ル、夕窃二被招、裏方參、高木来助夫婦・同平太郎会し、酒出ル、今日も家来手伝二遣入也、夜中大参事衆方紙面を以御家来御中小姓以上、兼而御書出之人名・与力共来ル御用之儀候条、来ル廿一日四ツ時礼服着登城候様可被仰付、其節旦那様二も御礼服御着用御登城可被成旨被申上候由也、夜日比新御用向二付入来、跡二而緩話、酒を出入

十八日、乙卯、朝雪薄積、寒迄強、後晴、尚時々雪飛、朝忠英様江寒氣御機嫌伺罷出、久留へ悔二行、崎田・久野・深町江寒氣問安二行也、夕御教授二出ル、左之通日比新・津留見久衛方奉文到来、御受返書差出入也

貴様儀御用之儀候条、来ル廿一日四ツ時礼服着、登城候様申来候、此段申遣候様御意御坐候、以上

十二月十八日

追而本文之趣二付同朝五ツ時御屋形江御出可被成候、尤書院台所通、拾畳敷二而

御待合被成候様ニ与奉存候、已上

日比 新

津留見久衛

村上 裕様

十九日、丙辰、<sup>レ</sup>忽忙ニして記闕、追記も亦不能  
廿日、丁巳、<sup>レ</sup>同前

廿一日、戊午、朝冷、雪紛々、後晴、寒氣強、<sup>レ</sup>麻上下着、五ツ半時御館江出、拾置敷御間江着坐、新・久衛へ致案内、<sup>レ</sup>四時比道敏様御登城、御跡方登城仕候様御通り掛ニ御意有之、則申值候而御跡方登城仕ル、供連者若党・小者を列ル、御玄闕側之上り口方上ル、与力之面々者御玄闕通り也、御玄闕上ニ而伴準助出居、何角見繕くれ、御印之間ニ待合罷在也、御両家之士中も同断、午後二道敏様召候而紅葉間御縁側江御用人同道ニ而出ル、紅葉間迄御出浮被遊、今日者御用向知事様御留守ニ付御名代ヲ以被仰付候間相心得候様、孰れもへ申聞候様ニ与被仰聞、畏り退く、其後大監察浅野秀方御用席之作舞示し合、習礼有之、夕七半時比御用始、監察之差図ニ而御小広間御椽側辺方追々ニ繰出有之、於大広間三之間、与力を除之外、予を頭ニして土分一列ニ出、御名代権大參事西村正倫殿ヨリ御書付之趣被達、御請八予方申上ル、御書付・御判物者三之間北側ニ政事堂権大属出席ニ而被渡也、左之通り

〔今般登庸、士族ニ差置、秩祿別紙之通永世<sup>(充カ)</sup>元行之、愈忠孝之道ヲ守、廉恥ヲ磨、文武可致勉勵者也

十二月

此後下士ニ差置

村上 裕

禄拾五石

右見米永世充行之者也

明治二年己巳十二月

御朱印文字「広島藩印」

右之節大監察淺野秀、監察芦田(準力)准造席詰也、道敏様ニ毛御席詰被遊也、相濟、待合江歸席之上大隊長三村貞精殿方回文ヲ以、自今同人殿受引ニ相成候旨達し有之、且差向心得筋之義モ回達有之、其後於紅葉間同人被謁、何角心得等被申聞、御請回勤等之義承ル、入夜戌刻前下

(挿入文書表)

廿一日、朝冷、雪紛々、後晴、寒強、五半時出、四時御跡方登城、七半時前於大広間蒙命、西村正倫、監察芦田(準造)、大監察淺野秀、受引三村、夜五ツ前三館石井(正敏)へ勤、御館へ出、御請、御達、御懇意、屋敷其儘借用

廿二日、朝冷強、朝三村へ行、石井、御城、伴準介(野口)へ、金兵衛(佐々木)・猶馬

廿三日、朝冷強、返、朝石井へ行、夕御稽古、夜東城出候由、徳了寺来、堀尾入来

廿四日、朝雪積、東城与力入来、夕御稽古今日切御廢、明日御歩行以来御  
 呼出之由、時太郎(森岡)来  
 廿五日、晴、寒氣纒紆、御歩行組ふすかさ、時太郎卒族被命、山村来、藤  
 川君御出、朝方妹来儿、小札渡  
 廿六日、晴、寒纒紆、寿雄入来、禄米受取、四俵与五升、知事様御入候由、  
 餅を製、煤竹を入、仙太郎(森)調騎、山中へ被招、慈君御出  
 廿七日、晴、祠堂之祭を修、宮崎・佐藤入来、夕佐藤・矢野・森・堀尾へ  
 行、御前髪御鉄漿付之由、御品々頂、およし(若崎)来  
 廿八日、晴、朝敵凝、後暄、朝一井へ歎、寺西へ行、午恐悦二御奥江出、夕  
 東城旅宿を訪、酒出、西向寺へ参、夜御奥へ召、重美(上田)様御出、忠進(浅野)・惟聡(浅野)被  
 出、御奥あまさけ  
 廿九日、晴、如昨、午後御奥へ出、津川方梶川迄頼二行、妙慶院へ参、木  
 野へ寄、謙造未帰

(挿入文書裏)

卅日、晴、暄、夕御帰館御歎、歳末御祝詞、御館へも出、  
 御肴さし上、蠟燭御移頂

ほら大頁六

村上家乗 明治二年 106

五十刃以上

巳年十二月扣

夜前者昇堂、不存御馳走御蔭二而大二胸中之鬱結を散

夜前者昇堂、不存御馳走罷成、御蔭二而大二胸中之

(以下欠)

家乘  
 統編卷之廿七  
 明治三年庚午

(表紙)

今上皇帝御宇三年

明治三年龍次庚午

知藩二年

源長勲公 淺野長政公十四代 從明治己巳、  
御壽廿九

## 二月 大

朔日、丁酉、朝曇、後晴、風吹、寒、朝（更乙）繼上下二而三館江御祝詞二罷出、去歲末御祝詞之節之如手札を差出置也、昨夕浅野忠英様方年始為御祝詞罷出候為御挨拶御紙面被下候二付、久留杏造迄手紙を御請申出置也、尤此義二付而八、以後御挨拶等不被仰下候様二与崎田勝文与者過日申値置候趣も有之候処、如何候之義二哉、何れ右様御直之御挨拶等者尚受御断申上候含也、十字前方御館江罷出、四字後退也、田口牛之助方先達而約し置候太郎方来候英国二而之日記与差越、惣体之事実大二善相分り、敬次郎処も旁致安心、何分繁華文明実想像二堪、恍然其地二遊ふか如く、忘眠一覽致又也

二日、戊戌、晴、朝冷甚、後少暖、朝九字前より御館江出、夕四字後帰毛、家扶道家之貫此間留主へ再度被訪候由二付訪之、夜来風邪平臥之由二而不遇、水谷貢留守中入来之由、辻政徳同断、此間方吉弥を学校江出し候由申候由也

三日、己亥、晴、冷氣、午後纔暖、朝方御館へ出、四字後退、夕堀尾老室被来、酒を饗、長喜三太入来、学事指南頼度由二付、其志二候八、一向奮発して学校江出候様二与勸奨致し置也

四日、庚子、晴、朝冷、後暄、夜来風邪之気味二而少々悪寒有之二付、今日者御館江不罷出、午後日比新入来、内々御頼事申聞也

五日、辛丑、晴、朝冷、後暄、風者冷、今日者悪寒無之二付出十字後方御館江出、四字後退也、明日者森岡浄誓院三回忌相当二候得共、当時之姿二付速夜之非時等者

五日

啓塾

今曉八時六歩

109 二月

六日、今日も昨日之如く御館江出ル也

廢し、揚法事二致候由二付、夕方卒与位牌江拜二參ル也

六日、壬寅、雨、寒、午後罷、朝森岡寺西蓮寺へ信太郎為參也、森岡亡弟義、当家二而八靈神二勸請致し居二付、今朝忌日之祭供を奠スル也、此間日比新方申聞候義二付早朝小鷹狩元弼を訪、出仕跡二而不遇、田口牛之助を訪、是又不遇、英国江之書状留守江頼置也、夜慈君・予・家小共御奥江召候而罷出、御酒頂戴仕、御懇意之輩並二此間以來御取片付之方御見合被仰付候面々共不残召候而、殊之外御賑敷有之、全近日六丁目江御遷徙被遊候二付而、御名残二召候御様子也

七日、癸卯、晴、朝冷、後暖、朝又小鷹狩江行、謁候得共、今日も出仕前二付今晚參候筈二約し置、歸ル也、十字後方御館江出、極夕退、今日道敏様・御隠居様共浅野忠進屋敷江御出被成候由也、夜小鷹狩江行、深更迄話し歸ル、酒出ル也

強 八日、朝八字頃地震、稍

八日、甲辰、晴、朝冷、後暖、夕曇、雨意あり、朝九字方御館江出、夕五字退、当年分禄米正二兩月分相渡候二付、合印小札今朝五時宅江受取二出候様昨日三村殿方(真精)順達有之三付、今朝石井穆江託し受取也、上等下土者月三俵ツ、渡也、津留見久衛明日六丁目御多門江引移候由二而暇乞二来、此方方も卒与參ル也

九日、乙巳、晴、暄、朝方出、夕五字退、矢野幹太郎為暇乞入来、今日禄米六俵受取也、今晚御靈神六丁目江御遷坐被為在候由也、夜時太郎来、急度奮発、学事二而も致出精候様二与及勸戒也

十日、丙午、晴又曇、霰飛、寒し、朝九字後御館江出、夕六字退、弥明十一日六丁目江御遷徙被遊候由也

十四日

昨年御勸請ニ相成候予屋敷裏露地口外ニ有之鹿島社、此度六丁目御屋敷江御遷被為在候上者、御多門内住居之輩惣鎮守与して申値、相祭申度ニ付、其儘ニ被成置被下候様ニとの義、此間日比新迄一同願置候処、昨日其段御聞届被下候旨同人方申聞ル也

十一日、丁未、晴寒、昨記之趣ニ付、朝八字前方御館江出、何角御見合せ申上、十字過迄ニ御方々様追々御遷移被遊、御玄闕御式台迄御送申上ル、夫方御跡之取片付等致裁判、五字後退、防州山口藩寄兵隊、昨年来祿制之義ニ付不服を抱、頗動揺ニ及、百方説諭有之候得共奉命ニ不至、先達而以来反跡顯然ニ付、兵力を以討伐ニ相決候ニ付遁逃、越境之程モ難計段未藩四家方報告有之、依之御国境江為御警衛与して御人被差向、今朝方御出兵相成候由、右ニ付而大島松太郎・岡島平之進兩人大炮為見合出張被命候由、規模之事也、平川静一郎モ為事情探索夜前至急防州へ被遣候由吾儕同類之内方右様三人迄御取遣ニ相成候者誠ニ道敏様ニモ御本意之御事也、松太郎・平之進者明早朝出足ニ付、夜為暇乞參ル、両家ニ而酒出ル、今朝七既ニ大分御出兵有之候由也

十二日、戊申、晴又曇、朝九字後御館江出、夕六字退、夜七字方又出、十字後帰宅、御疊・御建具等之帳面校合有之也、御表新御居間・御奥御隱居様御居間御解取、并卯年御解取ニ相成候処事局・制用局・御台所等を除而残ル御疊数七百七拾五枚也十三日、己酉、曇時々雨降、朝方御館江出、一字後方六丁目御館江御遷徙之恐悦ニ出、直御学事之御教授申上、跡ニ而御方々様御側江召、御酒被下、薄暮歸ル、森仙太郎・堀尾誠意モ被出、上田様御養子籠之助様、去ル十日ニ神崎御屋敷江御着、来ル十五日ニ御引越被成筈之由也、丹羽正、木野謙造義ニ付入来之由、留守ニ而不遇十四日、庚申、曇後晴、寒、朝一井久太郎江往、此度御旧主様御屋敷被差上候ニ付、銘々共者其儘是迄住居之屋敷并御多門等江被差置被下度段申出方案文之義頼置

111 二月

也、夫方六丁目江御教授二出、午後帰宅、直二御館江出、極夕帰、〔夜岡田八十太郎江兼々之約束二而被招行、頼東三郎・堀尾誠意・伴準助・大島岩崎良之進・日比新会、有饗也、丹羽正留守へ又入来之由〕

十五日、辛酉、〔朝御館江出、午後六丁目へ御教授二出、帰途一井江、昨記之案文今日差越くれ候処少々不審之廉も有之候二付尋合二行、被留酒出、夜迄話し帰ル、上田殿御養子今日御引越被成候由、当年御十五歳二候由也、平川静一郎從防州書状差越、山口騒動之一件、九日・十日比、宮市・小郡辺二而劇戦有之、賊徒敗走、岩国手へ巨魁を獲、又賊之頭分降服も段々有之、一応鎮静之姿二相成、尤敗賊石州路并当藩浅原辺へ走候趣二相聞候得共、最早為指義も有之間敷相考候旨申越也〕  
 十六日、壬戌、晴、暖、〔朝三村氏へ左之通口上書持參、応対之上差出〕

口上之覚

私儀先般御登庸、下土二被差置候得共、相応之借宅等も無御坐候付、旧主浅野道敏家司屋敷二其儘住居仕居候处、此度道敏六丁目下屋敷江被引移、従前之屋敷者明十七日被差上候趣二候得共、私義其儘是迄居来候所へ被差置被下候様仕度奉存候、此段申上候、以上

二月十六日

村上 裕

夫方直二六丁目江御教授二出、帰宅後御館江出、極夕退、〔夜皆々堀尾へ被招行、貞登袴着之内祝、且年始祝盃も被相合候趣二而有饗、帰掛渡辺寛へ行、今朝三村二而内々被尋候義二付申値いたす也〕

村上家乗 明治三年 112

十七日、綱姫様海上無御滞、今日水主町御屋敷江御着被成候筈之旨御布令有之也

十七日、癸亥、雨、温、午御館江出、午後上田殿江御養子御引越之御歡二出、中村秀応対、丹羽正を訪、此間謙造迎与して先日京撰へ出候使兩人罷歸候処、京師江者未歸不申様子二而、一円手掛りも無之、何分二も東京二留居候もの二可有之、左入レ八此上者東京人を遣、今一応探索致候歟、一向同人を八捐物二して、別に家統之養子を致歟、兩様之外無之与存、其義相談之為此間度々被来候趣二候得共、先東京へ向而今一心人出候方二相決、夜前之船便二差遣、京都二而兼而謙造知音之者案内致呉可申受込居候者有之三付、其者と一緒二東京へ相越させ候方二致候旨也、木野江も卒与寄、直六丁目御館へ御教授二出、及薄暮帰宅、兼而今日御屋敷上へ御引渡之御驅引二相成居候処、普作之方差悶筋有之由二而明日二相成也、夜半風吹、強十八日、甲子、晴、寒、三村殿江朝之内參、謁候而此間内密被頼候英式直伝習之輩人名其外御用二可相立者之義等委細書付二して出し置也、午前方御旧館江出、無程工頭木本源之進、権少属世羅正之助始、手付之職人等參、夫々引渡相濟、御旧主様御名代所二者石井穆出会、予者会二不及、渡辺廉之助・長束良左衛門・野口金兵衛御家附小早川真之助立会二而、予屋敷並二御多門内迄不残引渡有之也、夕四字過何も相濟退、跡者直二番人拾人許来、守候趣也

十九日、乙卯、晴、朝有霜、冷後暖、今日者御学事御延引二付、午後水谷貢を訪、夕迄及閑話、酒出ル、又桑原吉郎二江年始旁二行、同人旧冬押詰、祿拾石御平船附与被命、無役二相成、倅俊太も祿三石右同様二被命候由也、同方二而も酒出ル、出掛妙慶院へも參ル也、堀尾貞登昨日八搖擲之気味俄然相発候由二付、夜前卒与見舞

113 二月

廿日

春分

今暁七時四分

候処、今日者速二快由也

廿日、丙辰、晴、朝冷後暄、朝六丁目江御教授二罷出、帰掛金子敬助を訪、今日  
 綱姫様昼九時御供揃二而三之御丸江御引越、直二御婚姻被為整候筈之旨一昨日御布  
 令有之候処、猶又今日者先御延引之旨被仰出也

廿一日、丁巳、晴、朝冷後暖、朝六丁目江罷出、午後長喜三太来、学校入門之義  
 木原江頼呉候様申候二付紙面を調遣又也、防州騒動追々鎮静之様子二付、御境御人  
 数引取被命候由也

廿二日、戊午、晴、暖、夕六丁目江罷出、慈君東辺江御步行御出被成度被仰、今  
 日家小与共二尾長辺迄御出、御帰途を直二辻江御出、御宿し被成、おたけ家小与共  
 二来儿、夜日比新へ咄二参、松太郎今夕御境兵隊御引揚二付帰儿、御境二而同人者  
 谷和村二罷在、同所二而敗走之徒五人程擒候而岩国へ引渡候由、酒出、緩話し帰儿  
 廿三日、己未、雨、暖、夜来風邪之気味二而微熱有之、腰脚を痛候二付終日平臥、  
 今日六丁目者御休日也、午発汗

廿四日、庚申、晴、暖、朝霧深、今日者熱も大ニ醒、快方二候得共、其儘禊上ニ用  
 心致又也、六丁目御教授御断申上儿、三村貞精殿方此間差出候口上書江書面之趣  
 承届候との付紙并卷上江村上裕与貼紙之儘封中二而被差越、別ニ添書等も無之、依  
 而左之通手紙を以御受申出儿

以手紙申上候、然者私義居来之所へ其儘被差置被下候様仕度旨口上書を以申上置  
 候処、御聞届ニ相成候段御付紙之儘為持被下、其段奉畏、難有仕合奉存候、右御

村上家乗 明治三年 114

請為可申上如此御坐候、以上

二月廿四日

三村貞精殿

村上裕

右者近隣申値之上、同様二取計、右二而大ニ安心いたす也、左之通三村殿方順達有之

一 網姫様廿日之御引越先御延引被仰出候事

一 御同方様来ル廿六日昼九時御供揃二而、水主町御屋敷方三之御丸江御引越、同日

直ニ御婚姻被為整候筈との事

一 御同方様御引越後御内輪二而之御座順、寿操院様御次ニ可被為在旨被仰出候との

事

一 御隣藩騷擾略鎮静之趣報知有之候二付、御境出張之兵隊夫々御引揚ニ相成候との

事

一 去ル十六日夜銀山町四辻ニ於而何者共不相知、面体を包、兩人拔刀ニ而竹原町年

寄ニ切付、所々手疵為負云々、心当之者者申出候様ニとの事

廿五日、辛酉、晴、夕曇、暖甚、今日者風邪快方ニ付午後禱を徹、尤未少々頭痛之

気味有之也

廿六日、壬戌、曇或晴、夕雨、朝六丁目御館江御稽古ニ罷出、帰掛西向寺江參、前

記之通、今日網姫様御引越、慈君辻方直ニ御城内江御拝見ニ御出、家小・於たけも

同様參、一緒ニ御帰り被成、妹并子供兩人共来宿、御行列至而御人少、且御質素之

115 二月

- 廿八日
- 神供
- 餅 御飯 神酒 洗米
- 焼塩 藻魚 掛鯛
- 熨斗鮑 鯉節 大根 水
- 菜 蕨 昆布 勝栗 香
- 橙 橘
- 客饗
- 繪
- 吸物 蛤
- 茶碗 小豆飯
- 平蓋 煮染
- 酒肴
- 井
- 分葱鱈
- 明貝
- 八寸 白魚 さわく
- 鉢
- 湯さらし
- ふか
- からし酢味噌

御事、御先騎・御後騎等毛無之、女中乗物毛三挺限、尤前後銃隊之御警衛者有之候由也、彼岸桜開

廿七日、癸亥、晴、暖、朝水谷貢入来、御稽古二罷出、帰途木野江寄、明日祠堂之祭礼執行候含二付、其節後室お松を列被来候様二申置也、藤川・辻・星野江者信太郎を案内二遣入、午後堀尾誠意入来、明日祠堂年頭并春之祭事兼而執行候積二付、今日祠堂掃除仕構等致又也、夜辻妹并子供・星野姪共泊掛二来也

廿八日、甲子、晴、暄、早朝岩崎良之進來、今日道敏様朝五時御供揃二而三館江御歡二御出、夫方直二大参事衆宅江、昨日御家来刀差並以下不残御所置相済、為御請御出被成候二付、当家二而卒与御召替被成度との旨申来、右二付早速表座敷掃除致し、何角仕構置、四ツ時過御出被成、予表門内迄平服二而御出迎申上、門内迄御馬御騎込被遊候様二申上、則門内二而御下馬被成、直露地口通り座敷江御案内申上、御茶・御多葉粉取合差上、有合之九年甫差上儿、無程御召替二而御立座被成、何毛滞義無之也、但、御出之節門外江卒与番田子出又也、兼而之通今日祠堂祭礼二付、下地相頼置池田麓之助午後来呉、夕方祭奠、被除・祝詞等如<sup>(中挿)</sup>取行呉る也、其後酒飯を出入、其節左之通一緒二招也

- 藤川保徳殿 辻 政徳 藤川甚吉郎
- 堀尾嘉善 岩崎良之進 星野貞之助
- 堀尾老室 辻 妹 岩崎良之進母
- 星野貞之助妻 木野後室 辻 子供三人

藤川栄吉

堀尾貞登

木野おまつ

桑原吉郎二

森岡時太郎

同人母たつ・妻・妹共

右之内星野貞之助差問候由二而不来、其余者皆来ル也、仏門二而者当年先考廿五回御忌二候得共、当时靈神二勸請致し、年回等之法事者不取計候二付、其意を以右之通相招候也、(田中)台所者実五郎・兵藏(森島)見合呉ル、出入之者三次・勘助二も来候様申させ候得共不来、昨日旧主御家之刀差並以下之御所置昨日被命、刀差並鉄炮組・小筒組・水主職人惣而人判格禄米三石六斗、吉刀方者惣而御小人禄米式石六斗ツ、に相成候由、甚気毒之至、尤小筒組計者禄者増候方也、夜半比俄然左之腋下疼痛、夫か為二目醒候処、只様与痛募候二付家小を起し按摩為致、甘草湯杯服候処、夜明比迄二者余程甘む也

廿九日、乙丑、晴、終日平臥、腋下疼痛少々居合候方也、杉岡文碩二診を乞、全疲之所為可成与申、薬を患む、辻妹還ル、お竹者留ル也

晦日、丙寅、雨、今日者大ニ快方也、綱姫様御婚礼被為済候為御歡、昨廿九日三館江罷出候之様御家政方之御布令三村殿方一昨日回達有之候得共、不快二付昨日者不罷出、然共不参之案内等二不及、快出之上罷出候而不苦旨兼而之御布令也

三月 大

朔日、丁卯、晴、痛所大ニ快方也

二日、戊辰、曇、夕方雨、今日者弥快、褥を徹也、夕文碩来診、最早快旨申也

117 三月

五日

清明

朝五時六歩

三日、己巳、雨終日蕭々、午後上巳之御祝詞為申上三館江罷出、一応御敷台迄退、立返候而御婚禮被為整候恐悦を申上候也、夫方六丁目御館江御祝詞与して罷出、御方々様御目見仕ル、佐藤友儀も罷出、共二御酒頂戴仕、夕方帰宅

四日、庚午、雨、夕御稽古二出ル、辻政徳入来、お竹返ル

五日、辛未、晴、朝辰鼓前札場江為朝詰番出ル、相番藤田群左衛門、元上田家之御祐筆也、午時三宅内外、外二言人姓名忘候、為交代出、退出

六日、壬申、晴、夕御稽古二出ル、尤今日者御詩会、三宅内外も出ル、帰掛水谷貢を訪、禄米来ル九日相渡ル旨回達有之也

七日、癸酉、陰、後晴、寒し、午後日比新二被誘、二葉山辺歩行、平川静一郎を訪、及寛話、酒飯を被饗、立野一郎も来、又山田貢一郎・市川猪三郎・平池某・久保田某・三宅八太郎等も来、入夜帰ル、夜亥鼓頃三村貞精殿方左之通奉書到来、受而返書差出入也

御用之儀候間、明八日四時可有登城候、以上

三月七日

村上裕殿

三村貞精

八日、甲戌、晴、今日御用之趣、朝之内一緒内格別之分程江為知遣又也、四ツ時登城、御玄關通り橘之御間二待合、三村殿登城有之、上筋之間江参及案内也、外二も同席言人御用召有之也、午鼓後回り候様台子方申来、紅葉間御椽側江回ル、外言人も同様二若月準二・高屋久登回り被居、於紅葉間二川武憲殿右兩人御用之趣被達、

次三村貞精殿於同所左之通被達、御書付被渡、則頂戴御請申出ル、跡二而自今拙者受引二者無之旨被申聞

郡政  
權大属

村上裕

三月八日

政事  
堂印

右相濟而直二郡政局江參、小回を以司郡所同勤江案内致、直二同席江詰合之同勤中江挨拶、吹調申述、自今之義厚相頼、若月・高屋も予と同様ニ被命候由、右兩人同様ニ柴田千太郎何角指圖ニ預ル、橋之間ニ差置候刀者小回りを以取寄ル、無程寺川少参事殿方紙面を以左之通被達、即報差出入

御自分儀、此後拙者受引二候条、可被得其意候、以上

三月八日

村上 裕殿

寺川少参事

無程柴田千太郎引回し二而、若月・高屋俱々郡政局江出、寺川行從殿江謁、結構被命候吹聴申述、自今頼之挨拶二及、郡政少属串田他也・松浦豊吉江も致挨拶、権少属已下江者不及其義、暫間有之、寺川殿方被呼出候処、左之通被談

佐伯  
山泉郡

村上裕

三月八日

如前

右之趣畏り退、同勤へ及被露、則当郡相勤植木完兵衛相詰被居二付、同人席江參、何

119 三月

九日、僕虎次郎(甲州)、父之引替二被召抱候趣二而、暇を乞候二付下宿申付、代り若党田中実五郎二男真作を抱儿、当年十五歳也。今日、平川静一郎政事堂権少属被命候由為知差越也。

角教指を乞、外相勤佐藤矩信者山県二、片山新太郎者佐伯二勤番中也、(正敬)見合せ迎申遣下城、直二石井大参事殿・神田大参事殿・寺川少参事殿江御受回勤、名札持参、玄関縁取敷二而申置、三村貞精殿へも同断、供連者若党、草履取召列儿、若月・高屋申合同様也、極夕帰宅、慈君奉始家内江被露、祠堂江拝し、御霊神方江奉告也、当役者第九級、先級方三級昇進、旧冬下士二被命候節者、心中不本意之処も有之候得共、斯結構二被命候段者、御旧主様へ奉対候而も本意之次第也、(直義)兼而相頼置植木完兵衛、下城掛勤事為相伝被来呉、手附之書筆も申値来り、為知等認呉候也、局中申合せ二而蛤吸物限二而祝洒出候事之由、一応其通二致候得共、其内一緒内并近所、懇意之面々も来居候二付、完兵衛士者一応之表向相済、右等打込二而麴抹之酒肴を饗スル也、為知者大参事両家、権大参事、其外八少参事、権少参事之内郡政掛り、會計係之衆程、并政事堂・郡政局・会計局・軍務局・学校之大属、権大属、少属江者計役名宛二而役二一紙之為知二而相済、尤同勤丈ケ者各通二而為知也、其外一緒内格別之知音者勿論也。

九日、乙亥、晴、早朝寺川行從殿・伴資健殿・武井澄殿為吹聴参、請謁候処、皆々応対断二付取次を以申入置、直二六丁目様江為御吹聴罷出、登城掛二付御目見者不仕、直二登城、夕七半時退出、今日も歡客来有之也。

十日、丙子、晴、朝植木完兵衛へ此間之挨拶並二何角頼旁行、直二登城、夕七ツ時前退。

十一日、丁丑、雨、朝四時出仕、夕七ツ半時退出、三宅内外昨夕以来少々不快之

処、今午後急ニ病死之由、当年七十二歳、至而豐饒ニ有之処老健不可恃、可惜之至也、予者幼年書字之師ニ而誠ニ世話ニ成、只今迄モ親切ニ致シ被吳、此間御用召之日モ早速来、殊之外歎吳候事ニ有之、遺憾尤深

十二日、戊寅、晴、休日、午後三宅内外物故を吊、夫方両寺墳塋江此間結構被命候ニ付為御吹聴參詣、柴田千太郎・寺田清十郎・高屋久登江頼旁ニ參、六丁目御館江此間罷出候得共、御方々様御目見不仕候ニ付、猶又罷出、御目通仕御吹聴申上ル、今日者御祠堂御遷宮被為在候由ニ而、御鎮坐之祝詞直温<sup>(池田)</sup>方被頼認ル、御次ニ而御酒を被下也、歸途岡田八十太郎を訪、献備石燈籠之義談ス、酒を出入、入夜歸ル、夜三宅内外葬ニ兵蔵令会

十三日、己卯、晴、暖、例時出仕、七時過退、武井澄殿郡政係被命、石川忠矣殿權少參事會計係被命也

十四日、庚辰、晴、朝武井権少參事殿へ、自今受引ニ相成候付為頼參、謁断ニ付取次を以申入置也、其途最寄同勤之方角へ行、直ニ出仕、夕七時頃退、辻故並次十三回忌法事ニ付、朝誓願寺江代參遣又也、時三郎を頼也

十五日、辛巳、午後晴、涼、朝小姓町方流川辺迄同勤を訪、一応帰宅、直ニ出勤、夕七半時退、大島松太郎入来、父新義急ニ夜前六丁目御多門へ引移候旨申聞候也  
十六日、壬午、雨、夕晴、涼、父君靈神御忌日ニ付早晨祭礼執行、朝妙慶院墳塋江拝參、柳丁迄同勤を訪、直ニ出勤、夕七半時前退、退出掛田口を訪、先達而從英<sup>(牛之助)</sup>国来状有之趣承候ニ付相尋候処、如何様此間旧臘之状達候得共、其節敬次郎者驅離

121 三月

十七日  
一金五千匹  
右道敏様方赤松精之介へ被下、右者先年英国江炮器御注文之義御世話仕り候御謝義昨年可被下所、長々幽囚二而、旧臘押詰而被差免候由近頃御承知二付、如斯御延引二相成予も亦命を蒙候而早速二も得不相訪、登坂後二相成候之段甚残念且恐縮仕候也

廿日  
穀雨  
昼八時九分

候処へ参居、夫故書状不差越候得共、無異之趣者太郎方報知有之候由申聞、致安心夫方西川理三郎留守を、此間来候写真を借歸ル、敬次郎無事之容貌宛然一覽、実二如面晤、倍致安心也、理三郎義、於東京先頃判任東京府第一大区大属を被命、家内も追々東京江引越候筈之由也、堀尾嘉善入来之由

十七日、癸未、晴、暖、休日、一井久太郎為歡入来、酒を饗、久野寛も同入来、三宅橋齋先生初七日法事、寺江代参遣又、夕白島方内白島辺同勤を訪、夫方木原慎一郎先生を訪、信太郎学校入門之事を頼、流川辺方堺町裏二而赤松精之介寓を訪、当月初旬登坂致候由二而留守也、道敏様方御内々被下候金子子包持参、家内へ遇御趣意申述、届方相頼渡置也、夫方兼約二而長束清次郎江行、堀尾嘉善夫婦被行、有饗、山村静遠も被行、入夜歸宅、鱸正邦を訪ふ

十八日、甲申、晴、暖、例時出勤、夕七半時退、今日方植木士不快二而出仕無之、助合二仕ル也

十九日、乙酉、雨、寒、朝長束清次郎此間之挨拶入来、例時出勤、夕七半時退

廿日、丙戌、晴、涼、後暄、朝大島松太郎・三宅八太郎を訪、例時出勤、夕七半時退

廿一日、丁亥、晴、暖、例時出仕、夕七半時退、星野幸次郎方、願之通隠居、家督貞之助江結構被命候旨為知来、夕受引之衆方達書付を以、四月方六月中議員被命候旨被達、波多野八郎方順達し来、寺田清十郎江回入、来ル廿三日定員外二而出席致候様二との義也

廿二日、戊子、晴、暖、母君靈神御忌日、祭事者十六日ニ相濟也、朝西向寺墳菅江參詣、世良正之助へ内談事ニ付行、寺田清十郎へ返礼并議員被命候ニ付勤向相談ニ行、  
休日也

廿三日、己丑、晴、暖、會議ニ付巳鼓前出仕、會議八午後ニ始ル、場所者御書院也、御印之間ニ溜居、呼鐘之相凶ニ而席へ進也、暮前退、右之前後者素方司郡所ニ而如恒御用向相勤候也

廿四日、庚寅、曇又晴、暖、例時出勤、夕七半時退、植木士今日者山県郡府広島藩士。「前編」では奥小姓、二六石三人扶持。明治二年十一月に郡政權大属。明治三年十一月に少属農務係。江示值事ニ付入府致也

廿五日、辛卯、雨、涼、例時出勤、夕七半時退

廿六日、壬辰、晴、出退如昨

廿七日、癸巳、曇、暖、休日、午後大芝江練兵見物ニ行、信太郎を連ル、今日者知事様・從五位様御両方様ニモ御出被為在、見物人至而多シ、長武左衛門并野口金兵衛を訪、帰途猶又長へ寄、森喜久ニ其外人有之、饗ニ逢ふ也

廿八日、甲午、雨、後歇、例時出仕、夕七半時退、夕星野幸次郎隠居・家督之歡ニ行、辻江行、両家ニ而有饗、旧冬禄米之端米今日相渡也

廿九日、乙未、陰又晴、例時出勤、夕七半時退

卅日、丙申、晴、出歸如昨

## 123 四月

〔四日、西馬頭へ明五日九時本馬壺疋差越候様、并己斐村用場江先触家来名前二而為調為持遣又也〕  
 〔長束良左衛門・山中十兵衛へ参、留守中何角之義頼置也〕

## 四月 小

朔日、丁酉、晴、寒、〔朝例時三館江為当日御祝詞参上、直二出仕、今日者更衣二付麻上下着也、夕五字前退出掛服を改、完兵衛同道二而神崎上田氏船作事所内二而山県郡救濟趣法として回り居候板・材木類見分二参、暮前帰宅〕

二日、戊戌、曇後雨、〔朝役用二付上田御用達勝矢幸幸之助事を訪、謁、夫方山村・丹羽・木野・安井・坪内等へ歡之返礼二行、午時帰宅、〔午後雨を冒、六丁目様へ御機嫌窺二出ル、御父子様共岡本<sup>\*</sup>与七郎へ御出被成候由二而御留守也、御宇衛様へ御目見仕ル、前後途津留見久衛<sup>(岡田)</sup>へ七五三槌被召出之歡二行、達而被留、酒を被饗、杉岡文碩へも返礼二行、同方二而も客来中二而酒を被饗、暮二及帰宅、外少々返礼勤を毛致入也〕

三日、己亥、晴、寒、〔例時出勤、夕七時半前退、今日申値之上明後五日佐伯郡府江為勤番罷越管二致治定也〕

四日、庚子、晴、暖、〔例時出勤、夕七時頃退、一昨二日方今日迄、三之御丸稻荷社二於而氣候順正、五穀豊熟之御祈祷有之候二付、銘々共毛拜参仕候様二与之達し有之、出仕中方致拜参、麻上下着也、〔出仕中明日入郡致候趣寺川殿<sup>(行徒)</sup>・武井殿<sup>(遣)</sup>江申述、武井殿方何角之心得方被申聞、致暇乞退、植木完兵衛へ留守引受之義相頼置也〕  
 五日、辛丑、晴、暖、〔慈君今朝御朝食後御吐瀉有之、御困被成候付、文碩を迎、診を乞、全御不旋方之事与相見、為指義二毛無之候得共、何分御老体之義故念を入候様申、菓を投、時々御飢氣有之、御困被成、〔十字前方妙慶院并白神社へ詣、六丁目

村上家乗 明治三年 124

六日

立夏至

今曉七時

様へ為御暇乞罷出、午前帰宅、慈君右御様子二付辻妹を申遣、早速御見舞二来也、  
 慈君先御居合被成、其後虫を御吐、夫方大二御宜敷方二付、不心候得共八ツ半時頃  
 出立、入郡致入、其節堀尾誠意・長束良左衛門・山中十兵衛を呼、何角厚頼置、酒  
 を出也、供連若党・小者、槍を者不持、己斐村方順路役人言人案内二出ル、佐方村  
 郡府勤番所へ黄昏前二着、片山新太郎詰被居、始而謁、及挨拶、何角相頼也、無程  
 当府詰合之書記輔田中龜助、筆生才木武八郎、同当分加人津田他次郎・新庄庫之助・  
 中山源蔵等歡・挨拶二来ル

六日、壬寅、晴、朝方当府之申送り何角承ル、午後新太郎共二役所江出、極夕退、  
 夕長束良左衛門方紙面達入、慈君其後先御居合御宜敷方之由申来、聊安心也

七日、癸卯、晴、午後役所出勤、夕五字退、午後地御前小松屋徳左衛門江伝言二  
 而、慈君其後も兎角御嘔吐之御気味不止、御不食二而、何れも氣遣候趣申越入、徳  
 左衛門昨日不意二宅へ参、夜前泊候由、右二付新太郎へ頼置、役所引取後方内分慈  
 君御見舞二帰宅いたす、今夕方者些者御快方之由、予帰り而八益御居合御宜敷、大  
 二安心いたす也

八日、甲辰、晴、暖、朝八時比出宅、郡府江午前帰ル、今日者役所休日申送承ル、  
 夕方聊片山土を饗入

九日、乙巳、晴、十字前出勤、五字前退

十日、丙午、晴又微雨、今朝十一字前片山新太郎被引取、留守江之紙面を托、其便  
 敬次郎江之書状も認出入也

125 四月

廿一日

小満

昼八時八歩

十一日、丁未、晴、九字三歩頃出勤、夕五字後退、今朝中津屋吉太郎広島方帰便  
 二伝言申越、慈君も追々御快方ニ被成御坐候由也、夕方手付之輩を呼、酒を為飲、  
 微肴を設也

十二日、戊申、晴、例時出勤、極夕退、松浦富三郎\*為勤番今日来候由

十三日、己酉、晴、休日、無事

十四日、庚戌、晴、役所常之通無異事、田中亀助・新庄庫之助昨夕引取也、皆々  
 其節暇乙ニ来ル

十五日、辛亥、晴、役所常之通

十六日、壬子、曇、同断

十七日、癸丑、晴、同断、今日三次を広島江慈君為御見舞還入、倍以日々御快方  
 二而、最早辻妹も此中返り候由也

十八日、甲寅、晴、休日、夕方当村洞雲寺江達事有之、役所へ出ル

十九日、乙卯、晴、役所常之通、尤当麦毛上見分、予回村致候様二との義二付、明  
 後廿一日出立之筈ニ決スル也

廿日、丙辰、晴、役所常之通、尤明日之支度有之、少々早く退、留守中役所御用向  
 之義、松浦富三郎・才木武八郎へ厚申付置、広島へ右明日方回村相越候段申遣又也  
 廿一日、丁巳、快晴、薄曇、昨記之通二付今朝八字頃郡府出足、附添下役者中山源蔵  
 申付ル、家来者近頃之振合故真作（田中）召列、両掛荷為持、鎗も不為持、既出足ニ  
 臨ニ長束良左衛門方紙面相達、今日四ツ時御用召之奉書昨夕到来、尤名代二而相濟

候二付、片山新太郎名代相勤被吳候善之旨申来儿、右之振合二而者身前へ關係之事件与者不相見候二付、其儘出足致入、昼所上平良村庄屋周助宅也、泊所地御前村庄屋伝三郎宅、上平良方凡廿五六丁、左方方上平良迄凡壹里十丁許也、昼所・泊所二而近村役人呼寄、条目読渡させ、尚跡二而变年手当所置振之義等直二厚及演説也、此後日々此通也、極夕地御前村庄宿所へ又留守方紙面達入、今日之御用召片山新太郎名代勤被吳候処、小姓町新建屋敷拜領之義被命候由、不存寄有難仕合也、御請回り等毛新太郎相勤被吳候由、右屋敷者表小姓町上小鷹狩景元屋敷此度新建第三之由、昨年御三家之内方被召抱候士者皆一同之事二有之候処、予一番二場所柄二於而屋敷拜領仕候者別而本意之事二候得共、乍併心中窃二不堪恐懼所あり、予下地屋敷者西本清介殿江被下候由也、今日者曾祖靈神御忌日二付致選擇也

廿二日、戊午、晴、薄曇、朝八字後出立、昼所大野村西教寺、泊小方村社家三輪喜代登、諸事如昨無異事、途明治新開普請所致見分、此村地御前方大野迄二里、同所方二里、途玖波・黒川両村を過也、諸村共麦毛上者殊之外見事也

廿三日、己未、曇、今日者昼所大竹村庄屋一階堂栄次郎、泊玖波村組頭為吉也、烏帽子新開普請所見分、防州御境木野川、久野坂、寅年戦争之節長兵取登候鍋倉山辺地理一覽致入、小方方大竹迄壹里二して近シ、帰途小方村二而割庄屋和田吉左衛門宅二而小休致入也、途油見村有

廿四日、庚申、曇、昼所松ヶ原村庄屋理吉、泊所大栗林村庄屋保太郎、今日所過奥谷尻村・後原村・小栗林村等也、大栗林二而者名二負蛇喰岩を一覽入、奇景奴可郡

127 四月

廿七日、吉和十方山頗高山也

末渡村之鬼橋二可比敵程二思わる也、玳波方松ケ原迄凡言里余、松ケ原方大栗林迄凡二里余也

廿五日、辛酉、晴、薄暑、昼所津田村与頭槌松宅、大栗林方三里、小栗林村・浅原村を經る也、泊所玳島村庄屋喜八郎、津田方二里、河津原村を經る也

廿六日、壬戌、晴、薄暑、昼所虫所山村与頭新左衛門宅、玳島宿方二里、近し、上吉和村宿用場、至而可也之処也、庄屋幾郎宅昨年焼失、未家作不致、窮村二而外二宿二可充家無之由也、昼所方三里、大成峠有之、路至而険也、夕曇

廿七日、癸亥、雨、寒、祖母靈神御忌日二付遙拜仕ル、昼所下吉和村庄屋吉郎兵衛宅、宿所方一里、宿多田村庄屋種吉、昼所方三里、坂路至険也、乍去雨中之景者最佳也、都而此間以來奥村々二成候而八山水之景好處間々有之、自ら仙境を歩スルノ意あり、大栗林方奥追々青石多く、浅原・津田・吉和辺青石尤多且奇也、多田村二成候而八青少也

廿八日、甲子、晴、昼所奥和田村庄屋良左衛門、宿所方凡三里、近温泉を一覽す、宿白砂村庄屋与右衛門、昼所方三里、今日者追々下向路也

廿九日、乙丑、曇又晴、昼所三宅村社倉十人組頭取伝三郎宅、今日者葛原村方三宅村迄、極樂寺・觀音山を越而新路造之場所致見分也、宿五日市村庄屋文七宅、五日市着後從広島森島兵藏差越、此度拜領屋敷之義二付何角相談申聞、存寄申述ル也

## 五月 大

朔日、丙寅、曇、後晴、薄曇、今日宿所者能美島三吉村德正寺二付、朝七字海老山之麓方乘船渡海、十二字前三吉村着、海上無風也、徳正寺住持二逢、一向宗也、行事日夕之通、今日之海上凡四里也

二日、丁卯、晴、順候、昼所是長村組頭権三郎宅、西南海上二臨而絶景之眺望也、宿大原村庄屋重次郎宅、昼所方三里船二乗、昼所迄者凡壹里余也

三日、戊辰、晴、夕曇、昼所飛渡瀬村森井寛左衛門宅、庄屋也、大原方凡一里、宿所中村頭庄屋直一郎宅、昼所方一里乘船、当島二而八日夕頭庄屋附回り致又也

四日、己巳、晴、薄曇、順候、朝八字後乘船、中村を發、海上穩也、夕二字廿日着、宿組頭紋次郎宅、行事相済、未日之間有之三付、直二佐方郡府江帰ル、右之通二巡村致候所、諸村惣体表作者近年之豐熟二窮民食二着、一統人氣平穩、窃二恐悦を唱る也

五日、庚午、晴、涼、時服凄然也、回村之趣申出并示合事有之二付、夕方致出広也、薄暮帰宅、慈君益御全快、家小も先達而八腹痛二而大二困候由之處、此節者快於竹も参居、惣而無事也

六日、辛未、晴又曇、午後雨一曇、朝小姓町此度拜領之屋鋪を内々見合せ二行、兵藏を連行、祠堂并板庫建場所等粗申含置、屋敷地面者凡二百七拾坪位、建前凡五拾坪半、畳敷六拾六畳、住居取も至而弁利好、尤建前八新建二者候得共、古物之取合二而至而鹿抹、畳・建具も同断也、乍併玄關付、若党部屋・小者部屋・下女部屋等も

129 五月

有之、納屋も附居、何角全備、予等身前二者充分也、巳鼓後方出仕、夕申鼓前退、掘尾を訪、酒出ル、屋敷替之義何角厚相頼置也、夕長束良左衛門を呼、諸事相頼也  
 七日、壬午<sup>申</sup>、晴、薄暑、朝長束良左衛門を訪、屋敷替之義何角相頼、且只今迄之屋敷、外回之外建具・置者悉皆自分物ニ候得共、拝領之屋敷江何も御備被下候義ニ付乍庵未其儘屋敷江付差置度候間、其辺普作之方へ宜申出吳候様、其外庭之木石も大概其儘ニ差置候含之旨、何角宜取計吳候様厚頼談ニ及置也、八字前出宅、郡府へ歸ル、役所無異事  
 八日、癸未<sup>酉</sup>、晴、薄暑、休日、夕郡府趣法之地<sup>下平良村\*</sup>御前正石灰場所見分ニ行也  
 九日、甲申<sup>戌</sup>、晴、夕曇、役所無異事  
 十日、乙酉<sup>亥</sup>、晴、薄暑、役所無異事  
 十一日、丙戌<sup>子</sup>、雨、涼、役所無異事  
 十二日、丁亥<sup>丑</sup>、晴、向暑之氣あり、役所無事、片山新太郎兼而頼置候通り明日交代ニ来可被吳旨申来也、但来ル十五日屋敷引移候筈ニ治定致置候也  
 十三日、戊子<sup>寅</sup>、晴、向暑、休日、午後新太郎為交代被来吳、早速ニ申送等致、夕五字頃郡府を立、致歸宅、己斐村方点燈也、今日者交代ニ而引取候故、途中先触を出、案内之者出ル也、慈君其外皆々無事、家財丁度何も取片付相濟、六丁目御屋敷ニ而長持十棹、釣台・張長持等拝借仕候由、屋敷者去ル十一日ニ良左衛門立会、受取吳候由、然ル処兼而此間予内々見合置候分、此度新ニ出来之小路奥之屋敷ニ有之候処、全番之間違ニ而有之候由ニ而、此度受取候分者北向ニ軒新建相調候内、東

村上家乗 明治三年 130

十四日、敬次郎方当三月五日・六日出之書状去ル九日二届居候処、不相更無事二勉強致し、当春方海軍江入塾致候由申来也

御堀寄之屋敷之由、建前等者何も相替ル義無之候得共、表通故何角都合者宜敷候也十四日、己丑<sup>卯</sup>、雨、涼、夜前從勤番所罷歸候段以紙面寺川殿・武井殿江案内申出、<sup>(行役)</sup><sup>(遣)</sup>今日出勤之処者佐藤江助合相頼、不及出勤候也、<sup>(矩信)</sup>明十五日屋敷引移候二付、跡屋敷引渡申度候二付、朝四時受取方御人出之義宜申談被吳候様二との義、普作掛少属塙彦太郎・木本源之進江紙面を以及駈合候処、返事二、五月十五日朝五ツ半時、元御花島向屋敷受取、直二西本清助へ相渡入、右之節出会被差上候事、五月、御普請方与認候小書付取歸候也、堀尾誠意・石井穆・長束良左衛門・山中十兵衛父子・岩崎良之進・高木来助・渡辺廉之助・岡島平之進・大島松太郎始、其外懇意中彼是、出入之者も段々来、取片付方何角世話二預ル、不要用家財者昨日迄二大概持運ひ相済居、今日者雨天故、荷物之運送者一円不致、跡屋敷之取片付何角都合好相済也、<sup>\*</sup>此度之分、屋敷江者辻政徳・星野貞之助・<sup>\*</sup>山中市之進・藤川甚吉郎・高木平太郎・石井寿之丞、出入之者等少々参り吳候由、夜中者寿之丞・市之進・勘助等先方へ宿し吳る也

十五日、庚辰、雨霽、薄暑、早朝御靈神并諸神守護等相納候唐櫃を御移申上、付添へ者兵蔵参り吳ル、<sup>\*</sup>少々間有之、慈君駕籠二而御移被成、続而家小・信太郎移ル、屋敷江者辻妹早朝方待受二参居吳ル、<sup>\*</sup>八字後少監察奥村鹿之丞、普作掛権少属世良正之助、其外御扶持人等夫々来ル、<sup>\*</sup>兩人者広間へ通し、茶・多葉粉出、予応対、挨拶二及、兼而認置候置・建具帖を正之助へ渡、夫方御扶持人等手元二而間毎引合を致し、其後二兩人見分有之、其節予も立会、無滞相済候而、正之助方屋敷無相違受取

131 五月

十七日

入梅

十八日、左之通口上書  
寺川殿江於局中差出入也

口上之覺

私義通称ニ復シ、三郎次  
ト相改メ申度奉存候、此  
段申上候、以上

五月十八日 姓名

上包例之通也

右此間決議録を以被仰出  
候義ニ付而也

候旨申聞、直ニ退出、送り等者不致候也、御扶持人引合せ之時者兵藏を為立会、相  
濟建具帖を諸口暨紙ニ而印形居候也、右相濟、予引移ル、夫迄昨日參くれ候面々見  
合被吳、猶引移候方へも彼是參、親切ニ世話ニ預ル也、屋敷無滞引移、幾久致安心  
也、御靈神者祠堂未相調候ニ付、唐櫃之儘広間床へ奉安置也、昨今共世話ニ預候  
面々江夕方酒を饗入、午前方出仕、申鼓前退、佐藤矩信江初而謁入ル也、今日屋敷  
引遣候段掛衆へ紙面ニ而案内申出、且大參事衆以下要用之御役方へ為知紙面出、近  
隣大久保出登・木村浪江・百々只之進・吉村孟・村上嘉一郎・加藤他次郎・吉田嘉  
一江も為知出、其外者一緒内程為知、六丁目様江申上、日比新・津留見久衛迄紙面  
出又也

十六日、辛巳、晴、薄曇、巳鼓後出勤、夕申鼓後下城掛藤田敬次郎・栗原武八郎・

長束良左衛門・山中十兵衛へ昨日不參候ニ付卒与參ル、其外江も可參積ニ候処、夕  
景ニ相成候ニ付帰宅、夕少々客来有之、酒を出入

十七日、壬午、晴、薄曇、朝近隣此間為知出候方角江頼旁ニ參、夫方、六丁目御館  
江御機嫌伺ニ參出、津留見久衛・日比新を訪、日比ニ而酒飯出ル、夕迄話し歸ル、妙  
慶院・西向寺江も參ル也、夕日比新歡ニ来、折柄佐々木猶馬も来、酒を饗入

十八日、癸未、雨、例時出勤、夕申鼓前退

十九日、甲申、晴、例時出勤、夕三字後退出掛元御上屋敷内佐藤・渡辺・森・三宅・  
堀尾・岩崎江行、其外江乍不本意不能行、夕方帰宅、吉岡甚助江八畳敷之板倉出来  
之義申付付置也

村上家乗 明治三年 132

廿四日

夏至

今曉九時六分

廿八日

肥前浦上村

廿日、乙酉、曇、薄暑、早朝片山新太郎留守江過日御用召之節名代被勤候挨拶、且先日以來交代ニ参り囉候礼旁ニ行、近所へも歎入来候礼ニ行、午前出宅、又為勤番郡府江詰也、其趣者昨日出仕中寺川殿江噂致し置、猶今日以手紙及案内也

廿一日、丙戌、雨、涼、新太郎俱々役所江出、昨日も着其儘卒与出候也

廿二日、丁亥、曇、暑し、休日、新太郎今朝被引取也

廿三日、戊子、雨、涼、役所無異事

廿四日、己丑、曇、無異事

廿五日、庚寅、曇、無異事

廿六日、辛卯、晴、暑シ、役所無異事、此間差出置候口上書江可為書面之通候との旨付紙ニ而昨日下り候由ニ而来ル、即昨日之改名也、留守江為知遣ス

廿七日、壬辰、晴又曇、夕微雨、役所無事、尤明廿八日、当郡并沼田・安芸・高田・加茂五郡同役会談事有之候ニ付、今夕迄ニ出広之義本府方申来、急々仕舞候而四字比方出浮、極夕帰宅、留守無事也

廿八日、癸巳、晴、向暑、九字五点頃出仕、夕六字後退、從朝廷御預り之肥前浦上村耶蘇宗門之徒、御城下町新開并五郡寺院江御頒預被命候義ニ付、定用掛り寺院并割庄屋等江説諭方一同立会ニ而取計ニ及也、植木完兵衛少々申分有之、昨日卒与帰宅之由、相勤四人邂逅相揃候ニ付、夜同方江会、御用談いたす、酒出、夜半後帰宅

廿九日、甲午、曇、向暑強、午時方郡府江帰、夕四字頃着、直ニ出勤、六字比退

晦日、乙未、曇、向暑、役所無異事、左之通口上書於本府達方一昨日同勤江頼置也

133 六月

三、六丁目様御父子様  
 左之通御通称ニ御改被成  
 候由  
 道興様  
 黙夫様  
 道敬様  
 守夫様  
 四日  
 半夏生

口上之覚

一此度私儀屋鋪拜領仕、難有仕合奉存候、就而八当坐取合せニ心引移者仕候得共、從  
 来難決之勝手向、其上近年諸色弥增高価、失費も不少、且当節柄町方ニ於而借銀  
 才覚等も出来不申、種々心配仕候得共、諸入用償方手術無御坐、案劳仕候、右ニ  
 付即今之御場合、甚申上苦敷義ニ者奉存候得共、私禄米月賦差引、残霜月御渡し  
 被下候筈之内、五儀代銀ニ而此節拜借之義者相調申間敷候哉、不容易義ニ可有御  
 坐候得共、前頭之次第御憐察被成下、格別之御判断を以速ニ相調候様厚被仰談被  
 下候様仕度、此段申上候、已上

五月廿九日

村上三郎次

上包者例之通り也

六月 小

朔日、丙申、晴、向暑殊甚、役所如例  
 二日、丁酉、晴亦曇、向暑最甚、役所無異事、留守状達入、皆々無事之由  
 三日、戊戌、晴、朝涼、午後聊暑氣薄、休日、午前石井穆訪来、同人近日寿平与  
 改名候由、六丁目様御社江献備之石燈之義ニ付相談事有之、酒を携来惠、酒飯を  
 饗、囲棋、夕迄留連して去、夕方相庭靜を五日市ニ訪、夜迄寛話し歸ル、酒を出入  
 四日、己亥、雨、涼、役所無異事、朝廿日市潮音寺来、謁又  
 五日、庚子、晴又曇、又雨零、涼、役所無異事

六日、玖島村辺早稲中田へ虫生候由二而、祈禱之義申出候也

六日、辛丑、曇、涼、郡庁如恒  
七日、壬寅、晴、涼、右同断

八日、癸卯、晴、熱、休日、森仙太郎訪来、此間寿平相談之献備石燈籠江彫入候姓名筆順之義二付存寄申聞、予か兼而之存旨与者異二して難解候得共、強而理を解候得者、我慢之性質故争論之様二相成候故、先得斗相考可申与申置、鮮魚を携惠候故酒を饗、囲棋を催、二字比迄咄し去ル、其内又相庭静来訪、夜迄話、酒を饗入、三次を広島へ出入、留守慈君奉始皆々無事之由、辻政徳方通称喜和馬与改候旨為知来也、宮崎勝正方書状達、当分其備東居住、<sup>(城脱力)</sup> 吉ヶ年三ヶ月ツ、為勤番出府之義被命候との旨為知来也

九日

九日、甲辰、晴、熱、郡庁無事、夕西方雷鳴、後快雨一霎

小暑

十日、乙巳、晴、暑、今日方郡庁早出勤二致候付、七字出、十二字後退、十字二

夕七時四分

点有地震、稍強し、<sup>(衍力)</sup> 左之通御布令有之

去月廿九日差出置候口上書江左之通付紙二而下候也

\*挑燈并塗笠印之儀、兼而御定被仰出候趣を以当春一応相達置候処、右之内挑灯赤紋者不及用捨候段更被仰出候、右二付此後御藩家共左之通御改定相成候事

此義申談置候間、会計局

一土族之輩挑灯印是迄之通紋之上江黒三ツ引付紋赤黒勝手次第之事

可被承合候

但、本文挑灯平常三ツ引付候義者弁利次第不苦候事

一卒族右同断、黒三ツ引紋色黒之事

但同断

一紋二印を相用候義赤色を除外、是迄之通紋下へ付候義八不苦候事

135 六月

十九日、留守文達、祠堂  
普請相調、去ル十七日池  
田直温父子来、御霊神等  
御遷徙無滞相濟候之由也

一塗笠印之儀も右御定之印ニ紛敷印相除候外八從前之儘不苦候事

右之趣不洩様可被相布令候 六月三日

十一日、丙午、晴、暑、郡庁無異事、新庄庫之助昨夕来、中山源蔵今夕引取也

十二日、丁未、曇、後晴、熱し、郡庁無異事、夕方廿日市産物板・炭并唐米蔵迄

見分三行

十三日、戊申、晴、熱甚、休日、閑暇、無事也、極夕白雨、雷鳴西三声

十四日、己酉、晴、熱強、尤午間有清風、当年還幸之上大嘗会被為執行候筈ニ候所、

東北未被為行届、加之諸国凶荒、奥羽ニ於而八皆無同様、国用欠乏、旁以不被為得

止還幸御延引被仰出候間との旨朝廷之御布告写し御布令有之也、役所無異事

十五日、庚戌、晴、熱し、役所無異事、夕廿日市天満宮江參、正覚院々主ニ逢、出

生石州之人之由、至而勤行宣、祈禱事能心候評判有之僧也、法話中ニ心入厚相聞、凡

僧ニ者無之様ニ被考也

十六日、辛亥、曇、涼、庁事如常、今日者予生日ニ付夕方輕キ酒肴を設、手付之

者を呼、饗スル也、当年者広島者御供船町々不残出シ、御方々様御覽も有之、今日

者殊之外賑敷由也

十七日、壬子、雨、涼、夕曇、暑、庁事如常、真作・三次地御前へ神事見物ニ參

度願出、許遣ス、留守者勤藩所へ頼置也、午後有地震、地鳴如大砲声

十八日、癸丑、朝曇、後晴、涼、休日無事

十九日、甲寅、晴、庁事如恒、石井寿平・星野武平次訪来、飯酒を饗、且囲棋、夕

村上家乗 明治三年 136

廿二日

土用

今朝五ツ時五歩

廿五日

大暑

朝四時九分

迄話し去ル、先達而之献備事一件ニ付此間及駆合置候義モ有之、来也  
廿日、乙卯、晴、熱、庁事無異

廿一日、丙辰、曇、熱、夕晴、庁事無異、夜蒸

廿二日、丁巳、暁来豪雨、雷鳴、熱、庁事如恒、田中龜助今日来也、午前方霽

廿三日、戊午、晴又曇、夕雷雨、熱強し、郡庁休廢、松浦富三郎今日交代ニ而引

取也

廿四日、己未、晴又曇、夕雷鳴、熱強、庁事無異、昨夕小松屋徳左衛門見舞ニ来  
ル也

廿五日、庚申、晴、暑氣強、夕遠雷、庁事無異、相庭静方香魚五頭惠来

廿六日、辛酉、晴、炎暑、庁事如恒、当时士族ニ而御役相勤候面々家督被召出、御

取立等被命候年月日書付ニして差出候様席通有之、予者左之通書付調、本府相勤江

頼遣入

一明治二年己巳十二月廿一日御登庸、下土被命

六月廿六日

村上三郎次

右者模形之通り也、上包者通例ニ調出入也

廿七日、壬戌、朝陰、後晴、炎暑、庁事如恒、尤今日当六月御年貢中勘定・厘米勘  
定共相約、目録帳二冊本府江回入、割庄屋共四畳之間江呼出、当上納物中勘定無相  
違承届候段申達、田中龜助致加席也

廿八日、癸亥、晴、炎暑、休日、中山源蔵本府方使ニ来ル、夫ニ付夕方卒与庁江

137 七月

出儿  
廿九日、甲子、晴、炎威日甚、夕雷鳴、快雨、今日者郡庁屋根普請ニ而塵埃飛散致候付、勤番邸ニ而御用向引受儿也

## 七月 大

朔日、乙丑、朝曇、後晴、暑威嚴酷、庁事如恒、去月廿七日之記ニ有之書付、旧君家ニ而被仰付候廉モ申出候方宜敷移合ニ付、左之通認替差出被呉候旨片山方申来也

一天保六年乙未八月廿六日被呼出、父星右衛門

一同十五年甲辰正月廿七日父星右衛門家督

一明治二年己巳十二月廿一日御登庸、下土被命

六月廿六日

村上三郎次

二日、丙寅、晴、酷熱、夕微雨一過、雷亦鳴、庁裏無異事

三日、丁卯、晴、酷熱如燬、休日、広島へ三次を返入、留守異状無之由、六丁目

様江浜焼之中紅魚二尾御内々差上、喜久江文ニ而出入、暑中之御機嫌者日比新・津

留見久衛迄書状を以伺ふ也

四日、戊辰、晴、炎威如燬、庁中無事、今夕当分加人国川市郎為勤番来、初而也

五日、己巳、晴、炎威依然、庁中無異、西京安井多嘉祐へ暑氣見舞状日比新へ頼

遣入、浜焼紅魚を贈る也

六日、庚午、晴、炎威依然、庁中無異、明日・明後日庚午新開潮留之處、明日者

七日、在中二而者七夕之節句祝者一円無之様子也  
 庚午新開者己斐村堤外水入畠方始而、古江沖方草津村榎田新開迄開拓二而、凡畝數百拾六丁余之大新開也

十一日  
 立秋  
 今曉七時<sup>(五方)</sup>二歩

当郡受二付為見分夜十字後方船二而草津江參、田中龜助も參、割庄屋兩人、徳田与一郎・三宅千右衛門も同船致入、草津二而八向井屋庫太郎方宿也、郡政少監察者森<sup>(龜)</sup>元多喜七參也

七日、辛丑、曇、夕微雨、熱し、朝七時比方船二而潮留之場所へ參、多喜七も同船也、十一字頃潮留無滞相濟、一応宿へ歸、其後滿潮二相成候上又見分二往、夫方直二可歸處、南風二而船之都合不直、少々見合、極夕方乘船、暮過府江還歸、龜助者明日迄居残、割庄屋兩人者同船二而歸也、今夕微雨、速二罷也

八日、壬寅、朝曇、熱、今日者休日二候得共、昨日七夕二付振替候而、今日者致出勤也、無異事、夜涼

九日、癸卯、晴、涼、<sup>字</sup>庁中無異、夕有地震

十日、甲辰、曇、涼、午後少熱、<sup>字</sup>庁中無異事、尤七時二出而四字二退也、夜前草津村二而向井屋庫太郎方へ賊五、六人踊込、乱妨二及、四男清之助家来者人手疵を負せ、婦人式人縛し置候内、近所方聞付取困候二付、裏道方逃去、何も盜者不致候由、全意趣事之趣二相聞也、田中美五郎見舞二來

十一日、乙巳、晴、朝涼、後熱、<sup>字</sup>庁中無異、尤当郡寺院江御預け之耶蘇宗徒廿日市江着船、直二洞雲寺・光禪寺・海蔵寺江分配二相成也、先達而六丁目様江浜焼紅魚差出候處、今日喜久方返書來、御宇衛様方葛粉一袋拝領仕候也

十二日、丙午、曇、有蒸氣、<sup>字</sup>庁中無異事

十三日、丁未、雨降、蒸氣強、今日者休廢二候へ共、御用向致混雜候二付出勤、午

139 七月

十八日、去ル十三日豊安丸御艦之蒸気釜破裂、乗組之職人・水夫廿人余死傷致候由、右者此度地職人二而釜之御修覆有之、蒸氣之立試二付而之事之由、全体崎陽二而御修覆可相成処、御失費を省候論方地二而御取計二相成、<sup>〔中讀〕</sup>之狡黠職人等大事を不顧、窃二手を抜候方斯大变二相成、且莫大之御損失二有之趣也、可恐々々

退、夕方三次を広島へ歸ス、寿操院様八月下旬名護屋表御発途、大坂方御船二而御歸藩可被遊筈、但、御歸藩之上者泰栄院様へ御同居<sup>邸</sup>、御住居所之義者霞<sup>\*</sup>新御広式与相唱候事之旨御布令有之也

十四日、戊申、快雨、熱甚、庁事無異、三次從広島歸ル、兼而霜月量度祿米之内繰越借用米代相渡ル也

十五日、己酉、晴、残炎最酷烈、午時迄出勤、午手附之輩江索麵を振舞、酒を饗ス、夕白雨、雷鳴、蒸熱甚

十六日、庚戌、曇又晴、熱甚酷、夕雷鳴、雨纒瀟、今日者庁事廃休也、夕後山江納涼二登、手附之輩席を敷、酒を携而饗、傾数盃、晚景佳也

十七日、辛亥、曇或晴、有蒸氣、夕少有風、庁事無異、是迄庁中之小遣二家來を使候事二相成居候得共、今度諸郡方申出二依而小人言人勤番始り、今日方來ル也

十八日、壬子、曇、夕雨降、熱、庁中廃休、極夕中山源蔵勤番与して來、三宅卯之助代り也、夕佐藤方來書、明後廿日為交代被參候旨申來也

十九日、癸丑、晴或曇、時々雨降、炎熱、庁中無異事

廿日、甲寅、晴、秋暑烈然、庁中無事、午時過佐藤守真到着、夜少涼

廿一日、乙卯、晴、残炎烈、庁中無異事、竹腰兵之進息八百吉來、佐藤縁家、暫逗留之積二而來候由

廿二日、丙辰、晴、殘炎烈、庁中無異事、申送等毛粗相濟候二付、明朝引取候事二決、先触出入

廿七日

板蔵 一ヶ所

八畳敷

吉岡甚助へ申付、益後

二調心也

直八貫三百目

廿三日、丁巳、晴、熱、朝詰合之書筆引取之見舞二來、八字郡府出立、草津町二而小休之處、海蔵寺江寄、同寺預り之異宗徒を見分致、和尚達而留、酒を饗入、午後一字過歸宅致候得共、途中炎熱二困候故、出仕者不致、晚二及同勤江案内申出ル、尤此節植木完兵衛差扣中、横地弥門引受故、同方へ紙面出入、留守中慈君奉始家内皆々無事也

廿四日、戊午、晴、熱、朝七時出勤、二字前退、係衆江者今朝案内紙面出入也、辻喜和馬政徳事・森岡時太郎為見舞入來、堀尾方使來

廿五日、己未、晴、熱、例時出勤、二字前退、夕六丁目御館江為御機嫌伺罷出、日比新を訪、同二而酒出、夜二入歸宅、植木今夕差扣御免之由也

廿六日、庚申、晴、熱、早朝例時出勤、夕二字前退、夕堀尾克登入來誠意改、酒を出、夜迄被話

廿七日、辛酉、晴、熱、朝逸放來訪、留守中二板蔵出來、今日諸道を調候也、夜雨、蒸甚

廿八日、壬戌、曇、夕雨、有風、早朝出勤、夕二字後退、岩崎良之進・武内保之進・星野武平次・土屋篤三郎・伊藤成美・渡辺廉之助を訪、夫方堀尾江行、有囲棋、跡二而被饗

廿九日、癸亥、晴、午後熱、夜涼、早朝出勤、二字後退、退出掛妙慶院江參、森元滝七を訪

卅日、甲子

141 八月

朔日、朝辻喜和馬祝詞入  
来

八月小

朔日、乙未、雨、蒸熱、朝八字前三館江為御祝詞罷出、直二出仕、十二字三点退、  
出仕中寺川少參事・武井權少參事殿方同役連名之紙面二而被申達、御用之義有之、  
只今郡政局江罷出候様申来、左之通武井殿方被相達、片山新太郎名代も予相勤、同  
人者佐伯二相成也、佐藤守真山県郡、植木完兵衛佐伯郡也

山県郡江

村上三郎次

八月朔日

右之外各郡府兩人ツ、之受二相定候也、夕方六丁目様江為御祝詞罷出、御留被遊、  
大崎伊久衛・岩崎良之進同様御酒頂戴仕候也、入夜退、途二而豊年踊二行達、近頃  
始候事之由也

二日、丙申、晴、朝纒涼、後熱、朝高橋元・今井小左衛門・下瀬篤<sup>(徳力)</sup>之助・吉田台一・  
黒田謙蔵・船越邦人・津村宗介江歛・挨拶・見舞・吹聴等二参ル也

三日、丁酉、晴、朝涼、後熱、夕雷鳴、微雨一過、例時出勤、夕二字後退、夜涼

四日、戊戌、晴、朝纒涼、後熱、例時出勤、二字前退、石井寿平入来之由、夜東  
方有電、夜涼

五日、己亥、晴、朝纒涼、例時出勤、夕二字前退、植木完兵衛今日佐伯府江纒時  
為交代被相越也、午後熱甚、夜者大二涼、夜東方有電

六日、庚子、晴、朝纒涼、午熱如燬、例時出勤、夕二字退、佐藤守真今夕一応帰宅  
之筈二有之処、一昨夜以来腹瀉二而難儀二付、急二夜前被帰候由二而、面談致し度

六日  
二百十日

夜慈君辻江御出被成

十三日  
白露  
明六時五歩

義有之旨申来、夜中訪之、深更迄何角申談、酒出儿、夜涼

七日、辛丑、晴、涼、午熱、今日者休日二候得共、受引之輩勤功しらへ有之、臨時出勤、及会谈、二字前退、丹羽正蔵入来之由、夕旧御屋敷内返礼残之方格へ行、夫方山村・丹羽・木野江參、丹羽二而酒出、夜迄話入、謙造(本野)義探索与して当春東京江人差立、速二面会、既二可帰省筈之処、又々身を隠、何れ二も今一際字事修業之上二而可帰旨書状留置、差寄致方も無之由也、夜桑原藤之丞屋敷替歡二来、酒を饗又八日、壬寅、晴、朝涼、後熱、例時出勤、夕二字後退、慈君夜從辻御返り被成、喜和馬被送来、夜涼

九日、癸卯、晴、朝大二涼、後熱強、臧温靈神御忌日、春比女靈神をも配して、如恒規祭祀を致、幾三郎・松之助而靈神をも共二併祀スル也、例時出勤、夕二字三点比退

十日、甲辰、晴、秋熱酷烈、且有蒸氣、例時出勤、夕二字後退

十一日、乙巳、曇又晴、午熱酷烈、例時出勤、夕二字退掛森仙太郎を訪、佐藤・渡辺・堀尾江行、堀尾二而酒出儿、辻喜和馬入来之由

十二日、丙午、曇、曉有雷声、涼、夕雷鳴、快雨、休日、朝岩崎龜之助入来、初而謁入、元知行所之事二付内談也、矢野幹太郎・大島八太郎入来

十三日、丁未、雨、涼、夕霽、例時出勤、夕二字後退、夕田中実五郎来、兼而頼置候僕中村徳太郎弟を世話可致旨申、粗決し置也、夜雨淋々

十四日、戊申、雨淋々、有蒸意、例時出勤、夕二字後退掛森仙太郎江行、不遇、岡

143 八月

十八日、米価此節俄二大下落、月初迄貳貫七、八百匁之処、壹貫七百匁二成、金札も大二三下價、諸人大二幸・不幸有之、歎者・悲者相半する趣也

島平之進江行、仙太郎江之伝言申置也、夕霽、又降

十五日、己酉、雨、涼、早朝石川完治殿江行、御用向申談、葉師寺・中尾江歎・挨拶二行、例時出勤、夕二字退、夜辻妹来、無月、深更晴明

十六日、庚戌、晴、涼、良候也、例時出勤、夕二字退、西向寺・妙慶院江参詣、杉岡文碩不快を訪、然儿処文碩者先快方之姿二候得共、倅隆碩今日致病死候由、咲止之事也、父子一時同病二有之候由也、日比新方手紙二而、来儿十八日夕御咄二罷出候様御沙汰之旨申来也、夜月清光

十七日、辛亥、晴、涼、来儿廿四日信好尊靈神御忌日之処、夫迄二者山県郡江入郡之含有之三付、今朝祭祀仕候也、片山新太郎昨夕一応帰宅有之候由、朝訪之、不遇、高橋太右衛門・田口牛之助を訪、今晚妹・吉弥辻江帰儿也

十八日、壬子、晴、涼、例時出勤、夕二字後退、夕六丁目御館江出儿、佐藤益衛・堀尾克登・渡辺周蔵被出、当春御館換之節何角御手伝申上候御挨拶之思召之由、御懇意之御事二而御酒頂戴仕候也、出掛日比新・津留見久衛を訪、平川静一郎昨日從東京帰候由二而日比二而遇也

十九日、癸丑、晴、涼、例時出勤、夕二字後退、夕辻喜和馬江行、酒鮓を被饗、藤川へも寄、同方二者百五十回之旧有之、法事濟之由二而、久野邦太郎・久留俊造・村井三郎・添田おなみ等参り居、達而被留、被饗、尤魚物之饗也

廿日、甲寅、晴、涼、例時出勤、夕二字後退、夕平川静一郎・渡辺周蔵・日比新入来、饗酒酢、寛話二及、静一郎東京土産直彦大熊谷画并藩名録を恵也

廿一日、乙卯、曇、夕雨、暑し、例時出勤、夕二字後退、夜薬師寺脩蔵引受同勤寄  
二付出席、此節在府之同勤悉聚儿也、一酒一肴、握飯出儿、植木完兵衛今夕從佐府  
歸宅之旨案内有之也

廿二日、丙辰、曇、午後時々白雨之気色ニ而雨暴降、休日、夜亦雨、涼

廿三日、丁巳、快晴、涼、例時出勤、夕二字後退、夕吉田嘉一・崎田勝文・久野・  
深町・水谷等江屋敷替之節之返礼二行、伴準助・栗原武八郎等江も行、水谷ニ而酒  
出し、夜迄寛話入、同方来儿廿八日永照院殿一周忌、廿九日大寿院殿十三回忌一緒  
二法事致候由、昨日非時之案内も有之候得共、明後廿五日山県郡江入郡相決候二付、  
及挨拶置也

廿四日、戊午、晴、涼、午暑、信好尊靈神御忌日、祭祀者去儿十七日ニ相濟也、例  
時出勤、夕二字後退出掛一井嘉内へ歎之返礼二行、夕六丁目御館江先日被為召候御  
受、且明日入郡二付御機嫌伺旁罷出、西向寺信好靈神江拜し、日比・津留見へ挨拶  
二行、日没後帰

廿五日、己未、晴、朝涼後暑、午後一字三点頃出宅、運上場通り楠木村方案内之者  
出、可部町江五字二点着、宿同町年寄格木原屋三郎右衛門、倅信三郎者組頭之由也、  
今朝出宅前、実五郎(甲中)・兵蔵来、何角見合具る也、夜乘原他人三郎を当町出張所ニ  
訪ふ、当所郡府当春焼失二付、町屋二郡府構ニ相成居る也

廿六日、庚申、晴、暑し、朝七字三步可部町出立、十二字今吉田村昼所へ着、元給  
役謙蔵宅、当村方山県郡也此間凡三里廿五丁、同所一字三点発、都志見村郡府へ三字

145 九月

廿八日  
秋分(五分)  
昼八時四分

二歩五厘着此間凡一里廿一町、佐藤守真勤番中何角世話二預也、手附之者三人今日方升突二出候由

廿七日、辛酉、雨、涼し、朝七字後郡庁出勤、夕三字後退

廿八日、壬戌、晴、涼し、庁事無異変

廿九日、癸亥、晴又曇、暑し、休日

(挿入紙)

雲間飛 雁に仇をも さとる眼の  
さすかに見たる 山桜哉

九月 大

朔日、甲子、雨、温、無異事

二日、乙丑、曇又晴、暑し

三日、丙寅、曇、暑し、午時迄出庁、其後佐藤守真同伴、西宗村へ稻毛上見分二行途都志見村龍頭山駒ヶ滝を一覽す、然る処途方急雨来、風烈敷、衣袖濡、大二困ル、西宗村社倉支配役津次郎宅二而休憩、帰府及夜陰也、名二負駒ヶ滝之景不能快覽、遺憾之至也、尤村々作毛者実ニ美敷事也

四日、丁卯、晴又曇、暑

五日、戊辰、曇、夕雨、温、岩崎逸放老人訪来、駐而令宿、今日者休日也

六日、己巳、雨、僕三次此間以来眼疾二而下宿を乞、無余儀情実二付今日返す也、

逸放今日去ル、夕涼甚

七日、庚午、雨、涼、去月廿六日升突与して入村之手附百次郎・權次郎・四方平今日歸候也、今年者近年稀成上り升也、浅野忠英殿元屋敷学校御構二相成、修道館与

唱、去月廿八日聖位御転徙有之旨御布令書廻候也、夜半風強、雨降

八日、辛未、夜来風雨烈、今曉来風尤猛、当府板塀損し、葭垣倒也、午前方風雨罷、猶曇、江川豊蔵今日歸広致入也

九日、壬申、晴、涼、重陽佳節二候得共、寥々乎与して無聊也、菊花を毛不見、茹栗も無之、例時方出、夕刻退

十日、癸酉、晴、秋色麗、休日二候得共出勤、三次代二亀蔵呼寄、今夕来ル、留守者時三郎を頼置候由也、明後十二日方毛上見分、免状下ケ渡与して回村二治定、今日先触出入、手附者当分加入坂戸四方平付添申談也

十一日、甲戌、晴、朝涼、始而袷衣を着入、午後者暄、今日者昨日与振替休日之筈二候得共、申付事有之、午方出勤

十二日、乙亥、晴、暄、朝冷、九字二步五厘郡府出足、戸谷村二而昼所、庄屋助三郎宅十字二步五厘着、府方凡三十丁、同所二字立、長笹村通り、六村二而泊所庄屋吉見千三郎宅夕五字着、今日方休泊所二而例有業事、不記

十三日、丙子、晴、暖、復着衣、当边者郡府二比スレ八土地自覚暖氣、八字式步五厘六村発、昼所坪野村二而庄屋新左衛門宅九字三步五厘着、凡一里、今日者沿川路筋二而景色尤好、二字三步昼所を立、加計村江四字三步七厘着、宿庄屋与左衛門、

147 九月

十四日

寒露

夜五字六歩

此間凡一里廿八丁、途津浪村を歴、五味ヶ瀬・津浪二ヶ所有舟渡、今日毛路者沿川也、坪野村中二而佐伯郡下村分久日市を通ル也、諸業事夜十字前相済

十四日、丁丑、曇、午後雨、朝九字加計村発、十一字一步中筒賀村着、凡二里二して近し、昼所庄屋太左衛門、尤此宅者上殿河内村分也、路者好、二ヶ所渡舟あり、下筒賀渡舟を不渡、捷徑を行也、加計村月ヶ瀬奇景也、市街相応也、名二負佐々木八右衛門か宅者市中也、中筒賀二而業事大二手間取、夕五字一步同所発、駕籠二而参ル、山路至険也、戸河内村梶ノ木二而宿百姓政太郎八字二点着、里数者凡二里二して大分遠し、今晚者業事休ス

十五日、戊寅、曇時々雨零、風吹、寒、朝当所二有之人参畑致見分、伯州方御雇入二相成居候木下昇平手代常兵衛なる者二遇、人参種製方専教授致候由也、九字一点梶ノ木発、十二字其儘戸河内村松木江着、昼所百姓九右衛門宅、同所三字三点七歩発、途中馬二乗、七字一点東八幡原村着、宿庄屋鉄太郎、途中風吹、甚寒、当所余程地面高く候故、氣候大ニ違也、今夕之里数凡二里卅丁也

十六日、己卯、曇、風吹、寒、朝九字一点発、十一字四点中祖村着、凡二里六丁、昼所庄屋柳三郎宅、此地者政所村之由、途中乘馬、出立掛東八幡原村人参畑致見分也、夕四字三点中祖発、六字五厘川小田村着、凡二里六丁、宿庄屋雄三郎、今朝八幡原二而名二負刈尾山、御国中二而之高山之由二候得共、此辺二而八元来土地高キ故左程二者見へず、左レ共同山へ登レ八北海可眺望、北海を通行之船毛皆目的ニ致候由也

十七日、庚辰、曇、時々微雨飛、寒、夕方風雨、朝九字川小田発、十字吉歩余大利原村江着、凡吉里強、昼所庄屋嘉三郎、途奥中原・南門原両村を經、午後二字二歩余大利原村発、夕五字二歩余移原村江着、凡二里廿一、二丁、宿割庄五郎左衛門宅(屋脱力)(山本)途南門原・奥中原・細見・小原・米沢之五ヶ村を過、少し後戻り也、順路者才乙・大暮村通之由二候得共、角蔵峠・大暮峠皆難所之由二付、少々回り路なれ共細見通二致入也

十八日、辛巳、風吹、雨降、温、朝当村二而高名之刀劍鍛冶正光(石橋)見舞二来、始而遇、古稀二近く豐饒たる老人也、(守真)(他人三郎)佐藤・栗原等方被頼候刀剣之事を催促いたし、予も短刀一本約し置、梨実十箇患候付祝義聊遣入也、九字二点移原発、十二字二点後大塚村着、凡二里廿丁余、昼所割庄屋稲垣龍右衛門宅、途高野・筏津村を過、同所四字三点発、五字四点新庄村江着、宿庄屋兵左衛門宅、此間吉里余、途大朝村を過、業事大二手間掛、夜十字相濟夜食を喰、大二疲也、今日者終日風雨、駕籠二乗也、郡府二而佐藤守真方手紙来ル、兼而廿一日都志見村本郷之昼所可然家無之、阿坂村へ振替之義歎出、聞届被置候由申来也

十九日、壬午、朝纔見日色、復風吹、雨降、尤濛雨也、朝九字二点新庄発、当村者中古吉川氏居城之地ナル由、郷中広、山川形勝自異、小倉山・日之山等古城跡之由十字三点前川戸村着、昼所庄屋与一右衛門宅、凡一里弱、中山・蔵迫両村を經、同所三字式歩発、六字式歩壬生村着、凡二里半、宿所割庄屋三宅貞右衛門宅、業事大二手間掛、夜十一字後相濟也、今日者温也、氏神々田八幡宮祭礼日二付致遥拝

149 九月

廿日、癸未、朝有霧、日出後快晴、暖、朝九字三点壬生村発、十字四点半南方村北組着、昼所庄屋孝左衛門宅、凡一里、丁保余原村を少し通る也、午後三字式步壬生村~~発~~、五字本地村着、凡一里十二丁、宿同村駅中二而元本陣八郎兵衛宅、夜八字行事相済、今日者大二暖也、午後途石井谷村を過

廿一日、庚申、晴、朝有霧、冷氣後暖、朝当村専教寺見舞二來、謁入、十字本地駅を發、十一字二点阿坂村江着、昼所社倉役田三郎宅、此間凡壹里五、六丁、業事彼是手間掛、四字二步同所發、六字二步頃郡府江帰着、凡壹里廿四、五丁、郡庁無事、佐藤士毛無恙被相詰也

廿二日、辛酉、晴、朝寒後暖、忠政靈神御忌日也、佐藤士明日帰広二付申送有之、午後方出勤、極夕退、今日者主上御誕辰也、然れ共僻郷二而八一円其心得毛無之様子也

廿三日、壬戌、快晴、暄也、十字出勤、夕五字二点退、佐藤士今朝被引取、夕方水野豊太郎為勤番來也

廿四日、癸亥、快晴、暄也、出庁如例、無異事

廿五日、甲子、朝曇、風吹、時雨之景色あり、後晴、暖、今日者庁中廢休二候得共都合筋有之、明日与差替致出勤也

廿六日、乙丑、快晴、暖也、今日者昨記之通二付出勤不致、尤書筆之者吟味事を致又也、當時世上贖金札取扱候者多、朝廷方段々御手入、当御藩内江毛捕亡之者來、諸所方被牽出候由、当郡内二毛大朝村方言人今日召捕二成候趣也、從広島書状達、

村上家乗 明治三年 150

廿九日

霜降

夜五時六分  
(四時九分)

敬次郎方西曆八月二日附之書状来ル、愈無事之由、兼々風説之仏蘭西与普魯士与之  
戰爭弥始り候趣、三世ナボレオン并皇子共親征既ニ出駕、何分欧羅巴州大戦国

二可相成風聞之由申越也、山村静衛去ル十三日於(知脱方)御少監察被命候由為来也

廿七日、丙寅、快晴、朝寒、有霧、後大ニ暖、斤中無異事、夕六字前退

廿八日、丁卯、晴、暖、朝有霧、斤事如恒、夕者六字退、今明日者当所氏祭之由、  
鼓声駢闐たり

廿九日、戊辰、快晴、暖、早朝五字比出勤、午時退、祭例故也、午後当氏神八幡宮

江参詣、夕水野豊太郎・田中太三郎来、困棋、跡ニ而酒を饗ス、小回り禎次ニ七家

来之處ニ而酒飯を遣ス也

卅日、己巳、晴、暖、今日者休日ニ候得共午後出勤、六字後退、石橋弘之進方正光

栗原他人三郎頼之刀長短差越也

十月 小

朔日、甲午、曇、午前方雨降、風吹、有雷鳴、暖甚、斤事無異

二日、乙未、晴或曇、暖、斤事如恒、朝川口權次郎并当分加人ニ去月方相渡候岡田

要助為勤番来、謁ス、寿操院様御義海陸無御滞先月廿日宇品江御着般、廿一日水主

町御屋敷江御一泊、廿二日霞新御広式江被為入候旨御布令有之也

三日、丙申、晴、暄、府中無異事、御布令三通回ル、皇学所学校江御合併ニ相成

候義、近在等ニ而市立開帳場江士族之輩、妻子ニ当候而モ罷越候義者從來之御制禁

151 十月

十一日、此間左之通被命候由

一土籍被差除

中土大戸豊太郎\*

下土岡 佐五郎\*

吉十郎伴 中土徳永典次郎\*

右鷹金偽造致候二付

但下牢江陥候由

左之仁も市尹江御預二相

成候由、此節市郡両吟味

所二而鷹金取扱候一条二

付吟味之者二百人許有之

此間中天朝へ御牽渡二而

乗船登坂之者五十、三十

人与申様二有之由、(不脱力)堪慨

歎候事也

\*松尾左一

十四日

立冬

夜四時八歩

通り相守、心得違有之間(敷脱力)との義、土族之面々餅米渡方之義也、今午前有地震、稍強し

四日、丁酉、晴、暄暖甚、庁事無異、近頃出勤遅刻二成、夕方兎角昏暮二迫候二付、

今日方早く出勤致ス也、先日弘之進方差越候刀、明日之飛脚便二広府江送り出ス也

五日、戊戌、雨、温、休日、無事

六日、己亥、晴、俄然寒冷、開衾炉、庁中無異事、今晝飛脚歸便、有家信

七日、庚子、晴、寒、庁事無異事、三次眼疾快、今夕從広島来、鷹金并鷹金札盜

造並二取扱之徒御穿鑿強く、広島二而八多人數民部省へ御引渡二相成候由也

八日、辛丑、晴或曇、寒、夕少温暖、庁中無異事

九日、壬寅、雨、温、一昨日三次来候付、今朝龜藏広島へ還又也、庁中無異事

十日、癸卯、曇、暖、休日二候得共吟味事有之、出庁、夜雨、風吹

十一日、甲辰、晞風雨益強、終日曇、風時々暴吹、一層増寒冷、庁中無異事、(長尾)

弥六去ル九日於御前監察被命、尤当分郡方吟味係り相勤候様被命候由也、(中方)

十二日、乙巳、曇、寒、極夕復雨、庁事無異

十三日、丙午、雨、少温、庁事無異

十四日、丁未、晴又曇、暖、庁中無異事、点燈退

十五日、戊申、晴、寒冷稍加、休日、午飯後散歩して後山江躋、霜葉方染紅、四

山如錦、好景不可言、広陵近山二而八更二無此景、頗有感于牧之之詩、岡田要助此間中戸河内辺迄見分事二遣し、昨夕歸候付、夕方呼而何角承ル、渠者元石州浜田領

廿二日、此間左之通被命候由  
 一土籍除却 松尾左一  
 右金札贖製筋二付市政  
 局へ御預被命置候処、昨  
 十八日夜及縊死、全体謹  
 慎、何分之御所置可奉待  
 候筈、土族有間敷次第、  
 不埒二付  
 軍務権大属植木助六郎  
 也此間割腹致候説有之候  
 由也

之産二而方々遍參、先年於江府被召抱、其以來も不絶探索事二御取遣二相成居候由、何角広承知罷在、面白キ人物也、夜川口權次郎を呼、何角申談、跡二而酒を飲入也  
 十六日、己酉、晴、寒冷、庁中無異事  
 十七日、庚戌、晴、暄、今晝家信達、無異事、庁中無異、予等受引賀茂郡司郡所附筆生石橋善藏昨被召捕候由、未其故を不聞候得共、此節之義、定而贖造之事件なるへし  
 十八日、辛亥、晴、暖、庁中無異事  
 十九日、壬子、陰、寒、午後雨、庁裏無異  
 廿日、癸丑、晴、復陰、寒、休日  
 廿一日、甲寅、曇、冷、夕温、庁裏無異事、佐々木猶馬江神学（本心カ）之義尋合相談事有之、書状加計村与左衛門へ船便二留守へ届方頼遣入也  
 廿二日、乙卯、快晴、暖、庁中無異事、左之通係衆方同局議員江連達相回候也  
 来月方議員代り之定二候所、即今藩制之義専於朝廷公議被為尽候御場合、是迄も休会相成候所、御所置被仰出候迄者及議事候義可有之候得共、夫迄八書も難立義二付、暫議員不被差置候間、為心得此段受引之議員へ可被相達候事  
 九月廿九日  
 廿三日、丙辰、快晴、暖、庁中無異事、山々霜葉追滋麗壯郎紅於二月花句始覺其真  
 廿四日、丁巳、時雨、午前方晴、寒、庁中無異事、今日江川豊蔵為勤番来候也、今

153 十月

日者春比女靈神御忌日也、遥拜

廿五日、戊午、曇、風吹、寒冷加、休日、夕方百姓共賞譽筋達事有之、江出也、

昨年七、八月之頃当郡吉木村日浦谷与云所二而、高宮郡飯室村五六七右衛門杯云者、水車を以銅線を製又卜唱、窃二贖金を造候義有之由、其跡小屋等于今有之由二付、取崩申付候处、吹革場跡与覚しき所二巷步銀之半成物埋れ居候由二而、内々差出見合候处、全銅地鍍銀物与見ゆる、不埒千万之事也、右之五六七右衛門等者此節可部町郡府二而專吟味有之由也

廿六日  
左之仁此間方郡吟味屋敷  
へ御預二而御吟味有之候

廿六日、己未、晴、寒冷加、江中無異事、川口夜權次郎・岡田要助を呼、申談承候義有之、魚臚少許惠候付、跡二而酒を饗又

由  
角馬伯父  
石津蔵六\*

廿七日、庚申、曇、時雨之気色あり、寒し、江中無異事、田中実五郎為見舞来宿又、針魚を恵む

右者当时被召出居候也

廿八日、辛酉、晴、冷、朝遠山頂上始見雪、江中無異事、尤穴村横山郷民多人数心得違説得事有之、点燈後退、実五郎今晚も留而令宿

廿九日  
小雪  
夜五時五分

廿九日、壬戌、晴、冷、朝初有霜、後暄、休日、書筆等を將、駒滝方龍頭山江登、聞及高山広陵海一望中二在、厳洲・小芙蓉等指掌上二浮、四辺回看備伯雲石長防六州之山色皆可望、予州山者遠不見、二字前方登候二付山上二して日没二及、七字歸府、実二近年之愉快也、当山県郡中第一之高山之由、実五郎今朝歸ル

五日、去ル三日左之通乘  
船登坂之由

伴少参事

浅野 忠

同 忠英

小鷹狩正作

三原藩士両三人

右御勘問之義有之、大坂

府江被召呼

黒田益夫

右御糾問之義有之、右同

断

御旧主様之御貶給者後  
に承候得者去月廿九日之  
由也

閏十月 小

朔日、癸亥、晴、冷、朝有雪、後暖、庁中無異事、田中太三郎今日午後引取也

二日、甲子、快晴、暄暖、朝者冷、有微霜、庁中無異事、朝之内取約事有之、午後

方出勤

三日、乙丑、晴、暖、午後迄邸二而取約事有之、其後出勤、無異事

四日、丙寅、晴、暖甚、庁中無異事

五日、丁卯、朝時雨之気色あり、後晴、寒、今日者休日二候得共、御用向之都合二

依而明日与差替致出勤也、無異事、去ル二日大坂府三和弾正少巡察・浜田弾正巡

察属兼行二而広島到着、如頭書大坂府江御呼寄二而、同三日夜発船有之候由、元御

家老之三家格別之家柄を以五級二被差置候处、去ル二日朝廷之御規則不容易義二付

五級御免、其儘上士二而二川千尋組入、強壯隊二被相成候由、御旧様素方其通、実

二何とも奉申上様も無之、恐縮至極之義也

六日、戊辰、晴又曇、暖、休日、坂戸四方平從広府佐藤使与して来、右二付度々

権次郎を呼、申談義有之

七日、己巳、朝曇、後晴、寒、庁中無異事、四方平午方引取申談

八日、庚午、晴、寒冷、庁中無異事

九日、辛未、曇、寒冷漸進、午後雨、庁中無異事

十日、壬申、晴或曇、寒冷益進、朝山頂見微白、休日二候得共御用向之都合有之、

明日与差替出勤、権次郎昨日方加計村江遣し、今午後帰也

十五日  
大雪  
夕七時入

十一日、癸酉、晴、朝寒冷強、後暄、休日、閑暇、無事也、夕筒井百次郎為勤番來候也

十二日、甲戌、晴、時々風吹、催雪之意、寒し、庁事無異、夜前百次郎話、先達而(真綿)谷口權大參事從東京御用向二而被歸、尚又御藩制御改革被仰出候哉之風説喧敷候由也、夫二付而も守夫様杯尚又御減祿等不被為在候得者宜敷与心中黙禱罷在候事也、

夜割庄屋稻垣龍右衛門を呼出し、内密申談スル義有之、夕方増寒

十三日、乙亥、曉來雪降、庭上纒積、素寒冷強、庁中無異事

十四日、丙子、晴、朝有霜如雪、池中結氷、地亦凍冷甚、庁中無異事、留主方龜藏為見舞着服類為持來ル

十五日、丁丑、晴又曇、時々雨、暖、休日、龜藏今朝返す也、夜要助來話(岡田)

十六日、戊寅、晴、寒冷、庁中無異事

十七日、己卯、晴或陰、朝霜如雪、寒冷強、庁中無異事、筒井百次郎眼疾二而今朝引取也

十八日、庚辰、雨、寒、山頂見微白、後雨歇、猶曇、庁事無異

十九日、辛巳、晴、朝有霜、寒、庁中無異事、夕佐藤士為勤番入府、広陵異義無之、尤去ル十日左之通御布令有之候由

昨年奉朝旨藩制改革有之候処、此度諸藩一樣之藩制、職員等別紙写之通被仰出、依(言脱)而尚又一變有之、速二朝被相行候儀二付、兼而其心得可有之事

右之通可相布令候

村上家乗 明治三年 156

閏十月十日  
写

今般藩制別紙之通被仰出候、素方其綱領ヲ揭候義ニ而、節目施設之方於テ八篤ト  
御旨意ヲ奉体シ、藩々其宜ヲ斟酌シ、務テ旧弊ヲ除キ、有名無実ニ不涉、政續相  
頭候様尽力可致事

庚午九月

太政官

写

藩制

藩分為三、物成拾五万石以上ヲ大藩トシ、五万石以上ヲ中藩トシ、五万石未満ヲ  
小藩トス

一 石高八草高ヲ不称、物成ヲ以可称事

但、租税(雜カ)金石八両立ニテ、本石高二可結込事

一 藩庁

知事

大参事 不過二人

権大参事 有無其便宜ニ随フ

少参事 不過五人

権少参事 有無便宜ニ随フ、小藩八之ヲ置カス

以上掌見職員令

157 閏十月

大属  
権大属  
少属・権少属  
史生  
以上分課専務スル所アルヘシ、警八会計・軍事・刑法・学校・監察ノ類ノ如シ  
右官員ノ多寡、大中小藩ニ從テ可為適宜事  
庁掌  
使部  
一藩高  
警へ八  
現石拾万石  
内  
壹万石 知事家禄  
残  
九万石  
但、公廩諸費常額追而可被相定候得共、当分左之通  
内  
九千石 海陸軍資  
但、其半ヲ海陸軍資トシテ官ニ納メ、半ヲ陸軍資ニ可充事

残

八万千石

但、公廩入費士卒禄ニ充ヘシ、尤精々節減シ、有余ヲ以テ軍用ニ可蓄置様可  
心掛事

一官禄藩々之適宜ニ任スヘキ事

一功アツテ禄ヲ増シ、罪アツテ禄ヲ褫キ、及ヒ一切ノ死刑等ハ朝裁ヲ請可シ、一時  
ノ賞并流以下ノ刑ハ収録シテ年末ニ可差出事

一士族・卒之外別ニ級アル可ラサル事

一正権大参事之内一人在京、集議院開院之節即チ可為議員事

但、半年交代可致、尤公議人称呼ヲ廢シ、(廢止之事一公用人之称呼ヲ廢シ脱カ)其事務之大小ニヨリ参事、或者属等

ニテ用弁ヲ為サシムヘキ事

一知事朝集三年一度、年々四季二分チ、滞京三ヶ月タルヘキ事

但、国家重大之事件ニヨリ朝集ハ此限ニアラス

一歳入・歳出年々十月ヨリ九月迄ヲ限り、分界ヲ立、別紙雛形之通明細書ヲ以年末

ニ可差出事

但、雛形ハ追而可相達事

一従前藩債ハ一藩之石高二關スル事ニ付、其支消之法ハ藩債之総額ニヨリ支消年限

減之目途ヲ立、知事家禄・士卒禄、其他公廩入費等ヨリ分賦シテ可償却事

一従来藩造之紙幣、向後引替濟之目的ヲ可相立事

## 庚午九月

廿日、壬午、快晴、朝有水、寒冷強、今日者休日ニ候得共臨時ニ午後方致出勤也

廿一日、癸未、曇、寒冷也、庁中無異事

廿二日、甲申、晴、朝寒冷強、有霜、庁中無異事、平民苗字御免之義從朝廷被仰出也、商人八都合次第之由

廿三日、乙酉、快晴、嚴冷、有霜水、庁事無異

廿四日、丙戌、快晴、朝霜如雪、深冷、有堅氷、庁中無異事、明日午後出立、加計村江一泊、同所方乗船帰広之積二付、別に先触者不出、筆生方同村江申遣させ、人馬者割方へ通し為置也

廿五日、丁亥、朝曇、後晴、寒冷強、霜如雪、庁中休日、午後二字出立、加計村江黄昏過着、宿庄屋与左衛門宅、夜御鉢方出役藤野滝太郎を呼御用向申談、跡二而酒を饗入

廿六日、戊子、曇時々雪飛、寒冷俄二加、朝九字乗船加計村発、所々急流、舟行如箭、可部以南者大二緩流也、道程十八里、五字三点後運上場へ着船帰宅、船頭常介也、留守中慈君奉始家内皆々無事也

廿七日、己丑、晴、寒冷緩、午後妙慶院・西向寺墳墓へ参詣、夫方六丁目御館江為伺御機嫌罷出、日比新を訪、酒を出し暫く話、平川静一郎も会入、夫方片山新太郎を訪、夜迄御用向申談、是亦酒出ル、夜前帰宅之案内者今朝寺川少参事・武井權少参事へ紙面差出入也、寺川少参事毅作殿急御用向二而西京へ被遣、様子二寄直二東

村上家乗 明治三年 160

朔日

冬至

朝五時五歩

二日

六丁目御館江

紅魚 二尾

代 九拾刃

御次江

茶巾餅 六十

外

椎茸 一斤

從山府取歸候付差上ル也

京へ被遣候旨被命、今朝出船有之候由也

廿八日、庚寅、曇、午後雨、寒し、朝九字出勤、夕四字退、堀尾克登為歎入来、酒  
を出入、留守中辻喜和馬も入来之由也

廿九日、辛卯、雨、寒し、朝九字出勤、夕四字退、石井寿平入来之由

十一月 大

朔日、壬辰、晴、暖甚、南至也、朝九字出勤、夕四字後退、藤川甚吉郎入来、酒  
を出入、極夕方辻へ行、兼而内約致し置候お竹囉受之義、来ル九日就吉辰石井寿平  
を頼申入度、右相濟候八、続而願出ニ及度旨相談ニ及、何も存旨無之、尤先達而御  
布令書見損し有之候義ニ付、早々書付被差出候筈ニ付、其濟口ニ依而尚弥之決答可  
有之与の事也、酒出ル

二日、癸巳、晴又陰、暖、夕雨はらつく、休日、朝高木来助入来、森岡時太郎方  
兎角世帯向不如意、何分難渋いたし、時太郎洋学一廉修業之志も有之候得共、内輪  
右之次第二而八心底ニ不任、将来之処甚案勞いたし候ニ付、於たつ義再嫁為致、同  
人ニ於而八素方不相好候得共、先々之処を以理解ニ及、随分任其意候様子ニ候得共、  
如何相考可申哉之内相談申聞ル、於条理上者勿論不可許事件ニ候得共、何分當時少  
祿ニ者相成、且卒族ニ而此節之時勢ニ而八上等相統之程も難計様之振合故、再嫁之  
先方下士以上之事ニさへ有之候得者、不本意ながら存旨も無之旨答置也、慈君・家  
小夕方方六丁目御館江為窺御機嫌上ル、信太郎も上ル、当春御遷徙以來早速ニモ可

三日、祿米当年分残十俵相渡ル、但、拾五俵可渡処、五俵者七月二御取替二而借用、二俵者追而餅米二而渡ル筈二付、残而右之通也

差出処、彼是与延引二相成候也、御出掛者運上場方船二而御出、兩御住居二而御酒頂戴、且品々拜領物も仕ル也、入夜御歸り、留守中実五郎来呉ル

三日、甲午、朝雪飛、寒氣強、有水、九字出勤、夕四字退、石井寿平を訪、辻姪囉受候二付媒灼之義頼、承引也、森岡・堀尾へ寄、酒出、堀尾二而八入夜迄緩話し歸ル、夜寒甚

四日、乙未、晴、朝嚴凝、寒冷殊強、湊中二も有水、九字前出勤、夕四字退、平川静一郎入来、暫く話入、酒を饗、知事様天氣御伺并御藩制御申立御上京之義御伺二相成候二付、御差図次第御発船被遊候筈之旨御布令有之也

五日、丙申、晴、寒冷強、九字出勤、夕四字退、夕掛山村静衛江過日監察被命候歎二行、酒出、入夜歸途丹羽・木野を訪、安井元哉・福山藤藏へ過日挨拶与延引を謝且元哉者先頃分隊長被命候歎を述也

六日、丁酉、晴、時々風強、寒氣嚴、朝九字出勤、夕四字退、信太郎昨日方森岡へ行、今夕歸ル也、夜十字四点頃出火、八町内之趣二付出張致入、場所者三之御丸御長屋下也、武井権少參事へ出張之案内二及、同方者大腰掛前へ北を上二して東向二出張也、出火者松桐様御住居<sup>(浅野)</sup>吉丁目御屋敷内御蔵之由也、夜風吹、雪飛

七日、己戌、晴、寒冷強、朝有微雪、休日、朝一井嘉内、去月十三日願之通隠居、倅久太郎へ家督相続之歎二行、世良正之助を訪、門前之石所望之義を談し、上田千庫殿去ル九月願之通隠居、息龍之助殿江家督御相続之御歎二出、大野柳兵衛応対二而申置、夫方横地弥門・高屋久登江近火見舞、久留俊造へ先頃婚姻濟之歎、且近火

九日夜

手付熨斗

吸物

祝盃

鱈

八寸 京菜  
あなこ

鉢 子持鱈

見舞、久野邦太郎へ近火見舞二行、久野三而酒出ル、留守中辻喜和馬來、此間咄置候囉受之義、来ル九日同方向も差問無之旨申置候由也

八日、己亥、晴、寒氣強、夕曇、夜雨、四字後出勤、四字後退、石井寿平へ明日辻へ囉受二参呉候、兼而相頼置候通弥弥治定二付、夕刻参りくれ候様申遣、承知也

九日、庚子、晴、朝氷堅、寒氣強、九字出勤、夕四字前退、昨記之通夕方石井寿平来、辻江囉受二参呉ル、於たけ所望之義申述及任所望返答有之、吸物二而祝盃出候由申聞ル、安心之挨拶申述、一応吸物二而致祝盃、夫方勝手二通し饗スル也、今日者予氏祭之祝意も兼而致又也

十日、辛丑、晝来有積雪、寒気強、晴、夜前及深更、今日諸局休日二成候旨達し有之、依而不及出勤候也、岡田要助来、暫話又

十一日、壬寅、曇、寒氣強、九字一点出勤、夕四字二点退、来ル廿一日月次御用談集会定日二候得急二申談義有之、<sup>(共脱カ)</sup>明十二日夜予か宅へ引請申問敷哉之旨同勤方相談有之、諾し置也、依而席上ながら回達を以期を告、皆々諾也

十二日、癸卯、曇、寒氣強、夕雪飛、辻喜和馬・久留俊造入来、夜兼而之通在広之同勤不残来会、及十二字後開席、規則通一酒一肴并空腹補を出入也

十三日、甲辰、曇時々晴、向寒殊強、例時出退、木村又八郎忌明返礼入来、夕寒風殊凜冽

十四日、乙巳、曇、向寒強猛、例時出、夕四字三点後退、平川静一郎今日被任広島史生候由也

163 十一月

十六日

小寒

今曉八時二分

十七日

今日御用召之義、今朝六

丁目様江申上、辻・堀尾・

藤川・木野・星野・森岡

程江為知遣入也

同日、農務係左之通被命

任広島藩大属

芦田準造

為積篤六

佐藤守真

片岡多一郎

任同権大属

前浜徳太郎

栗原他人三郎

根尾 半

小倉章五

十五日、丙午、晴、向寒強、例時出仕、夕四字退、夜中明十六日諸局休日、十七日出仕三相成、諸局も出勤之旨達有之也、昨日者政事堂辺段々御用二而、大属・権大属・少属・権少属・史生・序掌等二被任候面々有之、皆知事様於御前被任、今日も学校・軍務辺右同段被免候も有之候由也

十六日、丁未、晴、今曉小寒入二候得共、寒氣者却而緩む也、朝平川静一郎被任史生候歎旁訪之、今日も致出仕候由二而不遇、二葉山江拜入、午後西寺壇宮へ参、六丁目御館江罷出、御隠亭二而御留被遊、御酒頂戴仕、今日者隆玄御霊神御祭事被遊候由二而、奥田政記も被召候而出儿也、入夜退、尤出掛津留見久衛を訪、緩話、酒を出又也、留守中佐藤守真今曉從山府歸候由二而入来之由、右者示談事二付而引取候也、夜長武左衛門来訪、夜亥鼓前左之通從武井少参事奉書到来、御請返書差出入御用之儀候間、明十七日四時可有登庁候、以上

十一月十六日

村上三郎次殿

武井権少参事

十七日、戊申、時々雨降、寒氣緩、朝九字後登庁、武井殿江致案内也、知事様御上京之義御向未御差凶者無之候得共、来儿十八日比押而御発船被遊候筈之旨御布令有之也、就而者此後御目見等者被差止、為伺御機嫌罷出度輩者、御上京之節者御発駕前日、御帰藩之節者翌日朝五時方夕七時迄之内三館江罷出候義勝手次第、尤不能出候共案内二不及旨も被仰出也、給祿差紙四石今日相渡儿、尤予力分者当年中二して八今一石不足二被考也、夕四字前大監察岡村辰之進逢度由申来、席江参候処、知

村上家乗 明治三年 164

任同少属  
 柴田千太郎  
 河原栄之進  
 寺田清十郎  
 片山新太郎  
 任同権少属  
 林 他人之助  
 村上三郎次  
 田村猪作  
 長浜脩助  
 辻 直太郎  
 守下惣次郎  
 試補末田来次  
 同 香川襄六  
 任同史生  
 植木完兵衛  
 池谷 栄  
 脇本讓吉  
 林 熊吉  
 試補井上実造  
 同 高屋 等

事様御前江召候間、御書院江回り候様被達、今日者同勤始会計局辺、其外多人数御用召二付一同回ル、一応習礼有之、夫方人名呼出二付大広間江順々着坐、無程次第二御前江被召、順序繰出二随ひ御書院江回出、三之御間一枚目御畳上二而平伏、姓名披露有之、コチラへ之御意、乃二之御間一枚目御畳江着坐、大参事方御書付を前へ被置、乃書面之通申付ル与御意有之、拜伏、御書付を取、拜見之上難有仕合奉存候旨御直二御請申上、直二退く也、御書付左之通

大 奉書 半切  
 村上三郎次  
 任 広島藩  
 権少属  
 庚午十一月十七日  
 広島藩庁

赤紙半切  
 農務係 村上三郎次  
 係参事請引

其後郡政局二而武井少参事・石川権少参事列坐二而心得方示談有之、左之通書付被渡

沼田・安芸 郡 村上三郎次  
 佐伯・山県

右之通任官被命、同勤段々免職有之中二、予等か如丰薄才者御人撰二相加候者本意之義二者有之候得とも、甚不堪恐縮次第也、予同勤六人、試補共二八人也、九字後退出、三館様江為御請罷出、神田大参事、係参事武井・石川両家為吹調参、玄関二

165 十一月

同 滝戸他人之助<sup>\*</sup>  
 同 荒木和一郎<sup>\*</sup>  
 同 杉岡他人次<sup>\*</sup>  
 同 熊田正太郎<sup>\*</sup>  
 同 奥村甚之進<sup>(委方)</sup>  
 右之内芦田・栗原・河原・脇本・井上・奥村、予与相郡也

十九日、昨年来当御藩へ朝廷方御預人朝彦殿、格別を以謹慎被免、御本家へ復歸被命、来ル廿三日爰元御発船之由、心得之御布令有之也

而申置也、<sup>(虫損)</sup>歸宅之上慈君・家小へ披露、神前へ申上、何れ及吹調也、堀尾克登・森岡弟孀来居、祝酒を出入、<sup>(森島)</sup>兵藏・実五郎も来、見合せ呉儿、其外藤川甚吉郎・岩崎良之進も昼之内来候由、辻喜和馬者過日御布令之見誤二而、講武所出勤欠二相成候御咎二而、去ル十五日方差扣之由也

十八日、己酉、時々雨、寒氣薄、六丁目様江昨日被仰付之趣申上夜前可仕処、及深更候二付今朝新、<sup>(日比)</sup>久衛迄手紙を以申遣入、其外近隣一類内、知音之方格へ為知出入也、<sup>(津留見)</sup>九字後出勤、点燈後退也、今日一同達し御用二而、於政事堂二間武石川完<sup>(治)</sup>殿左之趣被達也

<sup>\*</sup>士族及卒等差建置候処、今般奉朝旨士族上中之等并卒之上等相廢候、依之以後士八一般之士、卒者一般之卒タルへク、此旨相達候也

十一月

夜中、知事様明十九日朝五時御供揃二而御発船被遊候旨順達有之也

十九日、庚戌、晴、寒氣薄、早朝六丁目様江為御吹調罷出、御方々様御目見仕、尤守夫様二者御膳中二而、御目見不仕候也、日比新を訪、夫方直二出勤、黄昏前退、今日方農務・出納係共元会計局江一併二相成也

廿日、辛亥、晴、暖、<sup>(虫損)</sup>字後出仕、黄昏前退、<sup>(森)</sup>辻江見舞使遣入、昨夕も御免無之趣也、今朝石井寿平<sup>(虫損)</sup>歡入来、兼而之六丁目様御祠堂、<sup>(森)</sup>献備之石燈一件仙太郎異存申建候而春以来不約之处、漸姓名不彫入分二而居合二至、伺二相成候処、連名次第之事二付御尋被為在、夫二付而又仙太郎不同意、終二仲間省之方二申聞候旨咄し有之、

何分一概我慢之人物、不埒之事也

廿一日、壬子、晴、朝有霜、冷、例時出仕、暮前退、長武左衛門歎入来、夜迄話、酒を出入

廿二日、癸丑、雨、寒氣緩、休日、渡辺周蔵入来、及寛話、酒を饗、岡田要助来、話入、政比女靈神昨御忌日、祭祀者相済居候得共御備可仕処、昨朝失念二付今朝御備物仕候也

廿三日、甲寅、曇、寒氣順節、例刻出仕、点燈前退、今日御用召少々有之由、元同勤二而松尾虎蔵・若月準二御役被免也、極夕久野秀太郎・日比新・桑原吉郎二歎入来、酒を出、入夜迄及寛話也、予輩来ル廿八日東下倉二於而餅米相渡候旨御布令有之也、今日大監察・監察・市尹・蔵島尹・小監察辺御用有之、都而大屬以下二被任、是迄之御役名者被廢、就而八段々御役免毛有之也

廿四日、乙卯、時雨、寒氣緩、例刻出仕、黄昏前退、辻喜和馬留守中歎二入来、昨夕差扣被免候由也、左之通御布令有之也

今般藩制御改定二付、職祿府臬之御定則二照準折衷し、更二別紙之通被相定候間、為心得相達候事

但、来末年方十分之二減渡之義八過日相達候通候事

職祿之定

一貳百七拾石

大參事

一貳百石

權大參事

一百三拾石

少参事

一百石

權少参事

一五拾石

大属

一三拾三石

權大属

一貳拾六石

少属

一貳拾石

權少属

一拾五石

史生

一試補八本文之半數を給候事(言方)  
(筆方)

御役成・御役替等之節御礼回勤之義、兼而御定之趣八候へ共、以後御役成・御役替・家督跡目等被命候節者為御請三之御丸江罷出、大参事并受引之輩江者為普為聽可罷越、其外役職試補等被命候分(節方)八其係参事并申渡之輩江為御請可罷出事

但、知事様御留守之節八御用番之大参事毛へ為御請罷越、且又旅詰留守八総而回勤不及候事

無役之士族八位階相当無之候間、任職之者次キ、并家令・家扶・家従以下共只今迄之級格八被差止候間、藩士職任(任職方)之者与順席照準無之事

奏任・判任・使部・仕丁提燈并塗笠印之義二付而八兼而被仰出候通二候処、提燈

晦日  
大寒  
夜五時

江藩之印附方之義者左之通紋方下へ黒三ツ引附候事

但、奏任・判任等之印相用候義八手提燈計二而、其余者紋方上へ黒三ツ引相用候事

附紙

本文提燈、奏任・判任并使部・仕丁之印附方之儀者兼而雛形を以御布(令方)達之通二候、尤使部・仕丁者弓張之事

廿五日、丙辰、時々雪飛、寒威厳、例刻出勤、夕薄暮前退、夜雪降、寒氣厳也

廿六日、丁巳、晴、朝嚴凝、寒威凜冽、例時出勤、夕日没後退、辻喜和馬入来、有

銀談事、夜中河原栄之進へ御用談二行、脇本讓吉・香川襄六・奥村甚之進会(丞方)、酒肴之饗あり、二字頃帰宅

廿七日、戊午、晴時々雨零、寒威強、時比女靈神御忌日、朝御酒・洗米等献スル也、

午後佐藤守真・栗原他人三郎・植木完兵衛を訪、休日故也

廿八日、己未、晴、朝嚴凝、寒威嚴酷也、朝例時出勤、点燈前退、辻妹、おたけ其外子供不残来宿

廿九日、庚申、晴、朝有雪、嚴凝、寒威如昨、例時出、点燈前退

晦日、辛酉、晴或曇、嚴凝、寒氣、例時出勤、点燈前退、おたけ囉受後始而来候付、今夕喜和馬をも請候而盃を致ス、今晚皆々帰ル、おたけ者其儘宿スル也、明朝

日知事様御留守中二付三館江為御祝詞罷出二不及旨、且登庁も肩衣着二不及旨達し有之也

169 十二月

## 十二月 小

朔日、壬戌、晴、寒敵、平服、例刻早出勤、夕黄昏退

二日、癸亥、雨、寒氣少緩、朝辻喜和馬入来、銀談也、休日、午後平川静一郎為  
飲入来、饗酒、寛話入、夜池田直温を呼、神社之義二付尋候義あり三日、甲子、晴、寒威敵凝、風時々暴吹、例時早出、黄昏退、朝東方出火、土手町  
余程焼失之由也四日、乙丑、雪降、寒敵、例時出勤、黄昏退、徳永吉十郎方紙面二而、此度西隣江  
屋敷替被命、今明日方家財運輸被致候旨案内、且謹慎中二付為頼来儀不能与の旨挨  
拶申来也、夜長武左衛門入来、頼置候取立之品持参呉儿、森岡時太郎も来、酒を饗

五日、丙寅、晴、寒威敵肅、例時早出、黄昏退

六日、丁卯、晴、寒氣敵酷、朝例時出勤、点燈後退、出勤中石川完治権少参事方山県  
郡江当度御改革之御趣意説諭、且郡府手残之事件取約与して入郡、且廻村も都合次  
第二致候様被談也、依而来ル九日入郡之義相決、

堀尾嘉善為飲入来、長束清次郎も来、酒を饗、夜半後有地震、頗長く且強し

七日、戊辰、曇、寒氣少甘、休日、尤今日者当受郡限申值二而出勤有之候得共、予  
者無頼頼合候而不出、午時神社火燒祭事を修入、社人者不頼、全体前月中可修之処  
延引相成候也、夕雨降、温、佐々木平太入来八日、己巳、晴、暖、朝例時出勤、点燈後退、帰宅後山県郡訟カ方訴詔二出候農民四  
人を呼、直二及説諭、為引取也

九日、庚午、晴、暖、早朝六丁目御館江御機嫌伺、御暇乞旁罷出、両寺墳菅江拝入、  
 午後二点頃出足、家来真作・龜藏を連儿、当度者荷物者両掛言荷限為持也、夕  
 五字一点可部町着、宿者木原屋信三郎、当時重見与苗字を名乗候由、今日出立之案  
 内紙面者同勤へ頼、留守引受者脇本讓吉へ頼置也

十日、辛未、晴、暖、朝者有針氷、朝八字一点後可部町発、乗駟駕籠也、一字三点  
 今吉田村着、昼所庄屋謹蔵宅、鈴張村方路傍有之残雪、二字二点後今吉田発、五字  
 一点都府着、無異条、当度者町賄二申付也、五字後雨降、今吉田方者陰所者踏雪  
 而歩、郡府辺者七寸余積雪也

十一日、壬申、雪降、寒威者薄、午後方出立、無異事

十二日、癸酉、晴、暖、簷溜落、朝方出立、無異事、夜雪少降

十三日、甲戌、晴又曇、暖、氷柱落、屋雪崩、郡中諸返上積立米見分、出納方御人  
 出、無役士族左之三人被命、今日到着之由、案内有之、宿へ使を以見舞申遣入、吉  
 田嘉一・杉山龍七郎・河崎利左衛門、夜風吹甚

十四日、乙亥、曇或晴、暖、節分也、朝昨記之三土何角為示合入来、龍右衛門・聿  
 次郎を呼、申談義有之、午後方出立、来ル十七日方一通り回村、直二引取候積二相  
 決、左之休泊割を以今日先触出又也

十七日 都志見本郷 昼 本地 泊 十八日 壬生 昼 中山 泊

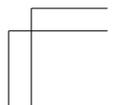
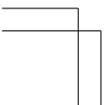
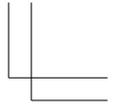
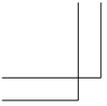
十九日 大朝 昼 移原 泊 廿日 川小田 昼 松原 泊 廿一

日 梶ノ木 昼 上筒賀 泊 廿二日 加計 昼 坪野 泊

171 十二月

十五日  
立春  
昼八時一步

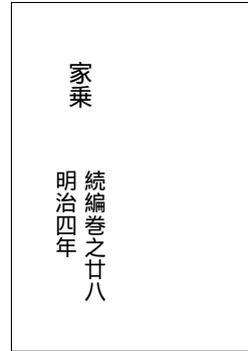
今日節分ニ候得共、村家豆囃子等モ不致、土籠退除之声モ不聞、夜間尤寂々然たり  
十五日、丙子、晴、朝冷、茅簷氷柱如垂珠、郡庁休日也、三士今日三手二回村入  
組也  
十六日、丁丑、曇、余寒緩、朝方出庁、無異事、夜権次郎を呼、緩話、引戻取後之  
義綿密ニ及示談、且酒を饗入



173 正月

元日  
雨水  
朝四時二分

兄弟  
巳午之間



(表紙)

家乗続編卷之廿八  
明治四年辛未  
村上七世三郎次邦裕君緯謹記  
正月 大

元日、辛卯、晴、余寒甚強、慈君奉始皆々平安加寿、祝式者無之候得共、早起、若水、祠堂酒・米・肴献拜、蓬菜、大福、屠蘇、齒固、読書始、吉書始者恒規二仍而行之、九字後麻上下着登庁、午鼓前席中申合候而拜賀二出ル、御小広間通り、大御広間二之間江出、庁掌之引受二而手札差出、新正拜賀申述、印之御間御椽通り江引

也、今日も役所者建候得共、二字後退衛又

二日、壬辰、晴、余寒甚冽、凝亦尤甚、休日

三日、癸巳、晴或曇、余寒猛烈、凍凝最嚴、近年稀之凝結也、祠堂之水器悉凝裂、

十字前出庁、二字後退衛

四日、甲午、晴又曇、余寒依然、凝亦嚴、十字前出庁、夕五字後退衛、夜木野を訪

同方お喜代を上田家之方女中ニ差出申間敷哉之旨内々移合有之候由ニ而、旧冬丹羽

正藏方相談来咄之趣ニ付内答、且おしつ縁談之義ニ付心付之趣も及咄合、酒出、正

藏も会入也

五日、乙未、晴、余寒聊甘、凝亦輕、十字後出仕、五字後退、辻喜和馬・山村靜衛

入来之由、矢野幹太郎・石井寿之丞も入来之由

六日、丙申、晴又曇、寒し、十字前登庁、四字前退、英国敬次郎江書狀調、田口牛

之助へ為持遣入、今日便宜有之由此間為知呉る也

七日、丁酉、晴、余寒少緩、午後御用向ニ而心学講師(兼)加屋忠恕を訪、不遇、夫方西

向寺・西蓮寺・白神社・妙慶院江參、六丁目様江御祝詞旁ニ罷出、兩御館ニ而御酒

頂戴、日比新を訪、入夜帰、同方ニ而も酒出ル、有困甚、堀尾克登・長武左衛門等

伴歸ル

八日、戊戌、晴、余寒聊減、午後有春氣、例時出勤掛加屋忠恕(兼)を訪、始而謁、道話高

名ニ候へ共いまた壯年也、直ニ出庁、夕四時退、堀尾克登年明始而入来、酒を出、

寛話入、東京外桜田御邸東西ニ御分ケ、東之分公廨、西之分御私邸ニ被遊候旨、旧

175 正月

九日、倅年齢書左之通  
今日月番受当郡江差出入  
也、是者例年正月十五日  
迄二月番郡二而取約、軍  
務局へ出候事也

覚

一倅 村上敬次郎

当未十九歳

右之通二御坐候、以上

正月九日 村上三郎次

上服紗包、倅年齢書与認

脇へ姓名を小書スル也

同日御布令

久保田広島藩少参事

右依願被免本官

右者去冬於大芝落馬、

足を被折、快復難相成

二付御役願被差出候由

也

臘十九日御届二相成候との旨、且久保田<sup>(秀雄)</sup>広島藩<sup>(少カ)</sup>小参事依願本官を被免候旨御布令有  
之也

九日、己亥、曇、夕雲降、寒し、例時出勤、夕日没前退、朝長武左衛門入来、木野  
おしつ縁談之義二付内々頼置候義有之、英国敬次郎<sup>(経隆)</sup>西曆十一月廿九日之書状達、  
不相更無事二勉強いたし候由、近頃中御門公子与御同塾罷在候由、仏蘭西・普魯士  
之戰爭未平定二不至、仏都巴<sup>(里方)</sup>西者此節普魯士之為兵糧攻二逢候趣二候得共、仏兵も  
亦於諸所勝軍有之、未弥之雌雄不相分、其内二者外各国も戰爭可相始哉之風聞有  
之、何れ世界之騒乱二可相成歟与存候旨申越也

十日、庚子、曇、余寒緩、例時出勤、夕日没前退、藤井音次郎来、酒を出入、藤  
川甚吉郎・丹羽正蔵・三毛益登・武内保之進等来候由也、石川完治殿今晚乘船、岩  
国江被往候由、是亦御糾弾事与相聞ゆ、右二付中井権少参事殿当分庶務係、農務・  
出納・土木之受<sup>方</sup>引受被命也

十一日、辛丑、曇、余寒復烈、例時出勤、夕五字二点退衛、夜脇本讓吉御用談二付  
入来、跡二而酒出入、深更迄話入、明後日山県都へ被入込筈也

十二日、壬寅、曇、時々雪飛、余寒強、休日、山村静衛・伊藤勇・高木来助入来  
十三日、癸卯、曇或晴、夕雪降、余寒強、例時出勤、夕五字二点退、夜星野貞之  
助来

十四日、甲辰、朝有雪、後晴、余寒強、例時出勤、夕六字前退、今夕留守中慈君御  
戦慄之気味有之、杉岡文碩を迎、診を乞候由、全氣候之御感<sup>(虫損)</sup>、為指御事二も無之

村上家乗 明治四年 176

十六日

啓蟄

朝五時五分

旨申、予帰候前方者最早御快候也

十五日、乙巳、曇、余寒強、例時出仕、夕四時<sup>字</sup>二点後退、兼而御布令之通、今日上元

二付麻上下着二而出候也、慈君今日者透与御快然也、朝荒神町・愛宕町出火、数家

焼失之由、表座敷住居替致候二付、昨日方中島力蔵を頼、来呉る也、続而広間・居

間庇も冬来雪風二度々破損致候二付取繕、新二葺替之義も同人并三宅藤蔵へ頼置也

十六日、丙午、晴、余寒依然、例時出勤、夕日没前退

十七日、丁未、晴、余寒少緩、休日、少々風氣有之、終日致用心也、渡辺周蔵・井

上実造・上野吉次郎・星野貞之助・長久米之助入来、周蔵・吉次郎酒を饗入、貞之

助者此間咄し置候森岡家之義二付別考無之旨申聞、夕森岡弟嬢を呼、時太郎不所存

二付所置振予内考之趣申聞、同意之旨申出ル也、夜佐藤守真・小倉章五・栗原他人

三郎方示談之趣二付、大久保弥三郎宅江会、及鷄鳴帰宅、知事様御謝表今以天裁無

之義二付、一同様々苦心之余忠情之議論有之也、暁二至酒出ル

十八日、戊申、晴、余寒少緩、例時出勤、日没前退、夜長武左衛門入来、岡島平之

進方へ木野おしつを世話致度旨申聞、早々相約返答可及旨申置、且森岡時太郎不所

存二付先日以來色々申値、考合之趣決定致候二付、其段相談試候処、至極同意致呉

候二付、時太郎兼而之志願通養子を致退身、弟嬢再嫁之義者差止度義高木来助へ示

談振之義相頼、受込呉る也

十九日、己酉、晴、余寒甘、朝出仕掛深町芳夫・丹羽正蔵を訪、丹羽二而おしつ縁

談之義咄し置也、例時出勤、夕六字前下庁、堀尾を訪、長束誠次郎<sup>清</sup>をも訪、堀尾二

177 正月

廿四日、左之通被命候由  
 被任広島藩権大参事  
 西本清介  
 被任同少参事  
 小川文六  
 奥田珍造  
 被任同権少参事  
 周参見勇記  
 被免本官  
 寺田稻造

而酒出、寛々咄し帰、日比新・桑原吉郎一入来之由  
 廿日、庚戌、晴、暖、夕曇、例時出勤、夕日没頃退、夜丹羽正蔵入来、おしつ事岡  
 島方愈所望有之候得者、可任其意旨返答有之、酒を出又  
 廿一日、辛亥、晴、暖、夕曇、朝出勤掛長武左衛門を訪、夜前之記二有之木野娘之  
 義及内答置也、直二出仕、夕日没前退  
 廿二日、壬子、曇、暖、後晴、夕方復曇、夜半微雨、休日二候得共、臨時御用向差  
 湊候二付例時出仕、夕四字前退、今朝長屋小源太入来、初而謁、森岡時太郎云々之  
 事二付為理談来候也、出仕前二付重而来候様申置、小源太者高木来助今妻之里方也、  
 夜臨時御用向為申談池谷栄宅江集會、皇学師員村田為蔵江始而謁又、夜半後歸宅、  
 酒出ル也、夜丹羽正蔵入来、木野娘縁談之義下地之手続、野村清左衛門方(右方)弥熟談  
 二及度、就而者至急逗留分与して引越之運ひ二示談有之旨為相談入来之由也  
 廿三日、癸丑、晴、暖甚、夕少涼、例時出勤、夕日没前退、奥羽・信州・肥後辺百姓  
 一揆差起り候哉之風聞有之、又東京二於而名二負広沢兵助を暗殺致候之由相聞、何  
 分不穩時勢也  
 廿四日、甲寅、曇後晴、暖、朝丹羽正蔵入来、兼而之木野縁談之義、昨日野村清右  
 衛門方今晚引越之義達而談し有之、治定いたし候由、右二付今午後方家小二参りく  
 れ候様申也、例時出勤、夕日入過退、家小午後方木野へ参ル、予も夜中歎・見合  
 旁二行、野村清右衛門夫婦参、おしつを同道して引越也、祝酒出ル也、広沢兵助暗  
 殺、東京何となく騒々敷二付、為御警衛御藩費を以御人数被差出候様從朝廷被仰出

近々御人数被差出候旨今日御内意有之、森島兵藏も其内之由也  
 廿五日、乙卯、晴又曇、暖、例時出勤、夕日没後退、家小午後從木野歸ル、左之  
 通御布令有之也

在官之輩是迄苗字・官相署シ来候処、自今官・苗字・実名相署シ可申事

但、非役有位之輩同様位・苗字・実名相署シ可申事

庚午十二月

太政官

在官并有位之輩名称之儀自今官位・苗字・実名相用候様御達ニ相成候得共、平日  
 往復文書等者是迄通略式相用候義不苦候事

但、苗字同官位之者有之候得者実名相加へ區別可致事

庚午十二月

太政官

廿六日、丙辰、晴、朝冷後暖、尤此間中方少寒シ、例時出勤、夕日没後退、信太郎  
 義、児童ニ不似合、時ニ巧なる虚言を述、毎度人を欺、内輪之者をも誑し、甚先々  
 不案ニ存候故、夜前強く訓導譴責を加へ、森岡へ逗留ニ遣候処、今朝弟孀同人を連  
 断ニ来候へ共、不引受して其儘歸し置也

廿七日、丁巳、雨降、寒し、休日、朝長屋小源太を訪、先日来理談申聞候森岡時太  
 郎一件、其節申残置候義、予存志通得斗申述、同人ニ於而も無冤口屈服之上、何分如  
 何様ニも時太郎へ教訓相加へ、都合能調停可致ニ付任せ呉候様ニ与申聞候ニ付、任  
 其意置也、長武左衛門を訪、同方ニ而酒飯を出、蔵田庫次郎を毛訪、同方ニ而も酒  
 出ル也、一応帰宅、又三宅益登・佐藤益衛・森仙太郎・渡辺周蔵・三宅八太郎・高

木来助・岡島平之進・石井寿平を訪、岩崎良之進を訪、岡島二而八酒出ル、おしつ居合宜敷趣也

廿八日、戊午、晴、寒し、例時出勤、夕日没後退、夕掛山村静衛を訪、酒出、夜迄話し帰ル、折節堀尾克登毛被行、昨日之御人数出一日御延引、今日出船二相成候由、当度者皆々脱刀二而罷越候様二被命候由、何分追々脱刀之世二相変候趣也、兵藏者兼而御内意者有之候得共、又々御人撰替り、不及其義事二相成候由也

廿九日、己未、晴、朝冷、例時出勤、夕日没後退、久留俊造・庫田庫之進・海蔵寺・村井三郎・水谷貢人来之由也

卅日、庚申、晴、朝冷、例時出勤、夕日入後退、今朝星野貞之助来、此間以来信太郎森岡へ遣し置候之処、同方二而困入同様にして敵二教誡致し、大ニ悔悟、最早極心根二徹、誤入候様子二付、料簡致具候様二与申聞、其様子二候八、今夕連来具候様二与申置也、極夕貞之助信太郎を伴し来、断を述候二付、信太郎尚教訓を加候上復歸承届也、左之通御布令有之也

\*一養子縁組相頼候節、是迄内伺書差出、裁許之上願書差出候処、已後者内伺書差出候二不及、双方申合直二願書差出候事(可脱力)

但、格違方囉受候節并養子血統之者痲疾及事故二羅り(罹力)、不得已其者差置、他方養子致度節者内伺書可差出候事

一妾を妻唱并母唱二致度節八、是迄内意申出、裁許之上表立書付差出、其節親類方毛書付差出候処、已後内意申出候二不及、直二当人并親類方表立書付可差出候事

朔日  
春分  
朝四時二分

- 一 退隱并病中養子相願候節、是迄願書へ口上書相添差出候処、已後八口上書相添候二不及、願書而已可差出候事
- 一 屋敷并二御貸家・御多門へ同居之義者願書差出、尤当分同居八口上書二而一応相届置候処、已後八願書二不及、都而口上書二而一応可届出候事
- 一 改名願、是迄八口上書相添差出候処、已後八口上書相添候二不及、改名之要旨者願書へ書込可差出候事
- 一 苗字改之節、是迄内伺書へ由緒相認差出、裁許之上願書差出候処、已後者内伺書差出候二不及、尤願書へ由緒書込可差出候事
- 一 退隱之輩剃髮・惣髮并改名之義八是迄願書差出候処、已後者願書差出候二不及、口上書を以一応可届出候事
- 一 旅行之輩、倅無之候得者仮養子致し、其段申出置候八勿論之事二候得共、仮養子相応之者無之二付、旅中ニおゐて若不慮之義も候八、其節養子可相願含之輩八其義出船前申出二八不及候事

二月  
小(大カ)

朔日、辛酉、晴、朝冷後寒、朝例時出勤、夕日没前退、夕掛林木二被相頼、養子縁談之義ニ付丹羽正蔵へ行、委細相頼、木野於喜代兼而咄毛有之候通、上田龍之助殿へ今晚上り候由、神田友輔養母参り酒出、入夜帰ル

二日、壬戌、晴、朝深冷、有薄氷、後毛寒、休日ニ候得共臨時御用向ニ付出仕、夕

181 二月

八日、辻出生児名左之通  
命候由  
岩太郎

五字頃退、森仙太郎岡島縁組之謝入来、酒を出、今朝出勤後、林木二先日以来養子縁組之義聞合せ等周旋遣し候謝入来之由

三日、癸亥、晴、朝冷後暖、夕曇、例時出勤、夕六字前退

四日、甲子、晴、暖、例時出勤、夕四時<sup>字</sup>二点退、堀尾嘉善入来、来儿七日下庁掛咄二参候様二申候由也、佐藤益衛願之通隠居、家督倅清美江結構被命、其儘銃隊取立加り二被差置候旨去ル朔日之為知来ル也

五日、乙丑、晴、暖、朝例時出勤、夕四字後退、夜丹羽正蔵入来、先日頼置候野村清右衛門厄介<sup>伊藤</sup>庄之進、林木二江養子二囉受度義、先談掛之方も有之、速二決答難及様子相聞候由申聞也、酒を出又

六日、丙寅、雨、寒、辻妹夜前安産、男子出生、母子共無滞旨早朝源<sup>\*</sup>之進申来、朝例時出勤、夕七時退、夕掛伊藤勇を訪、野村清右衛門方厄介之義熟談周旋方之義相頼、長束良左衛門を訪、酒出、及昏帰宅、慈君今午辻へ御出、御宿し被成也、今朝長束清次郎来、同方住居所借用周旋方之義頼談有之也

七日、丁卯、晴、寒、例時出勤、夕四字後退、佐藤益衛退隠歎二行、堀尾へ約束之通二任せ行、日比新会、酒饗有之、寛話、入夜帰儿、長武左衛門・長屋小源太人来之由、伊藤勇も入来之処堀尾へ尋来、同方二而逢、昨日頼置候同人甥野村厄介之義周旋致し呉、相談相約候由申聞也

八日、戊辰、曇、時雨、少寒、早朝林木二を訪、養子相談相約候段申述、殊之外大慶、酒を出、卒与祝盃致又也、直二出勤、夕四字三点退

十日、辻江左之通祝贈

小豆飯 一器

一品料 銀六拾匁

肴料 同三拾匁

十六日

清明

夕八時二歩

十六日、今日左之通学校

係堀権大属方紙面二而申

来

同氏敬次郎殿、欧羅巴お

みて英学修行延期之義過

日御願出相成候处、願之

通相調候間、御通達及候

様二との義二付、此段得

御意候、以上

二月十六日

九日、己巳、時雨、寒、例時出勤、夕四字一点退、朝出掛高橋平三を訪、此間長

束清次郎頼之義及頼談置也、夕退出掛丹羽正蔵へ先夜之謝旁二行、野村一件咄合一

応帰宅、直二野村清右衛門へ行、厄介庄之進林木二江養子弥囉受義及相談、速二熟

談二相成也、酒を出し入夜帰宅、家小今昼辻江見舞二行、弥母子共滞無之候由

十日、庚午、晴、夕曇、雨、寒、朝例時早出、夕四時二点退、辻江安産二付如頭書

祝して贈る也

十一日、辛未、晴又曇、暖、朝例時出、夕申鼓後退、高木来助森岡之方過日之挨

拶与して入来之由

十二日、壬申、曇、寒、時々晴、例時出勤、夕四字二点後退、兼而之約束二而平川

静一郎を訪、堀尾克登・日比新会、有饗、入夜帰、月色佳也、辻七夜二付信太郎被

招行候由也

十三日、癸酉、晴、寒、例時出勤、夕申鼓後退、慈君夜辻方御歸り被成、母子共弥

滞無之由也、林木二方養子引受、弥来ル廿二日相極度由二而頭書を以何角示し合有

之、幸清右衛門へ殿中二而逢候二付、直二示し合置也、夜長屋小源太入来、森岡之

方過日之一件二付挨拶并世帯向世話筋之義頼談有之、何分時太郎へ直二得斗承り可

申旨申置也

十四日、甲戌、晴、朝冷後暖、例時出勤、夕申鼓退

十五日、乙亥、曇、夕雨、例時出勤、夕四字後退、夕堀尾老室入来、酒を饗又

十六日、丙子、晴、寒、例時出勤、夕四字退、夜長屋小源太来、森岡家之事二付有

183 二月

内談、何分ニも小子引受、何与歎趣向付遣し可申与答置也

十七日、丁丑、晴、〔休日、午前方出、芦田準造之病氣を訪、植木完兵衛を訪、妙慶院裏前江詣、六丁目様江御機嫌伺ニ出、津留見久衛・日比新を訪、日比ニ而八被留、寛話し石戦を觀、酒も出、入夜歸ル、森岡弟孀を呼、今朝来、内輪取続向之義得斗及説諭、同人心中承置也

十八日、戊寅、晴、〔例時出仕、夕四字後放衛、直ニ林木ニ兼而之頼ニ而野村清右衛門へ厄介庄之進囉受ニ行、酒出、伊藤勇会、入夜歸ル

十九日、己卯、晴、〔例時出勤、夕四字後退衛、林木ニ江昨日野村之返答ニ行、久留俊造を訪、林ニ而酒出ル、木ニ後妻昨夜内分引越之由、初而遇、小鷹狩正作母息共初而謁、入夜歸ル

廿日、庚辰、晴、〔朝森岡時太郎来、世帯取続方厚及示諭、能会得之様子也、〔例時出勤、夕四字後退、〔藤川甚吉郎妻入来、夕又弥六殿為迎御出、酒酢を饗、長武左衛門入来、共ニ饗

廿一日、辛巳、晴、〔朝弟孀来、〔例時出退

廿二日、壬午、晴、暖甚、〔休日、〔林木ニ養子引越ニ付夕方同方へ行、夜中養子引越、直ニ婚儀も相整、何<sup>(虫損)</sup>首尾能相濟、尤内分之事故清右衛門夫婦被行候迄ニ而、外客来等も無之、饗応有之、夜半後歸宅、〔今日も時太郎来、世帯向之義何角示し合遣又也

廿三日、癸未、晴、暖甚、〔例時出退、〔林木ニ方夜前之挨拶紙面来也、〔堀尾克登入

来、弟孀来、夜雷鳴、雨降

廿四日、甲申、晴、暖、例時出勤、夕四字後退、夕時太郎来、差掛候処銀五百目貸し遣又也、夜乘原氏へ御用談二行、片山新太郎も被行、酒出

廿五日、乙酉、曇、少寒、例時出勤、夕四字退、藤川弥六殿今日願之通隠居、家督倅甚吉郎へ其儘被命候旨為知有之、退出後歡二行、祝酒出、辻江毛寄、同方二而も酒出、夜雷雨甚

廿六日、丙戌、晴、暖、例時出勤、夕四時<sup>字</sup>三点退、夕野村清右衛門此間之為挨拶入来、丹羽正蔵入来、木野於しつ岡島へ縁組願方并同方へ贈銀之事二付内談有之也、酒を饗

廿七日、丁亥、晴、暖、休日二候得共出勤、夕四時<sup>字</sup>前退、夕掛高橋平三を訪、夜河原へ御用談二付行、酒出、<sup>(栄之進)</sup><sub>(虫撰)</sub>

廿八日、戊子、雨、寒、朝時太郎来、例時出仕、夕四字前退、夕掛農務方一統申合二而天神町歡心舎へ行、加屋忠恕之<sup>(實)</sup>神学道話を所望致し聴、前講三好文圭・中村辰次郎・平川重三郎いたす、忠恕者余程上手、文圭老煉二而能講也、申合候而酒言斗料二而贈る也

廿九日、己丑、快晴、例時出仕、夕四時退、高橋平三を訪、不遇、敬次郎方西曆二月九日之書状達入、不相替無事之由

晦日、庚寅、雨、寒、例時出勤、夕五字退、当月中追々御布令之要旨左二記置也、都而他邦へ被遣候輩、此元<sup>下</sup>出足之節藩印受取罷越候処、此後東京行之輩八、右藩

185 三月

朔日、六丁目様方東城江  
之届物御頼折柄、左之通  
頂戴仕候也

鴨 三羽

二日、勝矢一郎内々頼談  
事有之、来ル也

朔日

穀雨

夜四時

印同所着之上早速藩庁江可差出、左スレ八番号有之藩印与引替相渡候筈ニ候事

二月九日

貸金銀利息之義是迄定制有之候処、自今貸借双方之者相对示談之上利足取極め、貸  
金証文江急度書載、取引可致、然ル上八金貸渡候砌、前利ニ引落入杯之取引致ス  
間敷、若相背ニ於而八双方共可為曲事者也 辛未正月 大政官

一借銀利息、朝廷江被仰立候趣モ有之、藩内統而是迄之通

一養子願、年齢ニ不拘勝手次第、五十歳後実子無之共不及届候事 二月

一不念筋御咎伺書、従前差扣卜認来り候処、以後八謹慎与可相認出、并右書付差出  
方之伺書八以後不及其儀、直ニ謹慎之伺書可差出候事 二月六日

一盜難之品申出、近年等閑之輩モ有之候処、以後者必糾弾所江申出可有之、若シ其  
義無之、後日相知候ニ於而者咎可有之候間、其旨可相心得候事 二月六日

三月 小

朔日、辛卯、晴、寒、朝八字出庁、夕四字後退、桑原吉郎次方昨日士族被命候旨  
為知差越候二付、夕歎二行、祝酒出、吉郎次近頃吉郎太与改名之由、昨日者元御平  
船付并御料理人不残士族ニ被命候由、尤禄者其儘十石之由、三津井作左衛門二初而  
調入、入夜帰途平野伝右衛門を訪、同方ニ而モ酒を出入、今日林木二方紙面を以養  
子引越祝用済之祝義与して酒肴并袴地被惠也

二日、壬辰、晴、寒、休日、朝林木二・野村清右衛門江過日之歎・挨拶旁二行、村

五日夕、左之通来、此度御平船方士族ニ被拳候ニ付、同様周旋方之義為相談来ル

\* 中山常右衛門

宇佐美栄之進

山川久左衛門

檜垣他人吉

久左衛門者跡ニ而寛話、酒を饗ス

井三郎・水谷貢を訪、<sup>\*</sup>七節、天長節九月廿二日、朝廷之御振合ニ被准、自今藩厅休日ニ相成、尤出行之輩者其儘礼服用之旨并知事様御謝表未天裁無之ニ付、三館并諸御屋敷共上巳之御式無之旨於御家政御布告<sup>(有之方)</sup>ニ付、都而上巳之式用捨可致旨御布令有之也

三日、癸巳、曇、寒、後雨降、長武左衛門を呼、木野方岡島へ回し候銀伝達之義を囑、辻喜和馬毛入来、共ニ酒を饗ス、午後六丁目御館江出ル、御次ニ而御酒を頂戴、歸り日比へ寄囲棋、孫初難之由ニ而酒出、夕刻帰宅、家小夜粟島社江參

四日、甲午、雨、寒、朝長束清次郎入来、八字出勤、夕四字後退

五日、乙未、雨、寒、午後罷、朝勝矢一郎を呼、応対、白井熊太郎与申者来、謁入、例時出、夕四字退出掛田口江寄、英国江之書状頼置、太郎も敬次郎同様延期ニ相成候由也、深町芳夫転宅を賀

六日、丙申、雨、寒、夕晴、例時出勤、夕五字退、退出掛臨時席出勤之池谷<sup>(栄)</sup>・高屋<sup>(音次郎)</sup>・藤井与共ニ板倉又発郎居江過、酒肴を饗、入夜迄及雅話也、丹羽正蔵・森岡時

太郎入来之由、今日伊藤勇江退隱之歎并ニ過日林家養子周旋之挨拶ニ卒与参ル也

七日、丁酉、春霖、終日蕭々、休日、朝中山常右衛門・檜垣他人吉来、桑原吉郎太・岡島平之進入来、共ニ酒を饗、浅野忠英殿家来仲小姓之面々、一昨冬一同御登庸之砌、卒之部江被命候趣ニ而、銘々同日之御用召無之ニ付而八、全申出方不行届之旨を以士族御登庸之義段々歎願ニ相成居候由之处、漸昨日御裁許ニ相成、忠英歎願之趣八御採用難相成、御詮議之上御登庸之御沙汰ニ不被及、格別を以米廿四石宛

187 三月

被下候旨被命候由、切々気毒至極之義也、忠英殿始旧要役相勤居候面々勤謹慎伺者其義二不及旨達し二相成候由也

八日、戊酉、雨、寒、来儿十六日、先考御忌日之処急二入郡之義も可有之哉之心当も有之候二付、今早晨祭祀執行、先妣君も奉配祭也、例時出勤、夕四字後退、林木二今日養子願下、庄之進同道二而入来之由、夕森岡時太郎入来、丹羽正蔵妻安産、女子出生之旨為知有之也

九日、己亥、晴、寒、例時出勤、夕四字四点退、山口文造入来、水谷眞事二付内談有之、篤斗相考、可及内答旨申置也、野村清右衛門入来、々儿十二日林之方家内招度旨二付相談有之也、尤出庁後二付庁二而逢、直二木二江通達及置也

十日、庚子、晴、寒、例時出勤、夕四字退、留守中清右衛門来、十二日林家内招候節、予夫婦共来吳候様二与申置候由也、家小今昼後方子宮之事与相見、腹痛甚困儿、夜半前方追々治也

十一日、辛丑、晴、暖、例時出勤、夕四字退、々出掛高橋大属を訪、内談之義有之、夫方直二丹羽正蔵へ安産歡旁二行、木野娘等厄介として縁組願方之義二付、高橋心付之義咄し置、酒出、入夜帰儿、家小腹痛今日者透与快也

十二日、壬寅、晴、夕曇、夜暖雨、板倉又発郎を呼、信太郎觀相を乞、同人者觀相達人也、奇相之由申、尤三十歳以上大ニ發達可致、夫迄者色々不檢束成義も有之、貶屈を受可申、両度之妻縁、後配者堅女二可遇相有之由申、敬次郎相を毛写真二而觀、同行五人之内二而者余程傑然たり与申、遠野寅亮者命数無之、気毒之由申也、酒を

十七日

立夏

朝五時八分

饗、石戦を楽、夕迄話久、面白キ人物也、<sup>\*</sup>丹羽茂登吉使二来、<sup>\*</sup>夕方野村清右衛門  
 へ行、軽キ祝義振舞、段々饗応有之、林木二夫婦・庄之進夫婦<sup>(虫撰)</sup>也、野村方二て  
 伊藤勇・高橋省吾母・倉田虎之丞会又也、夜半帰ル、今朝勝矢一郎来  
 十三日、癸卯、午前方晴、暖、<sup>\*</sup>例時出勤、夕四字退、<sup>\*</sup>夜風吹、寒  
 十四日、甲辰、晴、朝寒、終日帯冷氣、<sup>\*</sup>例時出勤、夕四字前退、今日方暫時本席へ  
 致出勤也、退掛林木二江先日願下之歡二行、岡田八太郎を訪二不遇、久野邦太郎  
 を訪、<sup>\*</sup>三原波多野権祐来、七日之記二有之通被命候得共、旧主方方年々三拾五俵宛  
 生涯被給候事二相成候由申、酒を出又  
 十五日、乙巳、晴、有冷氣、<sup>\*</sup>朝丹羽正蔵入来、此間示し合候厄介三人之女子、兩人  
 同列之内へ縁辺取結度旨口上書今朝差出候由申也、<sup>\*</sup>例時出勤、夕三字二点後退  
 十六日、丙午、晴、暖、<sup>\*</sup>例時出勤、夕三字後退掛先考墳墓へ詣、今日御忌日也、祭  
 祀者八日二相濟也、<sup>\*</sup>夕岩崎於よし入来、小松徳左衛門来、<sup>(森母)</sup>兵蔵母婦来、共二酒を饗、  
 徳左衛門者村中二而弟貞吉銀子取替差纏之事二付内頼二来候也、宿入、<sup>\*</sup>今日御役給  
 差紙渡候也  
 十七日、丁未、雨、暖、<sup>\*</sup>休日、<sup>\*</sup>午後水谷貢入来、寛話、酒を饗又  
 十八日、戊申、終日曇天、<sup>\*</sup>朝学校江聴講出席、<sup>\*</sup>河野金蔵被講、忠英殿元屋敷二而、  
 講堂毛至而手広、下地之学校方者何角之御都合宜敷相見ゆる也、直二出勤、夕四字  
 二点退、<sup>\*</sup>野村清右衛門方先日以来之謝与して酒肴、并金巾表地襟被恵也、<sup>\*</sup>夜辻妹  
 来宿

189 三月

十九日、己酉、曇、暖甚、例時出勤、夕四字前退、夕掛池谷江行、内田楯彦神道講  
 釈を聞、酒出、深更帰ル

廿日、庚戌、雨、暖甚、例時出勤、夕四字前退、使部宮本亥三次を招、心学道話を  
 所望致、家内并辻妹へ為聴也、中々善話、感聴する也、妹今晚帰候二付一緒二酒鮓  
 を饗スル也、妹辻へ帰ル、吉弥迎二来也

廿一日、辛亥、晴、暖、例時出勤、夕三字一点退、其刻(虫撰)河原栄之進・奥村甚之丞  
 来り、御用向集談いたす、脇本讓吉も被来候筈之処、今日者不快也、跡二而酒を出  
 入夜退出也、林庄之進此間之為挨拶入来之由也

廿二日、壬子、晴、暖甚、午後曇、先妣君御忌日二付朝御墳墓江拜、芦田準造殿へ  
 行、御用向也、夜前参候様二与被申越候得共辞而今朝参也、昨記之補闕、今朝丹羽  
 正蔵入来、去ル十五日之記二有之口上書、昨夕申出之通たるへく旨御付紙二而下り  
 安心之旨、且於(木野)しつも「昨日鉄漿を着、夜中直二婚姻も相整候趣、付而八来ル廿六  
 日・七日之内岡島家内を招度、其節者夫婦共参候様二与噂有之、夕岡島平之進入  
 来、前文之通昨日祝用済二付、来ル廿三日木野・丹羽家内相招候筈二付、其節皆々  
 参候様案内申聞、夫々忝之旨申置也、今日之記、夕星野武平次入来、昨日も留守  
 江来、見事成紅魚二尾患候由、府中村多家神社之義二付神主三宅真都枝方内頼事致  
 意有之也、又長束清次郎入来、是又古江村社人洪江八百衛義二付内談有之也

廿三日、癸丑、雨、聊寒、例時出勤、夕四時後退、一昨記之趣二付極夕方岡島へ  
 行、家小も先へ行、慈君者天氣悪敷二付御出不被成、丹羽正蔵・野村清右衛門・木

廿八日出仕掛脩道館江  
出席 今日者山口実造被  
講也

野家内不残・栗原直之進・森仙太郎父子・伊藤乙三郎等会、有饗、祝盃者極略式也、夜十字後帰、星野武平次へ昨記二有之答礼之意相含、酒五升切手二而贈ル、三毛真都枝苞苴之意を拒候為也、早春豊後日田県屯集之散賊、近頃堺県并京都府二於而廿五人捕縛二相成、依而者為警備鹿兒島藩・山口藩出兵被命、予讚辺取締者高智藩へ出兵被命候之由、右二付而八当御藩内毛浮浪徒穿鑿、捕亡等之義御達命有之也

廿四日、甲寅、曇、寒、例時出勤、夕四字退

廿五日、乙卯、曇、暖、例時出勤、夕四字前退、今朝丹羽茂登吉入来、弥明日岡島家内相招候二付、夫婦共参候様案内有之也

廿六日、丙辰、晴、暖、例時出勤、夕四字退、家小・信太郎午後丹羽江行、夕平川静一郎入来、内々相談事有之、酒を出入、岩崎良之進毛同時来ル、日没頃丹羽へ行、岡島夫婦・森仙太郎父子・栗原直之進・伊藤乙三郎参ル也、段々有饗、岡島家小へ宮筭として襟巻掛被患也、深更帰ル、今般於朝廷楠公社御造営二付、過日御布令之趣毛有之、金子百疋寄附、昨日出納方へ出し置也

廿七日、丁巳、快晴、暖甚、休日、朝神田社へ参詣、池田齋方二而佐々木猶馬二逢、家小午方信太郎を連、藤森社へ致参詣也、今朝水谷貢入来之由、又長束清次郎毛来、夜森岡時太郎来

廿八日、戊午、曇、極夕雨、寒し、例時出勤、夕四字前退、田中実五郎来、古江・草津村之義二付搜索方申談置候義、同人近頃者草津村手边体術指南、出職致候由也廿九日、己未、晴、北吹冷氣也、例時出勤、夕四字前退出掛を直二江波村江神社見

191 四月

三日

小満

夜五時八分

分与して罷越、板倉又兎郎を付添申談、長門島明神々主(渋谷方)中興を呼出、始而逢、夫より上山之頭江登、此節目論見有之、新開地を一望入、此山頭者四方眺望、惣而無障地二而、至極絶景也、帰宅之途方夜二入也

## 四月 大

朔日、庚申、晴、風吹冷氣、夕陰、例時出勤、夕四時退、

二日、辛酉、晴、暖、休日、朝三宅八太郎入来、及寃話、夕堀尾勝登(克方)・森喜久二

同道囲棋二来、跡二而酒を出入、復星野貞之助も来、夜木野後室・おまつ来宿又

三日、壬戌、曇、夕雨、暖甚、例時出勤、夕四時退、木野後室被帰、丹羽茂登吉迎

二来、おまつは其儘宿又

四日、癸亥、雨、午後復寒、朝森岡おたつ来、又藤川甚吉郎入来、銀借用之談有之

也、例時出勤、夕三字前退出、夜森岡時太郎来

五日、甲子、晴又曇、寒、朝山本五三郎を呼、内々尋ル義有之、又甚吉郎来、例

時出勤、夕四字前退、辻喜和馬入来、此節筭生候二付明後日何れも参候様二与申候

由、慈君者今夕方御出被成、夕久野秀太郎・日比新・大島松太郎・三宅八太郎・山県

彦一等外方帰途之由二而飄然与来ル、皆酩酊也、木野おまつ今晚帰ル也、復森岡

弟孀母子来宿、時太郎誠二難義致候趣二付、単衣一ツ洗濯物二者有之候得共贈る也

六日、乙丑、曇後雨、例時出勤、夕四字前退、明日辻江被招候得共家小も得不参

候二付、都合事も有之、今夕予参ル、酒肴・竹筍之饗あり、入夜帰ル、長束良左衛

村上家乘 明治四年 192

七日、六丁目様江左之通  
為御慰差上候也

紅魚 二尾

兩御住居へ一尾ッ、  
直九拾錢目也

十一日夜、長束清次郎室  
入来

十四日、西京先月十日夜  
方陰謀之徒露頭、\*(光輔)外山從  
四位殿初其党十一人幽囚  
相成、外二廿一人許西条  
藩二潜伏、尚其他三十許  
も党類有之、彈台探索嚴  
重之由、京都府官員七、  
八人之姦物を誅鋤之陰謀  
与相聞候由也

門入来、銀子持參、酒を出又

七日、丙寅、曇又晴、薄曇、休日、下瀬徳之助入来、星野武平次入来、少々頭痛  
有之、心下不快候二付午後臥、夕海蔵寺入来、酒を出又

八日、丁卯、曇又晴、涼、今曉以來腹瀉三四更、腹中不快、大二食を減候二付今日  
助合を頼、出庁不致、終日平臥、森岡時太郎来

九日、戊辰、晴又曇、薄曇、今日も出庁怠ル、午後腹台大ニ快復致入也、從敬次  
郎西曆三月廿一日之状達入、不相更無事之様子也、伏見宮様其前御着、伏見滿宮様

普国へ御遊学、是又普国御着、田坂虎之助從被命相越候由、東久世殿も普国へ、  
西園寺殿仏国へ御移之由、仏都巴理弥降伏鎮靜ニ至、渡六之助も音信有之、太田  
徳三郎共僥倖ニして死を免れ候趣相聞候由也、夜慈君從迂御歸り被成、今夕奥海

田庄屋竹内彦五郎来り、遇ふ也

十日、己巳、晴、朝涼、朝水谷貢入来、兼而内談之家内去ル七日内分逗留分二而引  
受候由、且鹿兒島藩江学事為修行一周年間罷越候様被命、外二服部松太郎与兩人行  
之由咄有之也、昨来腹部快、例時方出勤致、夕三字後退

十一日、庚子、雨、午後僅晴、復陰、薄曇、例時出庁、夕三字後退、今日方復臨時  
席へ出也

十二日、辛丑、曇復晴、薄曇、朝杉岡文碩を訪、診を乞、薬を望、畢竟此間腹瀉以來  
兎角不旋之気味有之ニ付而也、夫方水谷貢を訪、無屹引取候婦二逢、江州 村里  
長之女、浪華留学中、中津藩池田新兵衛与申士之、逗留罷在、風与相親候方一子出

193 四月

去ル二月晦日、紀州高野街道佐水坂与申処ニ而赤穂藩中復讐有之候由

池田農夫也

父之 村上四郎 敵持

同行 同 六郎

助太刀

津田勉

外人 式人

敵者六人、同藩中之由

付紙

本文之外下屋敷等二当

候而も一切御引上ケ相成候事

生三至、不得已是迄田ノ浦姑之方江預置候由之処、此度逗留分ニして引受候由、右

二就而者過日山口文造方内談有之候也、酒飯出、脇本讓吉・奥村甚之丞を訪、同方

二而も酒出ル、六丁目御館へ出、日比新を訪、夕方帰宅

十三日、壬寅、晴、薄曇、例時出勤、夕四字前退出、星野武平次・武内保之進・岩

崎良之進を訪、星野・岩崎ニ而被留、酒出ル、夜長束清次郎来候由

十四日、癸卯、曇、薄曇、例時出勤、午後退、六丁目御館へ御会読拜聴ニ出ル、跡

二而御酒を被下、堀尾克登も被出、下り掛日比へ行、困暮、十字後帰宅、今朝長束

清次郎来、左之通御布令有之也

先般版図御奉還、秩禄改定ニ付而者、士族之輩屋敷等従前之儘難被差置、禄合不

相当手広之屋敷忽難持堪、又借宅難渋之輩も不少、依之此度屋鋪・御貸家・御多

門、其外町新開等之内ニ而旧来拝領地とも不残御引上ケ、別紙之通御改定、夫々

更ニ御貸渡し可被下候付、其旨相心得斗承知有之、書面之趣ニ応し申出可有之候

事云々 四月五日

一士族之輩従来被下置候屋敷・御貸家・御多門并地面計被下候輩共、此度総而御引

上ケ相成候事

一式十五石以上之輩屋敷地凡式百五拾坪、拾五石以下之輩凡百五拾坪迄更ニ御貸渡

被下候事

但、浅野忠英・上田龍之助・浅野御名屋敷も一ト先ッ御引上ケ、地坪五百坪御

定メ、其儘御貸し渡し被下、尤御定メ之外地坪者願出之上御貸渡し被下候事

付紙

本文二階建之義者隣家等見越相成候付、示合居合之上申出可有之事  
 但、銘々便利ヲ以讓合候義願出候得者可相調、尤御用ニ付屋敷御引上ケ之節八相当之代料を以御買上ケ可相成事

付紙

本文規則之義八別紙印之通ニ候事

一 五百坪以上之屋敷方先ツ分割、是迄屋敷御貸不被下輩江御貸渡被下候事

但、建物者旧來之儘地坪ニ応シ分割、御渡被下候事

一 町新開之内ニ而從前士族拜領地一切御引上ケ、尤此後住宅ニ相願候輩者定則坪數迄八地屋敷同様更ニ御貸渡可被下、其儘自分物ニ致度候得者願之上御払下ケ被下候事

但、定則之外余地之義モ借用相願候へ者御聞届被下、尤地稅之義者町新開定メ之通銘々方相弁候事

一 御貸渡被下候屋敷私邸ニ致度輩者、願出之上相当之価を以御払下ケ可相成、尤代料上納之義者年賦式十ケ年迄御聞届ケ可被下候事

但、是迄任來之屋敷分割之余地無之、其儘私邸ニ相願候者八十五ケ年迄年賦御聞届被下候事

一 御払下ケ相願候上八、建物広狭八素方、或八二階付等銘々便利之建築可為勝手事

一 屋敷分割追々御貸渡被下候へ共、タトへ八五百坪八二軒、七百五拾坪者三軒二分割可相成筈ニ付、銘々都合次第第二、三人申値、或者自分住居丈ケニ而モ御定メ坪數ヲ照して自力ヲ以分割借用、又者御払下ケ之義モ願之上御聞届被下候事

一 是迄被下置候屋敷差上、郡中・町新開之内へ移住願之輩江者御貸渡不被下候事

一 士族之輩郡中・町新開住居勝手次第之事  
 但、郡町住居之輩八其所々之規則ニ随ヒ候事

195 四月

二月晦日、紀州二而仇打  
敵人名

山下祝三郎

西川郡治

吉田宗平

山本(降也)

八木源左衛門

多河運六

外二鞍掛何某、当時松山藩二而大参事相勤居候由、都合十二人之敵、今五人者外二而打取、鞍掛吉人残居候由也

一藩庁を除ク之外、向後地稅御取立可相成二付、壹坪米五合之割合ヲ以上納可仕有之、尤今年方三ヶ年之内者半方上納可有之、御定メ地坪之外借用之輩八右壹坪米五勺之割合ヲ以全ク年上納可有之事

但、稅上納方者霜月限出納方へ上納可有之、尤水吐・水道等者坪数之外稅相除候事

一三原・東城・吉田二而当分被差置候輩モ右同様之事

一役邸先ツ委任官丈御設可相成事

一遠村住居之輩劇職被命候時者勤番御長屋へ被差出候事(置力)

一御貸渡被下候屋敷二而モ損繕八勿論、焼失建戻し等一切自力ヲ以取計候事

○規則書

一郡・町新開等へ引越之名前八何野何某家来唱ヲ表二立、其主人方農務係・市務係へ申出、村町方も引受之義願出、双方突合、免許之上外並之通其処人別帖へ取結ひ候事

但、諸布令・示し等村町役人等方モ家来江申来候事

右以下六ヶ条長文故略之

十五日、甲辰(成力)、曇後晴、又陰、薄曇、例刻出勤、夕四字退、平川静一郎東京へ無急行被命、今日出立之由也(程力)

十六日、乙巳(亥力)、雨或晴、復雨、薄曇、例時出勤、夕四字三点退、夜藤川甚吉郎入来、過日之取替銀戻候也

村上家乗 明治四年 196

十九日

芒種

昼九時七分

廿三日  
入梅

十七日、丙午(子力)、晴、薄暑、休日、終日在宿、信太郎大芝江練兵出稽古見物二行也、池田齋入来、酒を饗又

十八日、丁未(丑力)、雨降、風吹、例時出勤、夕四字前退、長束清次郎入来

十九日、戊申(寅力)、雨降霖々、全迎梅雨也、例時出勤、夕四字前退、藤川甚吉郎法事

案内入来之由也

廿日、己酉(卯力)、雨降、涼、例時出庁、夕四字退、夜森岡時太郎来、今日水谷貢明後

日出船暇乞入来之由也

廿一日、庚戌(辰力)、雨降、涼、邦祝靈神御忌日二付早晨祭祀如規勤之、時比女靈神毛奉

配祭也、例時出庁、夕四字前退出掛水谷へ暇乞二行、夜二人乗船見立歸儿、有饗、

山口文蔵・中川央・神田友輔・中川文吉・庄徳太郎・津村要次郎・南部要人等会入、

豊前内裏迄船中之由也

廿二日、辛亥(巳力)、曇、涼、休日、朝大島松太郎入来、旧主家方卒二被召抱候増田吉

右衛門倅当時代貢之助、於東京醉狂二而傍輩穉官武藤某を刺殺候罪二因而割腹被命

候之由也、可哀々々、六丁目様方竹筍五根拜領被仰付也、時太郎来、銀子貸遣又

也、藤川信受院君卅三回忌取越法事遠夜非時

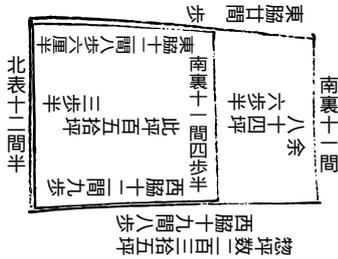
二被招候二付、午後方行、本照寺代高田郡光円寺参り、其外一緒内参会、叮嚀之非

時出儿、夕方帰宅、辻へ毛卒与寄儿也、夜池谷栄被来、今夕從三原卒与被帰候由

廿三日、壬子(午力)、晴、薄暑、朝例時出勤、夕五字後退、夜渡辺周蔵来話、酒を出入、

今朝本照寺江代参遣入也

197 四月



廿六日、去冬東京神田鍋町二於而大学南校御雇教師英人リンク・タラスヲ疵負せ候罪、左之通御裁許有之候由御布令有之也

杵築藩  
 庶人二 加藤龍吉  
 下し 鹿兒島藩  
 絞罪 土族 肥渡壮七  
 (後方)  
 同准 関宿藩  
 流十年 黒川友次郎

廿四日、癸丑<sup>(未カ)</sup>、曇、薄暑、朝例時出仕、夕四字退、山口藩老君大膳殿<sup>(毛利敬親)</sup>先達而卒去之由二候処、全途中馬上二而不慮之横死を被遂、首者今以不相知候由、且昨年脱走之寄兵隊此節小倉・赤馬関辺二屯集、一同長門殿へ拜謁之義相願、諸官員色々慰解有之候得共承服不致、自然拜謁不相叶候得者、直二山口江打入候段申立、長人殆辟易之様子二有之由風説也、今朝渡辺脩造入来

廿五日、甲寅<sup>(申カ)</sup>、晴、薄暑、例時出勤、夕五字退、朝長束清次郎入来

廿六日、乙卯<sup>(酉カ)</sup>、晴、薄暑、例時出勤、夕四字退、堀尾克登入来、囲棋、酒を出入、斃牛馬并獸類従来穢多へ渡し来候処、以後穢多へ渡又二不及、持主勝手二取計候様二との義、并江刺権大属木村新八郎陸中花輪分局出張中、浪士体之者忍入、殺害二及候義御布令有之

廿七日、丙辰<sup>(戌カ)</sup>、晴、薄暑、祖母君御忌日二付、祖父君も御一緒、早晨如恒規祭祀を勤る也、休日二候得共臨時御用向差湊候二付例時出勤、夕四字退、夕木村幸八郎入来、暫話、酒を饗入、今朝星野之武平次此間参候謝入来

廿八日、丁巳<sup>(亥カ)</sup>、晴、薄暑、朝例時出勤、夕五字一点退、夕堀尾勝登入来、屋敷之事二付内談事有之、復酒を饗入、今日出勤中左之通口上書武井権少参事へ差出置也

口上之覚

私屋敷地面式百三拾坪余御坐候処、此度御布令之趣も御座候間、禄相当之地坪別紙図面朱引之内丈建物共其儘御貸被下候様仕度、尤余地二当り候而も是迄少々自分建物等も仕居都合も相成申候間、自然御用二無御坐候八、同様御貸被下度奉存

候、此段申上候、以上

四月廿八日

村上三郎次

夕堀尾勝登<sup>(亮カ)</sup>入来、屋敷之義相談也、酒<sup>(買カ)</sup>、夜長束清次郎入来、兼而之同人屋敷之義、今夕三村権蔵方方呼二参り、達し有之、真鍋<sup>\*</sup>元御用屋内割屋敷百五拾坪、建物共御貸二相成候由吹調・挨拶旁入来也

廿九日、戊午<sup>(子カ)</sup>、朝曇後晴、復曇、薄暑、例時出勤、夕四字後退、留守中辻喜和馬・石井老室入来之由、石井至江者米借用之義吉斗立用いたす也

晦日、己未<sup>(丑カ)</sup>、夜半以後風雨、午前方晴、薄暑、例時出勤、夕五字後退、御謝表未天裁無之三付、三之御丸端午之御規式御廢二付銘々共其心得可有之旨御布令有之也、夕長武左衛門入来、敬次郎江之書状田口江頼遣入、明日被出候筈也

五月 小<sup>(大カ)</sup>

朔日、庚申<sup>(庚カ)</sup>、晴、薄暑、例時出勤、夕五字後退

二日、辛酉<sup>(卯カ)</sup>、晴、薄暑、休日二候得共朝六字三点方出勤、夕五字前退、山本五三郎昨夕当郡当分加人二相成候由二而、何角為頼来、坂戸四方平も来候由、夕方長武左衛門入来、土族之輩此後更二屋敷御貸被下候節回勤二不及、且右屋敷者此後御貸屋敷与相唱候との事、又屋敷御貸家等建具八此後外側計、其外置・建具等者御備無之、尤在来者其儘御付被置候との旨御布令有之也

三日、壬戌<sup>(辰カ)</sup>、晴、薄暑、朝七字前出仕、夕五字退

199 五月

五日  
夏至  
明六時九歩

四日、癸亥、曇復晴、俄然暑甚、早朝如昨出庁、夕五字三点退、森仙太郎姉病死之由、長武左衛門方為知来、悔使遣入、森岡弟孀来候由

五日、甲子、曇、蒸熱甚、朝六丁目御館江為當日之御祝詞無屹罷出、御次三而御酒頂戴、退掛日比新を訪、同方二而午飯を出入、津留見久衛方へ参吳候様二との事二而寄、同方二而石戦有之、酒出、五字後帰宅、始終堀尾勝登伴入ル也、夜雨

六日、乙丑、晴、暑し、早朝出勤、夕五字三点退、堀尾喜善入来、内話相談事有之、酒ヲ出、跡二而困棋、夕少涼

七日、丙寅、晴、暑し、祖考君御忌日、朝神酒・洗米を供入、朝割庄屋(山本)五郎左衛門来、八字比出勤、夕五字三点退、夜星野武平次入来、内談事也、堀尾おちか来宿入

八日、丁卯、晴、暑氣如大暑中、七字前出勤、夕五字三点退、葉付大根色絵之二所物を購入、価金三歩三朱也

九日、戊辰、晴、暑甚、如昨出勤、如昨退、朝辻喜和馬入来、夕亦来、御貸屋敷願之義相談也、夕大島松太郎入来、此間頼置候新聞紙為写持参被吳、此後此通を写頼定二約し置候也、堀尾於ちか今晩帰ル、送り遣入也

十日、己巳、晴、炎氣如暑中、早朝出勤、夕五字三点退、夜長武左衛門来、御貸屋敷願之相談也

十一日、庚午、晴、炎氣如昨、早朝出勤、夕五字三点退、先達而御布令之通、今日午後麻上下着、大御広間江出、大和国二向而神武天皇之陵奉選擇也

十二日、辛未、晴、炎氣増強、早朝出勤、夕三字二点退衛、臨時神社しらへ漸今日相

約、四郡帳面取揃一応係参事江差出二相成、大二安心いたす也、夕沼田郡北下安村  
 安神社神主佐藤真守来り謁入、旧祇園社神別当感神院々主近年復飾いたし候也、旧  
 主家二而御屋祈祷之節明星院弟子二而罷出、毎時逢居候仁也、段々尋事有之、重而  
 来候様二与申置也

十三日、壬申(寅力)、晴、午後過雨、雷鳴兩三声、炎熱全如大暑中、早朝出勤、三字前退、

夜宮崎藤九郎・吉田早苗被来、此度神武遥拜与して出府、去ル十日到着之由、久振  
 二而寛々被話、酒を饗入、夜急雨暴降、一時二而罷

十四日、癸酉(卯力)、晴、炎熱如毀(燬力)、寒暖計九十二度二至候由、早朝出勤、今日方本務へ

復、午後退、三字前方東城旅宿を訪、深江静衛・水上台蔵・三橋田鶴衛も一宿二而  
 謁入、帰途渡辺廉之助へ去冬以来無沙汰二付訪、森仙太郎姉之喪を吊、石井寿平過  
 日退隱之歎、岡島へ先達而之謝、姑之喪を吊、長束清次郎御貸屋敷之歎二行、堀尾  
 江行、囲棋、夜二入帰ル、酒出、森岡へも寄也

十五日、甲戌(辰力)、晴、炎熱依然、朝渋谷中興来、謁入、朝七字後出勤、夕三字前退、

退後山県郡社人三上二彦を招、神書之講釈を為致聴、板倉又発郎二為誘、池谷栄・  
 高屋等も聴二被来、跡二而酒を饗、聊今般神社しらへ骨折之勞を慰スル也、折柄又  
 発郎二木野謙造与真之鑑定を為致、屹度発達之相必馳想二不及旨申也

十六日、乙亥(巳力)、朝雨降、復晴、炎熱甚、早朝出仕、夕三字退、今日死刑之者多人  
 数有之、流川牢屋敷内二於而被処刑、市中引渡者如例有之候由也、夕野口金兵衛入  
 来、酒を出、寛話二及、夜雨、涼

廿一日、勤助、昨日女子  
を生候由二而名を乞候二  
付、貞与命し遣入也

廿一日

小暑

今曉九時一步

十七日、丙子(午カ)、夜来之霖雨、炎威大ニ減スル也、休日、久振終日在宿いたす、野  
口金兵衛入来、昨日二記スル八誤、今日来候也、茶製之義委詳承候也  
十八日、丁丑(未カ)、雨終日蕭々、始而梅天之気色あり、大ニ涼、朝例時出勤、夕三字前退、  
今日武井権少参事(澄)方神社しらへ続而尽力いたし、速ニ約リニ至候段厚吹調有之、最  
早臨時席出席ニ不及旨被申聞也  
十九日、戊寅(申カ)、曇後晴、涼、早朝出勤、二字後退、夕山本五三郎来ル、当分加入推  
拳之義を厚謝し、手作之小麦一袋を恵む、酒を饗、緩々話し帰ル、又辻喜和馬も入  
来、酒酢を饗、おたけ伴帰ル  
廿日、己卯(酉カ)、晴、朝涼後熱、早朝出勤、一字後退、夕曇  
廿一日、庚辰(戌カ)、朝曇将雨、午後晴、向暑烈、早朝出仕、夕三字三点退、此間武井殿  
被談候趣者有之候得共、今日迄毛半者臨時御用向之残を相勤る也  
廿二日、辛巳(亥カ)、晴、炎暑、休日、午時前御用向有之、芦田大属(準造)へ行、兵部省史生服  
部虎蔵二逢、此度佐伯郡惠解山材木切出御用二付下り候也  
廿三日、壬午(子カ)、晴、熱、午後過雨、有雷鳴、早朝出勤、二字後退  
廿四日、癸未(丑カ)、晴、熱、早朝出仕、二字後退、夕宮本亥三三を呼、心学道話ヲ聞  
辻吉弥も聴ニ来ル也、跡ニ而酒飯を饗ス  
廿五日、甲申(寅カ)、晴、朝涼、午熱如毀、早朝例時出勤、夕一字後退、田中実五郎来、  
夜家小天神街天満宮へ詣入、信太郎も参ル、近来唯一二成、別而繁昌之由也  
廿六日、乙酉(卯カ)、晴、朝有清風、午熱甚猛、早朝出仕、一字後退、渋谷中興来、辞而

不逢、夕遠雷

廿七日、丙戌(辰力)、晴、炎熱平年之大暑二勝、早朝方六丁目様へ為伺御機嫌罷出、途一

井・山村・丹羽・日比を訪、夕雷鳴、微雨西三点

廿八日、丁亥(巳方)、晴、向暑猛烈、早朝出勤、午後一字過退、去ル十八日頃撰海津浪来、

兵庫・神戸辺異国船破碎、異人館傾倒、大変之由専風聞有之、未確説を不聞、箱館  
二於而御雇之異人江手疵為負逃去候者有之由、人相書殿二御布令有之也、夜行一基  
来、石戦を請、相手致、終宿又

廿九日、戊子(午力)、晴、炎熱、午後遠雷、早朝出勤、夕一字後退、辻喜和馬・矢野(岡田力)七五

三植入来之由、夕岡田八太郎入来、寛話、酒を饗又

晦日、己丑(未力)、晴、炎威益猛、今日方極早出勤、撃柝直退出二局中限申値なれ共、予  
者平日早出勤致候二付、少々心持いたし出、十二字後退

#### 六月 小

朔日、庚申、晴、朝聊涼、午熱炎々、朝六字三点後出勤、十二字一点退衛、退掛芦田  
大属へ行、困暮、板倉又発郎も參、夕河原栄之進も被行、酒出、深更歸ル、去月廿  
八日之記二有之撰海大變者、十八日夜中浪華辺二時程之間大風瓦を飛、屋を発、人  
家を吹倒、川筋者込汐二而破損夥、人死も多く有之、尼崎管内処々殊二大損、神戸  
辺船艦・蒸気艦等之損し多く、大荒二有之候由也

二日、辛酉、晴、朝涼、午暑炎々、此節之暑氣、暑寒鍼九十一、二度之由也、休日、

203 六月

三日  
土用  
昼九時八歩

六日  
大暑  
夕七時一分

朝時太郎来、岡田八十太郎方去冬借入米過日払済候得とも、利息米年二割月割二して払候得とも、全一ヶ年分二無之而者米主難居合由申聞候也、夜長束清次郎入来、御貸屋敷取繕漸相済、明日引移候善之由二而何角之挨拶有之、且今夕酒肴を被惠、念之入たる事也

三日、壬戌、晴、朝少涼、後炎熱、土用入也、朝七字出勤、夕二字退、夕東方遠雷  
四日、癸亥、朝曇、瞬時過復晴復曇、夕雨はらつく、暑氣強、六字三点出庁、一字後退

五日、甲子、晴、劇暑、夕雷雨一過、地を濡二不至、朝七字出庁、夕七字退、今日武井権少参事殿方春來神社しらへ長々尽力之処、尚又苦勞之義二者候得共、当分神祇係且朝廷御調事一式引受相勤候様被申談、尤近頃迄之臨時席を再興、同所へ日々出席相勤候様二与被申聞、奴可郡二而林木二、高田郡二而田村猪作、御調郡二而池谷采同様也、予か郡使部者板倉又登郎・岡山伊太郎を渡しもろふ也、直二明日方臨時席を構候様二との事也、家來龜藏、母之病氣二而夜前宿へ参候処、追々快由二而今晚歸ル也

六日、乙丑、晴、劇熱、尤朝者涼、七字前出庁、一字退、今日方臨時席へ出ル、夕遠雷

七日、丙寅、晴、炎熱、朝高木來助來、六丁目御館江暑氣為伺御機嫌罷出、日比新・津留見久衛を訪、留守中林庄之進暑氣問安入来之由、夕長束清次郎御貸屋敷遷移を賀、酒出、入夜歸ル、午後岡田要介來(助力)

十六日、給祿差紙渡り受  
取、米価大ニ下落、吉賞  
六拾匁位之由也

八日、丁卯、朝雨降、涼、実ニ甘雨、農民喜可知、七字前出庁、一字後退、林木二不快、出勤無之、又発郎も同様也、退後山本五三郎来話

九日、戊辰、晴時々曇、炎熱、蒸気強、七字前庁、一字退、高木来助入来之由

十日、己巳、晴時々曇、酷熱、亦有蒸気、昨時出庁、一字退、夕掛池谷ニ被誘、三軒紺屋方乗船、比治山辺迄納涼ニ逍遙ス、板倉又発郎も参り、入夜帰ル、船中ニ而行厨之饗ニ逢也、丹羽正蔵・久留俊造・武内保之進暑氣問安入来之由

十一日、庚午、曇、蒸熱難堪、七字出庁、一字退、長束清次郎先日之謝入来、家小夜興徳寺江参

十二日、辛未、晴又陰、熱甚、朝村田為蔵へ過日神社しらへニ付世話ニ成候謝ニ行栗原・林・池谷を訪、岡田八太郎を訪、同方ニ而酒飯出、午後帰ル、山村静衛入来之由、夕板倉又発郎暇乞ニ来、又佐々木猶馬・藤川甚吉郎来、酒を饗ス、今朝星野武平次も暑氣問安ニ来

十三日、壬申、晴、炎熱、七字出庁、一字退、夕遠雷

十四日、癸酉、晴、炎熱如燬、昨時出庁、昨時退

十五日、甲戌、晴、炎熱如燬、昨時出庁、一字前退、白雨一過、有雷鳴、甘雨なれ共未足快

十六日、乙亥、晴、炎熱如燬、出退如昨、自今御目見済之倅改名不願出、受引江届限との義、差紙建米来七月方好次第相整候との義、他管轄へ罷越候者来ル廿九日方銘々名居へ之印鑑必申受、井氏神之守札所持罷越、先方着之上右印鑑江名前書相

205 六月

十八日、辻喜和馬方紙面  
二而、於三原高木乙松母  
去ル十四日病死之由為知  
来、父方之伯母、定式之  
服忌受候旨申来、悔使遣  
又

廿一日

立秋

朝四時一步

添、宿屋或者傭主伝ひ其所之戸長へ訴出、差図二心シ逗留・寄留可致との義御布令  
有之也、夕雷鳴、津留見久衛妻病氣之由、見舞使遣入、今日長武左衛門入来之由  
十七日、丙子、晴、炎熱、休日、今日敵島祭礼、昨日者余人出も多く市中賑敷由、  
尤御供船者三艘出候之由也、津留見久衛妻養生不叶死去之旨井口喜久馬方為知来、  
驚入也、使を以吊慰申遣入、夜中家小井信太郎汐戴二櫓下迄参ル

十八日、丁丑、曇、雨はらつく、蒸熱、七字前出勤、一字前退、渡辺吉太郎・星野

貞之進(助方)・野村清左衛門入来之由

十九日、戊寅、曇、有風、時々微雨過、炎熱聊輕、出退如昨、夕堀尾克登入来、寛  
話、囲棋、酒を出、夜迄留連

廿日、己卯、曇、有風、炎威聊薄、尤有蒸氣、出退如昨、夕津留見久衛・日比新江  
吊二行

廿一日、庚辰、晴、朝有清風、後酷熱、出退如前例、夕辻江梅二行、酒出ル、藤  
川・星野江毛行

廿二日、辛巳、晴、朝冷、後酷熱、朝林木二・池谷栄被訪、折柄暑払酒ヲ出ス、又  
勝矢一郎来、上田家元給知所之義二付内談事有之也、夕方兼約二而堀尾へ行、湯浅  
勝之助・森仙太郎父子参、囲棋、予者跡へ残、酒出ル

廿三日、壬午、晴、朝涼、後熱甚、七字出庁、一字前退、今日津留見久衛方当座法  
事之由二付、国前寺江代参龜藏供帰りを遣入也、夕久留俊造方祖父彦兵衛病氣大切  
之知せ、並二湯浅勝之助方右病死之知せ一併二来ル、夜中悔使遣入、慈君少々御不

快、(杉田)文碩江診を乞

廿四日、癸未、晴、朝涼、後炎熱、出退昨如、慈君此間方時々御腹瀉有之、兎角御困り被成候二付、昨日文碩江診を乞、全暑邪之事方御不旋二相成たる二候故、棄置候而者不宜旨申、薬を恵、今日者御中飯後御吐二相成候由也

廿五日、甲申、風吹、曇、時々雨降、蒸熱、例時出退、慈君今日者御快方也

廿六日、乙酉、快雨、蒸氣未収、例時出庁、二字前退、平川静一郎昨日広島藩権大属二被任、其儘刑律係被命候由為知越、史生方右之次第、不次之超進規模之事也、夕同人江歎二行、祝酒を出、寛話、入夜帰ル、夕文碩慈君を来診、大ニ御快方之由也

廿七日、丙戌、晴、残炎最酷也、朝久留俊造へ吊慰二行、山村・丹羽残暑問安二寄、本照寺江参り帰ル、渡辺脩造入来、暫被話、酒を饗ス、佐藤真守来、謁ス、今朝隣家徳永江も見舞也、(虫撰)左之通御布有之

時勢之沿革八一統承知之事二候処、往昔郡県ノ時ハ兵農一也、天下事アレハ兵ヲ農ヨリ取り、事ナケレハ之ヲ農ニ復セシム、武家政権ヲ執テ田禄ヲ世襲シ、自ら封建ノ形ヲ成シ、兵農終ニ二分ル、今ヤ文明開化、万国ト对立ノ時ニ膺リ、版籍奉還、王政復古、封建変シテ郡県ニ復シ、世禄ノ故態ヲ去リ、兵農ヲ一ニシテ、海内ノ出納モ亦一途ニ帰シ、根本ノ富強ヲ賛成スレハ、皇国終ニ世界ニ雄張スヘシ、海内ノ形勢全ク如斯ナレハ、兼而此旨趣ヲ篤ク心得、逸居素餐ハ天理ニ対シ恐懼スヘキノ至ナレハ、世禄ノ旧習ニ拘泥セス、勉テ功力ニ食ムノ覚悟岐度可有之事

207 七月

辛未六月

広島藩

右之外二七此間已来四、五件御布令有之、備忘帳三記入故略之、夜森岡弟孀・姪  
兩人共来

廿八日、丁巳、晴、残炎厳酷、七字前出庁、一字前退、平野伝右衛門入来、夜長  
武左衛門来

廿九日、戊子、晴或曇、残炎厳酷、七字出、一字退、中津屋周五郎来宿、去月十  
八日撰海風波之咄を聞、実二言語二七難述大変二有之、神戸碇泊之異国船廿一艘陸  
江押揚候由、余者准而可想、同所浜辺二大人之足跡有之たる者実事之由也、久留当  
座法事へ家来代参申付ル、岡島平之進入来、木野方縁組表向届未済、彼是延引二成  
候二付、近日口上書差出候含之旨申聞也、夕夏越被致ス

七月 大

朔日、辛丑、曇、蒸熱猛酷、朝七字前出庁、一字退、周五郎今朝去ル、丹羽茂登  
吉慈君御見舞入来

二日、壬寅、朝曇後晴、残暑厳酷、朝杉岡文碩・河原栄之進・水谷貢留守・野村清  
右衛門・久野邦太郎・神田友輔・中川央を訪、山府人參御用聞伯州木下昇平来、初  
而謁、池田麓之助来、謁、丹羽へ熊槌痢病之由二付見舞使遣ス、昨日方追々快方  
之由也、夜半雷鳴、時々雨過、蒸熱甚

三日、癸卯、朝曇、後少晴、又時々過雨、夕雷鳴過雨、蒸熱者尚猛酷也、七字前出

庁、二字前退、今夕宮浦松五郎中島誓願寺二於而割腹を被命、介錯者安藤五郎被命候由、右者去儿辰年上田家船主之者を理不尽短銃二而撃殺致候罪二依而也  
 四日、甲辰、朝曇、午後度々快雨、夕亦雨、残炎者未衰也、七字出庁、二字退、昨日六丁目様方今夕差悶無之候得参出候様山県彦一方申来候二付、三字後参上、孟子、十八史略之御質問を拝聴仕、跡御次二而御酒を戴、帰掛日比新を訪、入夜帰宅、今日転役少々有之候由也  
 五日、乙巳、晴、朝聊涼、良候二移る、午後者熱甚、七字出庁、二字前退、辻喜和馬忌明之謝、深町芳夫残暑見舞入来之由、去月廿三日石井大参事彈台江御呼出、廿五日二も同様、爰元神田大参事も同所江御呼出二候得共、此節病氣二而得不被出とふ歎昨冬以来之御糾弾一件も追々御濟口二も可相成哉之風説也、右二就而歎松島徳之丞・河名慎吾・岩部百平等急二夜前東京へ被命、被相越候由也、夕丹羽正蔵入来、岡島縁組願書明六日差出候筈之由也、且銀談有之、内々聞繕試可申与答置、寛話、酒を出入、夜涼  
 六日、丙午、晴、朝涼、後炎威依然、夕復涼、早朝平川静一郎入来、此間之謝并二吹聴也、七字前出庁、一字前退、御表謝謝表力未被為済候二付、明日七夕之御規式被廢候旨御布令有之也、敬次郎方四月十一日之書状達入、無事之由  
 七日、丁未、晴、残炎尤嚴酷也、朝板倉又発郎回郡中方卒与相談事有之、来儿、夕藤川甚吉郎入来、酒を饗、夕六丁目様江御祝詞之意二罷出儿、御留被遊、夜中御隠居御二所様御出二而、御酒御相伴仕候也、間二而日比・津留見へも見舞、夜熱甚

209 七月

九日  
処暑  
今晚九時一分

八日、<sup>丙申</sup>晴、残熱猛酷、夕聊涼、<sup>七</sup>字後出庁、一字退、<sup>森岡時太郎・辻喜和馬</sup>入来、<sup>喜和馬江者酒を出入、</sup>夜曇

九日、<sup>丁酉</sup>朝曇後晴、炎氣強、有蒸氣、<sup>朝</sup>七字出庁、二字退、<sup>小川小参事殿今夕</sup>出船、<sup>東京江被行、折回し被戻候由、立野勉・永田惣助付属二而拳候由也、</sup>夕聊涼  
<sup>文六</sup>

十日、<sup>庚戌</sup>曇、聊涼、午後雨時々降、風騒々たり、<sup>朝川口権次郎入来、</sup>七字三点出庁、一字後退、<sup>昨日家従道家牧太從東京早追二而被戻、吉田喜大夫も同様之由、其事者未聞、</sup>夜辻喜和馬入来、<sup>妹此中面部方腹部惣体浮腫、項背攀急、困り候由、尤山中某之薬兼而相服候処、全血分之事二而、水氣等二者無之趣二申候由也</sup>

十一日、<sup>己</sup>辛亥、夜来快雨、残暑頓醒、<sup>七</sup>字出庁、二字後退、<sup>堀尾克登入来、寛々被話、酒を出、</sup>極夕池谷栄入来、<sup>内談事有之、</sup>村上加二郎も入来、<sup>御用向也、</sup>夜辻妹見舞二行、今日も増困候由、<sup>如何様水氣之様二も不見、明朝中西元禎江診を乞候筈之由、酒出ル</sup>

十二日、<sup>庚</sup>壬子、朝暮涼、午熱煌々、<sup>休</sup>庁、<sup>日比新忌明返礼入来、</sup>寛話、<sup>囲棋、酒を出入、</sup>大島松太郎も右同断入来、<sup>夕</sup>時太郎来、<sup>辻へ見舞使遣入、今日者少々快方之由也、</sup>今朝丹羽正蔵入来

十三日、<sup>辛</sup>癸丑、晴或者曇出、<sup>朝</sup>夕涼、午熱、<sup>七</sup>字出庁、二字後退、<sup>時太郎来、</sup>夕渋谷中興来過、<sup>同人実家神社差継事片付之謝与して木綿吉端持参、</sup>辞入、<sup>家小夜辻へ見舞、昨日中西息来診、全血症之事与申、</sup>薬を投、<sup>大二快方之由也</sup>

十四日、<sup>壬</sup>甲寅、曇時々雨、暑、<sup>七</sup>字出庁、二字後退

十七日  
 一百十日  
 同日、家来ヲ換 姓名左  
 之通

松江喜代助

十五日、乙卯、晴或曇、復熱、蒸氣強、夜雨、今日佳節二付、御祝式者無之候得共、如例六丁目御館へ御祝詞之意含、朝之内罷出ル、守夫様方来ル十八日夕御稽古二罷出候様ニ与被仰聞也、杉岡文碩を訪、腰痛一診を頼、全湿氣之所為ニ而疝氣等之事二者無之、差而服薬二者不及旨申也、藤川甚吉郎此間借銀取次遣し候謝入来之由、敬次郎へ書状認、田口江頼遣入也

十六日、丙辰、晴、午暑、朝夕涼、七字後出庁、二字二点後退、左之通御布令有之也

御華族方東京御住居之義八先般被仰出候趣モ有之、竹館様二者兼朝靚被遊候様被仰出候得共、御病氣ニ依而御猶予御願相成、然る処少し八御快方被為趨候間、旁近日松園様御同船、御上京被遊候、并泰栄院様・寿操院様・妙信院様ニモ引続御出船、御移住被遊候筈ニ候事

右之趣可被相達候 七月十二日

家小夜東町江躍見物ニ信太郎ヲ連參ル也 夜前之事也

十七日、丁巳、晴或者曇、蒸氣強、午前佐藤守真被訪、休日、今日者二百十日ニ候得共天氣至而穩也、家来龜藏当季暇ヲ乞候ニ付代ヲ抱、今夕方来、名者喜代助、沼田郡八木村百姓利助弟、当廿二才、請人者櫓下逸八与申者之由、当季方下女ヲ止、夜前下宿いたす也

十八日、戊午、晴、蒸氣強、夕白雨雷鳴、朝七字出庁、二字前後退、夕六丁目様江此間御約束ニ付御稽古ニ罷出、夜食を戴く、帰掛日比新を訪、入夜帰ル、龜藏今晚下

211 七月

廿四日  
白露  
昼九時一分

宿いたす也、辻喜和馬入来、妹追々快方之由也

十九日、己未、雨、涼、午後晴、秋暑烈、朝七字出庁、夕二字三点退、佐々木猶馬

入来、御旧主牛田御山屋敷雨池差縫之義二付有内談、藤川甚吉郎入来、此間中倉橋

島姉不快見舞二往候処、少し八快方二有之旨申候由、全暑疫之由也

廿日、庚申、晴、涼、午後秋暑輕、早朝出庁掛板倉又飛郎江寄、御用向示談二及、

疾来最早快由也、二字後退庁、左之通今日武井殿江差出

口上之覚

一私義神葬祭二付宗旨書差出不申候、以上

七月廿日 村上三郎次

右此間御布令之趣二随、扣を添一緒二上包を如例二して出又也、夕洪谷中興来、府

中村之義二付申聞候義有之

廿一日、辛酉、晴、朝大二涼、午熱順候、朝七字後出庁、夕三字後退、夕方深町

芳夫・長束清次郎を訪、丹羽正蔵を訪、熊槌不快弥漸癒之由、酒出、夜迄話し帰ル、

木野二も無事也、留守中洪谷中興復来候由也、野村清右衛門方昨日願之通隠居、倅

俊造江秩禄相続被命候旨為知来候也

廿二日、壬戌、晴、朝夕涼、午熱、休日

廿三日、癸亥、晴、朝夕涼、午暑、例刻出庁、夕三字後退、地御前小松屋貞吉過

差縫事片付候礼二来ル、森岡弟孀来、洪谷中興謁を乞来、御用向取掛居二付辞又

廿四日、甲子、晴、朝大二涼、午暑、今晝六時比係衆方急順達二而相達、御用之儀

候間、明廿四日九時可有登庁候、但煩等之輩者名代差出二不及旨申来、朝洪谷中興復来、謁、府中村社人大吞清記を伴来、逢候而たけい社之義二付心得違之廉入々及諭解也、八字後出庁、夕四字後退、今日者判任並二員外之御役不殘登庁、正權大少属一席、御書院三之御間ニ於而西村權大参事、左之通被達

口達

当月十五日第十字、御用之儀候間、知事様為御名代参事之内参朝候様前日御達有之、於諸藩同様、(知脱力)事名代之参事一同大御広間江被為召、主上出御、(美美)三条右大臣殿詔書御読上、畢而坊城從三位殿方知事職御免之御書付御渡し相成、且亦今般藩ヲ被廢、県ヲ被置候付而八追而御沙汰有之迄大参事以下是迄之通事務取扱候様との儀、坊城從三位殿・田中從五位・土方從五位列坐ニ而日下部大史読上、御達有之候段申来候、此旨可被相心得候事

七月廿四日

広島藩

知事御名

免本官

辛未七月

太政官

藩ヲ廢シ県ヲ被置候事\*

辛未七月

太政官

今般藩ヲ廢シ県ヲ被置候付而八、追而御沙汰候迄大参事以下是迄之通事務取扱

213 七月

可致事

辛未七月

太政官

口達

今般藩ヲ廃シ臬ヲ被置候付而ハ、当藩以後広島臬与相唱候事

口達

今般藩ヲ被廢、臬ヲ被置、藩知事被免候、就而八追而御沙汰有之迄大参事以下是迄之通事務取扱候様被仰出候ニ付而者、一統先ツ唯今迄之通相心得勤務可有之候右之外左之通順達有之也

詔書写

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ内以億兆ヲ保安シ外以万国ト対峙セント欲セハ、宜ク名実相副ヒ、政令ニ一帰セシムヘシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ、新ニ藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム、然ルニ数百年因襲ノ久シキ、或ハ其名アリテ其实挙ラサルモノアリ、何ヲ以億兆ヲ保安シ万国ト対峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍テ今更ニ藩ヲ廢シ臬ト為ス、是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂ナカラシメントス、汝群臣其レ朕力意ヲ体セヨ

明治四年辛未七月十四日

(浅野長勲)

別紙之通正二位殿御在職中御告諭可有之御舍之処、今日ニ至相達候義八不都合ニ候得共、即朝旨之所嚮ニシテ、銘々可心得筋ニ付、其儘無屹度入披見候間、時勢之变换得斗弁明有之度候事

七月廿四日

封土を奉還セシ上者、聊私有之心あらざる者固より其理ニ候得共、累世君臣契有之より猶故習一掃せず、空しく今日を打過候者奉对朝廷誠以恐入候次第也、今日之御制度ニ相成候而、猶我等之如キ其儘ニ重キ知事之職分を御委任被遊候者難有御趣意ニ而、深く藩内之民情を御斟酌故之御事与奉感佩候、因而八重キ御趣意を奉戴し、早々郡県一途之御制度相立候様日夜苦慮する所也、然るに郡県之制度なれば逆、徒<sup>イタツラ</sup>ニ士族卒をして文武之業を廢し、汚下ニ沈める事ニ無之、昨冬高知藩ニ而人民平均之制を施行せしに止り可申候、殊ニ朝廷之御目途も此所ニ被決候御事ニ付、此度断然決意いたし候事ニ候、斯ル改正八心に不快思ふ者も可有之候得とも、畢竟封建之故習を脱し兼、いつれも従前之如く致置度心底<sup>(遠方)</sup>の事与存候、且又従前封建之節八武備を盛ニし、一藩之規則を立置候処、一旦封土を奉還し、我等か家八既ニ東京府貫屬与なり、我力使令ニ供し候家令・家扶も尽く朝廷江願之上召使候義ニ而、聊自由ニ不相成、今日<sup>(虫撰)</sup>、当時此職を辱しむれ八社地方へ出張いたし候事ニ而、此米沢藩八朝廷民政之出張所与申す物ニ候間、深く此理を弁へ、藩を私有するの姿を絶子可申事ニ候、此御維新之時ニ当り聊も君臣之旧情ヲ去兼候事ニ而八、我等重キ御役を辱しめ候甲斐無之、実ニ恐懼ニ不堪、呉々も衷情を表し候間、皆々深く此理を弁へべく候事

辛未六月

右者米沢藩知事藩中へ諭告之書也、至当之確言無此上候、因而当藩改革別ニ不作

215 七月

廿五日夕、相田村正伝寺  
来、謁ス

書、其儘相認候間一同熟読、我等之諭告与相心得、四民一致ニ歸し、  
廷民政之出張所たる儀ヲ得斗相弁へ、弥朝旨ニ不悖、各勉励可致候事  
廣島藩知事

廿五日、<sup>癸</sup>乙丑、晴、涼、午暑、朝例刻出庁、夕三字退、  
慈君辻江御出被成、御泊、<sup>甲</sup>今夕平川静一郎有約、来、予退出前ニ付去ル

廿六日、<sup>甲</sup>丙寅、雨、大ニ涼、例時出庁、夕五字退、  
竹之丸様・松園様来ル廿七日四半時御供揃ニ而御出船、東京御移住被遊候事

七月廿四日  
御前様来ル廿七日竹之丸様御同船、東京へ御移住被遊候事

七月廿四日  
別紙之通正二位殿家令より申聞候付、為心得相達候

七月廿六日

廿七日、<sup>乙</sup>丁卯、晴、秋暑強、休日、朝平野伝右衛門来、午後迄話、飯を饗ス、  
郎朝方森岡へ行、薄暮係参事衆方被申談義有之候間、明朝八早メ五時出庁可有之旨  
書面芦田方順達有之也、信太郎森岡へ行、時太郎与西辺江沙魚釣ニ参候由、  
丸様今日之御出船御延引、来月四日御治定ニ相成候由、尤未御布令者予ニ不到、  
夜蒸暑

廿八日、<sup>丙</sup>戊辰、曇、熱シ、朝七字前出庁、夕五字後退、  
官員心得方之義懇ニ被談、左可有筈也、  
夜慈君御歸り被成

廿九日、己巳、晴、蒸熱、夕曇、雷鳴、如昨出退、丹羽方おしつ縁組願之通今日被仰出候旨口上三而為知、田中時太郎来、兵隊二中隊御戻し被成、去ル七日江戸出立、八日夜浦賀二而難風二逢艦損、十一日別艦二而同所発、此間帰候由、江戸大分之風波二而舟船破損いたし候由也

## 八月 小

朔日、己未、晴、朝涼、後暑、当年方今日之佳節罷也、朝七字三点出仕、夕四字前退、(松江)喜代助午方下宿為致也

二日、庚申、朝曇、後晴、大二涼、休日、朝久野秀太郎入来、緩話、酒を出又

三日、辛酉、曇時々雨、有蒸氣、七時出庁、夕四字退、夕掛竹館様江、東京御移住

明日御出船被遊候二付為御暇乞罷出、御前様・松園様二も御同様二付、三館井御門

外御屋敷江も御暇乞被出候面々も有之趣二候得共、予者<sup>(準造)</sup>芦田大属意二随不罷出、夕

池谷栄入来、右二付芦田へ行

四日、壬酉、晴或曇、朝涼、朝七字出庁、夕五字三点退、今日竹館様之御発薦諸

民大二慨、是非共御留り被遊候様二与(以下欠落)

## 十一月 小

朔日、丁亥、晴、朝有氷霜、寒冷強、朝九字登庁、夕(以下欠落)

217 十一月

九日、御方々様御出船

廿九日、英方来状

〔以下下書〕  
 九月廿四日、權大属被命、十月二日帰宅、胸痛、不及出仕、十日、芦田・栗原・根尾・小倉御免、湯川・深町同係、勸業係被命、十一日、祭祀、休出、芦田・湯川へ行、深町へ行、林へも、十二日、三館へ移庁、朝湯川へ行、十三日、夜湯川へ行、廿日、江波へ行、秀太郎へ行、十五日、晴、風邪、胸膈疼痛、頼合、十七日、煩案内文碩来診、おさよ来、十八日、煩案内、夕池谷入来、十九日、斬髪、丹羽へ行、廿日、江波へ行、廿二日、おさよ病死、廿三日、又発郎ヲ訪、廿五日、森岡・岡島へ、夜雨、廿七日、星野速夜、信太郎行、佐藤・栗原被訪、岡島御用、森岡へ行、廿八日、星野寺へ、廿九日、野村へ被招、〔英方書状来〕

十一月 小

朔日、丁亥、晴、朝有氷霜、寒冷強、早朝岡島平之進・日比新入来、新者明夕浅野敬五土同方へ松太郎鍍金銀之細工見物二被参候二付、為取持参呉候様申、乍朝酒を出入、平之進者湿瘡二而難義二付当度之御役難勤様相考候二付、歎願之義相談也、野口金兵衛入来、朝卒与出庁、今日者休日立候二付退、夕下瀬徳之助・吉村充蔵へ歎二行、両家二而酒出、入夜帰宅、小倉章五江も入来之挨拶二行也

二日、戊子、晴、朝敵凝、寒冷尤強、朝和田吉左衛門来、九字後出庁、夕四字前退掛直二日比新へ行、華兒波尼仕掛鍍金銀之細工ヲ見、兼而之通敬五殿御出、黙夫様・守夫様二も御出、跡二而牡蠣一式之御饗応差上、御相伴二而饗二預ル、机・腰掛二而面白キ趣向也、深更帰ル

三日、己丑、晴、朝冷強、夜前今曉三度程地震有之由、予者不覺、九字出庁、四字後退、夜中兼約二而栗原他人三郎・片山新太郎・佐藤守真・中島勉作被來話、酒肴を饗入、夜半散去、今晩者同勤中申値二而宿庁二相成候得共、予八前条之義有之、辞而下庁入、辻妹・姪來泊入

四日、庚寅、曇、寒、午後雪降、殊二寒、朝九字出庁、五字退、堀尾克登被訪、酒を饗入

五日、辛卯、曇、寒冷強、朝九字出庁、夕放衙後其儘宿庁、御用向申談、湯川・深町・吉村・村上・予也、曉四字二点頃、八丁馬堀川清之丞屋敷出火之由相聞、湯川・深町者急二被帰、予・吉村・々上者兼而之出張場所へ出積り二而出候処、未参事辺之出張も無之、茫与して目標も無之ニ付、火事場所近く参り見物いたし、夫方庁掌江出張之案内を致し、引取掛湯川へ近火之見舞二行、黎明帰宅

六日、壬辰、晴又陰、朝寒冷、嚴凝、後聊暖、今曉來之事実者昨記二詳也、早朝平川静一郎弟市太郎來、静一郎急御用向二而今日出船之義者昨日於御庁当人方承り、少々頼置候品も有之候所、急二午後糾弾所方直二出船二相成候付、頼之品同所へ申越候様二与申聞、且市太郎も従行いたし候由申聞、頼之品頭書渡し置也、岡島平之進此間相談之御役歎口上書去ル三日差出候処、昨日歎之通免職二相成候由為知來ル也、三宅八太郎入來、兼而借用之万国公法四冊戻入、大島松太郎此間軍曹之心得被命候処、不堪二付歎願書出候由也、八島環入來、初而謁入、内頼事也

七日、癸巳、陰、朝繁霜、有水、寒冷強、朝九字出庁掛村上加一郎此間退隱之為知

219 十一月

十一日  
冬至  
昼八時八分  
班幣

有之候を賀、及暮六字後退、<sup>\*</sup>夜山口太郎介・<sup>\*</sup>伊藤次郎平を呼、山林方・諸紙方御模様替之御内意を談、跡二而酒鮓を饗又

九日、<sup>(八カ)</sup>甲午、晴、朝水霜、寒冷、朝九字出庁、夕五字退帰、<sup>\*</sup>夜堀尾克登入来、<sup>\*</sup>家小夜街上へ行

九日、乙未、晴、朝繁霜、寒冷甚、九字出庁、夕四字後退出、<sup>\*</sup>森岡姪昨日安産、女子出生致候由、見舞使遣入、母子共無滞候由也

十日、丙申、晴、朝繁霜、深冷、後稍暄、九字出庁、夜八字後退出  
十一日、丁酉、晴、寒冷少緩、尤朝者有霜、<sup>\*</sup>休暇、<sup>\*</sup>伊藤次郎平入来、<sup>\*</sup>夕神田社参詣、<sup>\*</sup>堀尾老室被来、饗酒、今日冬至也

十二日、<sup>亥</sup>戊戌、晴、寒冷復強、九字出庁、五字退、<sup>\*</sup>家小夜街上へ行  
十三日、<sup>亥</sup>己巳、晴、寒冷如昨、繁霜、九字出庁、五字前退、<sup>\*</sup>来ル十七日大嘗祭被

相行候二付、同日一統禁火謹慎之義、同日諸局休暇之義、且於<sup>(行方)</sup>敵島班幣之御祭事有之三付、官員之輩参詣勝手次第之旨此間布令有之二付、予も参詣之義今日申出置

也、<sup>\*</sup>桑原吉郎太入来、寛話、酒を出入、<sup>\*</sup>中尾寛太郎近所二百廿七番屋敷へ引移候由二而為頼入来之由

十四日、庚子、晴、寒冷、有霜、朝九字出庁、夕五字退、<sup>\*</sup>中尾寛太郎へ挨拶・歡旁行、申置也

十五日、辛丑、雨、暖、朝九字出庁、夕五字退、<sup>\*</sup>軍務係方明十六日敵島渡海之官員御船横左之通申談置候二付、七字迄二乗船致候様順達有之

員御船横左之通申談置候二付、七字迄二乗船致候様順達有之

## 十二月 大

朔日、丙辰、曇又晴、寒氣寛、朝木村幸八郎入来、旧主御家牛田御山莊松木御弘之義二付内談有之、放逸老人来、十字方出、浅野敬五殿へ寒氣見舞、且此間仙露殿御出被下候御礼旁二出、居間二而被逢、茶菓子出ル、夫方長束清次郎・深町芳夫・坪内操・安井彦之丞・山村静衛へ過日歡之返礼二行、長束・深町両家二而酒出ル、長束へ者堀尾嘉善参り被居、同家近所石井辰作跡屋敷、此度堀尾より分割御売下願置候場所見合之義被頼見合入、又湯川大属不快を訪、池谷栄・久留俊造へ過日之返礼二行、黄昏前歸宅、慈君辻江御出被成、おたけも歸ル也、河野・加藤・岩波三士今朝八字乘船、出帆之由也

二日、丁巳、曇、寒氣寛、朝九字過出庁、夕五字前退、堀尾祠堂祭事二被招、退後参ル、池田斎・山村静衛・長束清次郎会、有饗、夕方吉田嘉一入来

三日、戊午、晴、寒威厳、朝上田家臣白井熊太郎入来、謁、九字後出仕、夕四字退衙、夜慈君從辻御歸被成、喜和馬送り被成、酒を饗入

四日、己未、晴又曇、寒威強、朝九字出仕、夕五字前退、福井県権大参事千本久信当県権参事二被任候旨御布令有之也

五日、庚申、晴、朝繁霜、嚴冷、九字登庁、四字退衙、夜長武左衛門江入来過日隠居・家督之歡、且返礼事毛有之、行、酒を出入

六日、辛酉、曇後晴、寒緩、休暇、横地三弥入来、岡山伊太郎も来ル

七日、壬戌、晴後曇、午後雪降、寒威頗猛、朝九字前出庁、五字退、平川静一郎

221 十二月

去ル四日從東京歸着之由、又々御改革ニ而御国内七拾五県ヲ被存、余者皆廢県ニ成、  
\*  
甲奴郡一円当県管轄ニ相成候由也  
\*  
八日、癸亥、終日雪降、寒威嚴酷、有堅氷、朝九字登庁、夕五字退、德永吉十郎方  
倅典次郎不埒筋有之、謹慎申出置候処、不及其義旨今日達有之旨為知来、使を以挨拶・歡申遣入

注

各注の冒頭に掲げた数字は、本文中の箇所を示している。上(アラビア数字)が本文の頁数、下(漢数字)がその頁の行数である。ただし、頭書は行数を示さなかった。広島藩士についてはその経歴などを示すように努めたが、本書の明治二(四年(一八六九(七)))には改名が多く、同一人と特定できない場合もある。なお、「前編」とは「芸藩志」巻一三三(一三九収録の「藩士職祿簿前編」、「後編」とは同書巻一四〇(一四六収録の「藩士職祿後編」のこと。前者は明治元年五月現在、後者には記述はないが、同四年七月の廃藩置県直前と思われる。三原浅野家士については、『増補三原志稿』収録の同二年七月「明治維新の際の家臣」も載せた。上田家士については「上田家中侍帳」(三原市立中央図書館蔵)を載せたが、時期は不明。

- 3・五 源 長訓ながみち 第九代広島藩主浅野長訓(一八二二(一八七二))。父は七代藩主重晟の三男右京長懋。文政元年(一八一八)浅野家の青山内証分家を継承、安政五年(一八五八)に急逝した広島藩主浅野慶熾むねひらの遺跡を継承し広島藩主。明治二年(一八六九)一月、病気のため致仕。
- 3・七 紀 道興みちかき 広島藩家老東城浅野家当主浅野道興みちかき(一八二五(一八八四))。通称は勅典、大炊、豊後、河内。明治三年六月に黙夫と改名。実父は先々代高平。嘉永元年(一八四八)に先代道博から家督を継ぎ家老。明治元年十月に諱の道興を名乗りとする。同二年七月に家督を養嗣子道敏(守夫)に譲り隠居。「前編」では家老、一万石。
- 3・頭書 睦仁 明治天皇(一八五三(一九二二))。慶応二年(一八六六)十二月、父孝明天皇の崩御により皇位を継承し、同三年一月九日に践祚。同四年八月二十七日に即位。明治四十五年九月二十二日に崩御。
- 4・四 慈君 邦裕の継母、仙一七九〇(一八一八)。邦裕の父星右衛門の妾で、邦裕の義母。妹梅(辻政徳妻)の生母。上御書翰列故蔵田百太郎の姪で、実は家

## 223 注

- 4・五 老三原浅野家士吉光軍右衛門の娘。邦裕の実母死後、天保三年(一八三二)十二月に入家。邦裕は万延元年(一八六〇)に申し出て養母の身分としている。
- 4・五 敬次郎 家老東城浅野家士村上敬次郎(一八五三〜一九一九)は邦裕の養子。実父は堀尾嘉壽。用人堀尾誠意は実兄。邦裕の実子千代雄槌の死後、文久三年(一八六三)九月に村上家の養子(厄介)となり、慶応二年に洋学を学ぶため江戸遊学、明治二年に英国へ留学し、同七年に帰国。広島英語学校の教員を経て、同九年に海軍省に奉職。少書記官、海軍大臣秘書官、大臣官房主事、経理局第一課長を経て、日清戦争では呉鎮守府監督部長。旅順口海軍根拠地主計部長として功があり、同三十年に主計総監、その後海軍省経理局長。北清事変・日露戦争の功により、同四十年に男爵。
- 4・七 御宇衛様 浅野道興の室。名は於忠。父は上田家先代の家老上田安節。安政四年(一八五七)に婚姻。
- 4・八 二葉山 広島城下新開組明星院村の二葉山神社は、九代藩主浅野斉肅が藩祖長政を追悼し、藩政再建の精神的支柱とするために建立された。天保六年に遷宮。社領は三〇〇石。明治元年から祭礼は九月十五日の一日だけとなった。同六年に県社となり、饒津神社と改称。
- 4・八 三之御丸稲荷社 広島城内三之丸西南隅に広大な境内と荘厳な社殿をもつ稲荷社。六代藩主宗恒が境内を定めて社殿を一新。二月初午の稲荷神祭礼には広く領内からの参拝が許され、活況を呈したこともあった。厳島神社とともに気候順行祈願なども行われた。
- 4・一〇 堀尾誠意 家老東城浅野家与力で用人。邦裕の養子敬次郎の実兄。通称勝登。後に克登と改名。「前編」では浅野河内与力、二〇〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。忠英 家老三原浅野家当主浅野忠英(一八元〜一八九七)。通称は朝負、雅楽、右近。後に敬五と改名。父は先々代当主忠敬。安政三年(一八五〇)に先代忠助(忠)から家督を継ぎ家老。「前編」では家老、三万石。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 4・一四 重美 家老上田家当主上田重美(一八二〇〜一八八八)。通称は主水、諱は安敦。明治元年十月に重美、後に千庫と改名。剃髪後は讓翁と号す。父は先々代の安世。安政三年(一八五六)に先代安節から家督を継ぎ家老。明治三年十月に家督を養嗣子龍之助(重遠)に譲り隠居。「前編」では家老、一万七千石。
- 4・一五 深町躬近 家老三原浅野家士。通称は真喜太

- 諱は躬近。慶応四年五月までに鴻作、明治二年四月までに完きたむ、さらに同四年正月までに芳夫と改名か。「明治維新の際の家臣」では目附、一六石三人扶持。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 4・二五 丹羽正 家老上田家士。通称は正蔵。父は正司。「上田家中侍帳」では第一級中等用人。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 4・二五 久留杏造 家老三原浅野家士。「明治維新の際の家臣」では用達所詰頭取、一五石三人扶持。明治二年十二月までに俊造へ家督を譲る。
- 4・二五 山村静遠 家老上田家士。通称は静登。「上田家中侍帳」では第一級中等用人。明治三年九月までに静衛と改名か。家老廃止後は広島藩士。同三年十一月に監察。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 4・二五 久野覚 家老三原浅野家士で用人。通称は邦太郎。「明治維新の際の家臣」では目附、一三〇石。明治元年九月に秀太郎から家督を継ぐ。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 4・二五 久野秀太郎 家老三原浅野家士で用人。明治元年坪内操 家老上田家士。通称は久米之助。「上田家中侍帳」では第二級下等勅定奉行。父文治は邦裕の父星右衛門の実兄。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 4・二五 木野氏 家老上田家士。当主の謙造は行方不明中。邦裕の父星右衛門の実父は家老上田家士木野文右衛門。また、邦裕室のお並は星右衛門の兄左守文右衛門の子の娘。
- 4・二五 西向寺 城下細工町の浄土真宗本願寺派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
- 4・二五 妙慶院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。村上家の菩提寺の一つ。
- 4・二五 脇本尚雅 家老三原浅野家士で用人。通称は武兵衛。三原浅野家「明治維新の際の家臣」では用人。二五〇石。
- 5・七 久野秀太郎 家老三原浅野家士で用人。明治元年中川央 家老上田家士。通称慎太郎か。用人を経て、上田家中侍帳」では第四級中等御馬廻。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。

## 225 注

- 5・八 年九月に隠居、邦太郎(寛)へ家督を譲る。同二年四月までに良と改名。  
岩崎良之進 家老東城浅野家士。文久元年(一八六〇)に常介から相続。岩崎家は村上家の親戚筋に当ると思われるが詳細は不明。先手銃隊頭兼帯、大砲頭兼帯等。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵引)。
- 5・九 佐久間藤之丞 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵引)。
- 5・一〇 毘沙門天 正月初寅の日は毘沙門天像の縁日。この毘沙門天は、故渡辺宗右衛門が楠の枯大木から京都の仏師に依頼して彫らせたもので、初め東城浅野家上屋敷に安置されていたが、文久元年五月に邦裕屋敷に遷された。以降、東城浅野家では正月初寅に毘沙門天に参詣する記事がある。
- 5・一四 田中実五郎 家老東城浅野家士。足輕。
- 5・一四 岩崎およし 岩崎良之進母。岩崎家は家老東城浅野家士。村上家の親戚筋に当ると思われるが詳細は不明。
- 5・一四 土屋篤三郎 家老東城浅野家士。万延二年(一八六一)に歩行組本格。
- 5・一七 与力 東城浅野家の知行高は一万石であるが、うち二千石は、二代高英が寛永十八年(一六四一)家老を命じられた際に、本藩から与力知として与えられた。以降、幕末まで変遷はあるが、二名の与力が東城浅野家士として別格に扱われている。与力のうちには東城で在番する者があるが、毎年正月十五日には出府の上、御礼登城するのが恒例。
- 5・一八 宮崎 家老東城浅野家与力の宮崎藤九郎勝正。「前編」では浅野河内与力、一五〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋引)。
- 5・一八 深江静衛 家老東城浅野家与力。諱は重威。「前編」では浅野河内与力、一五〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋引)。
- 6・二 吉田与九郎 家老東城浅野家与力。諱は正勝。後に早苗と改名か。「前編」では浅野河内与力、一八〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋引)。
- 6・三 小鷹狩介之丞 広島藩士小鷹狩介之丞(一八一八〜一八七九)。諱は元弼。後に正作と改名。号は柳処。慶応四年五月に会計局勘定所吟味役。「前編」では吟味役、二二三三人扶持。同年七月には蔵奉行次

- 席、知郡局吟味役兼会計局吟味役兼帯。明治二年八月に監察。
- 6・九 堀尾嘉善 家老東城浅野家士。堀尾誠意・村上敬次郎の父。通称善太夫、号は笑石。文久三年(一八六三)に隠居、勝登(誠意)に家督を譲る。
- 6・九 三宅内外 家老東城浅野家士で儒者。号は橋齋。嘉永三年(一八五〇)に学事付御武具方加。明治三年三月十一日に七十二歳で死去。
- 6・二 宇津神社 豊田郡大長村(現呉市豊町大長)鎮座の神社。
- 6・三 渡辺寛 家老東城浅野家士で用人役。通称雅登。明治三年八月までに周威(または脩造)と改名か。
- 6・二八 若殿様 広島藩世子浅野長勲(一八四一―一九三七)。父は浅野懋昭。安政三年に浅野家青山内証分家長訓の養嗣子となり、長訓の広島藩襲封にとまない同家を継承、さらに文久二年に藩主茂長(長訓)の世子となる。慶応三年十二月の小御所会議で薩長と土佐藩の間に入り会議をまとめる。議定など明治政府の要職を勤めた後、明治二年一月に襲封して第二二代藩主、六月に広島藩知事となる。
- 7・二 大島正雄 家老東城浅野家士。通称五兵衛。明治二年十月に日比新と改名。吟味役同格。知行格御用部屋頭取、御用達同格、勘定奉行を経て同年十月に徹事。
- 7・二 近江守 広島藩青山内証分家当主浅野長厚(一八四一―一八七三)。浅野懋績の四男。文久二年に同家を継承し、近江守と称す。同三年十二月、幕府から藩内への帰任を命じられ、高田郡吉田に移住。明治二年六月に華族に列せられたが、十一月に本藩を通じて華族の列を退くことを政府へ願い出て聴許され、内証分家は本藩に合併した。
- 7・二 南御門外御屋敷 南御門は城郭三の丸の南、中濠との間にある。長厚・道敏の美父浅野懋績が居住した。
- 7・七 八丁馬場 城郭三の丸から南御門を出て中濠を渡り、家老三原浅野家上屋敷などを過ぎると東西に貫く大道。八丁馬場の西は小姓町口御門、東は京口御門。
- 7・八 田中正夫 広島藩士。通称は此母か。明治元年頃の「家中屋敷割図」には八丁馬場の東南に「田中此母」の屋敷が見える。「前編」では側者頭、二四〇石、「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 7・八 森岡弟婦 高木唯一の妹、たつ。弘化五年(一八四八)三月二十三日に万之進の後妻として森岡家へ入る。森岡家が士列であるのに対して高木家は歩行列であったが、邦裕は、たつの「人柄方発至極

## 227 注

- 7・九 家之為二相成候者と見込」んで縁談に賛成した。  
家小 邦裕の妻。故木野一馬の妹お並。天保七年(一八三六)四月に婚姻。
- 7・三 職制階級 広島藩では、前年の行政機構の改革に引き続き、この日職名の変更(副総督を副総管と変更等)、評定・裁判の両職の設置と政事堂への出仕議政と行政とは区分)、試事寮の開設、職制の階級改定といった改正が行われ、従来の家格・役職・禄高による門閥制度を打破し、人材の登庸が図られた。
- 8・三 浅野忠 家老三原浅野家隠居の浅野忠(一八七〇-一八九二)。通称は遠江、飛騨など。諱は忠助、忠厚。先々代当主忠順の子。慶応四年五月に政事堂副総督、その後副総管となるが明治二年十月に辞職。廃藩置県後の同五年には殿島宮司となる。
- 8・五 政事堂 慶応四年五月の藩政改革で、それまでの御用達所にかわり設置された、藩政を総裁し重要政務を裁定する役所。総督・副総督・参政・顧問・大監察・側祐筆等が出仕する。
- 8・三 辻おたけ 辻政徳と邦裕の妹お梅との娘。生年不明。
- 8・三 吉弥 辻政徳とお梅の子。文久二年三月四日生。明治四年から八年まで村上邦裕・松浦豊吉に学び、同年九月に広島英語学校に入学、広島県英学校に入学。
- 9・二 道敏 家老東城浅野家嗣子浅野道敏(一八五五-一九三八)。通称は守之進。明治三年六月に守夫と改名。浅野懋績の六男。同二年七月、道興の隠居にともない東城浅野家を相続。「後編」では学校係。
- 9・四 豊安丸 原船名は「dan」号。慶応二年(一八六六)七月十八日、長崎の英商オールドから購入した鉄製蒸気外車汽船。長さ三〇間四尺(約五五メートル)。四七三トン、一二六馬力。後に豊安丸と改名。
- 9・五 田口太郎 広島藩士田口太郎(一八四〇-一九三三)。後に恵と改名。文久三年に辻将曹に伴われて上京、以後尊攘派として行動。その頃英国遊学を試
- 8・二四 武内保之進 家老東城浅野家士。小姓組本格御次詰、槍術師範、目付、銃隊頭等。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 8・二五 辻政徳 家老東城浅野家士。邦裕の異母妹お梅の夫。通称は清人、慶応三年十月に織之丞。明治元年十月に政徳、同三年六月に喜和馬と改名。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 8・二四 島県中学校に学ぶ。同十三年に大阪専門学校で医学を学び、翌年は東京大学理学部で代数幾何学・化学・論理学・心理学・金石学・地質学等を学ぶ。同十五年広島県学務課に入り、翌年に広島県福山中学校二等助教諭となる。

みて失敗。江戸に出て開成所に学び、慶応二年には同所教官となる。その関係から広島藩でも子弟五〇名を江戸に遊学させ開成所で学ばせた。明治元年藩校洋学教授となり、同二年には村上敬次郎等四名を伴い英国へ留学。同六年の帰国後は大蔵省紙幣寮、太政官、海軍省、司法省の官吏を歴任。なお、敬次郎室は田口太郎の妹ツル。

9・二五

静一郎 家老東城浅野家士平川静一郎。歩行組並に取立てられ、書役、村方掛、代官添役等。家老

廃止後は広島藩士。明治三年三月に権少属、同年十一月に史生、同四年六月に権大属(刑律係)。「後編」でも同様。同年十月に広島県権大属(刑律係)。

9・二六

湯川忠義 広島藩士。通称静次郎。目付・郡廻り等を経て、「前編」では大目附同格、学問所掛、

一六〇石。明治元年十月に洋学所事務担任、同二年八月に洋学監、十一月に学校大属(洋学所係)。

9・二七

遠野繪郷 広島藩士。「芸藩志」などでは「倫卿」。通称は弥たかひ。後に弥藤太と改名。郡奉行、町奉行

上席等を経て、「前編」では支藩用達役(先手者頭次席)、一七五石、明治元年十月に洋学所事務担任、同二年一月に大目付(医学所洋学所係)、八月に医学監、十一月に学校大属(医学所係)。「後編」では大属(監察係)。

9・二七

洋学修行 田口太郎・遠野寛亮・西川虎之助・村上敬次郎の四名は洋学修行のため上坂し、二十日に大坂でさらに欧州留学を命じられた。在坂藩士日置権蔵が同地へ在留の英商「オールド」商会へ依頼し、留学を斡旋させた。四名は私費留學生中村孟とともに、神戸から英国のペンシラ「アンド」オリエント「スチーム」ナヴィゲーション社(略して「P.O.」、片島東洋汽船会社とも訳し、「彼阿」とも略称)の汽船に搭乗して出発した。「オールド」商会からは、英国の「フーハ」商会に移牒して就学の斡旋を行わせた。

10・一〇

妹 邦裕の異母妹お梅。興勤めの後、嘉永三年(一八五〇)四月十日に東城浅野家士辻清人(政徳)と

婚姻。

10・二

節宣せつせん 家老上田家先代安節の五男節宣(一八四九

〜一九〇七)。通称は亀之助、典膳、諱は安靖。後に節宣、亀次郎と改名。安敦の嗣子となるが、慶応元年に病弱のため廃嫡。上田家は、明治三年に重遠(龍之助、浅野長祐一男)が継承したが、同九年に病気のため家督を辞したため、重美(安敦)が再度継承、翌十年に亀次郎(安靖)が継いだ。ここでは節宣の子が誕生したという意か。

10・二三

貞之助 家老東城浅野家士星野貞之助。家老

## 229 注

- 11・二八 浄誓院 家老東城浅野家士の故森岡万之進。名は邦靖(一八三丁一八六八)。邦裕の同母弟。慶応四年二月六日に病死。
- 11・二六 岡島安産 堀尾嘉善の娘で、村上敬次郎姉ちかの出産。慶応三年二月に岡島平之進と婚姻し、この日出産するも、九月に病弱を理由に離縁となる。信太郎 家老東城浅野家士の故森岡万之進の遺児。幼名は信槌。万之進は邦裕の実弟。文久二年(一八六二)十月二十六日生。明治二年七月から邦裕の厄介となる。
- 11・五 足助九一郎 広島藩士足助久一郎。諱は正直。奥小姓を経て「前編」では目附使番兼役、一九〇石。明治二年八月に監察、「後編」では権大属監察係。
- 11・二 虎次郎 慶応四年六月から邦裕が召し抱えた家来。田川権右衛門の倅。明治三年三月に広島藩に召し抱えられる。「後編」では第二大隊卒族。
- 11・二六 岡島平之進 家老東城浅野家士。目付、銃隊頭等。慶応三年一月に堀尾嘉善の娘ちかと婚姻。明治二年九月に離縁。同四年三月に木野しつを後妻に迎える。
- 11・一八 浄誓院 家老東城浅野家士の故森岡万之進。名は邦靖(一八三丁一八六八)。邦裕の同母弟。慶応四年二月六日に病死。
- 11・一八 時太郎 家老東城浅野家士。高木来助の二男。慶応四年二月に邦裕の実弟森岡万之進が没したため、その二女ますの婿養子となる。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役卒族。
- 11・頭書 殿様御隠居 上京した浅野長勲は、長訓致仕と長勲襲封の請願書を提出、一月二十四日に参内して許された。
- 12・一〇 西蓮寺 城下細工町の浄土宗鎮西派寺院。森岡家の菩提寺。
- 12・二 興徳寺 城下田中町の臨濟宗妙心寺派寺院。木野家の菩提寺。
- 12・二五 水谷 水谷家は家老上田家士。当主は貢。邦裕の父方の伯父・伯母の家。父星右衛門は、上田家士木野又左衛門の子で、村上家の養子となり、星右衛門の兄又左衛門は水谷家の養子となった。
- 12・二五 河瀬尚 家老上田家士。通称喜和馬(極人)。家司などを経て、「上田家中侍帳」では第四級中等御馬廻。明治二年十二月までに家督を倅虎次郎へ譲る。
- 12・二五 堀田正員 家老上田家士。「上田家中侍帳」では第四級中等馬廻。
- 12・二五 浄念寺 安芸郡段原村金屋町の浄土宗鎮西派寺院。

230

- 13・二 酒井雅楽頭 姫路藩酒井氏第一〇代藩主酒井忠邦(一八五四～一八七九)。
- 13・二 晴光院 姫路藩酒井氏第五代藩主酒井忠学(一八〇九～一八四四)の室、喜代姫(一八一八～一八六八)。明治元年十二月二十四日に死去。喜代姫は將軍徳川家斉の二五女で、泰栄院の妹に当たる。
- 13・二 泰栄院 九代広島藩主浅野斉肃の室で、將軍徳川家斉の二四女末姫(一八一七～一八七二)。政府が在江戸の諸侯家族の帰国を命じたため、明治二年四月三日に東京を發し、五月十一日に広島へ到着し、広島城三之丸に入る。
- 13・二 寿操院 第八代広島藩主浅野慶熾室、尾張徳川大納言齊莊の娘利姫(一八三六～一八八五)。安政五年の慶熾死後に寿操院と称す。齊莊は將軍徳川家斉の二男なので、晴光院は寿操院の叔母に当たる。文久二年の参勤交代緩和により、同三年三月に江戸を發して広島へ向かったが、途中病と称して名古屋へ滞留、明治三年九月に広島へ帰国した。
- 13・五 小島貞固 広島藩士。通称は定馬か。後に純平と改名。「前編」では奥詰、一二〇石。明治二年八月に監察。
- 13・六 兵蔵 家老東城浅野家士森島兵蔵。水主佐兵衛の子。安政二年以来十一年間にわたり村上家の家来を勤め、文久三年に東城浅野家へ二人扶持鉄炮組で抱えられた。慶応元年に切米二石、刀差組勘定所詰、東城御趣法掛。家老廃止後は広島藩士。「後編」では第一大隊卒族。
- 13・二 辻 維岳 広島藩士辻維岳(一八三二～一八九四)。通称は將曹。号は僊風。「前編」では年寄上座、一二〇石。明治二年二月に大寄合。王政復古の功績により新政府で参与、内国事務局判事、大津県知事などを歴任。同二年九月に永世禄四〇〇石を与えられ、同二十三年に男爵。
- 13・二五 星出平八郎 広島藩士星出平八。諱は信讓。側詰次席を経て、「前編」では先手者頭添役、一四五石。明治二年八月に監察。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 13・頭書 三宅八太郎 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では学校係。
- 14・三 遠野寅亮 広島藩士遠野寅亮(一八九三)。明治二年に広島藩の留学生として英国へ渡る。パリへ移り、同十七年九月に帰国。その後の経歴は不明。
- 14・三 西川理三郎 ここは広島藩士西川理三郎(一八三二～一八七二)の子、虎之助(一九頁の注参照)の誤り。
- 13・頭書 三宅八太郎 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では学校係。

## 231 注

- 14・二五 浅野惟聡これち 広島藩公子浅野懋昭の子。通称嘉吉。兄長勲が青山内証分家の養子になると沢家の嫡子。兄長勲が青山内証分家の養子になると沢家の嫡子。
- 14・三 中村孟たけし 広島出身の医師。村上敬次郎らと慶応二年に江戸へ遊学。明治二年に敬次郎らとともに英国へ渡る。その後パリに移り、同十八年一月に帰国し、海軍省に奉職。
- 14・九 版籍返上之建白 明治二年一月二十日、薩長土肥の四藩主が連名で版籍奉還の上表を政府に提出した。政府は天皇の東京再幸後に会議を開き、公議を尽くした上で処置を決定すると沙汰した。その後、二十四日に鳥取、二十七日に佐土原、二十八日に福井・熊本・大垣藩などの建白書提出が相次ぎ、五月三日までに二六二藩に及んだ。広島藩主浅野長勲が版籍奉還の建白書を提出したのは二月十九日であった。
- 14・頭書 外衛しんごう 広島藩公子浅野懋昭とくし。通称は中務、式部。号は松塙。八代藩主浅野齊賢の弟右京長懋ながしの八男。浅野権太夫の養子、さらに沢讃岐の婿養子となり、沢外衛忠烈と称す。年寄見習などを経て、安政三年に中老格。浅野姓を賜わり、実兄長訓が一代藩主となると、文久三年六月に本家に復して浅野中務と称す。兄懋績とともに藩政参与、慶応四年五月に長訓が世子長勲、懋昭の子に藩政を委任すると藩政補助を命じられる。
- 14・一六 堀江直規 広島藩士。通称は太左衛門か。のち豊夫と改名か。「前編」では用人、一一〇〇石、明治二年八月に家令、「後編」では家扶。
- 14・一五 於亀 浅野懋昭の三女。明治二年十一月に浅野道敏守夫の夫人となるが同八年八月に離縁。のち東京府士族小林元位室。
- 14・二五 となり、文久三年、父の公子引上げとともに沢家を相続し、浅野姓を賜る。「前編」では並寄合、一一〇〇石。明治二年八月に家令。

- 東城浅野家養嗣子道敏の祖父にあたる。天保七年（一八三六）一月十九日に死去。
- 15・七 石内村 佐伯郡最北端の石内村は家老東城浅野家の給知村。
- 15・頭書 浅野主鈴 広島藩士。八代藩主浅野斉賢の弟右京長懋の六男。嘉永四年（一八五〇）に年寄役となり、若狭と改称。安政三年（一八五六）四月に病没。
- 15・頭書 関尚之丞 広島藩公子浅野懋績としく。通称は内記、号は松園。浅野右京長懋の七男。浅野左門昌倫の養子、さらに関蔵人忠親の婿養子となり、関蔵人忠敬と称す。安政三年に年寄役となるが、実兄長訓が藩主となると、文久三年（一八六三）六月に本家に復し、浅野内記と称す。同年七月より弟懋績とともに藩政参与、慶応四年五月に長訓が世子長勲（懋昭の子）に藩政を委任すると藩政補助を命じられる。内証分家の長厚、東城浅野家の道敏の父。
- 15・頭書 関蔵人 広島藩士。諱は忠親（一七八八）一八四三。天保四年（一八三三）に年寄上座に就任、人材を抜擢し国益政策を主導した。
- 15・頭書 浅野権大夫 広島藩士。諱は忠如。文政八年（一八二五）に番頭。
- 15・頭書 浅野出雲 広島藩士。右京長懋の子。内膳 李、美濃、後に出雲と改称。諱は道砥。文政十二年に
- 浅野権大夫の養子となり、さらに浅野主計の養嗣子となる。弘化元年（一八四四）に養父主計の跡目知行四八〇石を賜わる。嘉永五年に番頭となり知行一〇〇〇石。文久三年に中老格。慶応三年六月に死去。
- 16・三 集會 在広の三家老（三原浅野家・上田家・東城浅野家）重臣間では、三家持回りで定期的に相互連絡を目的とする集會が開催される。
- 16・六 オールト オールト William John Alt は安政三年（一八五六）八月に初めて長崎に来航したという。大浦居留地七番地にオールト商会を開き、船舶・銃砲・反物などを諸藩に売込むとともに、同一九番地に製茶所を設けて茶を輸出した。広島藩に対しては、慶応二年に一二斤のアイムストロング大砲と豊安丸を、翌三年には蒸気船京都丸を売却している。
- 16・七 中川吉兵衛 広島藩の御用達商人。屋号は中島屋。後に政之介と改名。「前編」では郡町農工商扶持人、一二二人扶持。慶応二年、広島藩が長崎へ進出するため、薩芸交易に深く関与していた船越寿左衛門・小鷹狩介之丞が長崎へ派遣されたとき、御用達商人の豊島屋（桑原）儀三郎とともに随行。同三年十月、邦裕が銃器買付けのため長崎へ出張し

## 233 注

- 16・二六 饒津大明神 浅野家の太祖浅野長政(一五四七―一六二一)の霊。天保六年(一八三五)十一月、藩主浅野齐肃は藩祖長政追悼のため二葉山社を建立し、長政の神霊(饒津大明神)を神位に勧請した。
- 16・二七 齐肃公 第九代広島藩主浅野齐肃(一八七―一八六八)。天保七年十二月、左少将に叙任。慶応四年一月十二日死去。諡号は温徳院。室は第一代將軍徳川家育の二四女末姫(泰米院)。
- 16・二八 慶熾公 第八代広島藩主浅野慶熾(一八三六―一八五八)。諡号は大光院。
- 17・三 安井元哉 家老上田家士。後に彦之丞と改名か。「上田家中侍帳」では第一級中等用人。家老廃止後は広島藩士。明治三年十一月までに分隊長を命じられる。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 17・三 小野秀平 家老上田家士。「上田家中侍帳」では第三級中等御用達頭取。
- 17・七 徳了寺 奴可郡東城町の浄土真宗本願寺派寺院。
- 17・二〇 おみね 辻政徳とお梅との娘。慶応四年一月二十二日に出生。
- 17・二〇 吉本 家老東城浅野家士吉本恒之丞。慶応二年に御出頭加。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 17・二五 勘助 村上家で慶応四年八月二日より抱えた小者。明治二年十月に小人に召し抱えられる。
- 18・九 蒸気車 七月十七日条によると、敬次郎一行は二月二十六日に長崎港を出航、四月二十四日に英国に到着したが、詳細な経路は記されていない。スエズ運河が開通するのは西暦一八六九年十一月十七日で敬次郎一行は通行していない。一八五八年までに英国によりスエズ、カイロ、アレクサンドリア間、全長二六〇マイル(約四二〇キロメートル)の鉄道が完成しているので、一行はこの鉄道を利用して、アレクサンドリアからは地中海を航海、スペイン国内の英国支配下にあったジブラルタルを経由して英国に向かったものと思われる。
- 19・七 石原篤 広島藩士。通称啓八郎。先手者頭次席、少将様近習詰頭取を経て、「前編」では大目附(学問所掛)、二四〇石。明治二年八月に大監察「後編」では家扶。
- 19・七 浅野秀 広島藩士。通称は秀之丞。側用達役並寄合次席等を経て、「前編」では大目附、一六〇石。明治二年八月に大監察。
- 19・二 渡辺廉之助 家老東城浅野家士。代官、割奉行、武具方掛、吟味役等。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。

- 20・二 池田加賀守 池田氏は安芸郡牛田村の神田八幡宮の社人。加賀守はのち直温と称す。
- 19・頭書 西川寅之助 広島藩士西川虎之助(一八五五-一九二九)。父は理三郎。慶応二年十二月に村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸へ遊学。帰郷後は広島藩学校通弁方。明治二年に敬次郎らと英国へ留学し、応用化学を学ぶ。同十二年の帰国後は大蔵省印刷局技師、のち化学技師として活躍し、大阪アルカリや大日本人造肥料の技師長や重役を歴任した。
- 20・八 森仙太郎 家老東城浅野家士。文久二年二月、年来馬術出精を賞され知行格となる。家老廃止後は広島藩士。「後編」では調騎。
- 20・一〇 浅野智妙院 讃岐の子左仲義質室の八百。浅野左門直秀の二女。左仲は天保四年に短命で病没したため、一女於勇に外衛忠烈(懋昭)を婿養子に迎え、讃岐の家督を継がせた。
- 20・二三 木野おしつ 家老上田家士故木野一馬の娘。出生年月日は不明。
- 20・二六 矢野清 家老東城浅野家士。通称は犀右衛門。明治二年十月より津留見久衛と改名。勅定奉行等を経て同二年十月に徹事。
- 20・一九 誓願寺 城下天神町の浄土宗深草派寺院。
- 21・一 海蔵寺 家老東城浅野家の給知、佐伯郡古江村の曹洞宗寺院。同家の菩提寺で、境内には歴代の墓所がある。
- 21・六 議定 浅野長勲は三月六日に参与職を免じられ、改めて議定職に補任(五月十七日に免)されるとともに、従二位権中納言に叙任された。長勲はそれまでは従四位下左少将で、浅野家歴代も二代藩主光晟以降は従四位下権少将の家格であった(斎肅と慶熾は従四位上)。
- 21・六 中御門大納言 議定兼會計官知事中御門経之(一八二〇-一八九一)。経之は王政復古とともに議定に任じられ、明治元年閏四月に権大納言、同二年十一月大納言となった。
- 21・二三 伴千大夫 広島藩士。奥話を経て、「前編」では側者頭添役次席、一五〇石。その後側詰膳番兼、武器奉行を経て、「後編」では庁掌。
- 22・一 御東幸御留守 明治二年三月七日、明治天皇は前年に続く再度の東京行幸のため京都を出発し、太政官も東京へ移された。在京中の浅野長勲は京都居守を命じられた。
- 23・七 原庄太郎 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では第二大隊卒族。
- 23・一〇 先考 邦裕の父星右衛門。家老上田家士木野文

## 235 注

- 24・一八 藤川甚吉郎 家老東城浅野家与力。每登弥六〇
- 24・一八 実応 邦裕の四男千代雄槌の法名実応源心童子。安政四年(一八五七)五月二十六日生。文久三年(一八六三)四月三日没。
- 23・二六 小川元調 広島藩士。明治二年以前の「前編」では側医並、一八五七。
- 23・二四 長 武左衛門 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。明治四年十二月頃に隠居。
- 23・二四 桑原吉郎二 広島藩士。明治四年三月までに吉郎太と改名。慶応三年五月に歩行格となり、同四年三月に御船手道具方。明治二年冬に平船附。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。村上家四代勇蔵信志室が桑原家の出身であり、村上家とは親戚筋に当たる。
- 23・二〇 先妃君 邦裕の母阿重。邦裕の祖父で村上家四代勇蔵信志の娘。文化十年(一八三三)春、藤川弥七郎保明の養女となり、二月二十五日、村上家の養子となった六代星右衛門邦韶に嫁す。文政十三年(一八三〇)三月二十二日死去。法名秀光院釈淨大姉。
- 24・頭書 田口牛之助 広島藩士。太郎の父。「前編」では勘定所読書翰方列、一五石三人扶持。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 25・一六 安芸守 二月十九日に前藩主長訓の安芸守辞任
- 24・頭書 の嫡子。目付同格銃隊頭兼帯等。家老廃止後は広島藩士。明治四年二月に家督相続。「後編」では軍務係。邦裕の先々代(村上家五代)藤次郎信好は每登の祖父武左衛門の四男。
- 25・一六 朝彦 朝彦親王(一八二四～一八九〇)の父は伏見宮邦家親王。幕末に宮中で公武合体派として活躍したが、慶応三年に王政復古派から排斥、参朝を停止された。同四年八月に、徳川慶喜を通じて陰謀を企てたとして仁孝天皇養子及び親王の身位・位記を止められ、広島藩に預けられた。明治二年三月二十五日に罪一等を宥され、さらに広島藩へ居住、謹慎したが、同三年閏十月二十日に実家への復帰が認められ、帰洛した。同五年一月に謹慎を解かれ、一家を立てて久邇宮を称す。
- 25・一六 徳川慶喜 第一五代將軍徳川慶喜(一八三七～一九一三)。水戸藩主徳川斉昭の七男。慶応四年正月の鳥羽・伏見の戦いに敗れて江戸へ帰り、江戸城無血開城を行い、水戸弘道館で謹慎した。明治二年九月に謹慎を解かれ静岡へ移された。

右衛門政章の第九子。諱は邦韶、字は九成、初名は信度(字君節)、号は南垌。弘化三年(一八四六)三月十六日死去。法名超徳院雲外南垌居士。

邦裕の祖父で村上家四代勇蔵信志の娘。文化十年(一八三三)春、藤川弥七郎保明の養女となり、二月二十五日、村上家の養子となった六代星右衛門邦韶に嫁す。文政十三年(一八三〇)三月二十二日死去。法名秀光院釈淨大姉。

桑原吉郎二 広島藩士。明治四年三月までに吉郎太と改名。慶応三年五月に歩行格となり、同四年三月に御船手道具方。明治二年冬に平船附。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。村上家四代勇蔵信志室が桑原家の出身であり、村上家とは親戚筋に当たる。

長 武左衛門 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。明治四年十二月頃に隠居。

小川元調 広島藩士。明治二年以前の「前編」では側医並、一八五七。

実応 邦裕の四男千代雄槌の法名実応源心童子。安政四年(一八五七)五月二十六日生。文久三年(一八六三)四月三日没。

藤川甚吉郎 家老東城浅野家与力。每登弥六〇

24・頭書

25・一六

25・一六

25・一六

25・一六

25・一六

- 26・六 姪 邦裕の実弟森岡万之進の娘さよ。慶応二年三月二日に星野貞之助と婚姻。明治二年十二月頃より「あい」と改名。同四年十月十四日に死去。
- 26・頭書 実山 邦裕の二男幾三郎の法名実山賢秀童子。嘉永四年(一八五二)七月十四日生、安政二年(一八五五)八月九日没。ここは実成(千代雄樵)の誤記。
- 27・一八 御泉水 広島城東方の武家屋敷町である上流川町の北部にある庭園で、泉水屋敷・泉水館とも呼ばれた(現縮景園)。初代藩主浅野長晟の入国翌年の元和六年(一六二〇)から造営が始められ、歴代の藩主、特に五代吉長、七代重晟、八代斉賢の時代に整備された。
- 29・五 臧温 村上家初代三郎右衛門。法名は慈眼院釈覚性利円居士。家老東城浅野家の居館がある東城に程近い奴可郡未渡村の出身で、当初同家与力の宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足輕に取り立てられたという。宝永二年(一七〇五)八月九日死去。
- 29・二五 重安君 広島藩家老上田家初代重安(一五六三-一六五〇)。茶人・造園家としても知られ、宗箇と号した。浅野氏が元和五年(一六九)に芸備両国に入封した際、一万石のうち二万七〇〇〇石を与えられ、周防国との国境、佐伯郡小方村に配された。
- 29・頭書 蔵田 広島藩土蔵田庫之進。「前編」では歩行組、左右歩行小姓、一九石三人扶持。「後編」では無役士族三村権蔵請引。
- 29・頭書 処事局 明治元年十一月二十四日、東城浅野家では機構改革が行われ、それまでの御用部屋は処事局、勘定所は制用局と改称された。
- 30・二五 水谷嬢氏 邦裕の父星右衛門は上田家士木野又左衛門の子で、「水谷伯母」の夫水谷又左衛門は星右衛門の実兄。明治二年八月二十八日に死去。法名は永照院。
- 30・一八 木野おきよ 木野一馬(瑞祥院)の娘。慶応二年(一八六六)九月二十七日に婚礼を挙げているが嫁ぎ先は不明。
- 31・二 久保順之助 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では第二大隊卒族。
- 32・七 石井穆 家老東城浅野家士。通称寿兵衛。明治三年六月以前に寿平と改名。慶応二年に出頭次席同格。
- 32・七 平野伝右衛門 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族三村権蔵請引。
- 32・八 沢崎雄三郎 家老東城浅野家士。家老廃止後は

## 237 注

- 32・三 野口金兵衛 家老東城浅野家士。祐筆、御用部
- 32・三 小姓組本格 文久二年に吟味役・御銀奉行兼帯。
- 32・三 小島左源太 家老東城浅野家士。万延元年に御
- 32・三 森喜久一 家老東城浅野家士。仙太郎の子。
- 32・三 大島松太郎 家老東城浅野家士。大島正雄の子。大砲頭、先手銃隊頭等。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 32・二 矢野幹太郎 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 32・二 佐藤友直 家老東城浅野家士。友儀の嫡子で通称は喜代見、のち清美と改称。御用達等。家老廃止後は広島藩士。「後編」では軍務係。慶応元年四月に婚姻したが、明治二年六月に死去したため、十一月に日比新(大島正雄)の娘を後妻とした。
- 32・九 上野吉次郎 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 32・九 長束清次郎 家老東城浅野家士。市郎右衛門の子。元治二年に勘定所詰当用方。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 32・八 長束良左衛門 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 32・八 高木来助 家老東城浅野家士。慶応二年に代官。
- 32・三 屋詰兼帯、製臘方等を歴任。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 32・三 佐々木猶馬 家老東城浅野家士。「直馬」とも表記。御用部屋詰、作事所出勤、製臘方等。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 32・三 岡田七五三棹 家老東城浅野家士。実は矢野清の二男。元治元年十二月に岡田八十太郎の養子に迎えられる。
- 32・三 高木平太郎 家老東城浅野家士。慶応二年に歩行目付、先供頭取。
- 32・二 山本円之助 家老東城浅野家士。慶応元年六月に御用部屋詰。
- 32・二 岩崎瀬平 家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役卒族。
- 32・二 同 清次郎 家老東城浅野家士。家老廃止後に広島藩士。「後編」では第二大隊卒族。
- 32・二 沖村弥三 家老東城浅野家士。家老廃止後に広島藩士。「後編」では第一大隊卒族。
- 32・二 森島米蔵 家老東城浅野家士。森島兵蔵の兄。兵蔵は一三頁の注参照。
- 33・二四 御直筆御下ケ 四月二日、浅野長勲は版籍奉還に当たり、藩士に対して「非常の節儉」を行うよ

- う命じ、自ら率先して家政の大改革を行い、諸費を五分の一に切り詰めることを宣言し、親書にして藩士を奨励した。これは参政助宮田正経を通じて広島に下され、四月十四日、城内で副総管浅野忠から藩士に伝達された。
- 36・一九 兄マストル 英国士官ジョン・ブラックモール(John Blackmore)。神戸在住の英国士官であったが、家老浅野忠英から、三原東野村松浜に新設される英学所で家士に英語・英式練兵を教授するために雇聘される。明治元年十月、弟ジェームス(James)とともに広島藩に招かれ、水主町海軍操練所で洋学・英式練兵教育に当たった。
- 36・二七 宮田正経 広島藩士。通称は権三郎。のち眞津根と改称。武具奉行、勘定奉行、大目付、側用達役等を経て、慶応四年五月に顧問兼制度局祭祀掛、前編では側用人同格(顧問祭祀兼務)、二一〇石。七月に顧問兼判事祭祀係。十二月に参政助兼典祭。明治二年十月に家令兼祭典。
- 36・二九 大芝 沼田郡新庄村大芝は同村の北東部、南流する太田川の西岸にあり、川土手が草原に覆われたところから呼ばれた。その河原は慶応元年十二月に地雷火・水雷火の爆発実験など軍事演習場となった。なお、この日は兄ジョンが教育する三五〇人、翌日は弟ジェームスが教育する三〇〇人の演習があり、二十三日には同所で両者一大隊六五〇人に騎兵一隊が附属し、演習が行われた。
- 35・一八 三原城 三原城は永禄十年(一五六七)に小早川隆景により整備が始められたという。元和五年(一六一九)に浅野長晟が広島藩主となると、筆頭家老であった浅野忠吉が入城し、以後広島藩の支城として家老三原浅野家が在城、明治維新に至った。別名は浮城。浅野忠英は明治二年四月十三日にその知行と三原城の返還を申し出た。三原城は忠英へ当分預けられたが、補修などは認められず、明治三年五月に正式に広島藩へ返還された。
- 36・二二 波多野権祐 家老三原浅野家士。明治二年七月「明治維新の際の家臣」では中小姓役付無役共、四馬術 四月七日、広島藩では従来の大坪流馬術を廃止し、調足流と西洋流を折衷して調騎するよう命じている。
- 37・七 岡田十次郎 家老三原浅野家士。「明治維新の際の家臣」では中小姓役付無役共、一〇石三人扶持。
- 37・七 喜多村成孝 家老三原浅野家士。「明治維新の際の家臣」の「喜多村内外」のことか。用人見習、一三〇石。

## 239 注

- 37・二四 一儀。  
木原慎一郎 広島藩士。号は桑宅一八二六、一八八二。父は医師木原宗林。藩儒坂井虎山に学び、藩主浅野茂長(長訓)に認められて文久二年(一八六二)に藩校教授に登用された。「前編」では儒医、二〇石三人扶持。明治二年八月に学校教授。
- 37・二四 先哲叢談 原念斎著。文化十三年(一八一六)、藤原惺窩から原双桂(念斎の祖父)に至る、江戸時代前半の儒者七二人の略伝記集。後人によって続編が次々編集された。
- 38・一 旦那様御退隠 浅野道興の隠居、道敏の家督相続は七月十一日に許可された。
- 39・六 祖妣君 邦裕の曾祖父、村上家四代勇威信志の室、名は阿古代(桑原秀威娘)。法名は信楽院貞受大姉。天保三年(一八三二)四月二十七日死去。
- 39・六 祖考君 邦裕の曾祖父、村上家四代勇威信志。法名は常称院誓恩大超居士。文化五年五月七日死去。
- 40・六 新機隊 神機隊は、慶応三年(一八六七)九月、賀茂郡檜山村出身の木原秀三郎(適処)らが尽力し、民間有志の壮丁を集めて編成された諸隊。長州藩奇兵隊に所属していた木本壮平を教師に、賀茂郡志和村の西蓮寺を屯所として軍事訓練を行い、戊辰戦争では激戦を経て、数多くの戦死傷者や病死者を出した。
- 40・八 旧幕府之残党 京都では浮浪徒が潜伏し、東京と相応して不軌を謀るといふ風聞があり、四月十三日、津藩と岡山藩は天皇東幸中の京都守衛を命じられた。浅野長勲は議定岩倉具視に京都守護のために出兵を願い出て許され、五月十日、銃隊奉行原可致・生田俊率いる銃兵隊三〇〇人が汽船「コロハエン」に乗り、広島を出帆した。
- 40・九 蝦夷地之賊徒 榎本武揚等が率いる旧幕府軍は明治元年十一月に蝦夷地を平定し、箱館政権を樹立したが、同二年四月九日に新政府軍が江差付近に上陸すると、圧倒的な軍事力の前に後退を余儀なくされ、五月十一日に箱館は総攻撃を受けて十八日に開城、戊辰戦争は終結した。
- 40・二六 戀續様御上京 浅野長勲は天皇東幸中の留守を命じられたが、病気のため一時帰藩を企図し、その間は戀續を滞京させようとして上京を命じた。戀續は五月十五日に出帆、十八日に着京したが、家老上田重美が在京諸士総轄を命じられ、長勲とともに帰藩した。
- 41・二三 妙信院 第八代広島藩主浅野慶熾の生母で、広島藩士奥弥三兵衛典雅の娘清川。

- 41・一八 野村景璣 広島藩士。通称良之進、帯刀(一八二四～一八七六)。後に九郎と改名。文久元年(一八六一)に年寄役。「前編」では番頭、一〇〇〇石。明治三年六月に家知事上席、「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 42・頭書 村井虎次郎 家老東城浅野家士。武具方など。
- 44・二五 三日御出船 浅野長勲が一時帰藩するに当たり、家老上田重美は京都警衛兵隊総括のため上京を命じられ、六月三日に広島を出帆した。
- 45・六 議定御免 五月十七日、立法機関であった議政官が廃止され、議定・参与等が行政官に置かれ公選となったことにもない、浅野長勲は、蜂須賀茂韶・池田慶徳等とともに議定を免じられ、麿香間出仕となった。
- 45・七 国主祭 文化三年(一八〇六)九月、広島城下竹屋町住人が当時の藩主浅野斉賢の誕生日が同月二十一日であることから、その長寿祈願のため祭りを願ひ出て許された。この国主祭は城下町に広がり、竹屋町以外では毎年六月一日に行われた。町ごとに清潔の地を選んで仮屋を建設し、正面高所に神棚を掲げ、前に神鏡幣帛を置き、神酒や餅を供え、仮屋の下では子供が鼓笛を奏す。
- 45・二 吉槌 木野謙造と喜代との子。明治元年十一月九日出生。
- 46・七 貢 家老上田家士水谷貢(一八四六?)。通称八十郎。邦裕の父星右衛門の実兄に当たる又左衛門の養子。「上田家中侍帳」では第四級中等御馬廻。山口実造(修斎)に漢籍を学び、慶応二年村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸に遊学。慶応四年に帰国し、八月から大坂の医家妻鹿友樵に学ぶ。明治四年三月に鹿児島造士館で西洋翻訳書・算術等を学び同五年に帰郷。「後編」では学校係。廃藩置県後、遷喬舎、白鳥学校教諭を経て、広島師範学校で教諭・副校長を勤め、同十四年に同校校長。同十七年五月からは広島中学校長を兼任。広島県属、御調郡書記に転じ、さらに同三十年に広島地方幼年学校教授、同三十八年に修道中学校教諭。
- 46・二四 福山均 家老上田家士。「上田家中侍帳」では第一級中等用人。
- 46・一七 弟マストル 英学教官ジョンの弟、ジェームス・ブラックモール(James Blackmore)。
- 47・五 神田社 安芸郡牛田村鎮座の八幡宮。同村と城下白鳥町の産土神。明治三年(一八七〇)に神田神社と改称。同二十二年、社地が軍用地となったため宇品町に移転。

241 注

- 47・三 興禅寺 城下竹屋村の臨濟宗妙心寺派寺院。
- 48・三 御賞 六月二日、明治政府から明治維新に功勞のあつた公卿・大名・士族に、禄とは別に、永世禄・終身禄・年限録のかたちで賞典禄が与えられた。諸侯では鹿児島藩主島津忠義・久光父子と山口藩主毛利元徳・敬親父子の一〇万石が最高であつた。九月十四日には箱館戦争の功勞者、九月二十六日にはそれ以外の功勞者にも与えられた。その合計は一〇〇万石、二二万両の巨額に達し、政府財政を圧迫したため、のちには金禄公債証書に変更され整理された。
- 48・三 坊城侍従 坊城俊政(一八二六)一八八〇は慶応四年に参与。その後弁事、内弁事、大弁を歴任し、給禄取調御用掛を勤めた。明治四年に式部頭となり、宮中の祭祀・典礼を掌つて功があつた。
- 48・九 永田高潔 広島藩士。明治二年十一月に家従。
- 49・一 星野武平次 家老東城浅野家士。文久四年二月に吟味役本役御山方兼帯。
- 48・頭書 水主町御屋敷 七代藩主浅野重晟により、享和元年(一八〇〇)から、多年の緊縮財政による藩士の氣風萎靡を打開するという名目で水主町に建設された浅野家の別邸。庭園は「与楽園」と呼ばれる名勝であつた。
- 48・頭書 敵島御供船 敵島社管弦祭には、広島城下の各町から御供船を出して参加した。六月十六日に美麗な船飾りをした御供船が広島川の川から敵島へ向けて出発し、十八日に帰着した。これを見物するために例年群集が川辺を埋めた。
- 48・頭書 千本屋敷 浅野長勲は四月二十五日、京都旅館を千本邸から元京都所司代邸(堀川屋敷)に移転した。
- 50・二 菅復三かつら 広島藩士。「後編」では医士。
- 51・一 高謙院 公家の錦小路頼理の娘で、浅野道興の先々代浅野高平の室。道興は道平の妾腹男子。慶應二年四月十日死去。
- 51・一 穂波左京大夫経度朝臣 穂波経度(一八三七)一九一五は慶應四年一月に参与加勢となり、錦旗奉行。五月に大総督府参謀を任じられ、明治二年六月、その勲功により賞典禄一〇〇石を下賜される。のち元老院議員。
- 51・九 堀田礪之助 広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 52・六 石井正敏 広島藩士。通称雄之介、修理。後に辰作(一八二〇)一八九二と改名。号は櫟堂。文久三年に年寄役、慶應四年五月に参政兼制度局督。「前編」では参政制度督、二二〇〇石。同年六月に副

- 58・五 于蘭盆会 七月十五日は孟蘭盆会で、広島では
- 58・一 福山良之進 家老上田家士。のち良と改名か。  
「上田家中侍帳」では第二級中等組外引受。
- 55・七 別紙之通 明治元年十一月二十八日、行政官より堂上諸侯中下大夫に対し、隠居・養子等の請願に関する沙汰があった。広島藩では同二年七月七日にこの朝令を布告した。これは同三年五月に改正された。
- 52・八 五辻少将 五辻安仲(一八四五―一九〇六)は王政復古に際して三職書記御用掛。その後、参与・内国事務局権判事、ついで弁事を兼ね、旧官制の弾正大弼、少弁・式部助等を歴任。明治四年の岩倉使節団に同行。
- 52・八 藩知事 六月十七日に版籍奉還は勅許され、従来の公卿・諸侯の称が廃され、華族に統一された。広島藩主浅野長勲は知藩事(広島藩知事)に任じられた。これにより知藩事は地方官となり、「郡県制」へ移行することになった。この日の知藩事任用は二六二藩に及び。
- 58・一九 惣出仕 この日、広島藩士は城内へ総出仕し、藩知事から直接、各自俸禄の返還を聴許することと、家禄の多少により仮りに扶持米を支給することを達せられた。また家老浅野忠英・上田重美・浅野道敏へは各采地の返還と、忠英には三原城、道敏には与力知行の返還に関する裁許状が下された。
- 59・八 師匠 「ロングス」については不詳。敬次郎は明治六年にトリニティー・カレッジへの入寮が認められ、同年十一月十日付けでケンブリッジ大学への入学許可を受けた。敬次郎はペンション(自分で授業料やカレッジに住む費用を払う学生で、トリニティー・カレッジにおけるチューターは、クーツ・トロッター(Coutts Trotter)であった。
- 59・二 由良清彝 家老東城浅野家与力。通称は都賀夫。後に吉夫と改名か。「前編」では浅野河内与力、一五〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 59・二三 本覚寺 城下左官町の日蓮宗寺院。
- 60・二七 厳島みせん弥山号 広島藩が弥山の山号と三鬼神社の改名を触れたのは七月二十日。「芸藩通志」巻十六
- 58・一九 十日頃より各寺院門前で燈籠を買い墓所に立てた。士族は大型の木製燈籠を作成して台につけ、自家の墓前へ掲げた。
- 58・一九 総督助兼任。九月に公議人を兼帯して上京。明治二年十月、浅野忠退任により神田直養とともに副総管の職務勤仕、同年十一月に神田とともに大参事を命じられる。「後編」では大参事。

## 243 注

- 60・一八 三鬼神社 当社には厳島神社の三女神が君臨したという伝説がある。江戸時代は神仏習合思想により、厳島神社の別当職大聖院が管理し、三鬼を祀る三鬼堂と呼ばれていたが、神仏分離により「御山神社」と改称し、三女神を祀る厳島神社の奥宮となった。三鬼堂は弥山の鎮守として山頂付近へ移った。
- 61・五 幸次郎 家老東城浅野家土屋野幸次郎。文政二年に御奥付。慶応二年に目付。明治三年三月に隠居し、貞之助へ家督を譲る。
- 62・三 おます 邦裕の美弟森岡万之進の二女。嘉永五年(一八五二)九月二十四日生。慶応四年(一八六八)二月六日に万之進が死去した直後に、高木来助二男時太郎を婿養子とする。
- 63・三 官位御改正 明治二年七月八日に制定された「職員令」。従来の百官・受領を廃止、二官六省が設置され、官位が全面的に改正された。この時、従四位以下にあった上下が廃止され、位階は正一位から少初位までの全一八階となった(八月に二〇階)。
- 63・五 五位様 版籍奉還とともに公卿・諸侯は華族と称され、家禄は十分の一と定められた。従来内証分家三万石は広島藩から現米の配分を受けていたため、十月一日、浅野長厚は華族の列を退き、位階を返上し、宗藩へ合併することを政府に請願した。十二月二十七日、請願書は許可され内証分家は消滅したが、位階はそのままとされた。
- 63・一六 牧野徳隣 家老東城浅野家与力。通称は平司。「前編」では浅野河内与力、二〇〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。水上貴徳 東城浅野家与力。通称は甚太夫。後に台蔵と改名か。「前編」では浅野河内与力、二一〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 63・一〇 春比女霊神 村上家初代三郎右衛門室。法名は慈光院釈智。妙円大姉。享保十年(一七二五)十月二十四日死去。
- 64・一〇 松之助霊神 四代勇蔵信志の美子松之助。法名は秋月童子。松之助は寛政七年(一七九五)十一月七日生。寛政九年八月十三日、三歳で没。
- 64・二二 坂谷喜八郎 備中国川上郡九名村出身の漢学者、阪谷朗麿(一八三二—一八八二)。諱は素、希八郎と称す。大坂で奥野小山・大塩中斎らに学び、帰郷し
- 63・五 五位様 版籍奉還とともに公卿・諸侯は華族と称され、家禄は十分の一と定められた。従来内証分家三万石は広島藩から現米の配分を受けていたため、十月一日、浅野長厚は華族の列を退き、位階を返上し、宗藩へ合併することを政府に請願した。十二月二十七日、請願書は許可され内証分家は消滅したが、位階はそのままとされた。
- 63・一六 牧野徳隣 家老東城浅野家与力。通称は平司。「前編」では浅野河内与力、二〇〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。水上貴徳 東城浅野家与力。通称は甚太夫。後に台蔵と改名か。「前編」では浅野河内与力、二一〇石。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 63・一〇 春比女霊神 村上家初代三郎右衛門室。法名は慈光院釈智。妙円大姉。享保十年(一七二五)十月二十四日死去。
- 64・一〇 松之助霊神 四代勇蔵信志の美子松之助。法名は秋月童子。松之助は寛政七年(一七九五)十一月七日生。寛政九年八月十三日、三歳で没。
- 64・二二 坂谷喜八郎 備中国川上郡九名村出身の漢学者、阪谷朗麿(一八三二—一八八二)。諱は素、希八郎と称す。大坂で奥野小山・大塩中斎らに学び、帰郷し

- て嘉永六年(一八五三)には興讓館館長。慶応四年に  
 広島藩校教授に招かれ、合力米三〇〇俵を給され  
 る。明治二年四月に顧問心得として上京、廃藩後  
 は政府に出仕。
- 65・二 御直垂 七月二十二日に公用人賀屋就照へ下賜  
 を伝達された直垂・馬・鞍籠は、目付中島千城が  
 保護して広島へ下り、九月八日に広島へ入城した。
- 65・三 氣取違 八月十一日、長勲は、版籍奉還の建白  
 が政府に聴許され、改めて藩知事に命じられたこ  
 とで領民が疑惑を持たないよう、版籍奉還の趣旨  
 を藩内に諭告した。翌日にはさらに長勲の名代と  
 して有司を郡中へ分遣し、親書を下した。
- 66・二〇 六丁目御館 家老東城浅野家の下屋敷の一つ。  
 六丁目村は城下白神六丁目の南にあり、北半は武  
 家屋敷。東城浅野家下屋敷は西側の元安川沿いに  
 ある。
- 66・三 謙造 木野謙造は文久二年(一八六二)六月に木  
 野家の養子となる。実父は家老上田家士丹羽庄司。  
 幼名は米槌、同四年二月に謙造と改称。慶応二年  
 (一八六六)十二月村上敬次郎等とともに藩の留学生  
 として江戸に遊学。慶応四年二月の帰国後に出奔  
 多に来住し、十四世紀の中ごろに堺へ移住して菓
- 種と交易を業とした。喜兵衛は東城浅野家と懇意  
 で、浅野道興が文久三年に滞京した際にも見舞い  
 のため上京している。
- 67・一七 能称君 邦裕の先々代、村上家五代藤次郎信好  
 (一七八八〜一八〇八)。法名能称院心誓証真居士。神  
 号は信好靈神。文化五年(一八〇八)八月二十四日死  
 去。
- 68・五 家政局 家政局は十月二十七日に第三郭三之  
 丸の館邸へ移設され、浅野長勲も三之丸に移居し  
 た。
- 68・九 一貫田 安芸郡上瀬野村一貫田は海田市宿安  
 芸郡と四日市宿(賀茂郡)との間の小休所で、街道  
 の左右に茶店が立っていた。「芸藩通志」の村絵図  
 には藩の御茶屋が描かれる。
- 69・三 英国王子 英国女王ヴィクトリアの次男、エ  
 ディンバラ公アルフレッド王子(一八四四〜一九〇〇)。  
 七月二十二日、外国皇族として始めて来日し、二  
 十八日に参内。この時、広島藩からも藩兵七〇人  
 を派遣して警衛している。王子は八月十四日、海  
 路神戸を経て大坂に行き、即日神戸へ寄航、長崎  
 を経て八月二十二日に退去した。
- 69・二 伝福寺 城下材木町の曹洞宗寺院。
- 71・一九 東照宮御祭礼 広島城下尾長村の東照宮は、
- 66・頭書 高三喜兵衛 高三氏は十二世紀後半に宋から博

## 245 注

- 73・一八 製蠟場 東城浅野家の給知、佐伯郡石内村の製蠟場は元治元年(一八六四)十二月に国産開発を目的に整備された。
- 73・二 御差戻 六月十七日、浅野長勲は広島藩知事に任じられ、上京するに及ばずと達せられたため、京都守衛の藩兵は一中隊を残して、総括上田重美を始め帰藩することになった。
- 73・二六 主上御誕辰 天長節。前年より九月二十二日の明治天皇誕生日を国家として祝うこととなった。明治六年(一八七三)に太陽暦が採用されると十一月三日に変更された。
- 73・二五 政姫御霊 村上家二代甚兵衛 普照院の室。法名は普観院釈受安妙喜大姉。明和四年(一七六七)十一月二十一日死去。
- 73・五 忠政御霊 村上家二代甚兵衛。法名は普照院釈実道誓円居士。宝暦四年(一七五四)九月二十二日死去。
- 72・二四 永井正操 旧家老東城浅野家士。通称仲之助が仲之助は慶応二年に御用達役。
- 73・頭書 正金引替之切符 四月に郡廻り役等が集会した郡政会議では、「正金不融通」による銀札の下落、物価高騰が問題として取上げられた。乱発された銀札等の回収は焦眉の急であったが、一両につき三〇〇匁にも達した銀札を、公定価格の一両につき七二匁で正金に兌換しようとしたため、このような騒動となった。
- 74・六 御布告 六月二十五日に行政官から公布された、いわゆる一ヶ条の「諸務变革令」では、各藩の石高・国産・税額・職制・職員・人口・戸数等の調査を命じ、今後の政策に向けて基礎的な統計データを得ることが目的であった。これにより、一門以下、平土に至るまでの藩士は士族と呼称され、知藩事の家禄は歳入の一割と定められた。
- 75・二二 白神社 城下尾道町の神社。城下白神組・中通組の各町と国泰寺村・六丁目村の氏神。九月二十九日が祭礼。
- 76・二二 田宮政之進 旧家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族三村権蔵請引。
- 76・二三 古江村新宮鼻 佐伯郡古江村は東城浅野家の給知。新宮神社のある小丘は往古には海に突き出た岬であったという。神宮鼻には神功皇后の伝説が残る。

- 76・一八 神田直養 広島藩士。通称金之助、後に金二郎と改名。御用達役・大小姓頭等を経て、「前編」では用人並、一〇〇石。慶応四年六月に参政兼制度督、七月に掌議、明治二年八月に兼文武総教。同年十月に浅野忠退任により石井正敏とともに副総管職務勤仕。同年十一月に石井とともに大参事。「後編」では大参事。
- 77・一八 清光公 広島藩初代藩主浅野長晟の兄幸長(一五七六〜一六三三)。諡号は清光院殿春嶽宗雲大居士。
- 78・一 孫六 刀匠孫六兼元作の刀。東城浅野家の家祖である浅野孫左衛門高勝は、初め堀田助左衛門尉道世または道也と称し、天正十年(一五八二)、浅野長政に嫡子幸長の守役として召し出された。文禄二年(一五九三)、長政・幸長父子が甲斐国を領知する頃には、浅野姓を名乗ることが許されている。同四年、幸長が関白豊臣秀次の失脚に連座した疑いで能登国鶴崎に左遷された時も、その側近として苦楽をともにし、許された時、幸長から孫六兼元の刀を拝領した。
- 80・二五 北海道開拓 政府は明治二年七月八日に蝦夷地へ開拓使を置き、八月十五日に蝦夷地を北海道と改称して渡島国など一ヶ国、八六郡に分割した。北海道開拓は諸藩・土族・庶民に至るまで志願すれば相応の土地が分与されることになったが、志願者は少なく、大藩に対して強制的に分与された。同四年八月に分領支配が廃止されるまで、開拓使のほか、兵部省、東京府、二四藩、二華族、八土族、二寺院が分与に関係した。八月二十八日、広島藩は釧路国網尻郡、北見国常呂郡を管轄し、開拓するよう命じられたが(九七頁の注も参照)、翌年閏十月に資金不足を理由に辞去して許可された。
- 80・一九 伴準助 旧家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族三村権蔵請引。
- 81・二七 井上誠 旧家老三原浅野家士。「明治維新の際の家臣」では文武掛、二五〇石。
- 81・二六 三原藩中 旧家老三原浅野家中は士列一三三三人のほか、御雇・従士足軽・小人を併せると一〇一人に及ぶ多数。明治二年十二月で、すべてが本藩に登庸される見込みもなく、混乱を生じたと思われる。なお、十月十八日、副総管浅野忠は病を理由とする辞表を許容され、従来の功労を賞して刀と衣服を賜った。
- 81・二三 志和村練兵所 前藩主浅野長訓は広島が軍備には適さないと考え、四方が山に囲まれ、敵が容易には侵入できない賀茂郡志和村に練兵場を設け、非常時に供用するため別館の建設を企図した。慶

## 247 注

- 81・二六 御補助御断 慶応四年五月九日、藩主長訓が世子長勲に藩政を委任する際に、弟の懋績・懋昭に藩政補助を命じた。それより以前の文久三年七月一日には、両名当時は内記・中務と称す)に対して藩政参与を命じている。
- 82・二六 吉田豊 旧家老上田家士。「上田家中侍帳」では第四級上等御児小姓。
- 82・四 北保次郎 広島藩士。「前編」では用達所物書、一〇石三人扶持。浅野長厚の公用人代を経て、明治二年八月には秘事補。「後編」では権大属(職務係)。
- 82・二四 中宮 明治天皇の皇后後の昭憲皇太后(一八四九〜一九二四)。明治元年十二月二十八日に入内、立后。当初は中世以来の慣行により中宮職を付置され中宮と称されたが、同一年七月八日に中宮職は皇后宮職と改められた。同年十月八日に東京行啓のため京都を発した。
- 82・二五 北野聖廟 京都馬喰町の北野天満宮。
- 82・二七 東京御遷都 三月二十八日に天皇は皇居の東京
- 82・一八 城に入り、以降は皇城と称することになる。太政官も東京へ移ったことから、事実上の遷都と言えたが、政府は京都へ配慮して、一貫して「遷都」の言葉を用いなかった。
- 82・一八 本多寛 広島藩士。通称は庫人。目付、先手者頭次席等を経て、「前編」では小姓組番頭、二七〇石。明治二年八月に司殿。
- 83・八 公議所御規則御改革 広島藩では四月十一日に公議所を開設して「公議所定則」を定めたが、この日さらに藩士(徒班以上)に下問し、十一月二日に答議させた。
- 84・九 三上介石 広島藩士。通称和多理。目付、側足(ちりめだ)軽頭を経て、「前編」では側者頭、一一〇石、その後先手者頭次席。
- 84・頭書 於菊殿 浅野懋昭の二女喜久子(一八五六〜一九〇二)。藩家の籍に編入され、明治三年四月に浅野長厚と婚姻するが、同六年八月に長厚が死去したため、同一年四月に旧盛岡藩主南部利恭(しんこう)の継室となる。
- 85・七 秩禄相定 藩士の秩禄が定められ、新禄五〇〇石以上を上士、五〇〜二五石を中士、一五〜一〇石五斗を下士と呼称し、准徒班ないし新整組を卒族と称することとした。この日は旧家禄三万石

- 89・三 徒班辺家祿 下土のうち切米一五石以上は永世現米一五石、一〇石以上は同じく一二石、一〇石未満は同じく一〇石五斗となった。
- 88・三 御居屋敷 東城浅野家の広島上屋敷(御館)は、城郭本丸の内濠を挟んで西側の三の丸内、中濠の内側、西御門の北にある。
- 87・二 文化度御家統 文化四年(一八〇七)七月、道敏の四代前の当主虎人高通が病死し、九月、広島藩青山内証分家当主浅野長員の末子亀声(浅野孫左衛門高平、道興の父)が家督を継いだ。当時は藩財政再建のため、厳しい節儉令が継続中であつた。
- 87・八 御引越 慶応二年十二月十五日、浅野道敏(当時守之進)の東城浅野家への養子が許され、直ちに城内から同家屋敷へ転居した。
- 89・七 牛田御山屋敷 「牛田御山荘」のこと。寛文三年(一六六三)、広島藩第三代藩主浅野綱長は、世子時代に安芸郡新山村(にいのみやま)に別荘日新館を建設し、日新館からの景勝を新山八景に選定した。日新館と「牛田御山荘」との関係は不明だが、浅野道興の父、高平は隠居後の天保五年(一八三四)から死去する同十二年まで「牛田御山屋敷」に住居している。
- 89・八 中根栄蔵 旧家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 91・頭書 本阿弥光円 本阿弥家は刀剣の鑑定と研磨を業とする家。幕末には宗家のほか一二分家があつた。光円は光達系の六代目で、元治二年正月二十日没。
- 92・七 一井嘉内 広島藩士。「前編」では側祐筆、二六石三人扶持。明治二年八月に司翰補。同三年十月に隠居して家督を子の久次郎へ譲る。
- 92・九 信州浅間嶽 信濃国と上野国にまたがる標高二五六メートルの活火山。度々噴火し、天明三年(一七八三)の噴火では火砕流等が発生し、上野国では千名を超える死者が出た。明治二年五月から浅間山鳴動が激しくなり、鎮静祈願のため九月に浅間神社で明治天皇の勅祭が行なわれた。
- 92・二四 山内從四位 高知藩知事で、同藩一六代藩主の
- 89・七 牛田御山屋敷 「牛田御山荘」のこと。寛文三年(一六六三)、広島藩第三代藩主浅野綱長は、世子時代に安芸郡新山村(にいのみやま)に別荘日新館を建設し、日新館からの景勝を新山八景に選定した。日新館と「牛田御山荘」との関係は不明だが、浅野道興の父、高平は隠居後の天保五年(一八三四)から死去する同十二年まで「牛田御山屋敷」に住居している。
- 89・八 中根栄蔵 旧家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 91・頭書 本阿弥光円 本阿弥家は刀剣の鑑定と研磨を業とする家。幕末には宗家のほか一二分家があつた。光円は光達系の六代目で、元治二年正月二十日没。
- 92・七 一井嘉内 広島藩士。「前編」では側祐筆、二六石三人扶持。明治二年八月に司翰補。同三年十月に隠居して家督を子の久次郎へ譲る。
- 92・九 信州浅間嶽 信濃国と上野国にまたがる標高二五六メートルの活火山。度々噴火し、天明三年(一七八三)の噴火では火砕流等が発生し、上野国では千名を超える死者が出た。明治二年五月から浅間山鳴動が激しくなり、鎮静祈願のため九月に浅間神社で明治天皇の勅祭が行なわれた。
- 92・二四 山内從四位 高知藩知事で、同藩一六代藩主の

## 249 注

- 92・二四 山内豊範(一八四六～一八八六)。  
網姫(一八四五～一九一九)は高知藩三代藩主山内豊熙(一八一五～一八四八)の四女で、当時二十六歳。なお、同藩知事豊範は豊熙の美弟。
- 93・一 大参事 版籍奉還後の明治二年七月八日の官制改革により、藩では藩知事の下、「藩治職制」に定められた執政に代わり大参事・権大参事が、参政に代わり少参事・権少参事が置かれることになり、藩政を分掌することになった。これらはいずれも政府から任命される形式が取られた。
- 93・三 西村正倫 広島藩士。通称は保五郎。号は翠鷹。勘定奉行、郡奉行、大目付等を経て、「前編」では用人、三〇〇石。明治元年に致仕したが、再び召されて同二年八月に参政助兼郡宰、十月に参政文武総教。十一月に権大参事。「後編」でも同様。
- 93・四 久保田秀雄 広島藩士。通称平司(一八三丁一八九〇)。先手者頭、広島西町奉行を経て、「前編」では用人、四九〇石。慶応三年十二月に参与。同四年三月に帰藩し、明治元年十月に公議人。同二年一月に参政助、十一月に権大参事。同三年十二月に少参事を辞任。
- 93・五 伴資健 広島藩士。通称十郎兵衛(一八三三～一九二三)。目付等を経て慶応四年五月に会計局勘
- 93・六 寺川行従 広島藩士。通称は文之丞。後に毅作と改名。奥詰等を経て、「前編」では京都役人目付兼役、一一五石。広島東町奉行を経て明治二年八月に市政局幹事、十一月に権大参事。「後編」では少参事(監察係)。
- 93・七 寺田高德 広島藩士。通称他人助。後に稻蔵と改名。先手者頭次席等を経て、「前編」では大目付二二五石。明治二年八月に漢学監。十一月に権大参事。のち少参事(四年一月に免)。
- 93・八 小川忠順 広島藩士。通称は文六か。奥詰、新組頭等を経て、「前編」では大筒奉行、一五五石。明治二年八月に軍務局幹事、十一月に少参事。権少参事を経て同四年一月に少参事(軍務係)。「後編」でも同様。
- 93・九 谷口真卿 広島藩士。通称は鹿之介、麟之介。後に真卿と改名。号は栗斎。「前編」では吟味役三〇石三人扶持。明治二年八月に秘書記、十一月に少参事、同三年五月に権大参事。「後編」でも同

250

- 93・二〇 武井澄 〔広島藩士。通称は吉之進、群司。後に準一、幹之と改名。号は淡山。目付、勘定奉行を経て、慶応四年五月に郡政局郡奉行。前編〕では郡奉行(町奉行上席)。同年七月に勘定奉行兼帯、明治二年八月に県令長、十一月に少参事。後編〕では権少参事(庶務係、専掌農務・出納・土木)。
- 95・二四 賀屋就熙 〔広島藩士。通称は嘉仲太(一八五)一八九八)。後に明と改名。青山内証分家御用達役、大目付等を経て、前編〕では目付使番兼役、二六〇石。明治二年三月に公用人。後編〕では無役士族(二川千尋請引)。のちに家扶。
- 95・二四 徳大寺大納言 徳大寺実則(一八三九)一八九九は、王政復古後に政府の参与・議定として内国事務総督を兼ね、内国事務局督、内廷職知事、大納言を歴任。のち宮内省に入り、明治天皇の側近として天皇が崩御するまで補佐した。
- 95・二五 叙正二位 九月二十六日、復古功臣に対する賞典が与えられ、広島藩では浅野長勲が正二位に叙せられたほか、辻維岳に永世米四〇〇石が給された。
- 95・二五 土方中弁 土方久元(一八三三)一八九八は高知藩士。維新後は政府に仕え、東京府判事、弁事、中弁を歴任し、のち元老院議員・宮中顧問官・枢密顧問官・農商務大臣等に任じられた。
- 97・六 蝦夷御支配地相違 八月の広島藩へ北海道開拓を命じる太政官達では、釧路国網走郡を北見国網走郡と誤ったため、この日までに訂正された。北見国網走郡は名古屋藩が支配を命じられている。なお、広島藩では「網」を「綱」と誤記したためか、領内の庄屋御用留等にはいずれも「綱」字が使われている。
- 97・九 時比女御霊 村上家三代彦兵衛(大融院)の妻。法名大教院釈休誓妙順大姉。宝暦七年(一七五七)十一月二十七日死去。
- 97・二七 山田多喜登 旧家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。後編〕では無役士族(三村権蔵請引)。
- 97・一八 鈴木必携 上田亮章(実は三宅友信)訳著、二巻二冊、嘉永六年刊。内容は砲、弾丸、陸用カノン、海岸砲、臼砲、手銃、火薬略説等。
- 99・五 藤田敬次郎 広島藩士。後に尽吾と改名。幕府砲術家下曾根甲斐守の高弟で、文久三年、広島藩主浅野長訓が抜擢して西洋流砲術師範役に任じた。前編〕では奥詰番外、二〇石三人扶持。明治元年十月に広島洋字所師範役。後編〕では軍務教授。明治二年八月には、英式の西暦一八六七年

## 251 注

- 100・二四 式開版歩兵操練書を抜粋翻訳、大中小隊及び撤兵令詞を著し、「英式銃隊令詞」と名づけて、官許の上で藩士へ頒布した。
- 99・六 久留俊蔵 旧家老三原浅野家士久留俊造。明治二年七月「明治維新の家臣」では中小姓役付無役共、「二儀」「後編」では無役士族三村権蔵請引。
- 99・二五 虎次郎 旧家老上田家士河瀬虎次郎。家老廃止後は広島藩士。「後編」では学校係。
- 99・二九 芝山様 藤原氏北家高藤流の一門、勤修寺支流に属する旧堂上公家。当主は慶豊。慶豊の先々代国典の室は東城浅野家の先々代道博四女愛子。また国典の妹久子は道博の養女となり、三原浅野家先々代忠敬の室となった。
- 99・頭書 御発駕 浅野長勲は、正二位昇叙と、戊辰戦争の軍賞永世一万五千石下賜等に対する謝恩のため、十二月一日に汽船「コロンバエン」で宇品を出帆上京した。九日に参内し、新位階の奉還と軍賞米の返還を歎願したが許されず、続いて十四日に賞典米を奥羽凶荒救助費に充てる事を願い出て、当年を限り賞秩の半額返納を聴許された。
- 100・二八 湯浅勝之助 旧家老三原浅野家士。「明治維新の家臣」では玄関取次、一五石三人扶持。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族三村権蔵請引。
- 101・一 放逸 または逸放。東城浅野家士故岩崎常介の弟で、武内保之進舅の渡辺善助。龍徳兵衛、慶応二年四月に諸国遍歴から戻った際には岩崎(張)潜龍と名乗る。
- 101・二 俸禄渡り方 従来、広島藩士は在職・無職を問わず扶持米が支給されていたが、十一月二十日の藩庁職制改定にともない、在職者へは月給を支給し、無職者へは毎年、中土は米二〇俵、下土へは一五俵が支給されることになった。
- 103・一八 今般登庸 この日、旧家老三家の家臣は広島藩に登庸されて中土・下土に置かれることになり、御目見以下で卒族に登庸された者以外の対象者は全員が登城した。なお、三原浅野家で御附人の戸田守勝は禄五〇石、同じく脇本弘・早川正久・沖弥一は禄二五石でそれぞれ中土に置かれ、御附人を免じられた。東城浅野家では二名の与力がそれぞれ禄二五石で中土に置かれ、与力を免じられた。
- 100・二四 下瀬篤之助 広島藩士下瀬徳之助。「前編」では吟味役、三五石三人扶持。明治二年八月に会計

- 104・八 芦田准造 広島藩士芦田准造。監察を経て明治三年十一月に大属(農務係)。「後編」でも同様。
- 104・九 三村貞精 広島藩士。通称は槌之丞。のち権蔵と改名。組頭、目付等を経て、「前編」では大筒奉行、一五五石。慶応四年七月から新整組奉行として広島藩の「北陸道従軍第一隊」に従軍し、北陸から会津へ転戦した。明治二年八月に一等隊長。「後編」では大隊長。
- 105・一〇 忠進<sup>たけしき</sup> 広島藩士浅野忠進。通称は孫大夫、のち孫夫と改名。旗奉行等を経て、「前編」では並寄合、三六〇〇石。明治二年八月に旗長。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 108・二〇 道家之貫 広島藩士。通称牧太。後に精吾と改名。軍艦奉行、大小姓頭等を経て、「前編」では側用人、三六〇〇石、明治二年八月に家令、十一月に家従。
- 110・三 寄兵隊 明治二年十一月、寄兵隊など山口藩諸隊は解散し、大半は帰郷を命じられた。論功行賞への不満などに端を発して十二月に諸隊の過半数が脱隊騒動を起こし、一時は山口藩庁を包囲するなど優勢であった。豊浦・徳山・岩国・清末の四藩は広島藩へ脱走潜入を警告し、境界警備の派兵を依頼したが、騒動の情報を得ていた広島藩では同
- 110・一六 龍之助 後に上田重遠(一八五六)と改名。赤穂藩浅野家の支族に当たる幕府旗本、浅野長祚(号は梅堂)の二男。明治三年十月に上田家当主となるが、同九年八月に隠居、同十一年に離縁。「後編」では学校係。
- 110・二六 神崎御屋敷 城下船入村のうち本川に臨む神崎は景勝地で、東対岸水主町へは渡船(神崎渡)もあった。水運の利便地でもあったことから、浅野上級武家の下屋敷(船屋敷)が置かれた。上田家には神崎船作事所があった。
- 110・二八 一井久太郎 広島藩士。明治三年十月に父嘉内から家督を譲られる。「前編」では用達所物書、一〇石三人扶持。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 111・一 岡田八十太郎 旧家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 111・二 頼東三郎 広島藩士。名は元啓、号は誠軒(一八
- 110・一六 三年二月十日に藩境へ銃兵一大隊を派遣した。山口藩は二月九日と十日に脱隊兵に勝利し、鎮圧したため、二月二十日、藩境の広島藩兵も広島へ引き上げた。広島藩の警備兵が捕らえた脱走兵は二〇名に及び、岩国藩へ護送した。

## 253 注

- 117・二〇 立野一郎 広島藩士立野一郎(一八三〇～一八八五)。後に勉、寛と改名。「前編」では用達所物費用達所歩行筆頭、二一石三人扶持。明治二年八月に秘書補、十一月に政事堂権大属。「後編」では大属機務係。廃藩置県後も広島県大属に任じられ、同一年に『広島新聞』を発刊。同十八年三月に死去。
- 117・五 藤田群左衛門 旧家老上田家士。祐筆等。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族三村権蔵まその請引。
- 115・二六 藤川保徳 旧家老東城浅野家与力。通称は毎登。後に弥六と改名。諱は保徳。明治四年二月に隠居。甚吉郎へ家督を譲る。
- 115・四 金子敬助 広島藩士。「後編」では医士。
- 115・二 小松 木野一馬(瑞祥院)の娘。安政二年(一八五五)三月二十四日生。
- 112・一九 堀尾貞登 堀尾嘉善と後妻かね(山田市正養女、父は長束市郎右衛門)との子。慶応元年十月十一日生。
- 112・三 世羅正之助 広島藩士世良正之助。「前編」では作事方詰、二一石三人扶持。「後編」では無役士族三村権蔵請引。
- 112・三 木本源之進 広島藩士。「前編」では大工頭、七人扶持。明治二年八月に工長。その後宮繕方権大属を経て、「後編」では権少属(出納係)。
- 117・二〇 市川猪三郎 広島藩士。都賀夫。「後編」では竹之丸邸(附家従)の子。「後編」では倅組。
- 117・一九 若月準一 広島藩士。勘定所吟味役、京都役人組頭等を経て「前編」では宮島奉行、一一五石。
- 117・一九 高屋久登 広島藩士。後に等と改名か。割奉行等を経て「前編」では吟味役(同格支配用達所在勤)、三三石三人扶持。明治二年八月に従五位公少承事。「後編」では史生席出仕(農務係)。
- 117・一九 二川武憲たけのり 広島藩士。通称主税。のち千尋と改名。戊辰戦争では「日光口従軍隊」総轄として応変隊を率いて日光から会津攻撃に参加した。番頭、年寄等を経て、「前編」では寄合、一〇〇〇石。「後編」では大隊長。
- 118・八 柴田千太郎 広島藩士。「前編」では奥小姓小納戸、四一石三人扶持。その後代官を経て明治二年八月に県令、十一月に郡政権大属。同三年十一月に少属(農務係)。「後編」でも同様。
- 118・二四 串田他也 広島藩士。通称捨太郎か。奥詰を経て、「前編」では用達所詰、三三石三人扶持。明治二年八月に郡政少承事、十一月に郡政少属。「後編」では庁掌。
- 117・二〇 立野一郎 広島藩士立野一郎(一八三〇～一八八五)。後に勉、寛と改名。「前編」では用達所物費用達所歩行筆頭、二一石三人扶持。明治二年八月に秘書補、十一月に政事堂権大属。「後編」では大属機務係。廃藩置県後も広島県大属に任じられ、同一年に『広島新聞』を発刊。同十八年三月に死去。

- 118・二四 松浦豊吉 広島藩士。「前編」では中小姓組本多庫人組、五人扶持。明治二年八月に郡政少承事、十一月に郡政少属。「後編」では学校係。
- 118・一九 植木完兵衛 広島藩士。「前編」では内記公子側方(頭取)、二〇石三人扶持。明治二年八月に県令、同三年十一月に史生(農務係)。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 119・一 佐藤矩信 広島藩士。通称は源右衛門、後に真五郎と改名。郡奉行、広島西町奉行、大目付を経て、「前編」では宮島奉行(大目付同格)、一四〇石。その後勘定奉行。明治二年八月に敵島幹事、十一月に郡政権大属、同三年三月に家令。廃藩後に東京へ移住し、同五年八月に死去。
- 119・一 片山新太郎 広島藩士。「前編」では奥小姓、二六石三人扶持。明治二年十一月に郡政権大属。同三年十一月に少属(農務係)。「後編」でも同様。
- 119・二五 六丁目様 東城浅野家の旧下屋敷(六丁目御館)に移居した浅野道興と道敏親子をさす。
- 120・五 寺田清十郎 広島藩士で高德の子。明治二年八月に県令、十一月に郡政権大属。同三年十一月に少属(農務係)。「後編」でも同様。同十二年病死。
- 120・二〇 石川忠矣(たかなり) 広島藩士。通称直之進、後に完治と改名。目付等を経て、慶応四年五月に制度局制度掛。「前編」では大目付格(制度掛)、二二〇石。同年七月に郡奉行兼勘定奉行、明治二年八月に会計局管繕掛、十一月に会計大属、同三年二月に権少参事。「後編」では権少参事(庶務係、専掌農務・出納・土木)。
- 120・三 辻 故並次 旧家老東城浅野家士、辻並次政盛家司役等を勤め、嘉永七年(一八五四)三月十四日に六十五歳で死去。法名は光観院。
- 121・七 赤松精之介 広島藩士。播磨国龍野に生まれ、はじめ小林六郎と称す。洋学を学んだ経験があり、広島藩から五人扶持を得て水主町海軍所に出仕した。慶応三年十月、邦裕の長崎出張に同行して英商オールトからの銃器買付けを仲介する。同四年八月、一〇人扶持で三原洋学所教場取締方を命じられ、英人教師ブラックモール兄弟の通弁に従事、同年九月に広島洋学所が開設されても同様通弁に当たったが、同年十一月、突然、何ぞ暴挙之企有之、との理由で格式と扶持を取上げられ、町奉行へ預けられた。
- 121・二〇 鱸(うなぎ) 正邦 旧家老東城浅野家士。通称兵馬か。吟味役同格、出衛様御側方頭取、六丁目御屋敷番兼帯、御側詰同格武具奉行等を歴任。
- 121・二七 議員 明治二年十二月に広島藩議事規則と議

255 注

- 124・六 田中龜助 広島藩士。「前編」では郡用屋敷調
- 124・三 山中十兵衛 歩行筆頭。
- 123・七 岡本与七郎 広島藩士。「後編」では無役士族  
(二川千尋請引)。
- 123・五 勝矢幸 旧家老上田家士。通称は幸之助。「上田家中侍帳」では第三級上等御用達頭取。
- 123・三 山県郡救済趣法 藩は従来自由売買を禁止していた材木や楮、その他の産物を明治二・三年に限って許し、郡内有力者を救済方用係に任じて救済事務に当らせたが、米価の高騰は沈静化せず、人々の窮乏を根本的に解決するには至らなかった。
- 122・七 山県郡府 山県郡都志見村にある。
- 121・一八 波多野八郎 広島藩士。「前編」では郡用屋敷調役(勘定所物書役並)、六石一人扶持。「後編」では権少属出仕(監察係)。
- 124・六 才木武八郎 広島藩士。「前編」では郡用屋敷調役(一代)、四石二人扶持。「後編」では無役卒族。
- 124・六 津田他次郎 広島藩士。「前編」では所々番所詰、四石五斗二人扶持。
- 124・六 新庄庫之助 広島藩士。「前編」では郡用屋敷調役(一代)、四石二人扶持。「後編」では無役卒族。
- 124・七 中山源蔵 広島藩士。「後編」では無役卒族。
- 125・四 松浦富三郎 広島藩士。「前編」では郡用屋敷調役、五石五斗二人扶持。「後編」では使部補農務附)。
- 125・二 洞雲寺 佐伯郡佐方村の曹洞宗寺院。
- 125・三 回村 以下回村の佐伯郡村名などは巻末18頁の「安芸国佐伯郡地図」を参照のこと。
- 126・七 小鷹狩景 広島藩士。通称は登。後に景と改名。新組頭等を経て、「前編」では先手物頭、七五〇石。明治二年八月に監門。「後編」では無役士族  
(二川千尋請引)。屋敷は表小姓町上東角より一。
- 126・九 西本清介 広島藩士。後に正道と改名。広島東町奉行、勘定奉行等を経て、「前編」では大目付、一一五石。慶応四年六月に参政兼會計督。七月に公務人公議人として上京(九月免)。明治四年一月に権大参事。「後編」でも同様。
- 員組織法が制定された。一局・一隊から数名出される議員は三ヶ月で交替し、毎月三日が会日であった。議題には「藩政の大体二閑スル事柄」が取上げられ、賛成が五分の三以上であれば可決され(急務の議題は政事堂における局長会議で議事し、直ちに施行する)。
- 役、四石二人扶持。「後編」では使部(農務附)。

- 126・二〇 曾祖靈神 村上家三代彦兵衛邦祝。法名は大融院釈宗念潤誓居士。宝曆十一年(一七六一)閏四月二十一日死去。
- 126・二一 西教寺 佐伯郡大野村の浄土真宗寺院。
- 126・二二 三輪喜代登 佐伯郡小方村の氏神は厳宮で、厳島大明神とも呼ばれる。「国郡志 小方村」が編纂された文政二年(一八一九)当時の同社神主は三輪出羽。
- 126・二三 明治新開 明治新開(現大竹市明治新開)は、慶応三年から佐伯郡玖波村沖で着手され、明治元年十月に完成した(約二〇町)。
- 126・二四 烏帽子新開 烏帽子新開(現大竹市小方)は、文久二年に築調が開始されたが長州征伐によって一時工事が中断された。戦後にその被災者の救済事業として工事が再開され、慶応三年に汐留された。明治二年に新開の配分をめぐり村方騒動が発生した。
- 126・二五 木野川の久野坂 第二次長州征伐の安芸口は、慶応二年六月十四日、国境の木野川(小瀬)川を挟んで対峙していた大竹村の彦根・高田藩と和木村の長州藩との間で開戦し、長州藩の圧勝に終わった。同日朝、木野川を中津原村へ渡った長州藩の遊撃隊などは、山陽道の難所である苦の坂での白
- 126・一九 蛇喰岩 小瀬川の支流、玖島川と本流との合流点は、本支流の河床の高さが異なるため早瀬となり、渦流が河床の花崗岩を浸食して大小多数の甌穴を生じている。甌穴は河床でそれぞれ孤立するか、連鎖状となり、さらに浸食が進んで深い溝状になるものなど多種多様で、地元ではこの一帯を蛇喰岩と称し、現在では広島県天然記念物に指定されている。
- 126・二〇 奴可郡末渡村之鬼橋 帝釈峡は、奴可郡から石郡にまたがる大峡谷(国の天然記念物)で、石灰岩台地が深く浸食されて形成されている。特に石灰岩が溶食されてきた天然橋、未渡の雄橋(神橋)は、現在独自に天然記念物の指定を受け、造園家の本多静六から「天下無比の奇勝」という評価を受けている。
- 127・二三 奥和田村 佐伯郡和田村は沿岸部の口和田村に対して、山間部の奥筋にあるので「奥和田村」とも呼ばれる。

257 注

- |        |  |        |   |
|--------|--|--------|---|
| 130・二  | 石井寿之丞 広島藩士。「後編」では無役士族  | 131・七  | 吉田嘉一 広島藩士。「前編」では武器方詰、一七石三人扶持。「後編」では無役士族三村権感請引。                |
| 130・二  | 山中市之進 広島藩士。「後編」では山中一之進、無役士族三村権感請引。   | 131・七  | 加藤他次郎 広島藩士加藤多次郎。「前編」では側用人物書勘定所物書役並、四石二人扶持。「後編」では無役士族三村権感請引。   |
| 130・五  | 塙彦太郎 広島藩士。「前編」では吟味役、四五石三人扶持。その後蔵奉行を経て、明治二年十一月に会計権大属。「後編」では無役士族二川千尋請引。  | 131・七  | 村上嘉一郎 広島藩士村上加一郎。「前編」では材木奉行、一二石三人扶持。「後編」では権少属(出納係)。明治四年十一月頃隠居。 |
| 129・八  | 下平良村正石灰場所 広島藩が明治二年三月に佐伯郡下平良村に設立した生石灰御場所。佐伯郡ではそれまで他所灰を購入して肥料としてきたが、その灰は主に石炭で焼き立てたものであったため田地を悪化させていた。このため下平良村に製焼場を構え、木灰による石灰の生産を始めた。 | 131・七  | 吉村孟 広島藩士。蒲刈繫船奉行を経て、「前編」では三之丸番、一一五石。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。        |
| 128・二  | 徳正寺 佐伯郡三吉村の浄土真宗本願寺派寺院。   | 131・七  | 岡大記当分支配、一〇五石。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。                              |
| 128・二  | 海老山 佐伯郡五日市村の沿岸にある山。  | 131・七  | 木村浪江 広島藩士。目付、新組頭を経て、「前編」では馬廻組浅野造酒組、三三〇石。                      |
| 127・頭書 | 吉和十方山 佐伯郡吉和村の西北、石見国との国境にある標高一三二九メートルの山。「芸藩通志」巻五二には「方々よく見ゆるを以名づく、芸備防長雲伯石、七国の山海を望む」とある。  | 131・七  | 大久保出登 広島藩士。「前編」では馬廻組浅野造酒組、五三〇石。「後編」では無役士族二川千尋請引。              |
| 127・二六 | 極楽寺・観音山 佐伯郡白砂村 <small>(白砂)</small> の東麓が一ヶ村に及び標高六九三メートルの山。極楽寺山、または山頂にある真言宗極楽寺の本尊・千手観音にちなんで観音山とも呼ばれる。                                | 130・二六 | (三村権感請引)。<br>奥村鹿之丞 広島藩士。監察を経て、「後編」では権少属席出仕(監察係)。              |

- 131・一〇 栗原武八郎 広島藩士。「前編」では外様歩行  
組(木村外記組)、一六石三人扶持。
- 131・一七 通称 広島藩では、明治元年十月に大目付以上  
は通称を廃して実名を使用することにして以来、  
士族では実名を使う者が増加した。しかしその読  
みがわかりにくいため、異訓を禁止するか音読み  
とするか、または通称に戻すか議事所の議案に上  
った。その結果、通称に復する意見が大多数とな  
り、同三年四月二十五日にその決議録が一般に発  
布された。これ以降、通称に改める者が続出した。  
蘇宗門之徒 政府は当初キリスト教弾圧政策を  
継続した。慶応三年六月に肥前国浦上村で捕縛さ  
れた多数のキリスト教信徒のうち、まず同四年五  
月に信徒の中心人物一四名を福山藩など三藩へ  
護送したのに続き、翌明治二年十月には改宗を拒  
む多数の信徒を一九藩へ分預することにした。広  
島藩へは最終的に一七七人が預けられ、同三年一  
月に一旦尾道の寺院へ収容された後、五月に沼田・  
安芸・高田・佐伯・賀茂の五郡寺院へ分居させ、教  
戒し改宗をはかることになった。佐伯郡では洞雲  
寺・光禪寺・海蔵寺に預けられた。
- 131・二三 挑燈井塗笠印 明治三年一月十二日、太政官
- 132・一五 蘇宗門之徒 政府は当初キリスト教弾圧政策を  
継続した。慶応三年六月に肥前国浦上村で捕縛さ  
れた多数のキリスト教信徒のうち、まず同四年五  
月に信徒の中心人物一四名を福山藩など三藩へ  
護送したのに続き、翌明治二年十月には改宗を拒  
む多数の信徒を一九藩へ分預することにした。広  
島藩へは最終的に一七七人が預けられ、同三年一  
月に一旦尾道の寺院へ収容された後、五月に沼田・  
安芸・高田・佐伯・賀茂の五郡寺院へ分居させ、教  
戒し改宗をはかることになった。佐伯郡では洞雲  
寺・光禪寺・海蔵寺に預けられた。
- 135・七 当年還幸 明治二年の東京再幸や皇后東下に際  
して、政府や京都留守長官は翌年春には再び京都  
に還幸し、大嘗会も京都で挙行する旨を述べ、遷  
都ではないことを強調して京都市民の不安の慰撫  
に努めていたが、三月十八日、東北鎮撫の実が拳  
がつていないことや、諸国、特に東北の凶荒を理  
由に延期を公布した。
- 135・一〇 廿日市天満宮 佐伯郡佐方村の神社。廿日市の  
市街地を眼下にする小丘篠尾山(天神山)に鎮座す  
る。
- 135・二〇 正覚院 佐伯郡佐方村の真言宗寺院。天満宮の  
別当寺。
- 137・七 廿六日 六日の誤記か。天保六年(一八三五)八月  
六日、父星右衛門は東城浅野家上屋敷へ呼び出さ  
れ、倅角人(邦裕)の「御小姓組被召出、五人扶持、  
御児小姓」の辞令を受けている。
- 137・二五 国川市郎 広島藩士。「前編」では三次鉄方筆  
算役、四石二人扶持。「後編」では第二大隊卒族。
- 134133・一七 潮音寺 佐伯郡廿日市町の浄土宗寺院。
- 134133・二三 挑燈井塗笠印 明治三年一月十二日、太政官

259 注

- 137・一八 庚午新開 明治元年(1868)に佐伯郡割庄屋小泉甚右衛門が發起、同役八田新七・和田吉左衛門らも協力して佐伯郡己斐・古江・草津・沖干潟の干拓事業が計画されていたが、広島藩は翌年の大凶荒により発生した多数の困窮者の救済を目的に、新開築成を藩営で行うことにした。同三年二月に竣工、四万両余と米一七石余を費やし、同四年五月に反別一四九反余の新開が完成した。
- 138・二 森元多喜七 広島藩士森元滝七。「前編」では歩行目附郡方掛り、一〇石三人扶持。明治三年に少監察を経て、「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。光禅寺 佐伯郡五日市村にある浄土真宗寺院。
- 139・二 霞新御広式 江戸から帰国した泰栄院の住居は当初城内三之丸であったが、明治二年十一月に白神組一丁目内西側に新築した一丁目筋屋敷霞新広敷へ転居した。寿操院は同三年九月五日に名古屋を発して二十日に宇品に着船。二十二日に同屋敷へ入館した。
- 139・三 三宅卯之助 広島藩士。「前編」では郡用屋敷
- 139・八 後山 佐伯郡佐方村の洞雲寺の後ろの山は鷲の森と呼ばれ、村内の「出相の清水」とともに、安芸国の名所を詠んだ古歌にも歌われた名所であった。
- 141・二五 佐藤守真 広島藩士。真五郎矩信の子。明治三年十一月に大属(農務係)。「後編」でも同様。
- 140・一六 竹腰兵之進 広島藩士。文久三年に組頭。
- 140・一四 横地弥門 広島藩士。通称代太郎か。後に三弥と改称か。「前編」では代官(沼田郡)、「一四〇石。明治二年八月に県令、十一月に郡政権大属。
- 141・九 大崎伊久衛 旧家老東城浅野家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 141・二 今井小左衛門 広島藩士。「前編」では用達所(物書)書翰方列、「二五石三人扶持。明治二年八月に秘書補、十一月に政事堂権大属。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 141・二 吉田台一 広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 141・三 黒田謙蔵 広島藩士。側足軽頭等を経て、「前編」では側者頭、「二二〇石。その後持弓筒頭(供頭)膳方頭取を経て、「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 141・三 船越邦人 広島藩士。勘定所吟味役、奥小姓を経て、「前編」では奥詰、「四〇石三人扶持。その後代官を経て明治二年八月に県令、十一月に郡政権

- 141・三 大属、「後編」では権少属席出仕(当分農務係)。  
津村宗介 広島藩士。「前編」では馬廻組(浅野造酒当分支配)、一四〇石。代官を経て明治二年八月に県令、十一月に郡政権大属。「後編」では卒四分隊長。
- 142・二五 岩崎亀之助 広島藩士。「前編」では馬廻組(片岡大記組)、一三〇石。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 143・二 薬師寺 広島藩士(薬師寺情蔵か)。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 143・二 中尾 広島藩士(中尾義従か)。明治二年八月に県令長、十一月に郡政権大属。
- 143・二〇 高橋太右衛門 広島藩士。慶応四年五月に側祐筆。「前編」では側祐筆、二〇石三人扶持。明治二年八月に司翰、十一月に政事堂大属。
- 143・一九 直彦 広島藩士(熊谷直彦(一八二八〜一九三三))。通称は兵衛。「前編」では側者頭(添役次席、京都役人添役江戸留守居加(定京)、一五石三人扶持。慶応四年八月に公用人(定京))。「後編」では大属(機務係、定京)。四条派の画家(岡本茂彦に学び、画家としても名声が高く、明治三十七年には帝室技芸員に挙げられた)。
- 144・七 大寿院 家老(上田家士故水谷又左衛門)。安政五年八月二十九日死去。法名大寿院(実応源性居士。邦裕の伯父に当たる)。
- 144・二六 栗原他人三郎 広島藩士。「前編」では奥小姓(二八石三人扶持。明治二年八月に秘書記、十一月に郡政権大属。同三年十一月に権大属(農務係))。「後編」でも同様。
- 145・三 龍頭山 中原村と都志見村の境界に位置する(標高九二八メートルの山。「芸藩通志」巻五九には「南は敵島海上、及び伊予の諸島、北は伯耆大山、石見の三瓶山などを見る」とある)。
- 145・三 駒ヶ滝 龍頭山にある駒ヶ滝は、「芸藩通志」巻六一に、「長十二丈、幅三丈、岩下に大なる石窟ありて、三尺余の石仏を置く、人その窟に入り、仏を拝し、遂に瀑の裏面を観る、故に裡見の瀑ともよぶ、観る者、初め瀑前に立、水散じて雨の如く、窟に入がたし、暫して風に随ひ、水簾転ずれば隨意に入るべし、俗此を山霊の所為といふ」と記す。寛政九年(一七九七)、広島藩の絵師(岡岷山はこの滝の写生を目的に都志見村へ旅行し、都志見往来日記)を残した。
- 146・二 百次郎 広島藩士(筒井百次郎)。「前編」では郡用屋敷調役、五石二斗二人扶持。「後編」では使部(農務附)。

## 261 注

- 146・二 権次郎 広島藩士川口権次郎。「前編」では三  
次鉄方筆算役、四石二人扶持。「後編」では使部補  
(農務附)。
- 146・二 四方平 広島藩士坂戸四方平。「前編」では所々  
番所詰、四石二人扶持。「後編」では無役卒族。
- 146・三 修道館 明治二年八月に藩庁職制改定にともな  
い、学制も従来の漢洋二校に加えて皇学・医学の  
二校が新設されたが、明治三年八月にこの四校を  
統合することにし、八丁馬場の旧家老浅野忠英の  
上屋敷を提供させ、八月二十八日に聖位(七代藩主  
浅野重晟親書による「至聖先師孔子神位」という神札)  
を移転して学校を構え、修道館と命名した。修道  
館では藩士だけでなく農工商でも篤志の者には入  
学を許した。廃藩置県後に広島県の所管となつた  
が、同年に文部省から旧藩の既設諸学校の休業命  
令を受けて廃止された。
- 146・六 江川豊蔵 広島藩士。「前編」では馬屋組一  
代、六石三斗三人扶持。「後編」では無役卒族。
- 146・一〇 回村 以下回村の山県郡村名などは巻末19頁  
の「安芸国山県郡地図」を参照のこと。
- 147・五 月ヶ瀬 太田川に丁川よたがわが合流する付近。「芸藩  
通志」巻六一に「月瀬つきのみせ 加計村にあり、急流箭の  
ごとく、月夕最佳なり」と記す。
- 147・五 佐々木八右衛門 佐々木八右衛門正躬(一八三  
一―一八九六)は、江戸期を通じて中国地方で最大手の  
製鉄商人であった山県郡加計村の佐々木家のち  
加計氏(屋号は隅屋)の第二〇代当主。天明二年(一七  
八二)に整備された吉水園には、藩主や著名な文人  
墨客が訪れた。
- 147・二五 人參畑 山県郡奥筋ではたたら関係の駄賃稼ぎ  
のため馬の飼育が多く、馬糞を肥料とする粟草人  
參の栽培に適していた。東八幡原の駄原と樽床の  
善根原の二ヶ所は、藩直営で文久年間から栽培さ  
れたが、廃藩と同時に閉鎖された。
- 147・一七 苜尾山 山県郡橋山・戸河内・東八幡原の三村に  
またがる標高一二二三メートルの山。臥龍山がりゅうざんとも  
称す。安芸国では山県郡戸河内村の恐羅漢山(一三  
四六メートル)、佐伯郡吉和村の冠山(一三三九メー  
トル)、同村の十方山(一三三八メートル)に次ぐ高山。  
「芸藩通志」巻五九は「前後に高山立かさなれども、  
此の山最高し、登ると一里余、頂上より伯耆大山、  
出雲松江、石見の諸浦、長門三崎を見るべし、西海  
船運のもの、此山及び十方山を以望とすと云」と  
記す。
- 148・七 正光 山県郡移原村うつのはら刀匠の石橋正光(一八〇二―  
一八七九)は「芸州出雲大掾」。天保八年(一八三七)に

- 高野村の石橋家から分家。安政五年(一八五八)に広島藩から刀匠としての技芸を認められて扶持米を支給され、藩主御目見えを許された。
- 148・二六 小倉山・日之山 吉川氏は十四世紀後半までに大朝本庄に入ったが、観応三年(一三五〇)に大朝新庄の地頭職を得て以来、吉川惣領家は新庄の小倉山城を本拠とした。十五世紀になり吉川氏は毛利家と姻戚関係を結んだが、当主の興経は尼子氏と結んだことから、重臣がはかつて興経を隠居させ、元就の次男元春を養子に迎えて当主とした。興経は天文十四年(一五四五)に日山城を築城して本拠を移したが、その後元春が入城し、興経は殺害された。現在、小倉山城と日山城、その山麓の吉川元春館跡など一帯が「吉川氏城館跡」として国指定史跡となっている。
- 149・五 専教寺 山県郡本地村の浄土真宗本願寺派寺院。
- 150・二 水野豊太郎 広島藩士。「前編」では所々番所詰、五石二斗二人扶持。「後編」では無役卒族。
- 150・二 戦争 スペインの王位継承を契機として、フランス(第二帝政)とプロイセン王国との間で起った普仏戦争は、一八七〇年七月十九日にフランスが宣戦布告して開戦した。序盤からフランスの敗戦が続き、皇帝ナポレオン三世自らセダンの戦いに
- 出陣したが、九月二日に包囲されて捕虜となった。パリに残った皇太子ナポレオン・ウジェーヌ・ルイは表面上政務を取ったが、同月四日にパリで民衆の暴動が起こり、英国へ亡命した。
- 150・二 仏第三世ナポレオン 本名はシャルル・ルイ・ナポレオン・ボナパルト(一八〇八―一八七三)。ナポレオン一世の甥に当たる。フランス第二共和制大統領を経て、一八五二年に第二帝政の皇帝に就任。普仏戦争でプロイセン軍の捕虜となり、失脚して第二帝政が倒れると英国へ亡命した。
- 150・七 当氏神八幡宮 都志見村の氏神は本郷と庄原の両八幡社で、祭礼はともに九月二十九日。
- 150・八 田中太三郎 広島藩士。「後編」では無役卒族。
- 150・二四 川口権次郎 広島藩士。「前編」では三次鉄方筆算役(一代)、四石一人扶持。「後編」では使部補(農務附)。
- 150・二四 岡田要助 広島藩士。「前編」では所々番所詰(二代)、四石一人扶持。「後編」では無役卒族。
- 150・二七 皇学所学校 広島藩では、維新後に民間から末田道麿(井筒屋麗蔵)、藩士村田良穂を国学教授に抜擢し、明治二年から藩士岡田柳処とともに改めて国学(皇学)教授に任じて、皇学所において本格的な教育を開始したが、九月二十一日、修道館に合

## 263 注

- 150・一八 市立開帳場 広島藩では従来から藩士やその妻子が市や開帳に赴くことを禁止していたが、文久年間に城下での芝居興行などを許可したため、一時その禁令が守られない傾向にあった。また、江波開港を発表したこともあり、明治三年三月に改めて士族以下帯刀者の同地出入りを禁じ、九月には妻子を含めた禁令を布令した。
- 151・頭書 併することを布令した。
- 151・三 長尾弥六 広島藩士中尾弥六が、通称弥太郎維新後に弥六有功、大小姓・代官を経て、「前編」では代官(高田郡)、一七〇石。その後郡廻りを経て「後編」では権大属席出仕(監察係)。
- 151・一八 牧之 中国晚唐期の詩人、杜牧(八〇三丁八五三)の字は牧之。杜牧には「山行 遠上寒山石径斜 白雲生処有人家 停車坐愛楓林晚 霜葉紅於二月花」という詩がある。
- 151・頭書 大戸豊太郎 広島藩士。大小姓並を経て、「前編」では奥詰、三三三石三人扶持。この頃紙幣の偽造が次々に発覚し、士族では大戸・岡・徳永のほか乾貫一が前後して逮捕、拘禁され、それぞれ糾問の後に土籍を除却された上で処刑された。大戸は、預けられた広島藩京藩邸内で同四年五月に病死した。
- 151・頭書 岡 佐五郎 旧家老上田家士。「上田家中侍帳」では第四級上等武具奉行。
- 151・頭書 徳永典次郎 広島藩士。六月に紙幣偽造の嫌疑で逮捕、旧家老の上田千庫に預けられた。市尹邸糾弾所で糾弾され、土籍を除却された上で死刑に処された。
- 151・頭書 松尾左一 広島藩士。勘定所吟味役等を経て、「前編」では中小姓組(浅野八左衛門当分支配)、三九石三人扶持。明治二年八月に軍務少承事。紙幣偽造の嫌疑で逮捕され、市政局で拘禁中に縊死した。
- 152・五 石橋善蔵 広島藩士。「前編」では所々番所詰(二代)、四石一人扶持。「後編」では郡政局筆生。
- 152・一〇 神学 石門心学は勤勉・正直・質素・儉約などの「通俗道德」を説き実践する学問で、卑近な例え話を利用して民衆に説くので、わかりやすく上層町人などに受容された。とくに広島では著名な心学者が輩出し、講舎を開設し、領内を巡回して普及に努めた。維新後広島藩では心学者を取り立て、藩の民衆教化政策に利用した。
- 152・頭書 植木助六郎 広島藩士。明治二年八月に軍務少承事、十一月に軍務権大属。
- 153・頭書 石津蔵六 広島藩士。「前編」では生涯五人扶持。なお、角馬は「前編」では吟味役知郡局へ出

- 154・二 勤く、二〇石三人扶持。「後編」では無役士族二川千尋請引。
- 154・二 五級御免 政府は諸侯の一門へは追って叙位があると通知していたため、広島藩では旧家老三家の姓名を政府へ申報し、一門として特別に待遇して五級に置いた。しかし、九月十日に政府から一門への叙位を廃止する旨が発令されたため、十月二十九日、旧三家老の五級待遇を廃止し、一般の士族同様に士族大隊長の部下へ編入することにした。
- 154・頭書 御勘問 広島藩の贖金(二歩金)製造は、当時勘定奉行であつた伴資健等が中心に計画し、三原城内や広島水主町浅野忠英邸で行われた。九月に広島藩は大坂弾正台出張所から糾問のため黒田益男と木原秀三郎の護送を命じられた。黒田は弁官から上京の召命があり、太政官へ伺定の後に上坂すると通報したが、東京の弾正台は黒田の急速上坂を命じた。同じ頃、大坂弾正台出張所から浅野忠・忠英及び伴・小鷹狩・脇本・沖の六名にも勘問のため上坂が命じられた。勘問の結果、小鷹狩と脇本は大坂繫獄、忠以下と木原も入獄を命じられたが、忠英は帰藩、残る五名については広島藩で監収するよう命じられ帰邸した。
- 154・頭書 黒田益夫 広島藩士黒田益男(一八七)一八八七)。通称は益之丞。号は蝸亭。槍術師範黒田弥五右衛門の弟。戊辰戦争では神機隊の統括者として奥州を転戦。用達所小姓組などを経て、慶応四年五月に軍事務局軍事掛兼勘定奉行添役米銀掛、「前編」では蔵奉行次席、勘定所添役軍事掛兼勘、三〇石三人扶持。明治二年八月に会計局金穀掛。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 155・一七 藩制 政府は明治三年九月十日に「藩制」を公布し、郡県制を徹底させるため藩の府県との同質化を図った。藩を石高で大中小の三つに分け、知事の家政は藩の実収高の一割とし、海陸軍資の納入を求めた。また、知事以下の職員数を定めただけ、藩士を士族と卒に分け、藩士の禄制を削減、藩の実情を政府に報告するなどの条目が盛り込まれた。
- 159・四 平民苗字御免 明治三年九月十九日、太政官は平民が苗字を用いることを許した。広島藩では閏十月十六日にこれを藩内へ布令した。
- 159・二 藤野滝太郎 広島藩士。「前編」では勘定所物書役(勘定所詰)、八石二人扶持、その後歩行組に登庸され、源龍と称す。諱は富潤。下士に置かれ、「後編」では権少属(出納係)。



- 163・頭書 小倉章五 広島藩士。通称は道登。「前編」では中小姓組大久保宇都組、二三石三人扶持、日光口従軍隊として日光から会津へ転戦。明治二年十一月に郡政権大属。同三年十一月に権大属(農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 河原栄之進 広島藩士。代官を経て明治二年十一月に郡政権大属。同三年十一月に少属(農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 林他人之助 広島藩士。後に存威、木二と改名号は桃西。小鷹狩介之丞(柳処)の弟。「前編」では新開村廻、一四石三人扶持。同三年十一月に権少属(農務係)。「後編」でも同様。同四年十月に広島県権大属(刑律監察係)
- 164・頭書 田村猪作 広島藩士。通称は左中。「前編」では納戸奉行(兼広敷勝手方)、三二石三人扶持。明治三年十一月に権少属(農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 長浜脩助 広島藩士。永浜脩助。「前編」では郡用屋敷詰、一〇石三人扶持。明治三年十一月に権少属(農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 辻直太郎 広島藩士。明治三年十一月に権少属(農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 守下惣次郎 広島藩士。「前編」では勘定所詰、一〇石三人扶持。明治三年十一月に権少属(農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 末田来次 広島藩士。「前編」では郡用屋敷調役(勘定書物書役)、八石二人扶持。明治三年十一月に権少属(農務係)。「後編」では権少属(農務係)。(任中士族、農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 香川襄六 広島藩士。「前編」では郡用屋敷調役(勘定書物書役並)、五石二人扶持。明治三年十一月に権少属(農務係)。「後編」では権少属(農務係)。(任中士族、農務係)。
- 164・頭書 池谷栄 広島藩士。中小姓頭取を経て、「前編」では代官(恵蘇郡)、一〇〇石。明治二年八月に県令、十一月に郡政権大属。同三年十一月に史生農務係。「後編」でも同様。
- 164・頭書 脇本讓吉 広島藩士。明治三年十一月に史生農務係。「後編」でも同様。
- 164・頭書 林熊吉 広島藩士。「前編」では吟味役(軍事局へ出勤)、七人扶持。明治二年八月に司翰補。同三年十一月に史生農務係)。「後編」でも同様。
- 164・頭書 井上実造 広島藩士。明治三年十一月に史生試補(農務係)。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 164・頭書 高屋等 広島藩士。明治三年十一月に史生席試補(農務係)。「後編」でも同様。
- 165・九士族及卒等 広島藩では明治二年に家禄を改正

## 267 注

- し、禄高により、士族には上中下の三等を立て、卒には上等の級を置いた。しかし、九月の「藩制」では士卒のほかには等級はないこと、十月九日の布令でも「卒族」を「卒」としたため、広島藩でも一般の士と卒のみにした。
- 165・頭書 滝戸他人之助 広島藩士。明治三年十一月に史生席試補(農務係)。「後編」でも同様。
- 165・頭書 荒木和一郎 広島藩士。「前編」では城郡役所詰、一九三三人扶持。明治三年十一月に史生席試補(農務係)。「後編」でも同様。
- 165・頭書 杉岡他人次 広島藩士。「前編」では用達所物書、一〇三三人扶持。明治三年十一月に史生席試補(農務係)。「後編」でも同様。
- 165・頭書 熊田正太郎 広島藩士。「前編」では郡用屋敷詰、一九三三人扶持。明治三年十一月に史生席試補(農務係)。「後編」でも同様。
- 165・頭書 奥村甚之進 広島藩士奥村甚之丞。「前編」では郡用屋敷詰、一三三三人扶持。明治三年十一月に史生席試補(農務係)。「後編」でも同様。
- 166・八 松尾虎蔵 広島藩士。「前編」では代官(安芸郡)、一〇〇石。明治二年八月に県令、十一月に郡政権大属。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 166・一六 十分之二減渡 十一月十五日、多大な藩債を支
- 168・一八 消するため、次年より藩士の家禄の五〇分の一、職録の一〇分の二を削減することが通達された。肩衣 広島藩では毎月朔望の日に肩衣を着けて出仕する慣例であったが、朝廷に対する形式から、明治三年十二月十四日を以て廃止された。
- 169・七 徳永吉十郎 広島藩士。典次郎の父。伏見屋敷番、代官等を経て「前編」では広敷詰納戸奉行次席、一四五石。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 170・三 杉山龍七郎 広島藩士。「前編」では外様歩行(緹納戸奉行次席)、一七五斗三人扶持。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 170・三 河崎利左衛門 広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 173・五 祝式 浅野長勲は上京して贖金事件謝罪表を提出したが天裁がなく、謹慎滞京中であった。このため、広島の家政府などでの年頭賀式の諸装飾はなく、藩庁諸官吏も百事省略することになった。
- 174・三 加屋忠恕 広島藩士賀屋忠恕(一八三八—一八八二)。賀屋明(就熙)の弟。江戸で心学を学び、明治元年兄に従い帰広。同二年、藩命により領内の郡村を巡回して心学による教化を行う。この功により、藩から毎年米一七俵を給される。廃藩置県後は教部

- 省から訓導に任じられ、同十五年には神宮教管長から権大講義に補された。
- 175・五 中御門公子 中御門経隆(一八五丁一九三〇)は經之の三男で、明治元年に英国への留学を命じられ、同九年に帰国して海軍に入る。同十三年に分家して華族に列せられ、同十七年に男爵。
- 175・九 藤井音次郎 広島藩士。「後編」では無役卒族。
- 175・一〇 三宅益登 旧家老東城浅野家士。御用達役、御膳番兼帯、御先手頭等。
- 175・二 御糾弾事 一月九日、広島藩の贖金事件のうち当百錢(天保通宝)鑄造担当者として、当時勘定奉行であった石川完治(忠矣)等が弾正台岩国出張所から出頭を命じられ、病気の船越寿左衛門を除いて即日岩国へ向かった。
- 175・二 中井権少参事 広島藩士中井収作。通称は勇太郎か。大目付、奥小姓、御側御用達などを経て、「前編」では先手者頭、三〇〇石。明治二年十二月に権少参事。「後編」では権少参事(学校係)。
- 176・二 大久保弥三郎 広島藩士。「後編」では卒大隊長。
- 176・二 知事様御謝表 長勲は上京直後の十一月二十八日に贖金製造の謝罪表を弁官へ提出した。しかし裁許は遅れ、以後東京藩邸で謹慎待命を余儀なくされた。判決が下されたのは廃藩置県後の明治四十二年十二月のことである。
- 177・七 長屋小源太 広島藩士。「前編」では外様歩行組(松宮奎之介組)、一二石三人扶持。明治二年十二月に権少参事。「後編」では無役士族三村権蔵(引)。
- 177・九 村田為蔵 広島藩士。名は道直。後に良穂(一八二八〜一八八四)と改名。片田行義に国書、京都で野々口(大国)隆正に皇字を学ぶ。「前編」では所々番所詰一代、四石二人扶持、その後藩から皇学教授に登用され、「後編」では学校教授(生涯)。明治八年に厳島神社の禰宜となる。歌人としても著名。
- 177・一〇 野村清左衛門 旧家老上田家士野村清右衛門か。「上田家中侍帳」では第四級中等御次詩。
- 177・三 百姓一揆 明治三年十一月に胆沢(いさざわ)管内の農民が租税軽減を嘆願して蜂起、日田県でも同様の騒擾が起きるなど百姓一揆が激発した。同時期には山口藩脱隊兵が日田県庁襲撃を計画するなど、九州を拠点に反政府運動が拡大した。同月には松代、翌四年一月には福島でも一揆や暴動が激化し、政府を震撼させた。
- 177・三 広沢兵助 参議(山口藩士)広沢真臣(一八三四〜一八七二)。通称は兵助。明治四年一月九日、東京府

## 269 注

- 179・二四 養子縁組 明治三年閏十月十七日、太政官から華士族の退隠願は五十歳より、華族の嫡子・嫡孫 参事(監察係)。「後編」でも同様。
- 177・頭書 周参見勇記 広島藩士。諱は利器よしかき。大小姓頭、用人等を経て「前編」では年寄、一〇〇〇石。慶応四年四月に御政事向御改革掛、同五月に参政在京。同年十二月に用人同格で近江守(長厚)家老、明治三年に大監察(刑律係)、明治四年一月に権少参事(監察係)。「後編」でも同様。
- 177・頭書 奥田珍造 広島藩士。通称は保人、久兵衛。明治三年六月に珍から珍造と改名。奥田家は藩の御鷹方であったが、文久三年に廃止となり、その後奥詰、武具奉行、側詰膳番兼等を経て、慶応四年五月に制度局刑法掛、「前編」では歩行頭次(庶刑法掛)、一五〇石。同年七月に政事堂掛り、明治二年八月に刑典判事、十一月に政事堂大属。四年一月に少参事(刑律係)。「後編」でも同様。
- 177・一九 御警衛 一月十三日、兵部省は東京守衛のため広島藩へ出兵を命じた。二十八日に銃兵一大隊が海路上京し、番町・麹町辺の巡邏、青山・千駄ヶ谷火薬庫の警衛に当たり、七月三日と十二月に帰国した。
- 180・二七 神田友輔 広島藩士。実父は旧家老上田家士の丹羽正司(茂登吉)。「後編」では無役士族(三村権蔵 請引)。
- 181・一〇 源之進 辻清人と邦裕の妹お梅との子。安政五年(一八五八)十月十四日生。幼名は八十槌。元治元年(一八六四)十一月に源之進と改名。
- 182・一 高橋平三 広島藩士。「後編」では大属(機務係)。堀権大属 広島藩士堀真中。通称は小一郎、諱は正敏。号は蠖菴。晩年に真中と改名。用達所詰。納戸奉行上席等を経て、「前編」では儒医(奥小姓格)、三五石三人扶持。「後編」では権大属(学校係)。
- 184・二三 歛心舎 文化十二年(一八一五)ごろに広島天神町に広島中島組の大年寄藤井黄山栄次郎、後に犀右衛門(の発起投資により創立された心学講舎。第一世の舎主には奥田頼杖が就任した。なお、この日の心学道話について、「宮本愚翁日記抜粋」(広島県立文書館資料集2)には「権大属佐藤守真殿より之示談二而、心学者連中之道話聞糺度旨二付、(中略)同廿八日、退庁掛ケ大属ヲ初メ、史生・使部辺迄不
- 180 元服は十一歳より出願を許すこと、華士族に実子が不在場合は年齢に拘らず養子出願を許すことが布令された。広島藩では翌年二月に再びこれを訓令した。

- 184・三 三好文圭 心学者三善文珪(一八〇一～一八七七)が文珪は豊田郡下竹<sup>しもたけ</sup>仁村の神職三善正清の子で、長崎で眼科を学んで帰国。中年から心学に傾倒して矢口来応につき蘊奥をきわめ、領内外を巡講した。中村辰次郎 広島藩士で心学者中村辰二郎。「前編」では勘定所賄方詰(一代)、四石一人扶持その後、会計局支配足輕賄方詰を経て、「後編」では使部補出納附賄方詰。
- 184・二四 平川重三郎 心学者平川煙草屋(重三郎)安政・文久年間頃に心学の三舎印鑑を授かる。賀屋忠恕・三善文珪等と領内を巡講し、明治二十五年死去。
- 185・二〇 糾弾所 明治三年十二月に市政局と郡吟味屋敷とともに糾弾所と改称した。
- 186・一 七節 広島藩では明治三年十二月二十八日、五節句に上元(一月十五日)、中元(七月十五日)を加えた七節には朝廷においても参賀式を挙行しているとして、藩庁では同四年から、当該日に登庁執務する場合は、礼服を着するよう布令した。
- 186・三 板倉又発郎 広島藩士。「後編」では使部出納附。
- 186・頭書 中山常右衛門 広島藩士。「後編」では無役卒族。宇佐美英之進・山川久左衛門・檜垣他人吉も同様。
- 187・七 山口文造 旧家老上田家士。家老廃止後は広島藩士。「後編」では学校係。
- 188・一 丹羽茂登吉 旧家老上田家士丹羽正司のことか。正蔵(正)・木野謙蔵・神田友輔の父。
- 188・三 高橋省吾 広島藩士。「後編」には第一大隊卒族と、無役卒族に同姓同名の者がある。
- 188・三 倉田虎之丞 広島藩士。「後編」では「倉田寅之丞」、無役卒族。
- 188・一六 河野金蔵 広島藩士。名は徴、号は小石、視庵(一八三三～一八九五)。商家の出身であったが、文久三年に藩の儒員となる。「前編」では儒者、八石三人扶持。「後編」では学校教授。廃藩後は広島師範学校教師などを勤めた後、下流川町の自邸で子弟を教育した。
- 189・三 宮本亥三次 広島藩士で心学者の宮本亥三三(一八三九～一九〇三)。号は知水、のち愚翁。実父は心学者の中村徳水。「後編」では使部農務附)。詳細は「宮本愚翁日記抜粹・恩ほうし」(広島県立文書

271 注

- 190・三  
館資料集(2)を参照のこと。この日のことを宮本は日記に「村上三郎次殿方へ道話二行、以後定日相極め来講いたし呉候様依頼有之」と記す。
- 190・三  
多家神社 安芸郡府中村鎮座の神社。別名は埃宮。「延喜式」神名帳の式内社名神大社)に比定される。江戸時代には安芸郡府中村の惣社大香氏)と松崎八幡社(三毛氏)とが各々式内社を主張して論争対立した。明治六年に広島県から多家神社を郷社に指定し、一社を創立するように決定したため両社を廃し、翌七年に双方の氏子が妥協して両社のほぼ中央に当たる「誰曾迺森」に両社を合祀して一村の氏神とし、両社の建物等に移転した。また、広島城三の丸稻荷社の社殿を解体、移築して社殿とした。同年に県社に列せられる。
- 190・一  
栗原直之進 旧家老東城浅野家士。「後編」では無役士族(三村権蔵引)。
- 190・三  
豊後日田県屯集之散賊 山口藩の脱退騒動の首謀者の一人である大楽源太郎等は、日田県に入り、明治三年十一月に士民を扇動して騒動を起こした。この騒動は直ちに鎮圧され、広島藩など西日本の諸藩に対して逃散凶徒の捕縛が命じられた。楠公社 幕末の尊王運動から楠木正成顕彰の熱が高まり、慶応四年四月、正成が殉難した兵庫に
- 189・二六  
191・一  
長門島明神 沼田郡江波村鎮座の神社。南は広島湾に望む。江波村の上山(血山)・下山(江波山)・丸子山は、古くは名原島・石切島・長門島と呼ばれていた。明神の由緒は不明だが、楽音寺「安芸国神名帳」佐東郡の「衣羽神社」に比定されている。「芸藩通志」巻四七には、「此社を一に長門明神と称する」とある。江波神社とも呼ばれていたが、明治四年以降は「衣羽神社」に復した。
- 192  
山口実造 旧家老上田家士。号は修斎。上田家の儒臣山口鳴鶴(清助)の子。「上田家中侍帳」では第四級中等御次詰。家老廃止後は広島藩士。明治四年三月に修道館教授。同年十二月に死去。
- 191・七  
山本五三郎 広島藩士。「後編」では無役卒族。伏見宮 東伏見宮嘉彰親王(一八四六—一九〇三)。伏見宮邦家親王の第八王子。王政復古に伴い還俗して仁和寺宮嘉彰親王と称し、議定や征討大將軍海陸軍務総督等に任じられ、戊辰戦争で功があった。明治三年二月に東伏見宮と改称し、同年十月からイギリスへ留学、同五年十月に帰国した。皇

- 族も幼年より軍務に服すよう建言し、自らも佐賀の乱の征討総督となり、西南戦争にも出征した。同十五年十二月に小松宮彰仁親王と改名した。
- 192・七 伏見満宮 能久親王(一八四七～一九九五)は伏見宮邦家親王の第九王子。慶応三年に公現法親王として寛永寺貫主・日光輪王寺門跡を継承、彰義隊や奥羽越列藩同盟の盟主に擁立され、降伏後は蟄居を命じられる。明治二年に許され伏見宮家に復帰して還俗、幼名の「伏見宮満宮」と呼ばれる。同三年十二月にプロイセンに留学、留学中に北白川宮家を相続した。明治十年の帰国後は陸軍少将から中将、第四師団長となり、台湾に出征して死去。田坂虎之助 広島藩士。明治三年十二月に岩倉具視の推薦により伏見宮満宮能久親王に随行してプロイセンへ官費で留学。同十五年十一月に帰国して、のち陸軍工兵大尉となる。その後の消息は不明。「後編」では学校通弁方。
- 192・八 東久世 東久世通暉(一八五一～?)は明治三年、伏見宮満宮能久親王に随行してプロイセンに渡り、同五年に帰国。
- 192・九 西園寺 西園寺公葉(一八四九～一九四〇)は、明治三年十月に官費でフランスへ留学、普仏戦争に敗北した第二帝政にかわり樹立されたバリ・コミューンがプロイセンに鎮圧される混乱の中をパリに到着し、以後十年間にわたって滞在。明治十三年に帰国した。のち第一二・一四代内閣総理大臣。降伏鎮静 一八七〇年九月十九日にプロイセン軍によりパリが包囲され、翌年一月二十八日に休戦協定が調印されてパリは陥落、普仏戦争は終結した。
- 192・九 渡六之助 広島藩士渡六之助(一八三九～一九二四)。後に正元。明治二年に兵学寮生徒であったときにフランス留学を命じられ、翌年三月にフランス着。フランスでは陸軍大兵学校で兵学を修める。帰国後は兵学寮兼幼年学校次長などを経て、太政官大書記官、元老院議員などを歴任し、同二十三年に勅選の貴族院議員となる。
- 192・九 太田徳三郎 広島藩士太田徳三郎(一八四九～一九〇四)は幼少より砲術を学び、明治元年に藩命によりフランスとスイスへ軍事留学した。同八年九月に帰国して陸軍に出仕。同十四年に陸軍砲兵大尉としてイタリア・オーストリア・フランスへ造兵技術研究のため派遣され、日清戦争では陸軍砲兵大佐として兵器・弾薬の製造、修理にあたった。その後大阪砲兵工廠提理、陸軍中将となる。「後編」では学校受引。

## 273 注

- 192・三 服部松太郎 広島藩士服部房右衛門(前編)では町方詰、一二石三人扶持、後編では無役士族三村権蔵(請引)の子。水谷貢と二十一日に広島を海路で出発、豊前大里から陸行して五月五日に鹿児島へ着、造士館へ入学した。学校の構設や諸規則を調査して藩へ報告、翌年四月まで鹿児島へ滞在した。外山從四位 外山光輔(一八四二-一八七二)は攘夷派の華族。維新後、政府が開国を国是としたことに憤慨し、同様に政府に不満を抱く華族の愛宕通旭(みちます)、明治二年十二月に発生した山口藩・奇兵隊脱隊騒動の首謀者であった大楽源太郎、それを支援する久留米藩などと連絡を取り合い政府の転覆を謀ったが、情報が漏れて同四年三月七日に外山十四日に愛宕が捕縛、東京の久留米藩邸は政府により押収、同藩知事は幽閉、同藩幹部も拘束された。首謀者の二人は同年十二月に自刃を命じられ、最終的には三三九名が逮捕された。
- 193・九 士族之輩屋敷等 藩士の秩禄改定により、広潤な屋敷を維持できない藩士が現れる一方、江戸詰藩士の帰国などにより居邸が不足するようになった。このため、藩士の居邸を藩へ返還させ、広潤な屋敷を分割するなどして、家禄の高下に応じ改めて支給することにした。
- 192・頭書 外山從四位 外山光輔(一八四二-一八七二)は攘夷派の華族。維新後、政府が開国を国是としたことに憤慨し、同様に政府に不満を抱く華族の愛宕通旭(みちます)、明治二年十二月に発生した山口藩・奇兵隊脱隊騒動の首謀者であった大楽源太郎、それを支援する久留米藩などと連絡を取り合い政府の転覆を謀ったが、情報が漏れて同四年三月七日に外山十四日に愛宕が捕縛、東京の久留米藩邸は政府により押収、同藩知事は幽閉、同藩幹部も拘束された。首謀者の二人は同年十二月に自刃を命じられ、最終的には三三九名が逮捕された。
- 193・頭書 佐水坂 文久二年(一八六二)、赤穂藩森家の家老森主税(可綱)と用人村上真輔(允修)が尊攘派藩士によつて暗殺された。明治四年二月二十九日、その犯人八木源左衛門ら六名が高野山廟役を命じられて登山の途中、村上四兄弟と助太刀三名により紀伊国伊都郡作水峠(みづのたけ)で待ち伏せられ、仇討ちを遂げられた。これを契機に同六年二月に復讐禁止令が出されたため、「最後の仇討ち」とされる。
- 194・頭書 但、銘々 この但書は、本文の「御払下ケ相願候上八」に付すべきもの。
- 196・一〇 津村要次郎 広島藩士。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 196・一五 藤川信受院 東城浅野家土故藤川弥七郎保明正しくは信寿院。邦裕母の阿重は村上家四代勇蔵の娘であったが、六代星右衛門に嫁ぐに際して弥七郎の養女となつたため、弥七郎は邦裕の母方の祖父、また父方の伯父に当たる。天保十年(一八三九)九月二十三日に死去。
- 196・一六 本照寺 城下新川場町の日蓮宗勝劣派寺院。藤川家の菩提寺。
- 196・一六 高田郡光円寺 高田郡坂村の円光寺の誤りか。ただし同寺は浄土真宗本願寺派。高田郡の日蓮宗寺院には吉田村の蓮華寺と多治比村の大徳寺がある。

274

- る。
- 197・一 大膳 前山口藩主毛利敬親(一八一九―一八七二)。  
明治四年三月二十八日に病死。
- 197・三 長門 山口藩知事毛利元徳(一八三九―一八九六)。  
明治二年六月四日、敬親隠居にともない藩主、版籍奉還で藩知事となる。廃藩置県後は東京へ移り第一五国立銀行頭取、公爵、貴族院議員となる。
- 197・八 斃牛馬并獣類 三月十九日、太政官は「斃牛馬勝手処置令」を公布し、死牛馬等はその持主が処分することになった。それまで死牛馬の処理と皮革業は穢多身分の人たちに独占的に課せられた役であるとともに、その生計を支えるための重要な職業であった。このため、この布令は穢多身分の人たちに大きな打撃を与えることになった。
- 197・九 木村新八郎 明治四年二月三日、旧幕臣で花巻支庁へ出張していた江刺県権大属の木村新八郎が暗殺された。六月十日、江刺県使部であった田中正造(足尾鉾毒事件の告発者)がその嫌疑により逮捕され、無罪放免となる同七年四月まで入獄した。
- 197・頭書 大学南校 明治二年一月、政府は、旧幕府の開成所をその跡地の神田錦町に開成学校として開校し、同年十二月、湯島の大学(本校)との位置関係から大学南校と改称した。洋学教育を担当する大学
- 197・頭書 南校では、欧米人教師から英語・仏語・独語を学ばせた。
- 197・頭書 リンク・タラス 明治三年十一月二十三日、大学南校の御雇教師リンクとタラスが東京神田鍋町で斬りつけられ、負傷する事件が発生した。捜索の結果、鹿児島藩士肥後壮七、杵築藩士加藤龍吉、関宿藩士黒川友次郎の三名が逮捕され、同四年三月二十七日、同年二月に発布された「新律綱領」に基づき、加藤と肥後は絞罪、黒川は准流刑十年に処せられた。
- 198・四 真鍋元御用屋 八丁馬場から南の広島城外濠に向けては、西から一丁目筋・真鍋筋・立町筋の三本の道が南北に走る。真鍋筋と八丁馬場が突当る南西角にあった旧関家の屋敷は文久三年正月の軍制改革の際に収用され、「真鍋御用屋敷」と呼ばれ、年寄以下の諸奉行が会合し協議する場として利用されたことがあった。
- 200・二 安神社 沼田郡北下安村に鎮座。明治六年に祇園社から安神社と社号を改める。
- 200・二 感神院 沼田郡北下安村の真言宗感神院は祇園社の別当で、維新前までは感神院住職が祇園社宮司を兼務した。神仏分離令により移転し、瑞城山歓喜寺と寺名も改めて存続した。

275 注

- 200・三 明星院 城下明星院村の真言宗御室派寺院。近世には浅野氏が信仰する城下五ヶ寺の一つで、双葉山社(饒津神社)の別当寺とされた。
- 201・二八 天満宮 城下天神町の天満宮は真言宗満松院の境内社であつたが、明治二年に神仏分離により住職は還俗して神官となつた。
- 202・六 異人江手疵 箱館の事件は確認できない。明治四年四月二十四日に新潟県雇の英国人教師キングが宿所で襲われ重傷を負つたが、生死に別条はなく、犯人も捕まらなかつた。
- 202・二六 尼崎管内 五月十八日の高潮により、尼崎県では又兵衛新田で死者一九人などの大きな被害が出ている。
- 203・二 岡山伊太郎 広島藩士。「後編」では使部補農務附。
- 204・四 三軒紺屋 城下東白鳥町の京橋川土手裾東辺りを、もと紺屋が三軒あつたことから「三軒紺屋」と称す。
- 204・一八 差紙建米 六月九日、藩士へ支給する家禄の米券である差紙を米蔵に提出し、現米と交換するには(建米)、これまで規程により制限されていたが、七月からは、城下や郡中を問わず希望者には交付を許すことにした。
- 204・一九 印鑑 四月四日、太政官は戸籍法を制定し、翌年二月から戸籍編制を行うことにした(壬申戸籍)。また、その準備として、全国主要都市では当年六月までに返籍・入籍を処理し、旅行・寄留者等へは必ず鑑札を交付するように布告した。広島藩では六月に仮規則を定め、二十九日より他管轄へ旅行する場合は鑑札のほか、氏神の守札を所持し、現地の戸長(取調役人)へ届けるよう命じた。
- 205・一八 国前寺 安芸郡尾長村の日蓮宗寺院。
- 205・一 高木乙松 広島藩士。「後編」では無役卒族。
- 208 宮浦松五郎 広島藩銃砲技師宮浦松五郎(一八三五-一八七一)。元治元年(一八六四)に広島藩から歩行組格の鋳物師として召抱えられ、江戸から広島に移住。船入村神崎に工場を構えて大砲製作に当たつた。洋服を着用するなど洋風の生活を好んだため、保守派の反感を買い、明治元年に上田家士を拳銃で即死させたことから罪に問われ、同四年六月三日に中島材木町誓願寺で土礼を以て切腹に処せられた。
- 208・一 安藤五郎 広島藩士。「前編」では学問所附、一七石三人扶持。「後編」では無役士族三村権蔵請引)。

- 208・八 去月廿三日 二十二日に命を受けて石井正敏が弾正台へ出頭、贖金事件に関する数条の糾弾に対して弁明を行ったが、広島藩へ監収を命じられた。在藩の神田正養は病気を理由に上京猶予を願い出たが、七月十八日、病気を押し上坂するよう命じられた。十二月十九日に大坂で下された判決では、旧藩役人は贖罪金、除族准流、除族徒刑など比較的軽い刑罰に留まった。
- 208・一〇 松島徳之丞 広島藩士。「後編」では権大属刑律係。
- 208・二 河名慎吾 広島藩士。「後編」では権少属席出仕(監察係)。
- 208・二 岩部百平 広島藩士。「前編」では用達書物書三人扶持。「後編」では少属刑律係。
- 209・四 永田恕助 広島藩士。明治二年八月に秘事補、十一月に政事堂権大属。「後編」では権大属機務係。
- 209・六 吉田喜大夫 広島藩士。「前編」では用達所物費用達所御歩行筆頭、「三三石三人扶持、明治二年十一月に政事堂権大属。「後編」では家政庁家従録事。
- 209・二 中西元禎 広島藩士。文久二年側医師並、「前編」では側医並、「三〇石三人扶持」。
- 210・八 御華族方東京御住居 明治三年十一月二十日、太政官は元公家同様に元武家の華族の東京住居を命じたが、知事在职者は妻子の赴任先への携帯を許した。翌年二月二十日にはすべて東京府貴族と定めた。
- 211・二五 俊造 広島藩士野村俊造。「後編」では無役士族(三村権蔵請引)。
- 212・二 大吞清記 大吞氏は安芸郡府中村の惣社の神官。江戸時代を通じて多家神社(たいし社)をめぐり松崎八幡社(三宅氏)と対立した。
- 212・七 三条右大臣 右大臣三条実美(一八三七-一八九一)。明治新政府で議定、副総裁、太政大臣などを歴任した。
- 212・一〇 田中從五位 太政官中弁の田中不二麿(一八四五-一九〇九)。名古屋藩士の出身で、維新後に参与制度事務掛、行政官弁事。のちに文部大輔、第一次松方内閣の司法大臣など。正二位に任じられ、子爵となる。
- 212・一〇 日下部大史 太政官大史の日下部東作(一八三八-一九三三)。号は鳴鶴。書家としても著名。彦根藩の出身で、維新後史官となり、大内史に進み、大書記官に転じたが、明治十二年に辞官した。
- 212・一七 藩ヲ廃シ 明治四年七月十四日、明治天皇は在

## 277 注

- 216215・頭書  
二三  
竹館様之御発駕 八月四日、浅野長訓(竹館様)・長勲夫人・浅野懋績(松園)が東京移住のため城内竹館を開門したところ、廃藩置県に動揺して広島へ詰めかけた領民に押し止められ、発駕は延期となった。これを契機に、広島県内は広島市中のほか
- 214・二四  
米沢藩 米沢藩は、戊辰戦争で奥羽越列藩同盟に参加して降伏し、戦後に減封の処分が行われた。その後、朝敵の汚名返上に務めるため、宮島誠一郎の指導により版籍奉還など政府の改革を積極的に支持し、高知藩と提携して急進的な藩政改革を推進した。これは六月十八日、同藩知事上杉茂憲が土族・卒に対して発した告諭文で、版籍奉還後の「郡県一致」の実現が藩の急務であり、米沢藩を「朝廷民政之出張所」と位置づけ、封建の旧習を廃することが必要であると説いた。
- 216  
二六  
登庁 邦裕は廃藩以来、そのまま権少属農務係の事務取扱いを命じられていたが、九月二十四日に改めて広島県権大属(農務係)を、十月十日には民事勸業係に任じられた。
- 217  
二  
湯川 旧広島藩士湯川貫一か。忠義(静次郎)の子。「前編」では吟味役(知郡局へ出動)、七人扶持(明治二年十一月に軍務権大属。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。同四年九月に広島県権大属、十月に民事勸業係に任じられる。
- 217  
二  
深町 旧広島藩士深町三郎左衛門。のち直敏と改名。「前編」では城郡役所詰(勘定所歩行筆頭格)、一六石三人扶持。「後編」では権少属(市務係)。明治四年十月に広島県権大属(民事勸業係)。
- 京の藩知事を召し、右大臣三条実美から廃藩置県の勅語と詔書を下した。万民を保全して万国に對峙することを国家的な課題とするため、廃藩置県が断行され、藩知事は免職、帰京が命じられた。広島では七月二十四日に広島城の「本城」に広島県庁が設けられ、土族全員を登庁させ、権大参事西村正倫から廃藩置県が伝達された。
- か領内各地で豪農や豪商・政府関係者宅への打ちこわしをともなう大騒動に発展した(武一騒動)。その期間は約二ヶ月に及び、浅野長訓の親書を受けて、県庁も官員(四名(八部隊)に命じて県下各郡を巡回させ説諭に当たらせた。邦裕は七日に堀禎二郎・松尾清太郎とともに高田・高宮郡へ出張したほか、八月十五日には山県郡農民暴動鎮撫、九月十八日には佐伯郡農民鎮撫のため出張している。この混乱のため、日記は残念ながら約三ヶ月にわたって欠落している。

- 217・三 三館へ移庁 広島城は兵部省の管轄となり、本丸には鎮西鎮台第一分営が置かれたため、広島県庁は三之丸へ移転した。
- 217・三 吉村充蔵 旧広島藩士。後に博と改名。「前編」では町方詰(書翰方列)、一四石三人扶持、明治二年十一月に市政局判事。「後編」では少属(市務係)。同四年十月に広島県権大属(民事勸業係)。
- 218・二 中島勉作 旧広島藩士。旧名は干城か。明治二年八月に監察。「後編」では権大属(監察係)。同四年十月に広島県権大属に任じられるが、同月依願免職。
- 218・八 梶川清之丞 旧広島藩士梶川清之助か。明治元年頃の「家中屋敷割図」には八丁馬場の東詰南側に同人の屋敷が見える。同人は「前編」では歩行頭、九〇〇石。
- 218・九 村上 旧広島藩士村上伸之介か。後に弘と改名。「前編」では吟味役、一五石三人扶持。「後編」では権大属席出仕(出納係)。廃藩後東京から帰県、同様の事務取扱を命じられ、十月に民事殖産係。
- 218・一八 八島環（本名） 旧広島藩士。旧称は伊織。「前編」では馬廻組(野村帯刀組)、七五〇石。「後編」では無役士族(二川千尋請引)。
- 219・一 山口太郎介 旧広島藩士。「前編」では紙蔵詰
- 219・一 伊藤次郎平 旧広島藩士。「前編」では材木場詰、八石二人扶持。「後編」では使部(出納附)。明治四年十月に広島県史生出仕(民事殖産係)。
- 220・一四 千本久信 福井県士族。明治四年十一月十五日に同県権大参事から広島県第二代権参事として着任したが、赴任しないまま十一月二十七日、再び福井県へ転任する。
- 221・一 七拾五郎 廃藩置県直後は一使(開拓使)三府(東京・京都・大坂)三〇二県が置かれたが、統廃合が進められ、同年十一月二十二日まで一使三府七二県となった。
- 221・二 甲奴郡 明治四年十一月十五日、山陽・山陰両道の諸県が統廃合された結果、新広島県は従来の管轄範囲に加えて、新たに甲奴郡内の旧倉敷県所轄一二村、旧中津県所轄一二村を加えることになった。

